

令和2年度 老人保健事業推進費等補助金
老人保健健康増進等事業

介護・労働施策等の活用による
家族介護者支援に関する調査研究事業
報告書

令和3(2021)年3月



三菱UFJリサーチ&コンサルティング

■ 目次 ■

第Ⅰ部 本事業の概要	1
1. 事業実施目的	1
2. 調査テーマ	2
3. 調査方法	2
4. 検討委員会の設置、実施	3
第Ⅱ部 家族介護者支援に関わる既存施策の整理	6
1. 整理の目的・視点	6
2. 主な関連施策の系譜・推移	6
3. 現在行われている家族介護者支援に関する取組	9
第Ⅲ部 地域包括支援センターに対するアンケート結果	15
1. 調査概要	15
2. 集計結果	17
第Ⅳ部 地域包括支援センター等に対するヒアリング結果	73
第1章 調査概要	73
第2章 ヒアリング結果報告	77
1. 大阪府吹田市	77
2. 鹿児島県霧島市	84
3. 東京都大田区	92
4. 福井光地域包括支援センター（福井県福井市）	111
5. 別府市浜脇地域包括支援センター（大分県別府市）	114
6. 岐阜市地域包括支援センター南部（岐阜県岐阜市）	116
7. 岸和田市地域包括支援センター萬寿園葛城の谷（大阪府岸和田市）	121
8. 東郷町南部地域包括支援センター東郷苑（愛知県東郷町）	125
9. 地域包括支援センター鎌倉市社会福祉協議会（神奈川県鎌倉市）	129
10. いなぶ包括支援センター（愛知県豊田市）	132
第Ⅴ部 まとめ	136
1. 職員に対する家族介護者支援に取り組む必要性の理解促進	136
2. 家族介護者の支援ニーズの把握方法への理解促進	136
3. 家族介護者支援に関する研修等の実施	137
4. 家族介護者自身への相談窓口等の周知	137
5. 地域の介護サービス事業所、地域団体等との連携	137
6. 都道府県の役割	138
7. 企業や事業所等への働きかけ	138
第Ⅵ部 労働施策や地域資源等と連携した市町村、地域包括支援センターにおける 家族介護者支援 取組ポイント	139
資料編	185
【地域包括支援センターアンケート票】	187

第 I 部 本事業の概要

1. 事業実施目的

家族介護者の就労継続のためには、介護に関する相談だけでなく、職場の両立支援制度等、労働施策も適切に組み合わせながら、就労を継続できるように支援することが大切であり、地域包括支援センターにおいては、家族に対して、介護施策、労働施策の両面から、情報提供や相談に応じる機能の充実が求められている。初期段階における相談支援のほか、支援を必要とする場合に適切に制度につながるなど、それぞれの段階に応じた切れ目のない支援が重要となる。しかしながら、介護施策と労働施策を組み合わせた情報提供や、両分野の連携は十分に進んでいない状況にある。

こうした中、平成 30 年 7 月 4 日に、厚生労働省より「市町村及び地域包括支援センターが行う家族介護者支援について 老振発 0704 第 3 号」が通知され、地域包括支援センターの業務の一つとして位置づけられている総合相談支援業務における家族介護者への支援の具体的な方法として、「市町村・地域包括支援センターによる家族介護者支援マニュアル～介護者本人の人生の支援～」が全国の自治体、地域包括支援センターに展開された。

市町村や地域包括支援センターの中には、こうしたマニュアルや事例集等を活用し、労働施策や企業等と連携して、就労している家族介護者に対して、充実した取り組みを行っているところがある。一方で、既存施策を十分に活用しきれていないところも多いものと思われる。

そこで、本事業では、家族介護者支援マニュアル等、既存の家族介護者支援に資する制度を整理した上で、独自の施策や取組を推進している地域包括支援センターの取組事例を収集し、全国の地域包括支援センターで、介護施策、労働施策等を効果的に活用できるよう、家族介護者の就労継続を支援する方策を報告書に取りまとめる。また、地域包括支援センター等での活用しやすくなるように、市町村、地域包括支援センターが労働施策と連携して行う家族介護者の就労継続支援に関わる取組ポイントと、各取組の具体的な取組手法を取りまとめる。

さらに、就労継続支援以外にも、認知症の人とその家族をはじめとする家族介護者に対する支援の充実のためには、地域包括支援センターが、介護サービス事業所等の地域資源と連携し、身近な地域で相談に応じたり、継続して支える体制を構築することも有効である。そこで、地域包括支援センターが地域資源と連携して、効果的に地域の相談ニーズに対応している取組事例もあわせて収集し、同様に、取組ポイントや具体的な取組手法を取りまとめる。

2. 調査テーマ

- 家族介護者支援に関わる既存施策の整理
- 地域包括支援センターが労働施策と連携して行う家族介護者の就労継続支援の実態把握、取組の工夫等の整理
- 家族介護者の就労の有無に関わらず、地域包括支援センターが地域資源と連携して行う認知症の人とその家族をはじめとする家族介護者支援の実態把握、取組の工夫等の整理
- 市町村や地域包括支援センターにおいて、介護施策と労働施策が連携して取り組む家族介護者の就労継続支援、地域資源と連携して取り組む家族介護者支援に関わる取組について、手順を追ってまとめた手引きを作成

3. 調査方法

(1) 既存施策の整理

①調査目的

「家族介護者支援」が政策上どのように位置づけられてきたか、またそうした流れを踏まえて、国及び自治体にて現在どのように施策・取組が展開されているのかを整理することを目的とする。

②調査方法

既存の家族介護者支援に関する制度を踏まえた上で調査を開始するため、文献調査により、家族介護者支援に関する既存施策や制度の整理を行う。

(2) 地域包括支援センターに対するアンケート

①調査目的

センターにおける家族介護者に対する相談支援等の実態や、家族介護者が働いている場合の対応、労働施策との連携、地域資源の活用等について、実態や課題、取組事例を把握し、地域包括支援センターで家族介護者支援を行うにあたっての取組等の検討や取組ポイントの取り纏めに活用する。

②調査対象

全国の地域包括支援センター 約5,100か所

③調査方法

インターネット調査

(都道府県→市町村経由でメールにて調査票を掲載しているURLを案内)

④調査実施時期

令和2年12月9日～令和3年1月15日（当初締切12月25日）

⑤回収状況

3,067件（59.4%） ※回収率は昨年度の運営状況調査5,167件で算出

（3）地域包括支援センター等に対するヒアリング

①調査目的

地域包括支援センターにおける家族介護者支援の事例を収集し、全国の地域包括支援センターにおいて、家族介護者の就労継続を支援する方策、地域資源と連携して認知症の人とその家族をはじめとする家族介護者を支援する方策等の検討、市町村や地域包括支援センターに対する取組の手引の取りまとめ等に活用する。

②調査対象

10か所

③調査方法

訪問または電話、WEB会議システム等によるヒアリング

④調査実施時期

令和2年11月～令和3年3月

4. 検討委員会の設置、実施

（1）検討委員会

敬称略 五十音順

氏名	現職（令和3年3月現在）
大口 達也	高崎健康福祉大学 健康福祉学部社会福祉学科 講師
熊谷 祐子	全国社会保険労務士会連合会 分野別業域拡大支援部会委員
小島 淳史	さいたま市 保健福祉局 長寿応援部 いきいき長寿推進課 課長補佐
小薮 基司	社会福祉法人若竹大寿会 横浜市すすき野地域ケアプラザ 所長
佐藤 博樹	中央大学大学院 経営戦略研究科 教授
佐藤 正枝	燕市分水地区地域包括支援センター 管理者・主任介護支援専門員
塩入 徹弥	大成建設株式会社 管理本部人事部 部長
中嶋 圭子	日本ケアラー連盟 理事
◎和田 敏明	ルーテル学院大学 名誉教授

◎座長

(2) 作業部会

敬称略 五十音順

氏名	現職（令和3年3月現在）
長田 裕美子	東京海上日動ベターライフサービス株式会社 産業ケアマネジャー
西 千晴	三重県玉城町 保健福祉課地域共生室 主任主事
藤原 一仁	岩手県矢巾町 健康長寿課 係長
柳川 剛秀	奈良市二名地域包括支援センター センター長
◎和田 敏明	ルーテル学院大学 名誉教授

◎座長

【厚生労働省オブザーバー】

敬称略

氏名	現職
佐々木 忠信	厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課 地域づくり推進室 室長補佐
藤原 里美	厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課 地域づくり推進室 地域包括ケア推進官
平嶋 由人	厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課 地域づくり推進室 地域包括ケア推進係 係長
清水 智子	厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課 地域づくり推進室 地域包括ケア推進係 主査
岩田 卓	厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課 地域づくり推進室 地域包括ケア推進係 係員
加藤 明子	厚生労働省 雇用環境・均等局 職業生活両立課 課長補佐
市川 朝美	厚生労働省 雇用環境・均等局 職業生活両立課 育児・介護休業係 係長
齋藤 友美	厚生労働省 雇用環境・均等局 職業生活両立課 育児・介護休業係 係員

【当社研究員体制】

氏名	現職
鈴木 陽子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング 共生・社会政策部 主任研究員
野田 鈴子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング 共生・社会政策部 研究員
服部 保志	三菱UFJリサーチ&コンサルティング 共生・社会政策部 研究員
横幕 朋子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング 共生・社会政策部 研究員
米村 紀美	三菱UFJリサーチ&コンサルティング 組織人事戦略室（大阪） シニアコンサルタント
国府田 文則	三菱UFJリサーチ&コンサルティング 政策研究事業本部 客員フェロー

(3) 検討スケジュール

	委員会	作業部会
令和2年 9月18日(金)	第1回委員会・作業部会：合同開催 ・全体事業計画案 ・家族介護者支援に関わる既存施策の整理 ・アンケート項目案 ・ヒアリング実施計画素案	
10月22日(木)		第2回 ・アンケート票案 ・ヒアリング実施計画案 ・取組ポイント構成案
令和3年 1月14日(木)	第2回 ・アンケート中間報告 ・ヒアリング進捗報告 ・取組ポイント素案 ・報告書構成案	
3月9日(火)	第3回委員会・第3回作業部会：合同開催 ・地域包括支援センターアンケート結果 ・市町村・地域包括支援センターヒアリング結果 ・取組ポイント素案 ・報告書構成案	
3月24日(水)	第4回 ・報告書案	

第Ⅱ部 家族介護者支援に関わる既存施策の整理

1. 整理の目的・視点

- 家族介護者の就労及び生活の支援に関して、自治体・地域包括支援センター独自の施策や取組を推進している事例を把握するにあたり、「家族介護者支援」が政策上どのように位置づけられてきたか、またそうした流れを踏まえて、国及び自治体にて現在どのように施策・取組が展開されているのかを整理することを目的とする。
- 整理にあたっては、高齢者介護・福祉行政及び労働行政だけでなく、政府の動きや自治体における関連施策を横並びで把握できるようにする。

2. 主な関連施策の系譜・推移

- 図表 1 にて、2000 年前後からの介護保険分野、労働分野、政府における主な重要施策等を時系列に沿ってまとめた。

(1) 高齢者介護・福祉行政

- 介護保険制度創設（2000）以降に進められてきた家族介護者支援は、介護用品の支給や介護教室の開催など、家族が行う「介護」そのものに対する支援が中心であった。
- 「ニッポン一億総活躍プラン」（2016）にて「介護離職ゼロ」という目標が掲げられたことで、家族介護者支援施策の充実強化の方向性が明確に示されることとなった。そこで、家族介護者を「要介護力」として支援するだけでなく、家族介護者自身の生活・人生の質の向上を支援する視点が加えられるようになった。
- また「第7期介護保険事業（支援）計画に関する基本方針」（2017）の中に介護を行う家族への支援・虐待防止対策の推進や「介護離職ゼロ」に向けたサービス基盤の整備等が明記され、各都道府県・市区町村は介護保険事業支援計画及び介護保険事業計画を定めることとなった。
- 認知症の人の介護者に対する支援に焦点を当てると、「認知症の医療と生活の質を高める緊急プロジェクト」（2008）にて家族支援の重要性が明記され、その後も「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」（2015）、「認知症総合支援事業」（2015）などにも、介護者への支援や認知症の人を地域で支える視点が盛り込まれた。

(2) 労働行政

- 介護休業法制化（1995）以降、介護給付の創設、対象労働者の拡大、休業取得の柔軟化（回数制限の緩和、介護休暇の創設等）がすすめられてきた。
- 特に、休業取得の柔軟化については、介護休業の分割取得や、1日または時間単位での介護休暇が取得可能になったことで、介護のマネジメント・調整がしやすくなり、働き続けるための支援体制が整えられることとなった。
- 上記に加えて、「仕事と介護を両立できる職場環境の整備促進のためのシンボルマーク（トモ

ニンマーク)」の策定（2014）、企業を対象とした「仕事と介護の両立支援ガイド」（2018）の作成等により、企業や労働者に対して、仕事と介護の両立を達成できる就労環境の整備・制度の活用が働きかけられている。

図表 1 家族介護者支援に関わる主な施策の流れ

年	国政			自治体関連施策
	高齢者介護・福祉行政	労働行政	内閣府等	
1995(平成7) 1996(平成8)		育児休業法改正(介護休業制度創設)	「高齢社会対策大綱」策定 「職業生活と家庭生活との両立支援対策の推進」として、育児・介護休業を取得・職場復帰しやすい環境づくり、両立できる雇用・就業環境の整備が明記	
1999(平成11)	地域福祉権利擁護事業 2007年～「日常生活自立支援事業」に名称変更。社会福祉法2条3項では社会福祉事業のひとつとして「福祉サービス利用援助事業」の名称で定義された。	介護休業給付創設 雇用保険の被雇用者が介護休業を取得した場合、賃金の25%を支給		
2000(平成12)	介護保険制度創設 家族介護支援特別事業の任意事業化 ①家族介護教室 ②介護用品の支給 ③家族介護交流事業(元気回復事業) ④家族介護者ヘルパー受講支援事業 ⑤徘徊高齢者家族支援サービス事業 ⑥家族介護慰労事業 成年後見人制度施行	介護休業給付の給付率引き上げ(40%)		
2001(平成13)				
2003(平成15)	介護予防・地域支え合い事業 上記①～⑥に、⑦認知症高齢者家族やすらぎ支援事業が追加			
2004(平成16)		育児・介護休業法改正 介護休業の対家労働者の拡大、 介護休業の回数制限の緩和		
2005(平成17)	介護保険法改正 地域支援事業の構築、その中に任意事業として家族介護支援事業が再構成 ①家族介護支援事業(介護教室) ②認知症高齢者見守り事業 ③家族介護継続支援事業(介護者のヘルスチェック、健康相談、介護用品の支給、交流会の開催等) 「痴呆」という言葉から「認知症」に変更 「認知症を知り 地域をつくる10か年」 認知症サポーター養成講座設置			
2007(平成19)			ワーク・ライフ・バランス憲章 仕事と生活の調和推進のための行動指針 企業・労働者、国民、国、自治体の行動指針が策定。	
2008(平成20)	「認知症の医療と生活の質を高める緊急プロジェクト」報告書 「適切なケアの普及及び本人・家族支援」の重要性について明記。			
2009(平成21)		育児・介護休業法改正 介護休暇制度創設(年5日)		
2012(平成24)	「今後の認知症施策の方向性について」策定			
2013(平成25)	認知症施策推進5か年計画(オレンジプラン)			
2014(平成26)	介護保険法改正 家族介護支援事業における具体的な事業内容として以下を規定 ・認知症高齢者見守り事業 ・介護教室の開催 ・介護自立促進事業 ・介護者交流会の開催 ・健康相談・疾病予防等事業 認知症サミット後継イベント開催			
2015(平成27)	認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン) 7つの柱の中に、「認知症の人の介護者への支援」、「認知症の人やその家族の視点の重視」が明記 認知症総合支援事業 地域支援事業の包括的支援事業に位置付けられる。その中の「認知症地域支援・ケア向上事業」において認知症地域支援推進員を配置			
2016(平成28)		育児・介護休業法改正 3回を上限として介護休業の分割取得 介護休暇が半日単位の取得 介護休業給付の給付率引き上げ(67%)	ニッポン一億総活躍プラン 介護離職ゼロ、女性活躍が方針化 -仕事と介護の両立の視点	堺市:ダブルケア相談窓口設置 基幹型包括支援センターにて、子育てと介護の両方を担っているダブルケアを行う人に向けた相談窓口を開設
2017(平成29)	介護保険法改正 第7期介護保険事業(支援)計画に関する基本方針 ・介護を行う家族への支援や虐待防止対策の推進 ・「介護離職ゼロ」に向けた、介護をしながら仕事を続けることができるようなサービス基盤の整備			
2018(平成30)	新オレンジプラン改定		「高齢社会対策大綱」改定 「介護と仕事の両立支援」として、介護を理由にした離職を防止するための環境づくり、仕事と介護の両立に関する内容が反映 「規制改革推進実施計画」閣議決定 ・介護休暇制度の更なる柔軟化 ・介護をしながら働く労働者への情報共有の徹底	
2019(令和1)	「介護保険制度の見直しに関する意見」 「(現金給付を)現時点で導入することは適当ではなく、「介護離職ゼロ」の実現に向けた取組や介護者(家族)支援を進めることが重要である。」	育児・介護休業法施行施策等改正 介護休暇の時間単位の取得		
2020(令和2)			「認知症施策推進大綱」策定 5つの柱の中に「普及啓発・本人発信支援」 「医療・ケア・介護サービス・介護者への支援」が明記 家族介護者支援のみならず、地域の民間部門との連携等についても明記されている	埼玉県:ケアラー支援条例成立 ヤングケアラーへの支援、事業者が行う従業員への支援等について明記

3. 現在行われている家族介護者支援に関する取組

(1) 国レベルで行われている施策

① 「ニッポン一億総活躍プラン」介護離職ゼロの実現

○2016（平成28）年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において「介護離職ゼロ」という目標が掲げられ、家族介護者支援施策の充実強化の方向性が明確に示されることとなった。

○具体的な施策の一つとして、地域包括支援センターは、ハローワーク等との連携により、介護離職の防止に向けた取組を強化することとされており、地域包括支援センター等の介護部門と労働部門等が連携して介護離職防止のための取組を推進していくことについて触れられている。

図表 2 日本ニッポン一億総活躍プランより

「③介護する家族の不安や悩みに答える相談機能の強化・支援体制の充実」



(資料) 閣議決定「ニッポン一億総活躍プラン」平成28年6月2日

②市町村・地域包括支援センターによる家族介護者支援マニュアル

- 地域包括支援センターの業務に位置づけられている総合相談支援業務における家族介護者への支援の具体的な方法として、「市町村・地域包括支援センターによる家族介護者支援マニュアル～介護者本人の人生の支援～」が全国の自治体、地域包括支援センターに展開された。
- ここでは、市町村や地域包括支援センターにおけるこれからの家族介護者支援の目指す方向性や、介護離職防止、家族介護者支援に向けた具体的な取組、手法のポイントが紹介されている。

図表 3 「市町村・地域包括支援センターによる家族介護者支援マニュアル～介護者本人の人生の支援～」



(資料) 厚生労働省「市町村・地域包括支援センターによる家族介護者支援マニュアル～介護者本人の人生の支援～」平成30年3月 <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000307003.pdf>

③介護を行う労働者が利用できる制度・公的給付

図表 4 介護休業制度等の概要

制度	概要
介護休業	<ul style="list-style-type: none"> ● 要介護状態にある対象家族1人につき通算93日まで、3回を上限として分割して休業を取得することができる ● 有期契約労働者も要件を満たせば取得できる
介護休暇	<ul style="list-style-type: none"> ● 通院の付き添い、介護サービスに必要な手続きなどを行うために、年5日（対象家族が2人以上の場合は年10日）まで1日又は時間単位で介護休暇を取得することができる ● 2021年1月1日から、時間単位での取得が可能となる
所定外労働の制限 (残業免除)	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護が終了するまで、残業を免除することができる
時間外労働の制限	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護が終了するまで、1か月24時間、1年150時間を超える時間外労働を制限することができる
深夜業の制限	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護が終了するまで、午後10時から午前5時までの労働を制限することができる
所定労働時間の 短縮等の措置	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業主は、利用開始の日から3年以上の期間で、2回以上利用可能な次のいずれかの措置を講じなければならない <ul style="list-style-type: none"> ・短時間勤務制度 ・フレックスタイム制度 ・時差出勤の制度 ・介護費用の助成措置 ※労働者は、措置された制度を利用することができる
不利益取扱いの禁止	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護休業などの制度の申し出や取得を理由とした解雇など不利益な取扱いを禁止している
介護休業等に関する ハラスメント防止措置	<ul style="list-style-type: none"> ● 上司・同僚からの介護休業等を理由とする嫌がらせ等を防止する措置を講じることを事業主に義務づけている
介護休業給付金	<ul style="list-style-type: none"> ● 雇用保険の被保険者が、要介護状態にある家族を介護するために介護休業を取得した場合、一定要件を満たせば、介護休業期間中に休業開始時賃金月額67%の介護休業給付金が支給される

(資料) 厚生労働省「介護で仕事を辞める前にご相談ください」リーフレット 平成31年2月より、MURC作成

(2) 自治体レベルで行われている取組

○上記のような政策的動向を踏まえて、実際に自治体・地域包括支援センターで行われている取組例を以下のとおりまとめた。

<家族介護者支援の取組例>

①【出前講座、出張相談】

地域包括支援センターが、家族介護者にとって身近な場所へ出向いて、講座や相談を実施。就労している家族介護者に対しては、社会保険労務士等の労働分野の専門職と企業・事業所へ出向いて、介護離職防止、仕事と介護の両立、就労継続支援に関する講座・相談を実施。

②【セミナー、フォーラムの開催】

家族介護者を対象としたセミナー、フォーラムの開催。就労している家族介護者に対しては、介護部門と労働部門が連携して、介護離職防止、仕事と介護の両立、就労継続支援に関するセミナー、フォーラムを開催。講演をそれぞれの分野で分担。

③【リーフレット、冊子の作成】

家族介護者向けのリーフレット、冊子の作成。就労している家族介護者に対しては、介護保険制度、育児介護休業法の解説、両者を上手く組み合わせ、仕事と介護を両立する方法などを紹介したリーフレット、冊子を作成。労働部門に協力を得て、企業等へ配布。

④【家族介護者が参加しやすいカフェ、サロン等の開催】

地域の介護サービス事業所等と連携して、家族介護者も参加できるカフェやサロン等を開催。身近な地域で相談ニーズを把握し、必要に応じて地域包括支援センターへつないだり、連携した取組を行う。

また、労働施策と連携し、就労している家族介護者を対象とした取組を実施することも考えられる。

⑤【見守りや訪問の実施】

見守りネットワークの中で、要介護者だけでなく、家族介護者やその他家族を含めて、気がかりな人に気づき、支援につなげる取組を行う。見守りネットワークは、地域住民による日常のさりげない見守りから、研修等により育成した見守り支援員等による訪問などが考えられる。

⑥【介護部門、労働部門の庁内・地域における連携組織、連携体制の構築】

地域包括支援センターに就労している家族介護者から相談があった場合に、適切な連携先につながるようなことができるように、介護部門、労働部門の庁内・地域における連携組織、連携体制の構築。一元的な相談対応等の実施。

⑦【地域ケア会議等、多職種・多機関が参加する会議において、家族介護者支援について検討】

地域ケア会議等の多職種・多機関が参加する会議において、介護サービス事業者、地域の企業・事業所、庁内の労働部門等が参加し、地域で家族介護者をどのように支えるか、労働部門が参加する場合は、就労継続支援についてどのような取組が必要かなどを検討する回を設置。

⑧その他

／等

<自治体の具体的取組事例>

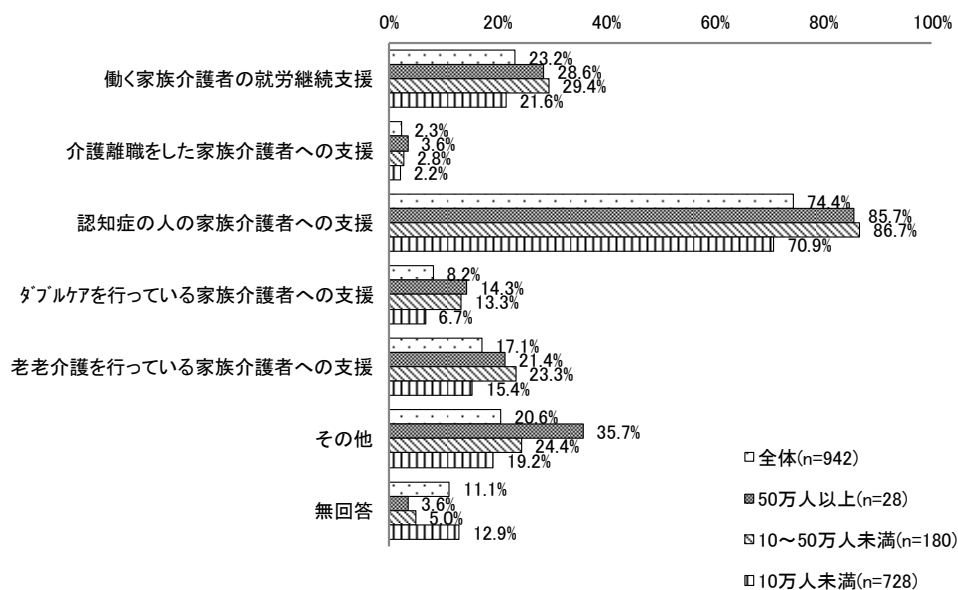
自治体名	取組名	前頁取組例番号
福岡県	仕事と介護の両立「休日街かど相談」、介護と仕事の両立支援に関する従業員向け「出前講座・相談」	①
大阪府堺市	ダブルケア相談窓口の設置	⑥
岩手県花巻市	在宅介護者等訪問相談事業	⑤
山形県	介護離職ゼロ啓発事業	①
埼玉県	介護者支援セミナー	②
群馬県	企業とともに認知症について考えるセミナー	②
愛知県東海市	家族介護支援事業、ケアラーズカフェ日向家	①、④
東京都練馬区	パンフレット「仕事をつづけながら介護するために」の配布	③
栃木県栃木市	栃木市中小企業介護相談員派遣事業	①
埼玉県	ケアラー条例	⑧

※厚生労働省「市町村・地域包括支援センターによる家族介護者支援マニュアル～介護者本人の人生の支援～」(平成30年3月)、三菱UFJリサーチ&コンサルティング「令和元年度老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業「市町村、地域包括支援センターにおける家族介護者の就労継続支援に関わる取組ポイント」(令和2年3月)に掲載されている事例より作成。

<参考>市区町村における家族介護者支援施策の実施状況

○家族介護者に関して実施している施策をみると、全体では「認知症の人の家族介護者への支援」が74.4%でもっとも割合が高く、次いで「働く家族介護者の就労継続支援」が23.2%となっている。

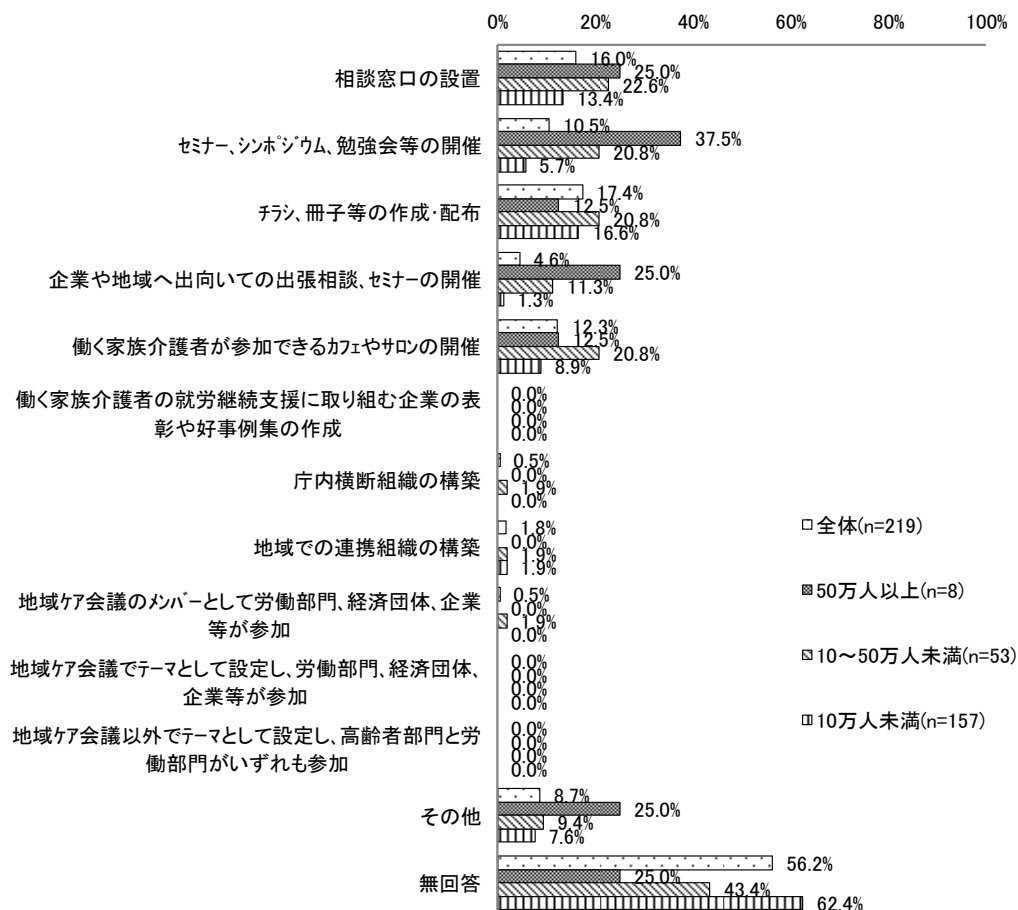
図表 5 人口規模別 家族介護者支援に関して実施している施策



(資料) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング
 「令和元年度 老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業
 介護離職防止のための地域包括支援センターと労働施策等との連携に関する調査研究事業報告書」
 令和2年3月

○次に、「働く家族介護者への就業継続支援」を実施している市区町村について、実施している取組をみると、全体では「チラシ、冊子等の作成・配布」が17.4%でもっとも割合が高く、次いで「相談窓口の設置」が16.0%となっている。

図表 6 人口規模別 働く家族介護者に対する就労継続支援で実施している取組



(資料) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング
「令和元年度 老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業
介護離職防止のための地域包括支援センターと労働施策等との連携に関する調査研究事業報告書」
令和2年3月

第Ⅲ部 地域包括支援センターに対するアンケート結果

1. 調査概要

(1) 調査目的

○地域包括支援センターに対してアンケートを行い、地域包括支援センターにおける家族介護者に対する相談支援等の実態や、家族介護者が働いている場合の対応、労働施策との連携、地域資源の活用等について、実態や課題、取組事例を把握し、地域包括支援センターで家族介護者支援を行うにあたっての取組等の検討や取組ポイントの取り纏めに活用する。

○アンケートで得られた情報は、ヒアリング調査の対象選定にも活用する。

(2) 調査対象

全国の地域包括支援センター 約 5,100 か所

(3) 調査方法

インターネット調査

(都道府県→市町村経由でメールにて調査票を掲載している URL を案内)

(4) 調査実施時期

令和2年12月9日～令和3年1月15日(当初締切12月25日)

(5) 回収状況

3,067件(59.4%) ※回収率は昨年度の運営状況調査5,167件で算出

(6) 主なテーマ

- ・地域包括支援センターにおける家族介護者支援の実施状況
- ・働いている介護者に対する相談支援の実施状況
(相談実績、相談内容、対応の工夫、労働施策との連携、支援を行う上での課題等)
- ・総合相談以外での就労継続支援のための施策の取組状況
(出前講座、セミナー、冊子作成、カフェ・サロンの開催等)
- ・取り組んでいる場合、取組の連携先、取り組んだ経緯、工夫、効果、課題等
- ・取り組んでいない場合、取組を行う上での課題

- ・地域資源と連携した家族介護者支援の実施状況
(取組内容、連携先、取組の工夫、取組の効果、連携する上での課題等)
- ・今後、労働部門と連携した就労継続支援、地域資源と連携した家族介護者支援で実施してみたい取組
- ・家族介護者支援マニュアルの活用状況 / 等

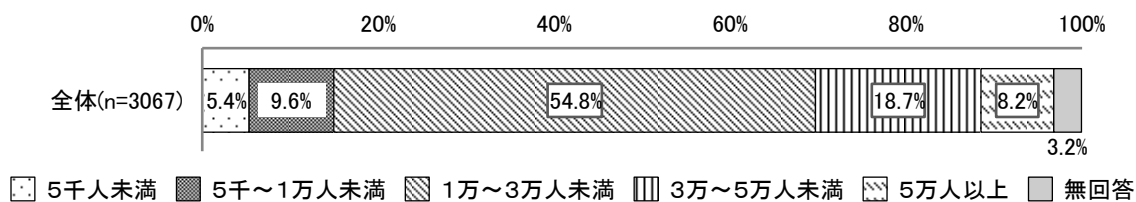
2. 集計結果

(1) 地域包括支援センター（以下、「センター」という。）の概要

①センター圏域の人口

センター圏域の人口をみると、「1万～3万人未満」が54.8%でもっとも割合が高く、次いで「3万～5万人未満」が18.7%となっている。

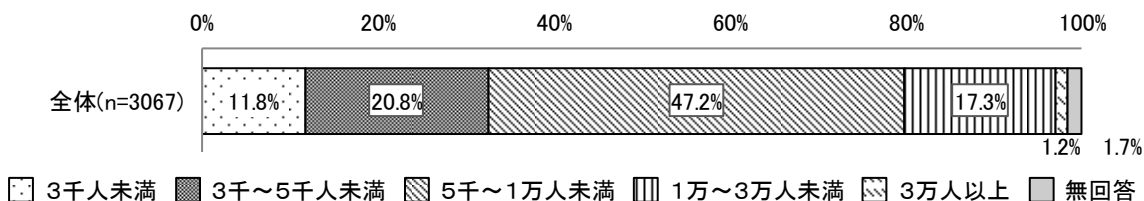
図表 7 Q1 センター圏域の人口：単数回答



②センター圏域の高齢者人口：65歳以上

センター圏域の高齢者人口（65歳以上）をみると、「5千～1万人未満」が47.2%でもっとも割合が高く、次いで「3千～5千人未満」が20.8%となっている。

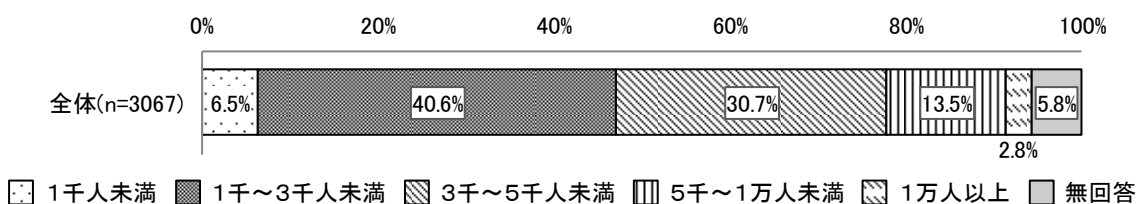
図表 8 Q2① センター圏域の高齢者人口：65歳以上：単数回答



③センター圏域の高齢者人口：65～74歳

センター圏域の高齢者人口（65～74歳）をみると、「1千～3千人未満」が40.6%でもっとも割合が高く、次いで「3千～5千人未満」が30.7%となっている。

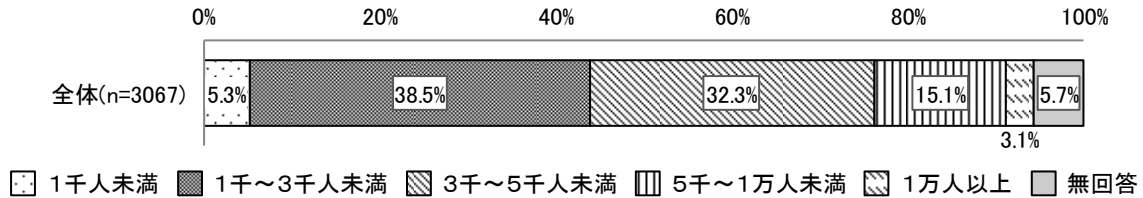
図表 9 Q2② センター圏域の高齢者人口：65～74歳：単数回答



④センター圏域の高齢者人口：75歳以上

センター圏域の高齢者人口（75歳以上）をみると、「1千～3千人未満」が38.5%でもっとも割合が高く、次いで「3千～5千人未満」が32.3%となっている。

図表 10 Q2③ センター圏域の高齢者人口：75歳以上：単数回答



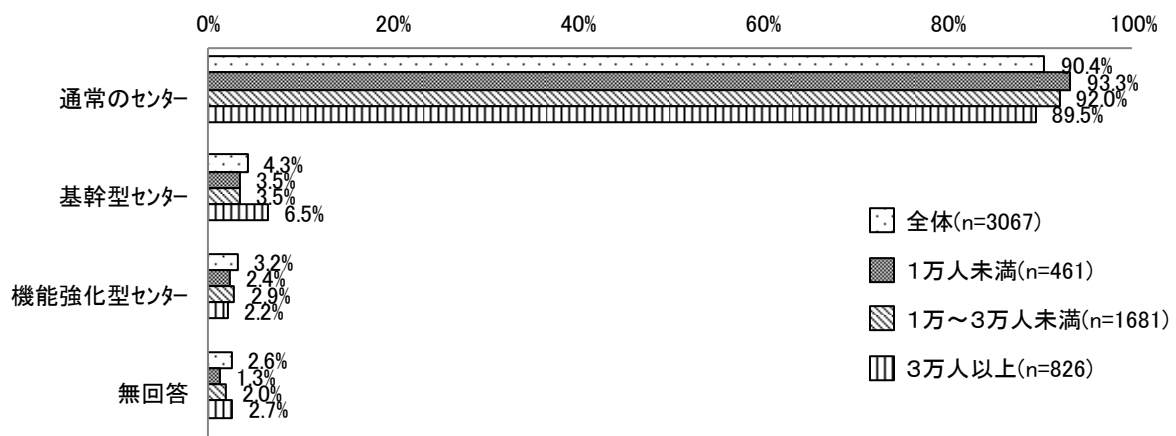
⑤センターの類型

本設問以降では、センター圏域の人口別にクロス集計を行っていく。

センターの類型をみると、「全体」では、「通常のセンター」が90.4%でもっとも割合が高く、次いで「基幹型センター」が4.3%となっている。

「1万人未満」では、「通常のセンター」が93.3%でもっとも割合が高く、次いで「基幹型センター」が3.5%となっている。「1万～3万人未満」では、「通常のセンター」が92.0%でもっとも割合が高く、次いで「基幹型センター」が3.5%となっている。「3万人以上」では、「通常のセンター」が89.5%でもっとも割合が高く、次いで「基幹型センター」が6.5%となっている。

図表 11 【センター圏域人口別】Q3 センターの類型：複数回答

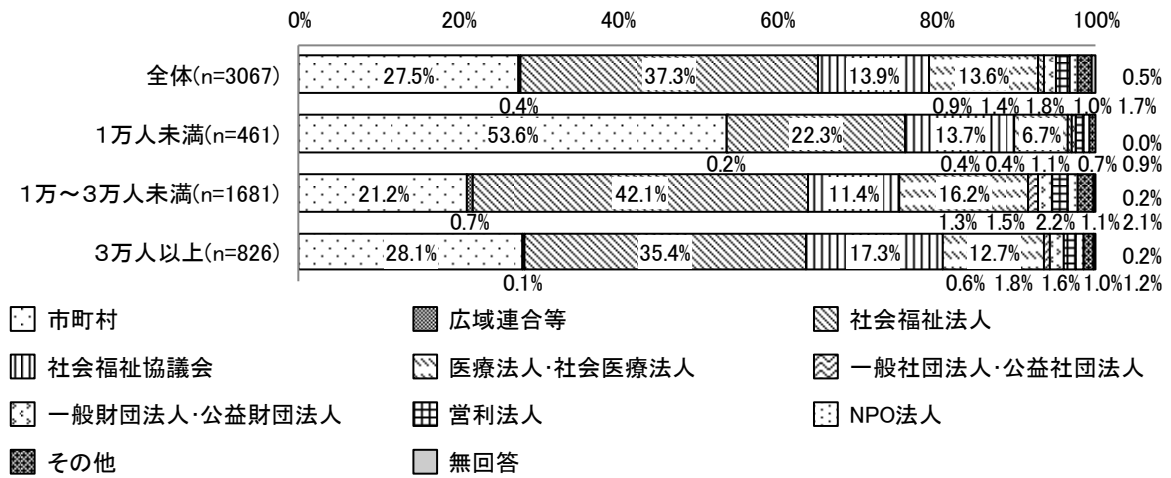


⑥設置主体

設置主体をみると、「全体」では、「社会福祉法人」が37.3%でもっとも割合が高く、次いで「市町村」が27.5%となっている。

「1万人未満」では、「市町村」が53.6%でもっとも割合が高く、次いで「社会福祉法人」が22.3%となっている。「1万～3万人未満」では、「社会福祉法人」が42.1%でもっとも割合が高く、次いで「市町村」が21.2%となっている。「3万人以上」では、「社会福祉法人」が35.4%でもっとも割合が高く、次いで「市町村」が28.1%となっている。

図表 12 【センター圏域人口別】Q4 設置主体:単数回答

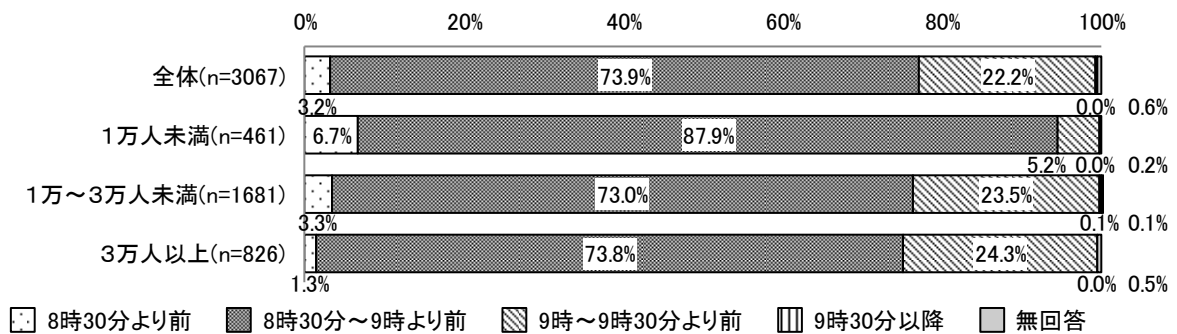


⑦平日の開設時間：開始

「平日の開設時間：開始」をみると、「全体」では、「8時30分～9時より前」が73.9%でもっとも割合が高く、次いで「9時～9時30分より前」が22.2%となっている。

「1万人未満」では、「8時30分～9時より前」が87.9%でもっとも割合が高く、次いで「8時30分より前」が6.7%となっている。「1万～3万人未満」では、「8時30分～9時より前」が73.0%でもっとも割合が高く、次いで「9時～9時30分より前」が23.5%となっている。「3万人以上」では、「8時30分～9時より前」が73.8%でもっとも割合が高く、次いで「9時～9時30分より前」が24.3%となっている。

図表 13 【センター圏域人口別】Q5①1 平日の開設時間：開始：単数回答

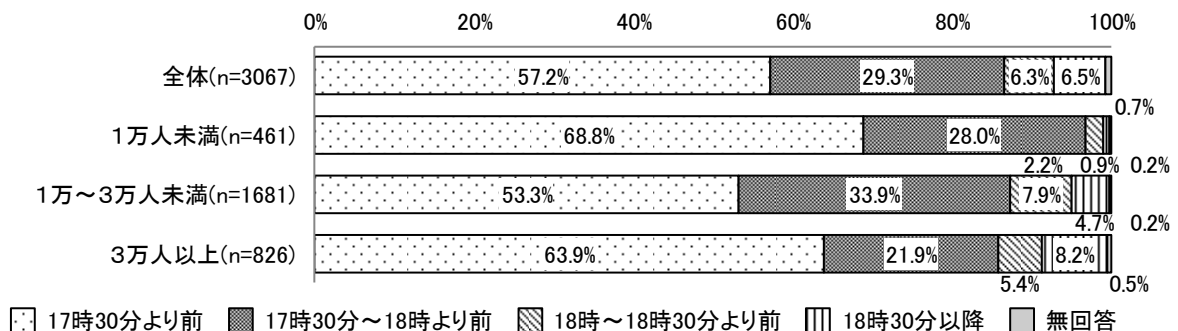


⑧平日の開設時間：終了

「平日の開設時間：終了」をみると、「全体」では、「17時30分より前」が57.2%でもっとも割合が高く、次いで「17時30分～18時より前」が29.3%となっている。

「1万人未満」では、「17時30分より前」が68.8%でもっとも割合が高く、次いで「17時30分～18時より前」が28.0%となっている。「1万～3万人未満」では、「17時30分より前」が53.3%でもっとも割合が高く、次いで「17時30分～18時より前」が33.9%となっている。「3万人以上」では、「17時30分より前」が63.9%でもっとも割合が高く、次いで「17時30分～18時より前」が21.9%となっている。

図表 14 【センター圏域人口別】Q5①3 平日の開設時間：終了：単数回答

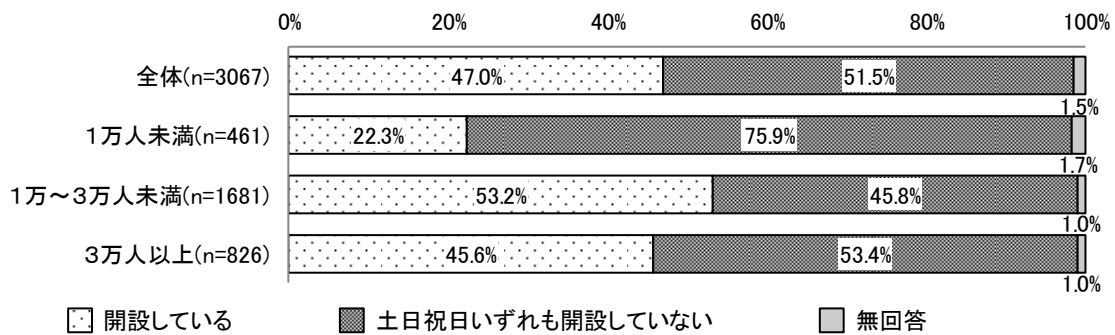


⑨ 土日祝日の開設状況

土日祝日の開設状況を見ると、「全体」では、「土日祝日いずれも開設していない」が51.5%、「開設している」が47.0%となっている。

「1万人未満」では、「土日祝日いずれも開設していない」が75.9%、「開設している」が22.3%となっている。「1万～3万人未満」では、「開設している」が53.2%、「土日祝日いずれも開設していない」が45.8%となっている。「3万人以上」では、「土日祝日いずれも開設していない」が53.4%、「開設している」が45.6%となっている。

図表 15 【センター圏域人口別】Q5② 土日祝日の開設状況：単数回答

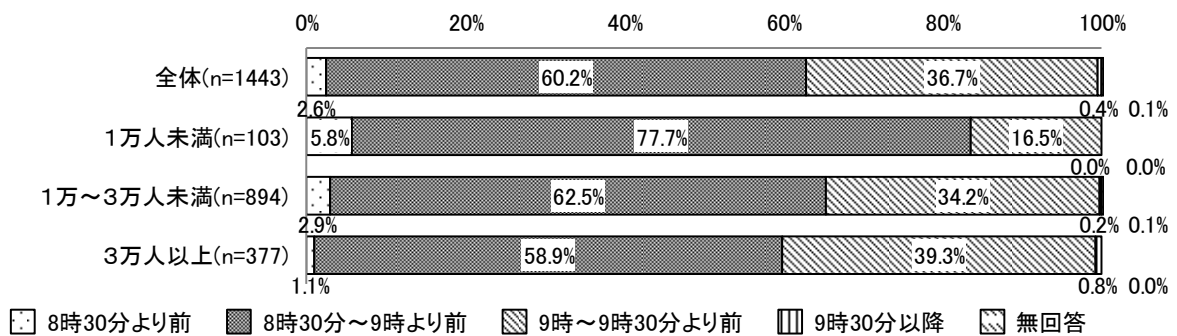


⑩ 土日祝日の開設時間：開始

「土日祝日の開設時間：開始」を見ると、「全体」では、「8時30分～9時より前」が60.2%でもっとも割合が高く、次いで「9時～9時30分より前」が36.7%となっている。

「1万人未満」では、「8時30分～9時より前」が77.7%でもっとも割合が高く、次いで「9時～9時30分より前」が16.5%となっている。「1万～3万人未満」では、「8時30分～9時より前」が62.5%でもっとも割合が高く、次いで「9時～9時30分より前」が34.2%となっている。「3万人以上」では、「8時30分～9時より前」が58.9%でもっとも割合が高く、次いで「9時～9時30分より前」が39.3%となっている。

図表 16 【センター圏域人口別】Q5② 土日祝日の開設時間：開始：単数回答



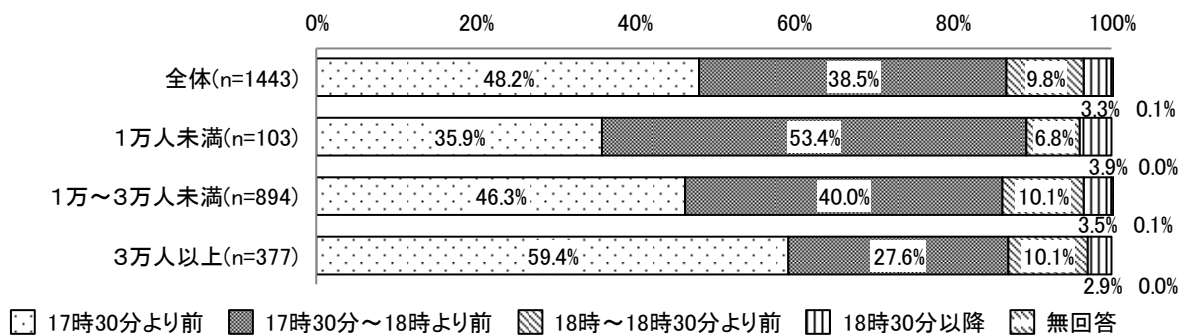
⑪土日祝日の開設時間：終了

「土日祝日の開設時間：終了」をみると、「全体」では、「17時30分より前」が48.2%でもっとも割合が高く、次いで「17時30分～18時より前」が38.5%となっている。

「1万人未満」では、「17時30分～18時より前」が53.4%でもっとも割合が高く、次いで「17時30分より前」が35.9%となっている。「1万～3万人未満」では、「17時30分より前」が46.3%でもっとも割合が高く、次いで「17時30分～18時より前」が40.0%となっている。

「3万人以上」では、「17時30分より前」が59.4%でもっとも割合が高く、次いで「17時30分～18時より前」が27.6%となっている。

図表 17 【センター圏域人口別】Q5② 土日祝日の開設時間：終了：単数回答

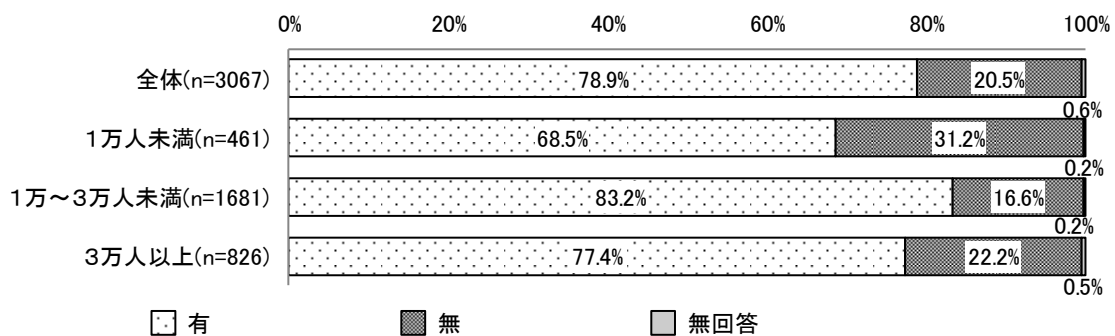


⑫24時間対応の相談対応体制の有無

24時間対応の相談体制の有無をみると、「全体」では、「有」が78.9%、「無」が20.5%となっている。

「1万人未満」では、「有」が68.5%、「無」が31.2%となっている。「1万～3万人未満」では、「有」が83.2%、「無」が16.6%となっている。「3万人以上」では、「有」が77.4%、「無」が22.2%となっている。

図表 18 【センター圏域人口別】Q5③ 24時間対応の相談対応体制の有無：単数回答



(2) センターにおける「家族介護者支援事業」の実施状況

① 家族介護者の支援状況

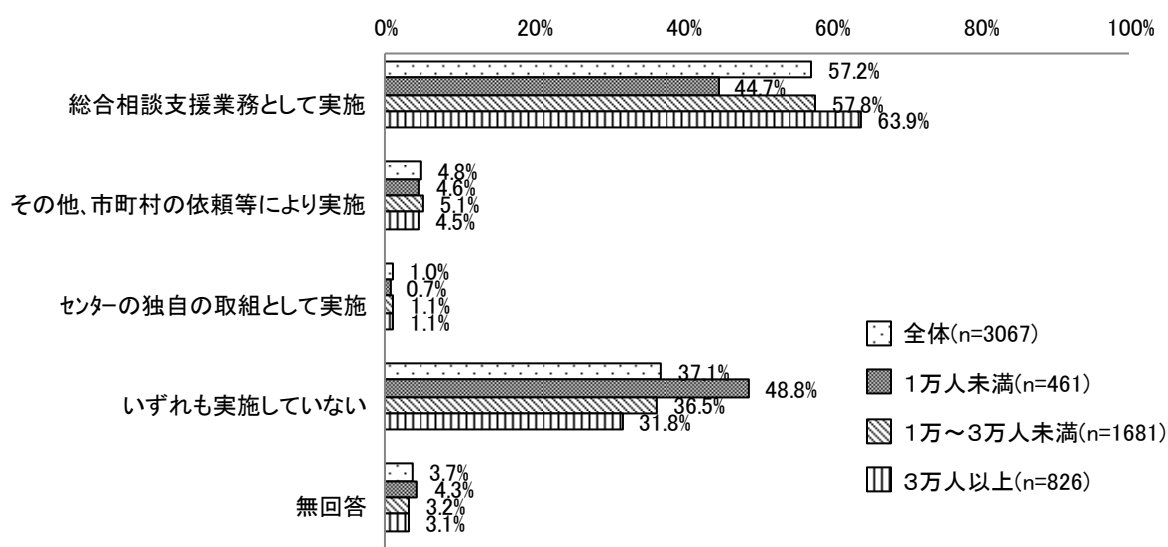
1) 働きながら介護をしている家族への支援

「家族介護者の支援状況：働きながら介護をしている家族への支援」をみると、「全体」では、「総合相談支援業務として実施」が57.2%でもっとも割合が高く、次いで「いずれも実施していない」が37.1%となっている。

「1万人未満」では、「いずれも実施していない」が48.8%でもっとも割合が高く、次いで「総合相談支援業務として実施」が44.7%となっている。「1万～3万人未満」では、「総合相談支援業務として実施」が57.8%でもっとも割合が高く、次いで「いずれも実施していない」が36.5%となっている。「3万人以上」では、「総合相談支援業務として実施」が63.9%でもっとも割合が高く、次いで「いずれも実施していない」が31.8%となっている。

図表 19 【センター圏域人口別】Q6① 家族介護者の支援状況

：働きながら介護をしている家族への支援：複数回答



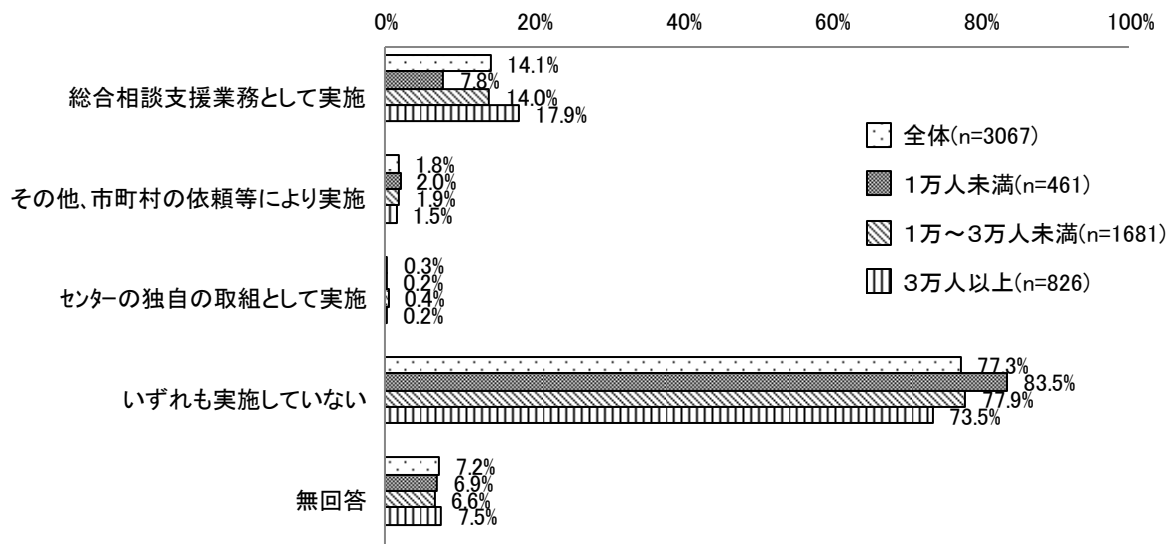
2) 介護離職をした家族への再就職支援

「家族介護者の支援状況：介護離職をした家族への再就職支援」をみると、「全体」では、「いずれも実施していない」が77.3%でもっとも割合が高く、次いで「総合相談支援業務として実施」が14.1%となっている。

「1万人未満」では、「いずれも実施していない」が83.5%でもっとも割合が高く、次いで「総合相談支援業務として実施」が7.8%となっている。「1万～3万人未満」では、「いずれも実施していない」が77.9%でもっとも割合が高く、次いで「総合相談支援業務として実施」が14.0%となっている。「3万人以上」では、「いずれも実施していない」が73.5%でもっとも割合が高く、次いで「総合相談支援業務として実施」が17.9%となっている。

図表 20 【センター圏域人口別】Q6② 家族介護者の支援状況

：介護離職をした家族への再就職支援：複数回答

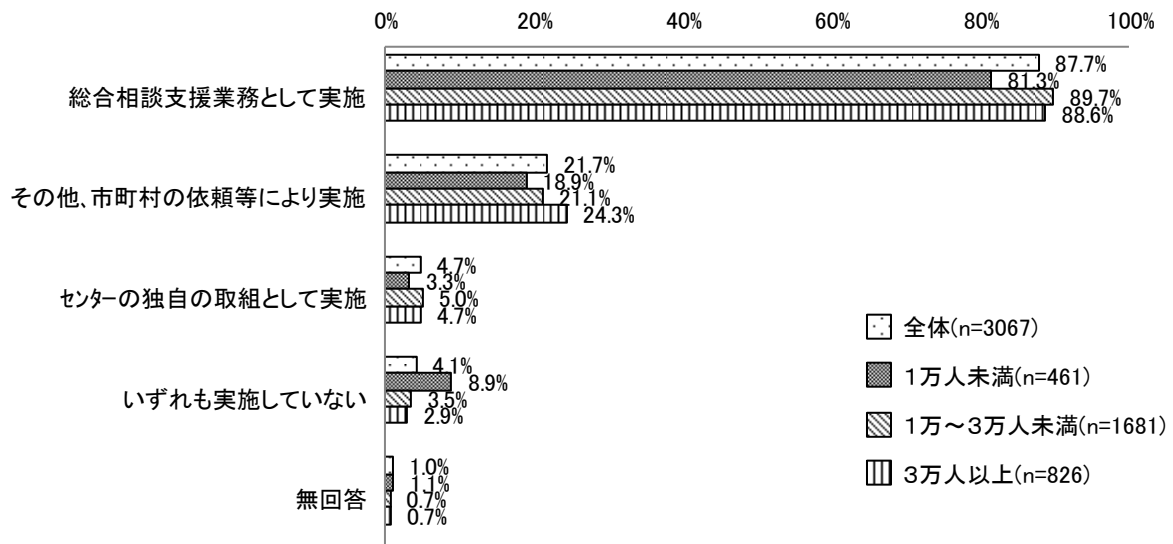


3) 認知症の人の家族への支援

「家族介護者の支援状況：認知症の人の家族への支援」をみると、「全体」では、「総合相談支援業務として実施」が87.7%でもっとも割合が高く、次いで「その他、市町村の依頼等により実施」が21.7%となっている。

「1万人未満」では、「総合相談支援業務として実施」が81.3%でもっとも割合が高く、次いで「その他、市町村の依頼等により実施」が18.9%となっている。「1万～3万人未満」では、「総合相談支援業務として実施」が89.7%でもっとも割合が高く、次いで「その他、市町村の依頼等により実施」が21.1%となっている。「3万人以上」では、「総合相談支援業務として実施」が88.6%でもっとも割合が高く、次いで「その他、市町村の依頼等により実施」が24.3%となっている。

図表 21 【センター圏域人口別】Q6③ 家族介護者の支援状況：認知症の人の家族への支援
：複数回答

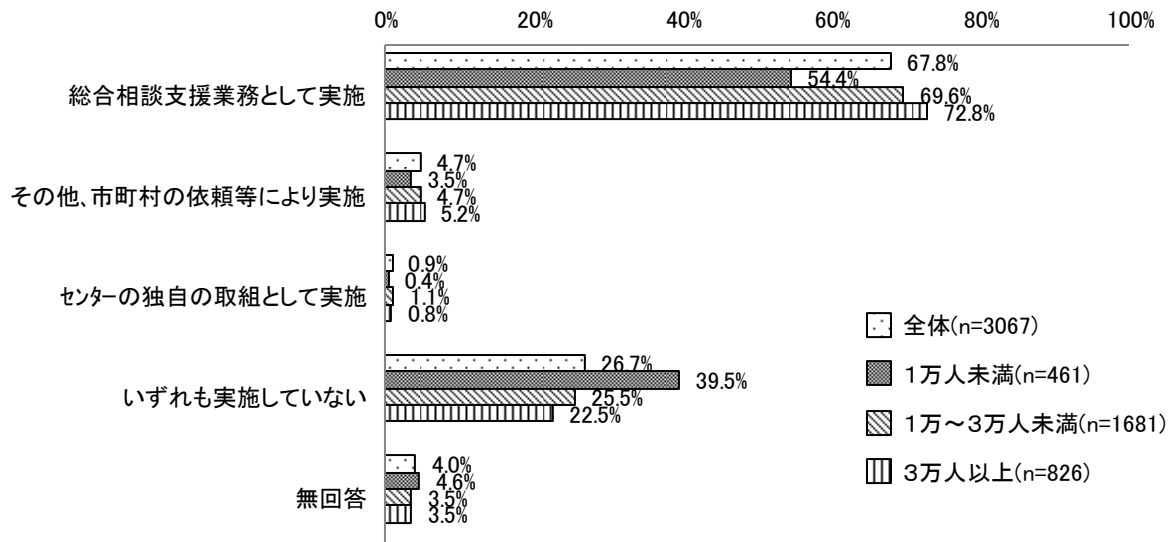


4) ダブルケア、トリプルケア等の家族への支援

「家族介護者の支援状況：ダブルケア、トリプルケア等の家族への支援」をみると、「全体」では、「総合相談支援業務として実施」が67.8%でもっとも割合が高く、次いで「いずれも実施していない」が26.7%となっている。

「1万人未満」では、「総合相談支援業務として実施」が54.4%でもっとも割合が高く、次いで「いずれも実施していない」が39.5%となっている。「1万～3万人未満」では、「総合相談支援業務として実施」が69.6%でもっとも割合が高く、次いで「いずれも実施していない」が25.5%となっている。「3万人以上」では、「総合相談支援業務として実施」が72.8%でもっとも割合が高く、次いで「いずれも実施していない」が22.5%となっている。

図表 22 【センター圏域人口別】Q6④ 家族介護者の支援状況
：ダブルケア、トリプルケア等の家族への支援：複数回答

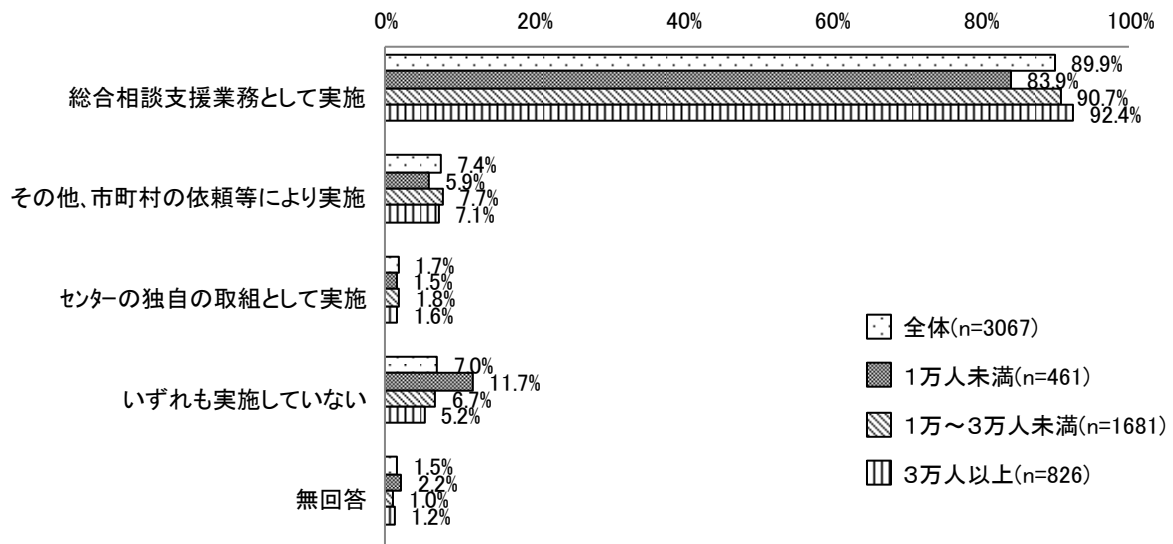


5) 老老介護の夫婦家族等への支援

「家族介護者の支援状況：老老介護の夫婦家族等への支援」をみると、「全体」では、「総合相談支援業務として実施」が89.9%でもっとも割合が高く、次いで「その他、市町村の依頼等により実施」が7.4%となっている。

「1万人未満」では、「総合相談支援業務として実施」が83.9%でもっとも割合が高く、次いで「いずれも実施していない」が11.7%となっている。「1万～3万人未満」では、「総合相談支援業務として実施」が90.7%でもっとも割合が高く、次いで「その他、市町村の依頼等により実施」が7.7%となっている。「3万人以上」では、「総合相談支援業務として実施」が92.4%でもっとも割合が高く、次いで「その他、市町村の依頼等により実施」が7.1%となっている。

図表 23 【センター圏域人口別】Q6⑤ 家族介護者の支援状況：老老介護の夫婦家族等への支援：
複数回答

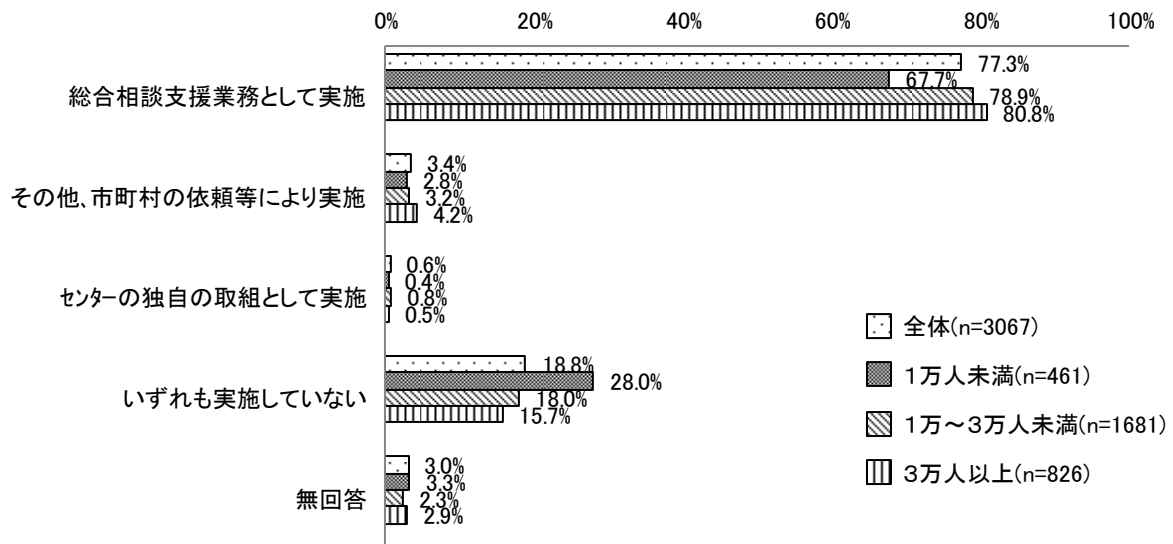


6) 遠方介護への支援

「家族介護者の支援状況：遠方介護への支援」をみると、「全体」では、「総合相談支援業務として実施」が77.3%でもっとも割合が高く、次いで「いずれも実施していない」が18.8%となっている。

「1万人未満」では、「総合相談支援業務として実施」が67.7%でもっとも割合が高く、次いで「いずれも実施していない」が28.0%となっている。「1万～3万人未満」では、「総合相談支援業務として実施」が78.9%でもっとも割合が高く、次いで「いずれも実施していない」が18.0%となっている。「3万人以上」では、「総合相談支援業務として実施」が80.8%でもっとも割合が高く、次いで「いずれも実施していない」が15.7%となっている。

図表 24 【センター圏域人口別】Q6⑥ 家族介護者の支援状況：遠方介護への支援：複数回答

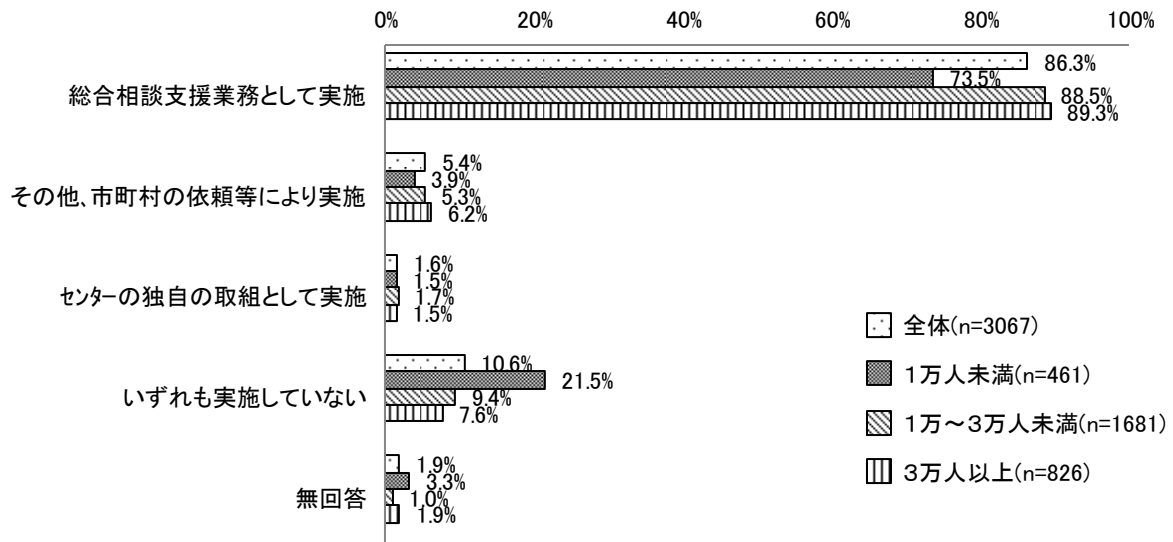


7) いわゆる 8050 世帯の家族介護等への支援

「家族介護者の支援状況：いわゆる 8050 世帯の家族介護等への支援」をみると、「全体」では、「総合相談支援業務として実施」が 86.3%でもっとも割合が高く、次いで「いずれも実施していない」が 10.6%となっている。

「1万人未満」では、「総合相談支援業務として実施」が 73.5%でもっとも割合が高く、次いで「いずれも実施していない」が 21.5%となっている。「1万～3万人未満」では、「総合相談支援業務として実施」が 88.5%でもっとも割合が高く、次いで「いずれも実施していない」が 9.4%となっている。「3万人以上」では、「総合相談支援業務として実施」が 89.3%でもっとも割合が高く、次いで「いずれも実施していない」が 7.6%となっている。

図表 25 【センター圏域人口別】Q6⑦ 家族介護者の支援状況
：いわゆる 8050 世帯の家族介護等への支援：複数回答

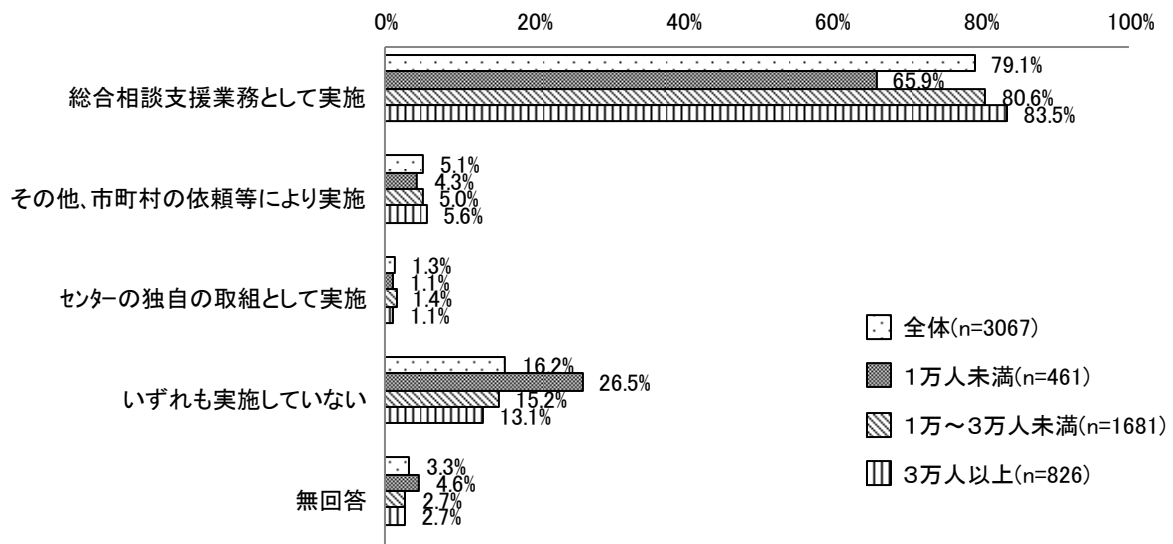


8) 医療的ケアが必要な介護をしている家族への支援

「家族介護者の支援状況：医療的ケアが必要な介護をしている家族への支援」をみると、「全体」では、「総合相談支援業務として実施」が79.1%でもっとも割合が高く、次いで「いずれも実施していない」が16.2%となっている。

「1万人未満」では、「総合相談支援業務として実施」が65.9%でもっとも割合が高く、次いで「いずれも実施していない」が26.5%となっている。「1万～3万人未満」では、「総合相談支援業務として実施」が80.6%でもっとも割合が高く、次いで「いずれも実施していない」が15.2%となっている。「3万人以上」では、「総合相談支援業務として実施」が83.5%でもっとも割合が高く、次いで「いずれも実施していない」が13.1%となっている。

図表 26 【センター圏域人口別】Q6⑧ 家族介護者の支援状況
：医療的ケアが必要な介護をしている家族への支援：複数回答

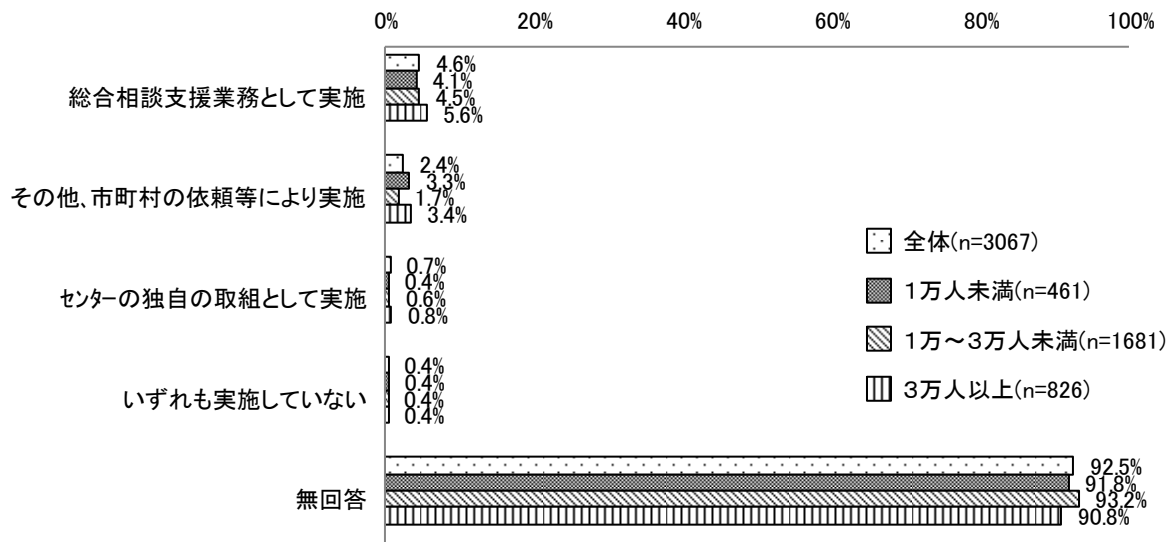


9) その他の家族介護者支援

「家族介護者の支援状況：その他の家族介護者支援」をみると、「全体」では、「総合相談支援業務として実施」が4.6%でもっとも割合が高く、次いで「その他、市町村の依頼等により実施」が2.4%となっている。

「1万人未満」では、「総合相談支援業務として実施」が4.1%でもっとも割合が高く、次いで「その他、市町村の依頼等により実施」が3.3%となっている。「1万～3万人未満」では、「総合相談支援業務として実施」が4.5%でもっとも割合が高く、次いで「その他、市町村の依頼等により実施」が1.7%となっている。「3万人以上」では、「総合相談支援業務として実施」が5.6%でもっとも割合が高く、次いで「その他、市町村の依頼等により実施」が3.4%となっている。

図表 27 【センター圏域人口別】Q6⑨ 家族介護者の支援状況：その他の家族介護者支援
：複数回答



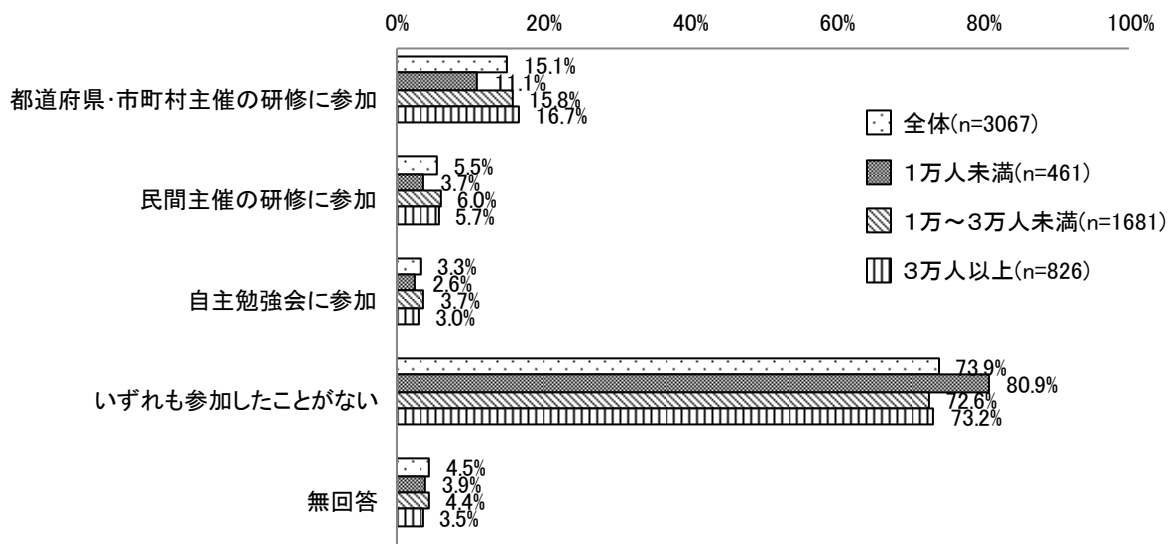
②家族介護者支援の研修の参加状況

1) 働きながら介護をしている家族への支援

「家族介護者支援の研修の参加状況:働きながら介護をしている家族への支援」をみると、「全体」では、「いずれも参加したことがない」が73.9%でもっとも割合が高く、次いで「都道府県・市町村主催の研修に参加」が15.1%となっている。

「1万人未満」では、「いずれも参加したことがない」が80.9%でもっとも割合が高く、次いで「都道府県・市町村主催の研修に参加」が11.1%となっている。「1万～3万人未満」では、「いずれも参加したことがない」が72.6%でもっとも割合が高く、次いで「都道府県・市町村主催の研修に参加」が15.8%となっている。「3万人以上」では、「いずれも参加したことがない」が73.2%でもっとも割合が高く、次いで「都道府県・市町村主催の研修に参加」が16.7%となっている。

図表 28 【センター圏域人口別】Q7① 家族介護者支援の研修の参加状況
:働きながら介護をしている家族への支援:複数回答

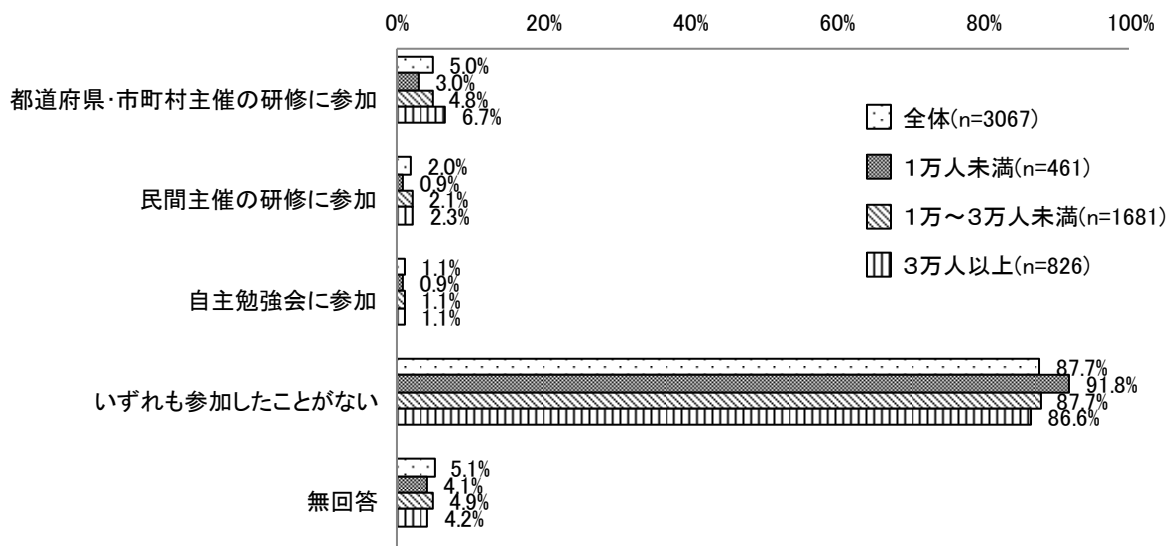


2) 介護離職をした家族への再就職支援

「家族介護者支援の研修の参加状況：介護離職をした家族への再就職支援」をみると、「全体」では、「いずれも参加したことがない」が87.7%でもっとも割合が高く、次いで「都道府県・市町村主催の研修に参加」が5.0%となっている。

「1万人未満」では、「いずれも参加したことがない」が91.8%でもっとも割合が高く、次いで「都道府県・市町村主催の研修に参加」が3.0%となっている。「1万～3万人未満」では、「いずれも参加したことがない」が87.7%でもっとも割合が高く、次いで「都道府県・市町村主催の研修に参加」が4.8%となっている。「3万人以上」では、「いずれも参加したことがない」が86.6%でもっとも割合が高く、次いで「都道府県・市町村主催の研修に参加」が6.7%となっている。

図表 29 【センター圏域人口別】Q7② 家族介護者支援の研修の参加状況
：介護離職をした家族への再就職支援：複数回答

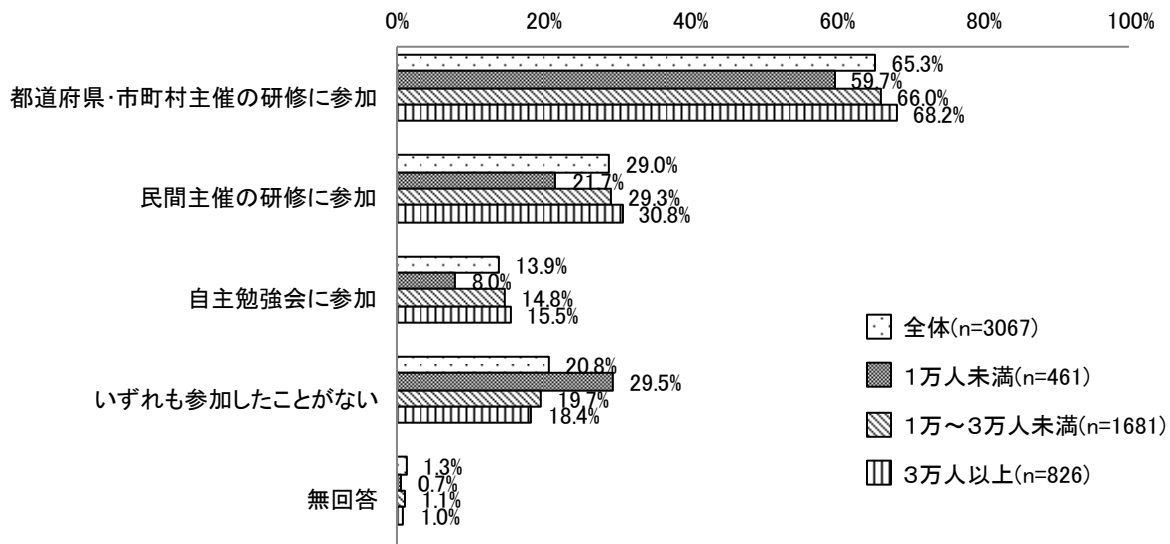


3) 認知症の人の家族への支援

「家族介護者支援の研修の参加状況：認知症の人の家族への支援」をみると、「全体」では、「都道府県・市町村主催の研修に参加」が65.3%でもっとも割合が高く、次いで「民間主催の研修に参加」が29.0%となっている。

「1万人未満」では、「都道府県・市町村主催の研修に参加」が59.7%でもっとも割合が高く、次いで「いずれも参加したことがない」が29.5%となっている。「1万～3万人未満」では、「都道府県・市町村主催の研修に参加」が66.0%でもっとも割合が高く、次いで「民間主催の研修に参加」が29.3%となっている。「3万人以上」では、「都道府県・市町村主催の研修に参加」が68.2%でもっとも割合が高く、次いで「民間主催の研修に参加」が30.8%となっている。

図表 30 【センター圏域人口別】Q7③ 家族介護者支援の研修の参加状況
：認知症の人の家族への支援：複数回答

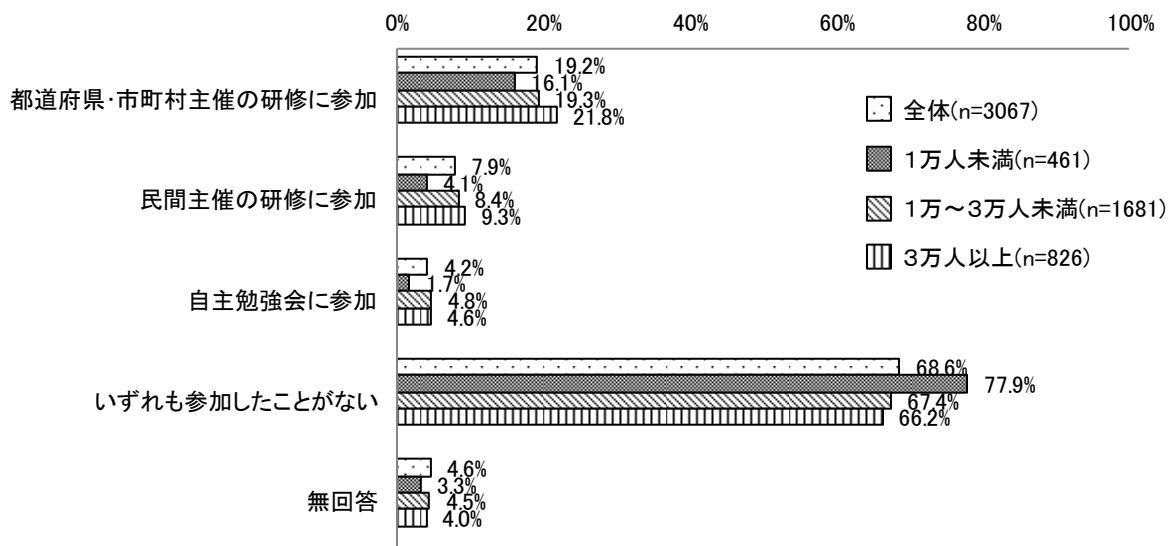


4) ダブルケア、トリプルケア等の家族への支援

「家族介護者支援の研修の参加状況：ダブルケア、トリプルケア等の家族への支援」をみると、「全体」では、「いずれも参加したことがない」が68.6%でもっとも割合が高く、次いで「都道府県・市町村主催の研修に参加」が19.2%となっている。

「1万人未満」では、「いずれも参加したことがない」が77.9%でもっとも割合が高く、次いで「都道府県・市町村主催の研修に参加」が16.1%となっている。「1万～3万人未満」では、「いずれも参加したことがない」が67.4%でもっとも割合が高く、次いで「都道府県・市町村主催の研修に参加」が19.3%となっている。「3万人以上」では、「いずれも参加したことがない」が66.2%でもっとも割合が高く、次いで「都道府県・市町村主催の研修に参加」が21.8%となっている。

図表 31 【センター圏域人口別】Q7④ 家族介護者支援の研修の参加状況
：ダブルケア、トリプルケア等の家族への支援：複数回答

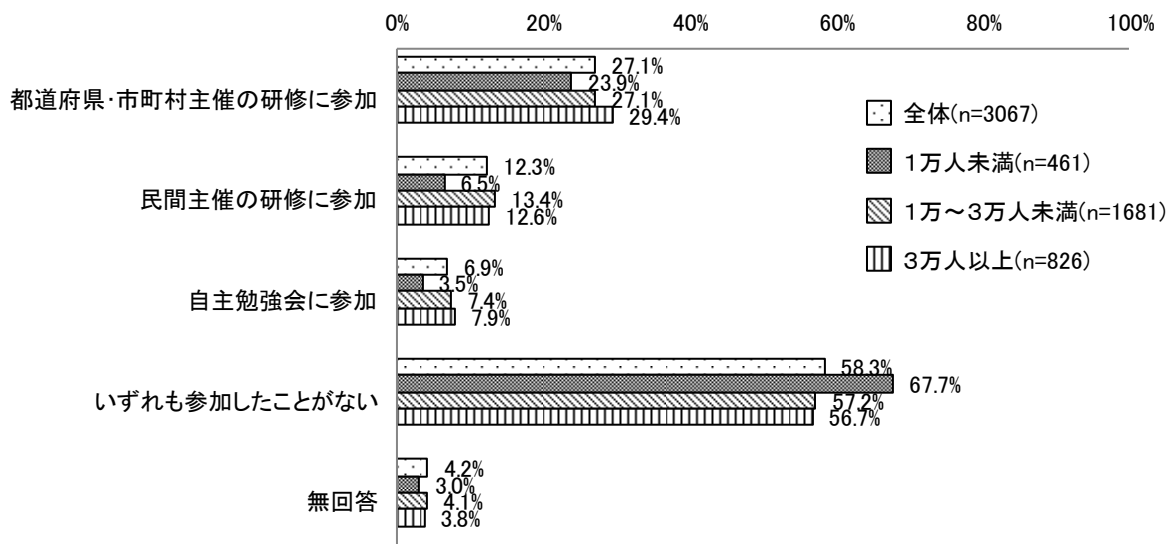


5) 老老介護の夫婦家族等への支援

「家族介護者支援の研修の参加状況：老老介護の夫婦家族等への支援」をみると、「全体」では、「いずれも参加したことがない」が58.3%でもっとも割合が高く、次いで「都道府県・市町村主催の研修に参加」が27.1%となっている。

「1万人未満」では、「いずれも参加したことがない」が67.7%でもっとも割合が高く、次いで「都道府県・市町村主催の研修に参加」が23.9%となっている。「1万～3万人未満」では、「いずれも参加したことがない」が57.2%でもっとも割合が高く、次いで「都道府県・市町村主催の研修に参加」が27.1%となっている。「3万人以上」では、「いずれも参加したことがない」が56.7%でもっとも割合が高く、次いで「都道府県・市町村主催の研修に参加」が29.4%となっている。

図表 32 【センター圏域人口別】Q7⑤ 家族介護者支援の研修の参加状況
：老老介護の夫婦家族等への支援：複数回答

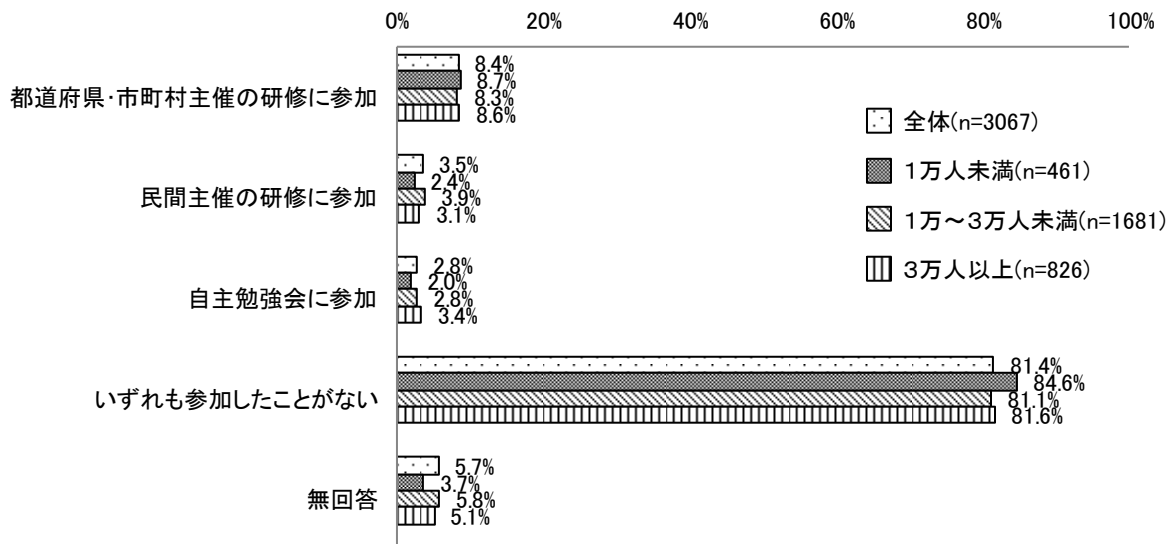


6) 遠方介護への支援

「家族介護者支援の研修の参加状況：遠方介護への支援」をみると、「全体」では、「いずれも参加したことがない」が81.4%でもっとも割合が高く、次いで「都道府県・市町村主催の研修に参加」が8.4%となっている。

「1万人未満」では、「いずれも参加したことがない」が84.6%でもっとも割合が高く、次いで「都道府県・市町村主催の研修に参加」が8.7%となっている。「1万～3万人未満」では、「いずれも参加したことがない」が81.1%でもっとも割合が高く、次いで「都道府県・市町村主催の研修に参加」が8.3%となっている。「3万人以上」では、「いずれも参加したことがない」が81.6%でもっとも割合が高く、次いで「都道府県・市町村主催の研修に参加」が8.6%となっている。

図表 33 【センター圏域人口別】Q7⑥ 家族介護者支援の研修の参加状況：遠方介護への支援
：複数回答

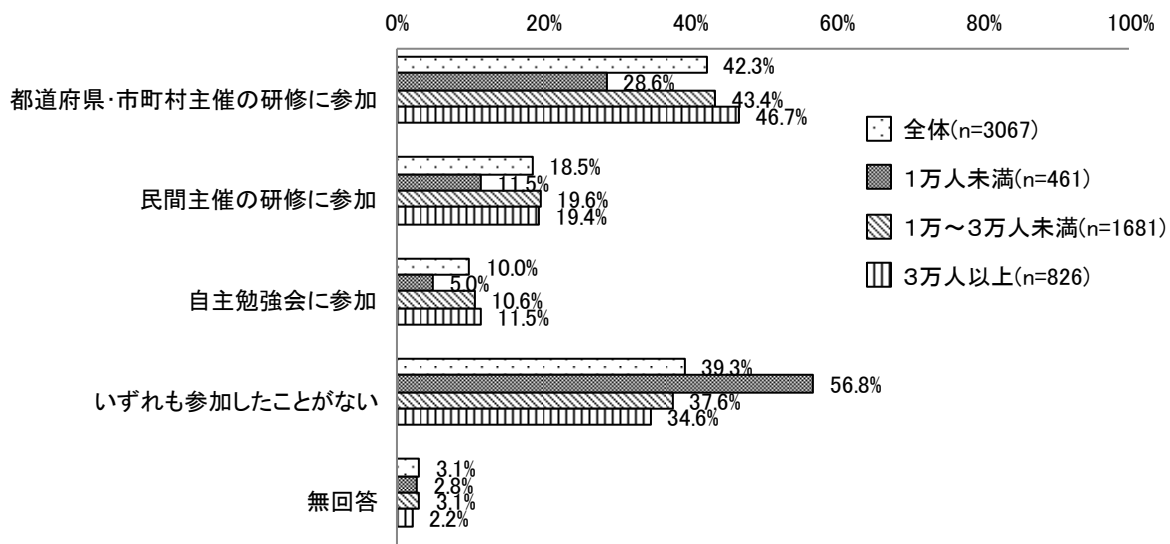


7) いわゆる 8050 世帯の家族介護等への支援

「家族介護者支援の研修の参加状況:いわゆる 8050 世帯の家族介護等への支援」をみると、「全体」では、「都道府県・市町村主催の研修に参加」が 42.3%でもっとも割合が高く、次いで「いずれも参加したことがない」が 39.3%となっている。

「1万人未満」では、「いずれも参加したことがない」が 56.8%でもっとも割合が高く、次いで「都道府県・市町村主催の研修に参加」が 28.6%となっている。「1万～3万人未満」では、「都道府県・市町村主催の研修に参加」が 43.4%でもっとも割合が高く、次いで「いずれも参加したことがない」が 37.6%となっている。「3万人以上」では、「都道府県・市町村主催の研修に参加」が 46.7%でもっとも割合が高く、次いで「いずれも参加したことがない」が 34.6%となっている。

図表 34 【センター圏域人口別】Q7⑦ 家族介護者支援の研修の参加状況
:いわゆる 8050 世帯の家族介護等への支援:複数回答

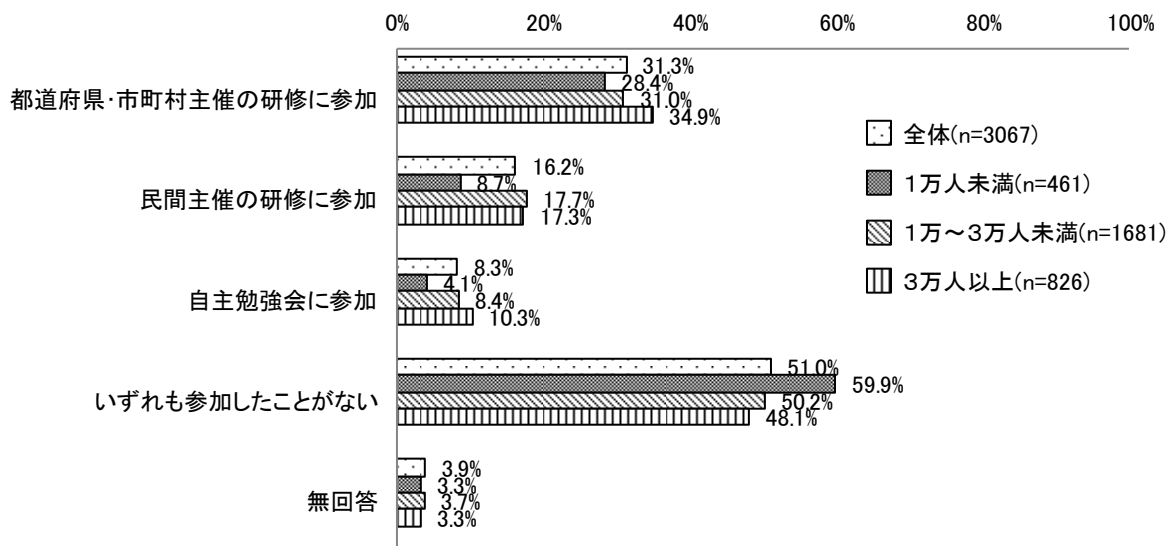


8) 医療的ケアが必要な介護をしている家族への支援

「家族介護者支援の研修の参加状況：医療的ケアが必要な介護をしている家族への支援」をみると、「全体」では、「いずれも参加したことがない」が 51.0%でもっとも割合が高く、次いで「都道府県・市町村主催の研修に参加」が 31.3%となっている。

「1万人未満」では、「いずれも参加したことがない」が 59.9%でもっとも割合が高く、次いで「都道府県・市町村主催の研修に参加」が 28.4%となっている。「1万～3万人未満」では、「いずれも参加したことがない」が 50.2%でもっとも割合が高く、次いで「都道府県・市町村主催の研修に参加」が 31.0%となっている。「3万人以上」では、「いずれも参加したことがない」が 48.1%でもっとも割合が高く、次いで「都道府県・市町村主催の研修に参加」が 34.9%となっている。

図表 35 【センター圏域人口別】Q7⑧ 家族介護者支援の研修の参加状況
：医療的ケアが必要な介護をしている家族への支援：複数回答

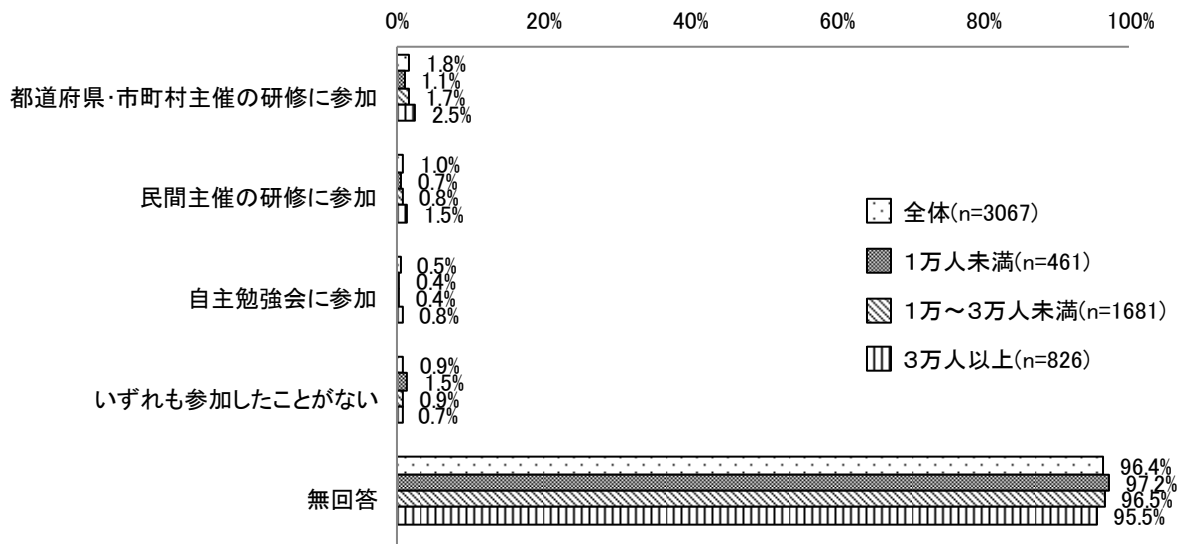


9) その他、家族介護者支援

「家族介護者支援の研修の参加状況：その他、家族介護者支援」をみると、「全体」では、「都道府県・市町村主催の研修に参加」が1.8%でもっとも割合が高く、次いで「民間主催の研修に参加」が1.0%となっている。

「1万人未満」では、「いずれも参加したことがない」が1.5%でもっとも割合が高く、次いで「都道府県・市町村主催の研修に参加」が1.1%となっている。「1万～3万人未満」では、「都道府県・市町村主催の研修に参加」が1.7%でもっとも割合が高く、次いで「いずれも参加したことがない」が0.9%となっている。「3万人以上」では、「都道府県・市町村主催の研修に参加」が2.5%でもっとも割合が高く、次いで「民間主催の研修に参加」が1.5%となっている。

図表 36 【センター圏域人口別】Q7⑨ 家族介護者支援の研修の参加状況
：その他、家族介護者支援：複数回答



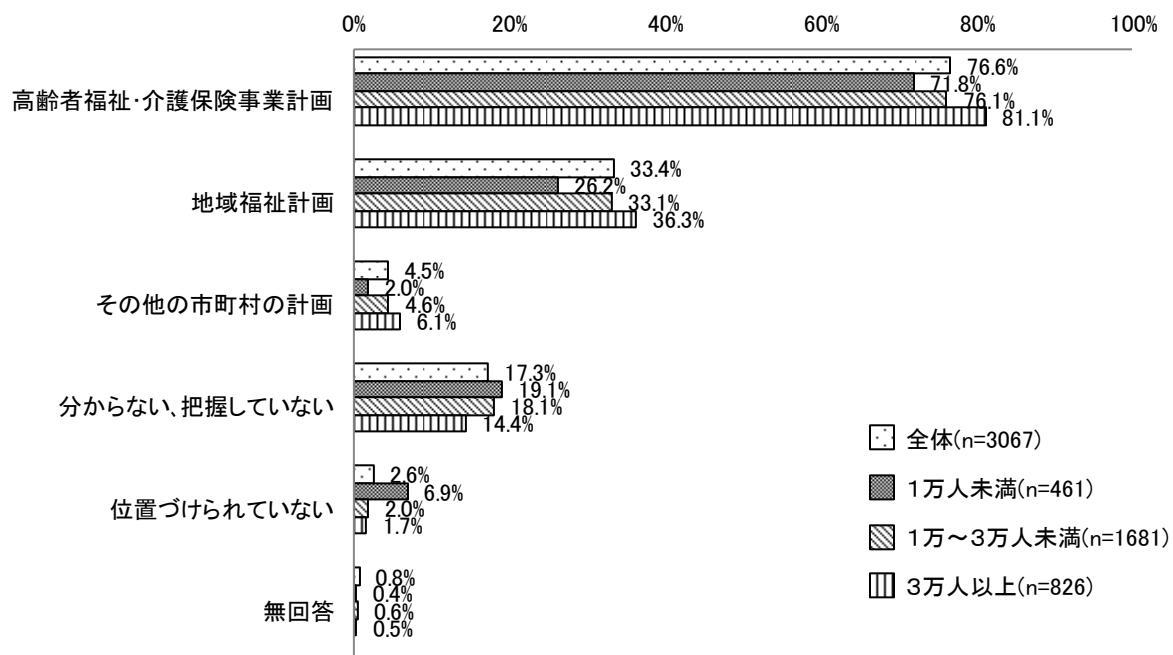
③市町村の関連計画についての認知状況

市町村の関連計画についての認知状況をみると、「全体」では、「高齢者福祉・介護保険事業計画」が76.6%でもっとも割合が高く、次いで「地域福祉計画」が33.4%となっている。

「1万人未満」では、「高齢者福祉・介護保険事業計画」が71.8%でもっとも割合が高く、次いで「地域福祉計画」が26.2%となっている。「1万～3万人未満」では、「高齢者福祉・介護保険事業計画」が76.1%でもっとも割合が高く、次いで「地域福祉計画」が33.1%となっている。

「3万人以上」では、「高齢者福祉・介護保険事業計画」が81.1%でもっとも割合が高く、次いで「地域福祉計画」が36.3%となっている。

図表 37 【センター圏域人口別】Q8 市町村の関連計画についての認知状況：複数回答

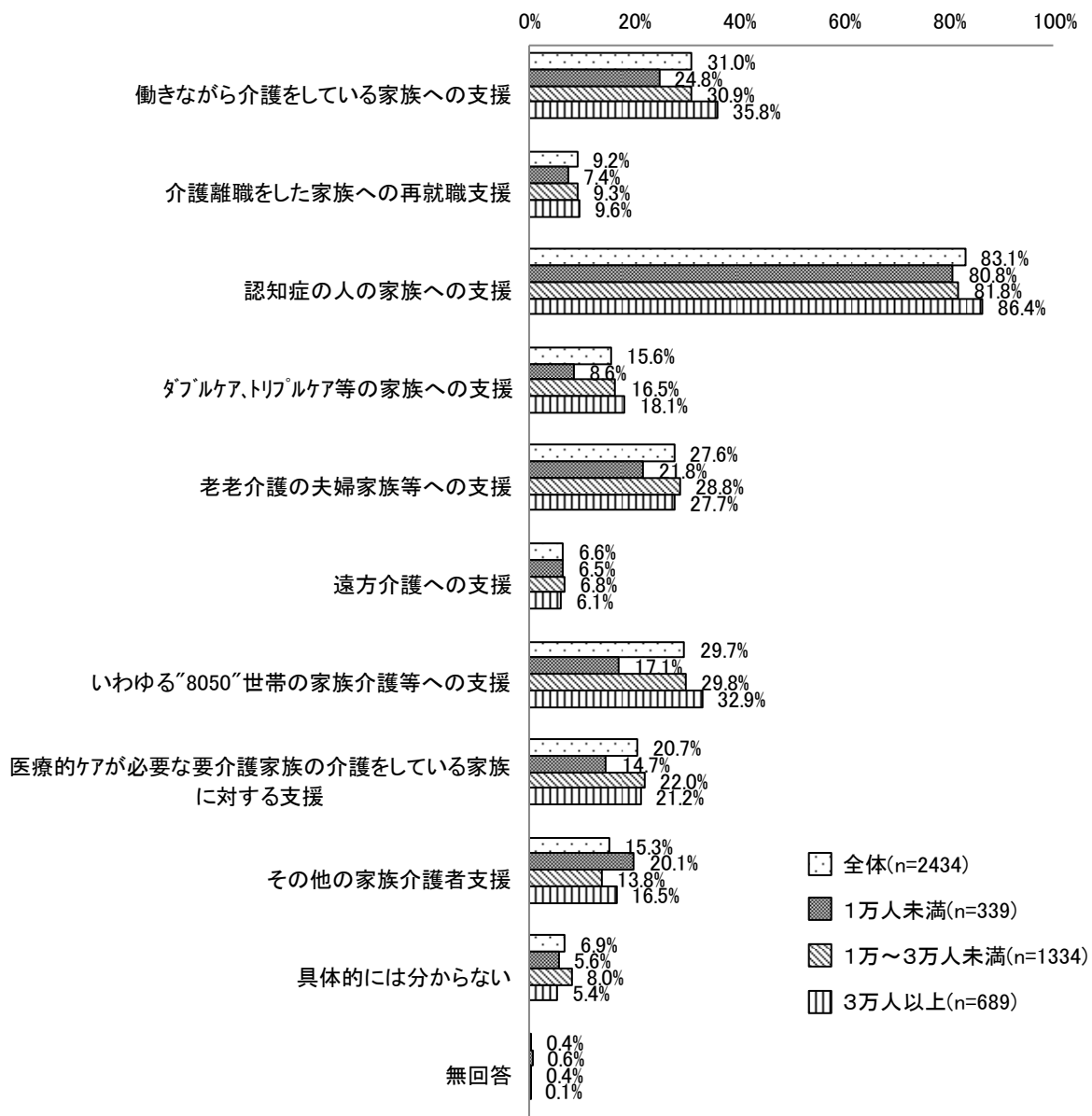


④関連計画の家族介護者支援の内容

関連計画の家族介護者支援の内容をみると、「全体」では、「認知症の人の家族への支援」が83.1%でもっとも割合が高く、次いで「働きながら介護をしている家族への支援」が31.0%となっている。

「1万人未満」では、「認知症の人の家族への支援」が80.8%でもっとも割合が高く、次いで「働きながら介護をしている家族への支援」が24.8%となっている。「1万～3万人未満」では、「認知症の人の家族への支援」が81.8%でもっとも割合が高く、次いで「働きながら介護をしている家族への支援」が30.9%となっている。「3万人以上」では、「認知症の人の家族への支援」が86.4%でもっとも割合が高く、次いで「働きながら介護をしている家族への支援」が35.8%となっている。

図表 38 【センター圏域人口別】Q8-1 関連計画の家族介護者支援の内容:複数回答



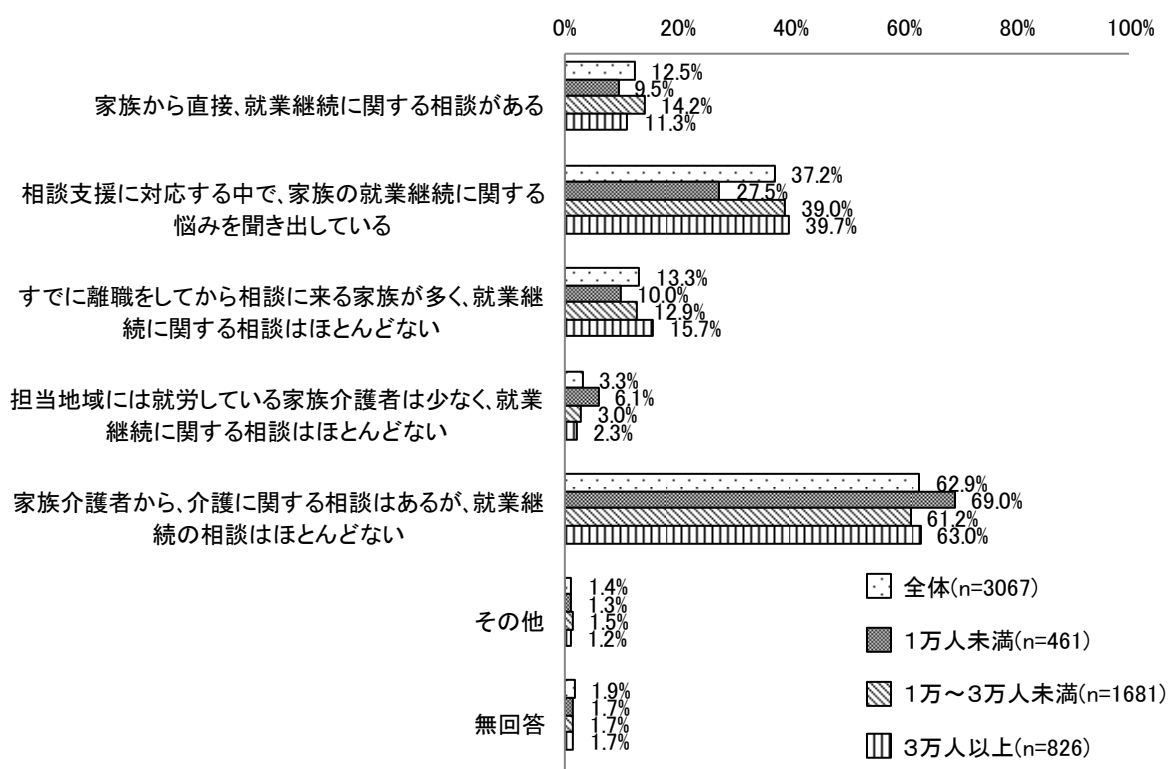
(3) 働きながら介護をしている家族に対する支援の実施状況

①就業継続に関する相談

就業継続に関する相談をみると、「全体」では、「家族介護者から、介護に関する相談はあるが、就業継続の相談はほとんどない」が62.9%でもっとも割合が高く、次いで「相談支援に対応する中で、家族の就業継続に関する悩みを聞き出している」が37.2%となっている。

「1万人未満」では、「家族介護者から、介護に関する相談はあるが、就業継続の相談はほとんどない」が69.0%でもっとも割合が高く、次いで「相談支援に対応する中で、家族の就業継続に関する悩みを聞き出している」が27.5%となっている。「1万～3万人未満」では、「家族介護者から、介護に関する相談はあるが、就業継続の相談はほとんどない」が61.2%でもっとも割合が高く、次いで「相談支援に対応する中で、家族の就業継続に関する悩みを聞き出している」が39.0%となっている。「3万人以上」では、「家族介護者から、介護に関する相談はあるが、就業継続の相談はほとんどない」が63.0%でもっとも割合が高く、次いで「相談支援に対応する中で、家族の就業継続に関する悩みを聞き出している」が39.7%となっている。

図表 39 【センター圏域人口別】Q9 就業継続に関する相談：複数回答



<「その他」（自由回答）の具体的内容>

- ・ 関係機関を通じた相談がある。
- ・ 先に就労先に相談しているケースが多い。
- ・ 経済困窮など生活に不安があると判断した場合は就業状況について確認している。
- ・ 地域の特色として、老老介護が多く、子供は近居に住み会社員が多いため介護の為に仕事を辞

めるという選択をされる方は少ない。

- ・ ケアマネジャーからの相談
- ・ あえて聞き出してはいないが、支援の中で家族の悩みを聞くことがある。
- ・ 地域住民や民生委員より相談
- ・ 相談対応する中で就業についての悩みを本人自ら話を切り出す相談はある。
- ・ 独居の世帯が非常に多く、家族の就労継続が課題になる事が少ない。
- ・ 就労の継続に困っている話を聞かせていただくが、ここで解決の相談をしに来たとの自覚はない。

※自由回答から主たるものを抜粋。以下同様。

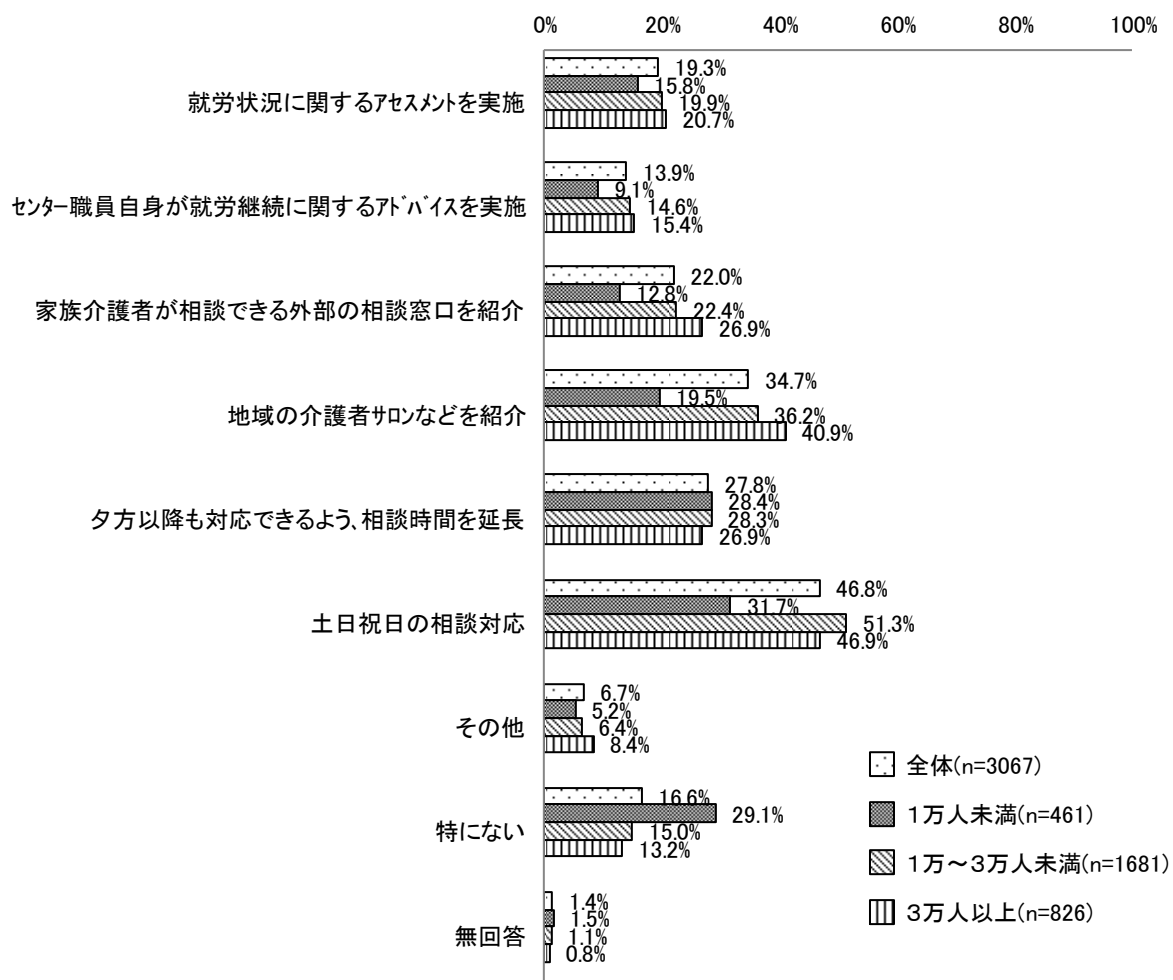
②働きながら介護をしている家族の相談で取り組んでいること

働きながら介護をしている家族の相談で取り組んでいることをみると、「全体」では、「土日祝日の相談対応」が 46.8%でもっとも割合が高く、次いで「地域の介護者サロンなどを紹介」が 34.7%となっている。

「1万人未満」では、「土日祝日の相談対応」が 31.7%でもっとも割合が高く、次いで「特にない」が 29.1%となっている。「1万～3万人未満」では、「土日祝日の相談対応」が 51.3%でもっとも割合が高く、次いで「地域の介護者サロンなどを紹介」が 36.2%となっている。「3万人以上」では、「土日祝日の相談対応」が 46.9%でもっとも割合が高く、次いで「地域の介護者サロンなどを紹介」が 40.9%となっている。

図表 40 【センター圏域人口別】

Q10 働きながら介護をしている家族の相談で取り組んでいること：複数回答



<「センター職員自身が就労継続に関するアドバイスを実施」(自由回答)の具体的内容>

- ・ 介護休業・介護休暇制度の説明 (他多数)
- ・ 制度の説明、会社や家族等の協力を仰ぐ等、就労継続のポイントの説明
- ・ 辞める必要がない等励まし、手立ての説明
- ・ 施設入所を勧め就業継続するべきと伝えた。

- ・ 介護保険サービスやインフォーマルサービス等を活用することで離職に繋がらないようアドバイスと調整を行う。
- ・ 自分の人生は自分が主であり、抱え込まずに支援を受けることでできる手段があることを具体的な情報をもとに提案する。
- ・ 就労継続しながら介護保険等制度利用により介護と両立できる方策や将来介護から卒業した場合の自身の生活設計について考えるよう促す。 /等

<「家族介護者が相談できる外部の相談窓口を紹介」（自由回答）の具体的内容>

- ・ 市町村の相談窓口（就労支援担当窓口、障害福祉相談窓口、生活困窮者相談窓口等）
- ・ 都道府県労働局
- ・ ハローワーク
- ・ 社会福祉協議会
- ・ 地域の就労支援機関（地域就労支援センター等）
- ・ 介護者のつどい、介護者サロン
- ・ 認知症カフェ
- ・ 認知症のひと家族の会
- ・ 若年性認知症サポートセンター
- ・ 医療機関 /等

<「その他」（自由回答）の具体的内容>

- ・ メールでの対応
- ・ 保健師や他部署と連携
- ・ 介護保険サービスだけでは補えない部分の支援については制度外サービスの併用の紹介
- ・ 必要時には 24 時間対応の周知
- ・ ブランチによる 24 時間電話相談対応窓口
- ・ 祝日に出張相談会実施
- ・ 土日は休みだが、働く家族の都合に合わせる。
- ・ 仕事と介護の両立による心身の疲労具合についても聴く。 /等

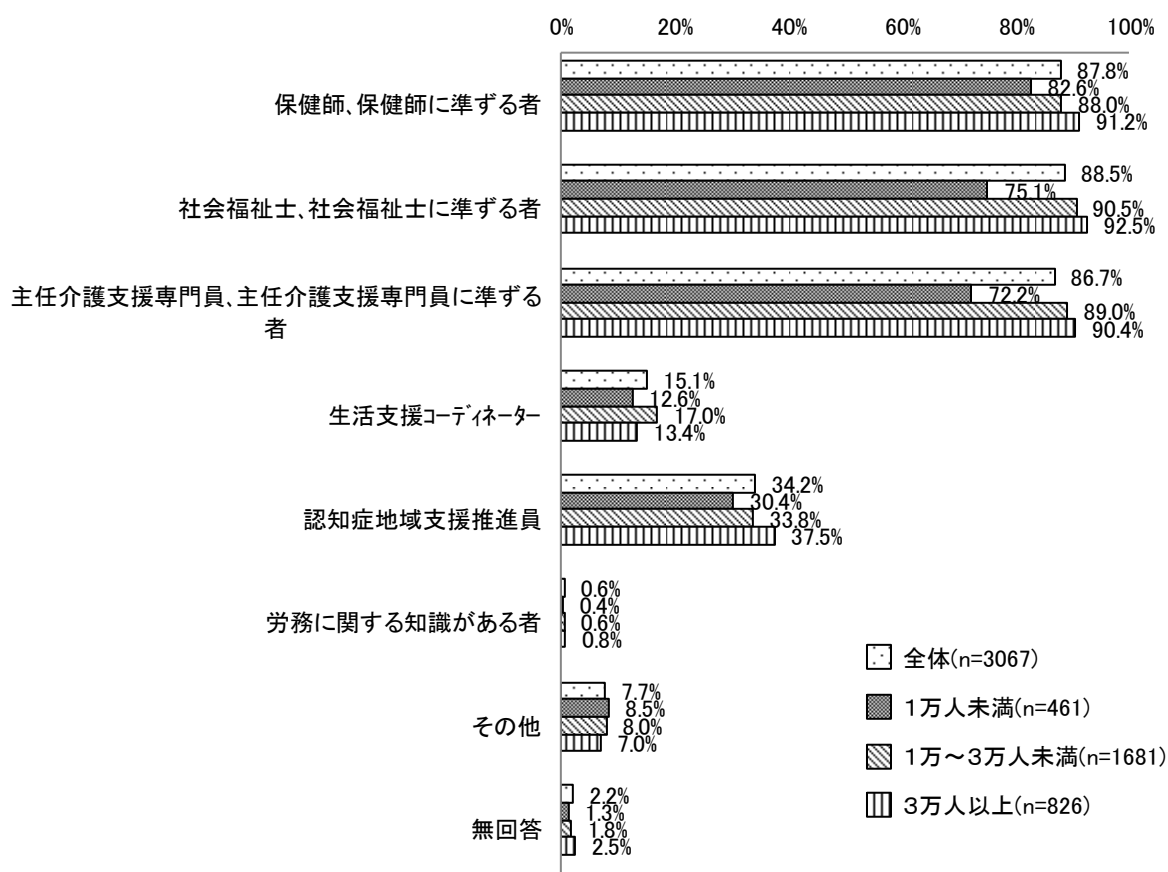
③働きながら介護をしている家族自身の相談に応じている職員の職種

働きながら介護をしている家族自身の相談に応じている職員の職種をみると、「全体」では、「社会福祉士、社会福祉士に準ずる者」が88.5%でもっとも割合が高く、次いで「保健師、保健師に準ずる者」が87.8%となっている。

「1万人未満」では、「保健師、保健師に準ずる者」が82.6%でもっとも割合が高く、次いで「社会福祉士、社会福祉士に準ずる者」が75.1%となっている。「1万～3万人未満」では、「社会福祉士、社会福祉士に準ずる者」が90.5%でもっとも割合が高く、次いで「主任介護支援専門員、主任介護支援専門員に準ずる者」が89.0%となっている。「3万人以上」では、「社会福祉士、社会福祉士に準ずる者」が92.5%でもっとも割合が高く、次いで「保健師、保健師に準ずる者」が91.2%となっている。

図表 41 【センター圏域人口別】

Q11 働きながら介護をしている家族自身の相談に応じている職員の職種：複数回答



<「労務に関する知識がある者」(自由回答)の具体的内容>

- ・ 自立相談支援センター業務経験のある職員
- ・ 法人経営管理者
- ・ 社会保険労務士
- ・ センター施設長
- ・ プランナー

- ・ 生活困窮者自立支援事業における就労支援員 /等

<「その他」（自由回答）の具体的内容>

- ・ 特に決めていない。
- ・ 介護福祉士
- ・ 介護支援専門員
- ・ 作業療法士
- ・ 公認心理師
- ・ 窓口対応の事務職
- ・ センター長
- ・ 認知症初期集中支援チーム員
- ・ 社会福祉協議会職員 /等

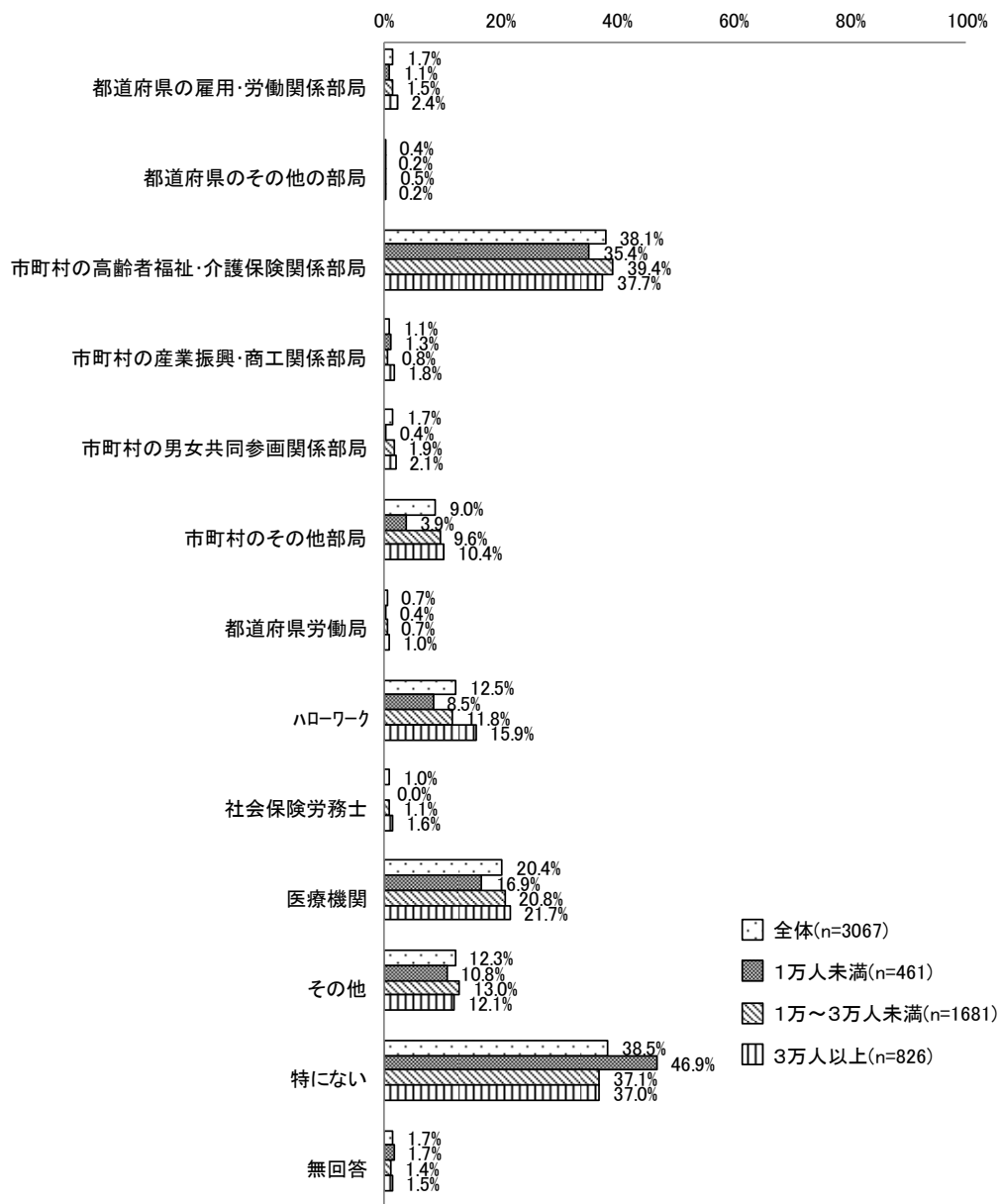
④働きながら介護をしている家族の相談に応じる上での連携先や相談先

働きながら介護をしている家族の相談に応じる上で、連携先や相談先をみると、「全体」では、「特にない」が 38.5%でもっとも割合が高く、次いで「市町村の高齢者福祉・介護保険関係部局」が 38.1%となっている。

「1万人未満」では、「特にない」が 46.9%でもっとも割合が高く、次いで「市町村の高齢者福祉・介護保険関係部局」が 35.4%となっている。「1万～3万人未満」では、「市町村の高齢者福祉・介護保険関係部局」が 39.4%でもっとも割合が高く、次いで「特にない」が 37.1%となっている。「3万人以上」では、「市町村の高齢者福祉・介護保険関係部局」が 37.7%でもっとも割合が高く、次いで「特にない」が 37.0%となっている。

図表 42 【センター圏域人口別】

Q12 働きながら介護をしている家族の相談に応じる上での連携先や相談先:複数回答



<「都道府県のその他の部局」（自由回答）の具体的内容>

- ・ 権利擁護センター
- ・ 生活保護担当窓口
- ・ 地域振興局
- ・ 保健福祉事務所
- ・ 高齢者支援担当部局
- ・ 男女共同参画課等 / 等

<「市区町村のその他の部局」（自由回答）の具体的内容>

- ・ 就労支援担当
- ・ 生活困窮担当
- ・ 子育て支援担当
- ・ 障害担当 / 等

<「その他」（自由回答）の具体的内容>

- ・ 社会福祉協議会
- ・ 介護保険事業所
- ・ 勤め先の企業
- ・ インフォーマルサービスを実施している事業所
- ・ 民生委員
- ・ 家族介護者支援団体
- ・ シルバー人材センター
- ・ 司法書士・弁護士 / 等

⑤働きながら介護をしている家族を支援するための取組の実施状況

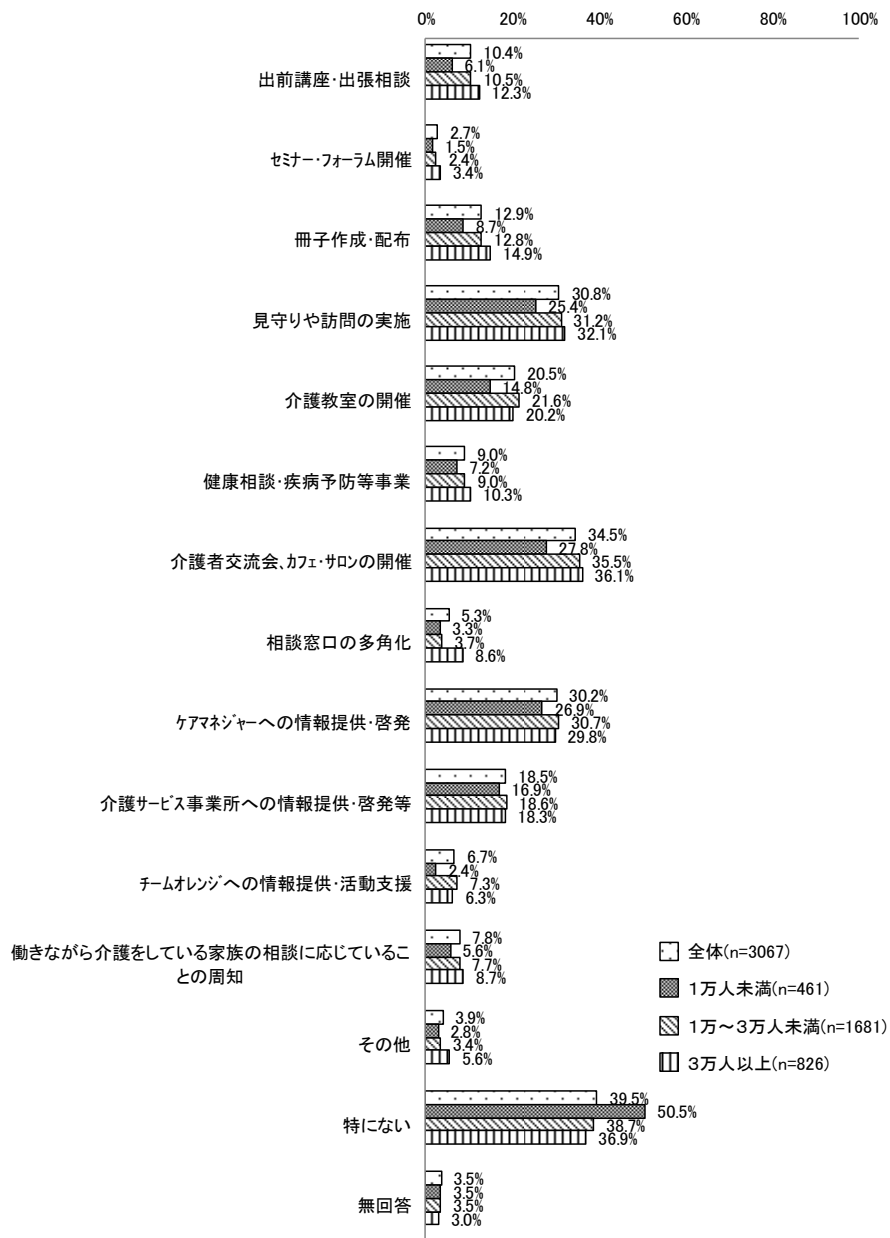
働きながら介護をしている家族を支援するための取組の実施状況をみると、「全体」では、「特にない」が 39.5%でもっとも割合が高く、次いで「介護者交流会、カフェ・サロンの開催」が 34.5%となっている。

「1万人未満」では、「特にない」が 50.5%でもっとも割合が高く、次いで「介護者交流会、カフェ・サロンの開催」が 27.8%となっている。「1万～3万人未満」では、「特にない」が 38.7%でもっとも割合が高く、次いで「介護者交流会、カフェ・サロンの開催」が 35.5%となっている。

「3万人以上」では、「特にない」が 36.9%でもっとも割合が高く、次いで「介護者交流会、カフェ・サロンの開催」が 36.1%となっている。

図表 43 【センター圏域人口別】

Q13-1 働きながら介護をしている家族を支援するための取組の実施状況：複数回答



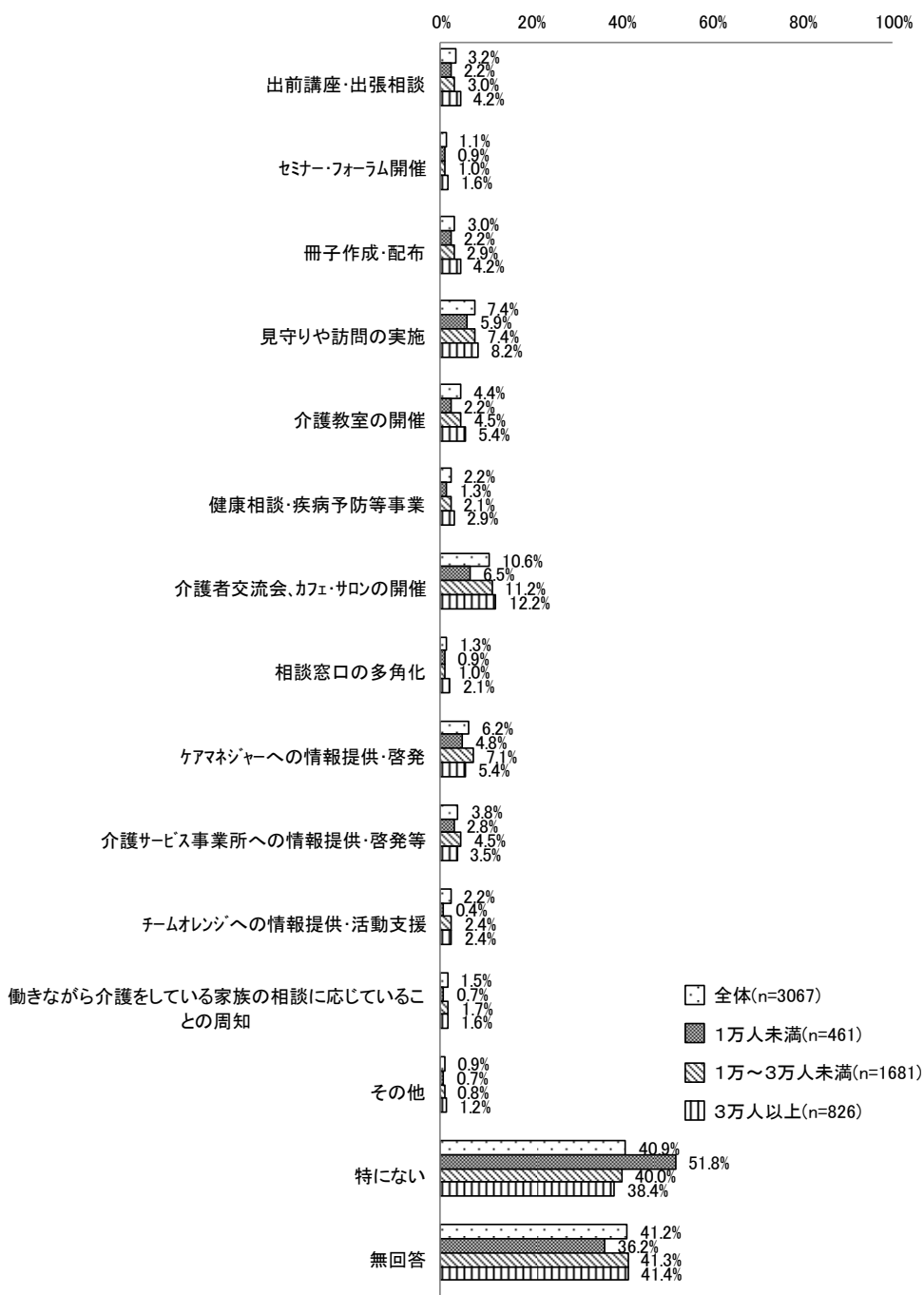
<「その他」（自由回答）の具体的内容>

- ・ 家族会での助言
- ・ 地域資源の情報収集
- ・ 家族介護者支援のための相談能力向上に資する研修への参加
- ・ 認知症初期集中支援チームの活用
- ・ 地域ケア個別会議
- ・ 認知症地域支援推進員との連携、認知症カフェの紹介、認知症ケアパスサービス一覧を各関連機関に配布、民間企業等に相談機関一覧のチラシを設置させてもらっている。
- ・ 地域包括支援センターのホームページに「ケアラーのボタン緊急引継シートを掲載する。
- ・ 広報誌への関連記事掲載 ／等

Q13-1 で選択した取組のうち、労働施策や地域資源と連携した取組をみると、「全体」では、「特にない」が40.9%でもっとも割合が高く、次いで「介護者交流会、カフェ・サロンの開催」が10.6%となっている。

「1万人未満」では、「特にない」が51.8%でもっとも割合が高く、次いで「介護者交流会、カフェ・サロンの開催」が6.5%となっている。「1万～3万人未満」では、「特にない」が40.0%でもっとも割合が高く、次いで「介護者交流会、カフェ・サロンの開催」が11.2%となっている。「3万人以上」では、「特にない」が38.4%でもっとも割合が高く、次いで「介護者交流会、カフェ・サロンの開催」が12.2%となっている。

図表 44 【センター圏域人口別】 Q13-2 労働施策や地域資源と連携した取組：複数回答

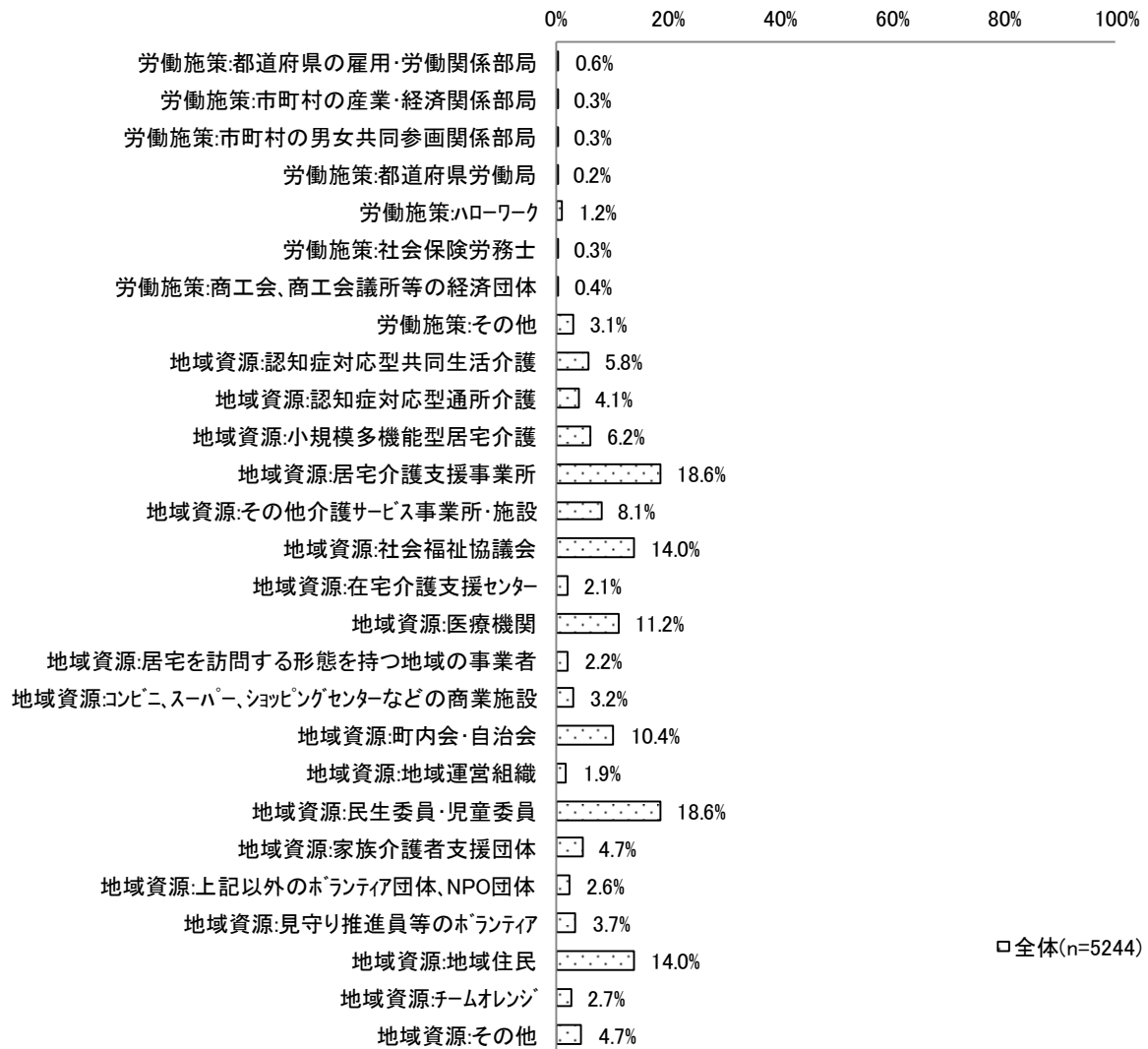


⑥働きながら介護をしている家族介護者支援：連携先

Q14では、Q13で選択した取組のうち、特に力を入れているもの最大3つについて、具体的な取組内容をたずねた。ここでは、各取組に対して選択式で設けた「④連携先」の設問について3つの取組の回答割合を足し上げた図表を紹介する。

働きながら介護をしている家族介護者支援：連携先をみると、「全体」では、「地域資源：居宅介護支援事業所」および「地域資源：民生委員・児童委員」が18.6%でもっとも割合が高く、次いで「地域資源：社会福祉協議会」および「地域資源：地域住民」が14.0%となっている。

図表 45 Q14-1④ 働きながら介護をしている家族介護者支援：連携先：複数回答

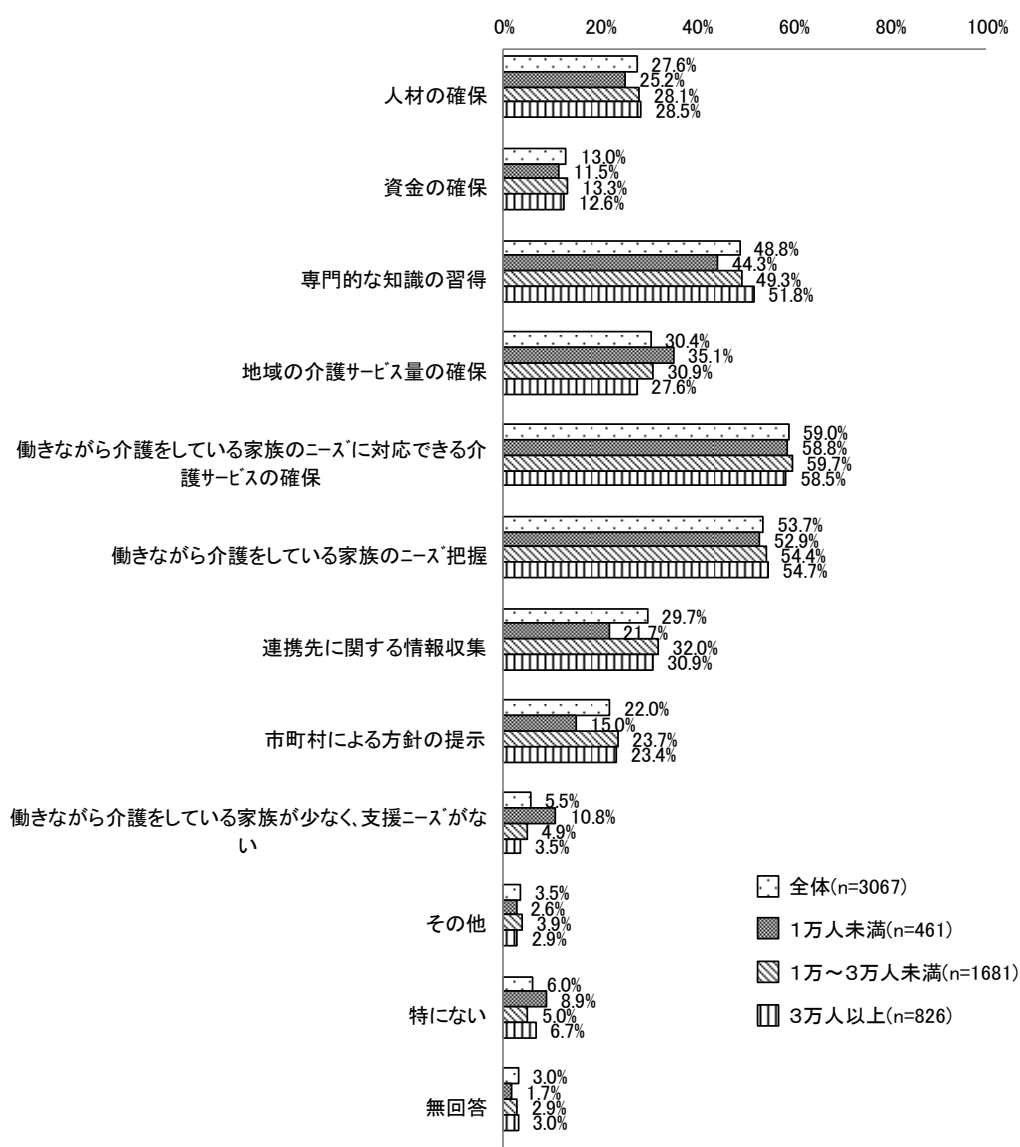


⑦働きながら介護をしている家族の支援を行う上での課題

働きながら介護をしている家族の支援を行う上での課題をみると、「全体」では、「働きながら介護をしている家族のニーズに対応できる介護サービスの確保」が59.0%でもっとも割合が高く、次いで「働きながら介護をしている家族のニーズ把握」が53.7%となっている。

「1万人未満」では、「働きながら介護をしている家族のニーズに対応できる介護サービスの確保」が58.8%でもっとも割合が高く、次いで「働きながら介護をしている家族のニーズ把握」が52.9%となっている。「1万～3万人未満」では、「働きながら介護をしている家族のニーズに対応できる介護サービスの確保」が59.7%でもっとも割合が高く、次いで「働きながら介護をしている家族のニーズ把握」が54.4%となっている。「3万人以上」では、「働きながら介護をしている家族のニーズに対応できる介護サービスの確保」が58.5%でもっとも割合が高く、次いで「働きながら介護をしている家族のニーズ把握」が54.7%となっている。

図表 46 【センター圏域人口別】Q15 働きながら介護をしている家族の支援を行う上での課題
:複数回答



<その他の具体的内容>

- ・ 福祉と就労問題は事業と縦割りで分かれていて連携がない。
- ・ 制度自体が企業・事業所で取り組まれていない。
- ・ 家族に時間的余裕がない。
- ・ 家族にとって仕事の問題は地域包括支援センターに相談するものではないと思われる。
- ・ 業務多忙により、ニーズ調査に割く時間がない。
- ・ 開所時間等事業所の運営上働きながら介護する介護者の相談に応じられる体制ではない。
- ・ ワークライフバランスや働き方改革といわれる中で、自分たちは土日祝や夜間帯の対応を無理して行っている現状と、そうしなければ運営評価が下がること / 等

⑧働きながら介護をしている家族を支援するため今後行ってみたい取組

<自由回答>

■ニーズ把握

- ・ 若い世代のニーズを把握したい。
- ・ アンケート調査、ならびに必要な情報提供

■介護者の会

- ・ オンラインで繋がることのできる介護者会
- ・ 介護者サロンを土・日開催する。愚痴がこぼせるサロンの開設
- ・ 働いている方でも参加できるように家族教室や家族サロンを夜間や土曜日などに実施出来たらと思うが、継続的な開催となると勤務体制などで難しいところがある。

■研修・セミナー

- ・ 社会保険労務士によるセミナー開催（公的な制度説明含）
- ・ ハローワークとの共同相談会
- ・ 雇用関係の機関と共同研修を行ってみたい。
- ・ 介護者の人がいざという時に対応できるよう社会資源の活用方法の勉強会など行いたい。

■周知啓発

- ・ 相談支援窓口として地域包括支援センター等があることを更に周知する場面をつくり、退職しからの相談ではなく退職する前に相談できる機関を若い世代の方に知ってもらえる機会を持つことにより自分だけで抱えず介護保険でカバーできることのノウハウを知り、両立できる体制を整えていきたい。
- ・ 企業との連携による効果的な地域包括支援センターの相談機能の周知
- ・ 若い世代を対象とした介護保険制度や介護保険サービスについての出前講座
- ・ 市内企業の産業保健師や産業カウンセラーと連携し、被介護者を抱える現役世代にセンターなど各種相談窓口の周知を図る。

■その他

- ・ サービスに係る専門職との情報交換ツール（現在は自宅にある連絡帳であるが）の ICT 化
- ・ ヤングケアラー支援、介護離職した家族への支援 / 等

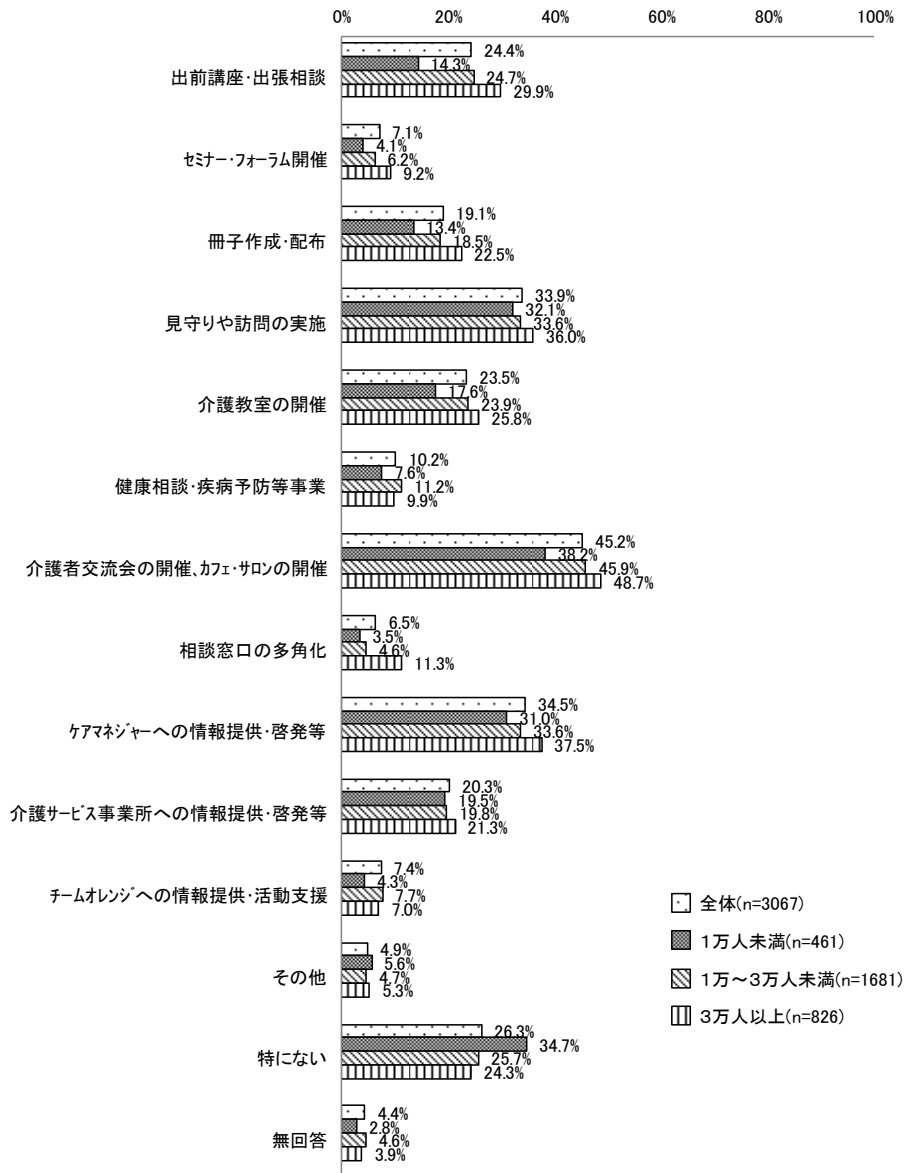
(4) 地域資源と連携した家族介護者支援の実施状況

① 家族介護者全般を対象とする取組

家族介護者全般を対象とする取組をみると、「全体」では、「介護者交流会の開催、カフェ・サロンの開催」が45.2%でもっとも割合が高く、次いで「ケアマネジャーへの情報提供・啓発等」が34.5%となっている。

「1万人未満」では、「介護者交流会の開催、カフェ・サロンの開催」が38.2%でもっとも割合が高く、次いで「特にない」が34.7%となっている。「1万～3万人未満」では、「介護者交流会の開催、カフェ・サロンの開催」が45.9%でもっとも割合が高く、次いで「見守りや訪問の実施」「ケアマネジャーへの情報提供・啓発等」が33.6%となっている。「3万人以上」では、「介護者交流会の開催、カフェ・サロンの開催」が48.7%でもっとも割合が高く、次いで「ケアマネジャーへの情報提供・啓発等」が37.5%となっている。

図表 47 【センター圏域人口別】 Q17-1 家族介護者全般を対象とする取組：複数回答



<その他の具体的内容>

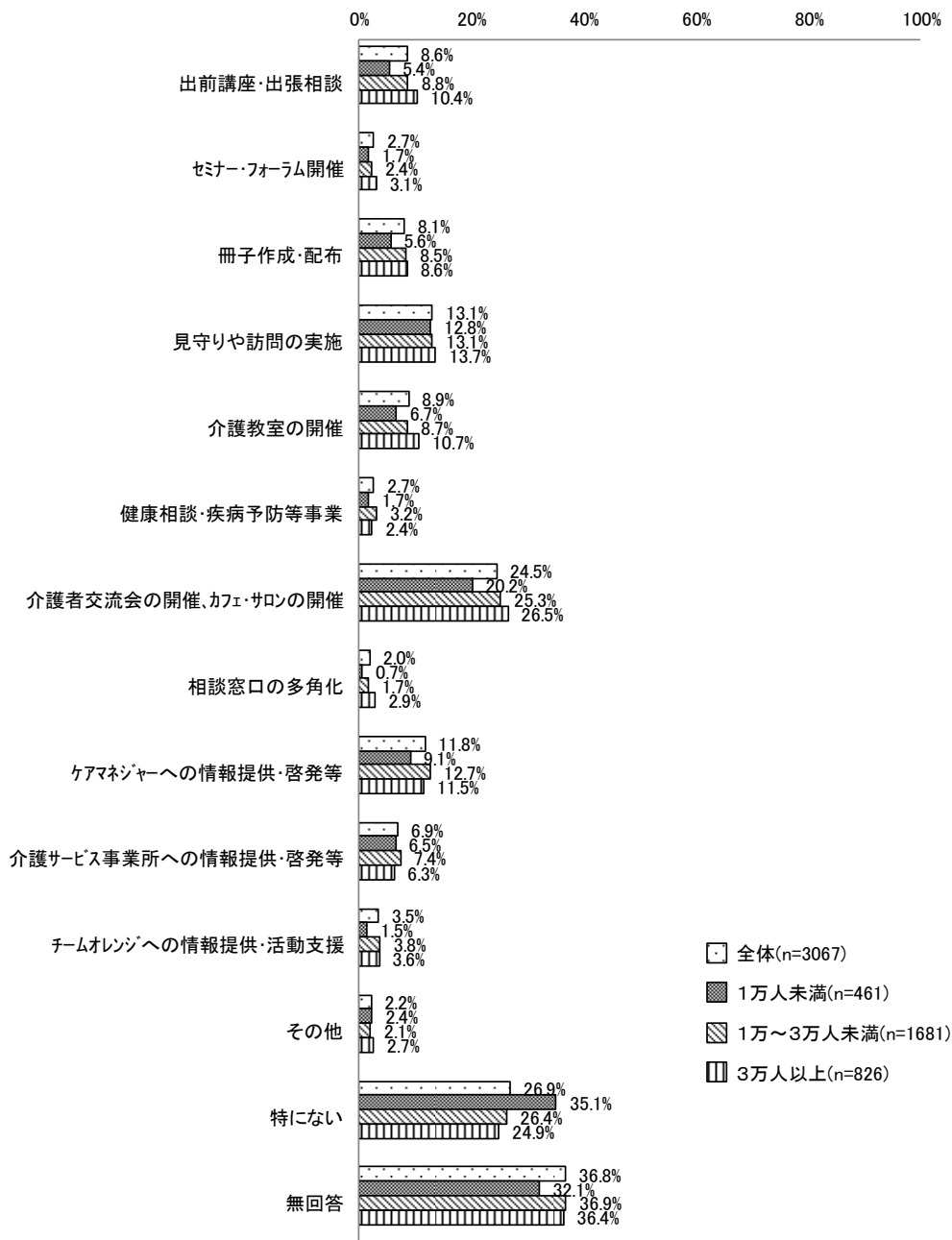
- ・ 多職種連携会議
- ・ 困難事例における個別ケア会議
- ・ 高齢者等見守りあんしんネットワーク
- ・ 徘徊高齢者等事前登録
- ・ 認知症サポーター養成講座
- ・ 広報誌作成全戸回覧 相談先周チラシ配架、掲示依頼
- ・ 認知症高齢者声かけ訓練
- ・ もの忘れ相談医による専門相談会 / 等

Q17-1 で選択した取組のうち、認知症の人とその家族をはじめとする家族介護者支援に関する取組をみると、「全体」では、「特にない」が26.9%でもっとも割合が高く、次いで「介護者交流会の開催、カフェ・サロンの開催」が24.5%となっている。

「1万人未満」では、「特にない」が35.1%でもっとも割合が高く、次いで「介護者交流会の開催、カフェ・サロンの開催」が20.2%となっている。「1万～3万人未満」では、「特にない」が26.4%でもっとも割合が高く、次いで「介護者交流会の開催、カフェ・サロンの開催」が25.3%となっている。「3万人以上」では、「介護者交流会の開催、カフェ・サロンの開催」が26.5%でもっとも割合が高く、次いで「特にない」が24.9%となっている。

図表 48 【センター圏域人口別】

Q17-2 認知症の人とその家族をはじめとする家族介護者支援に関する取組：複数回答

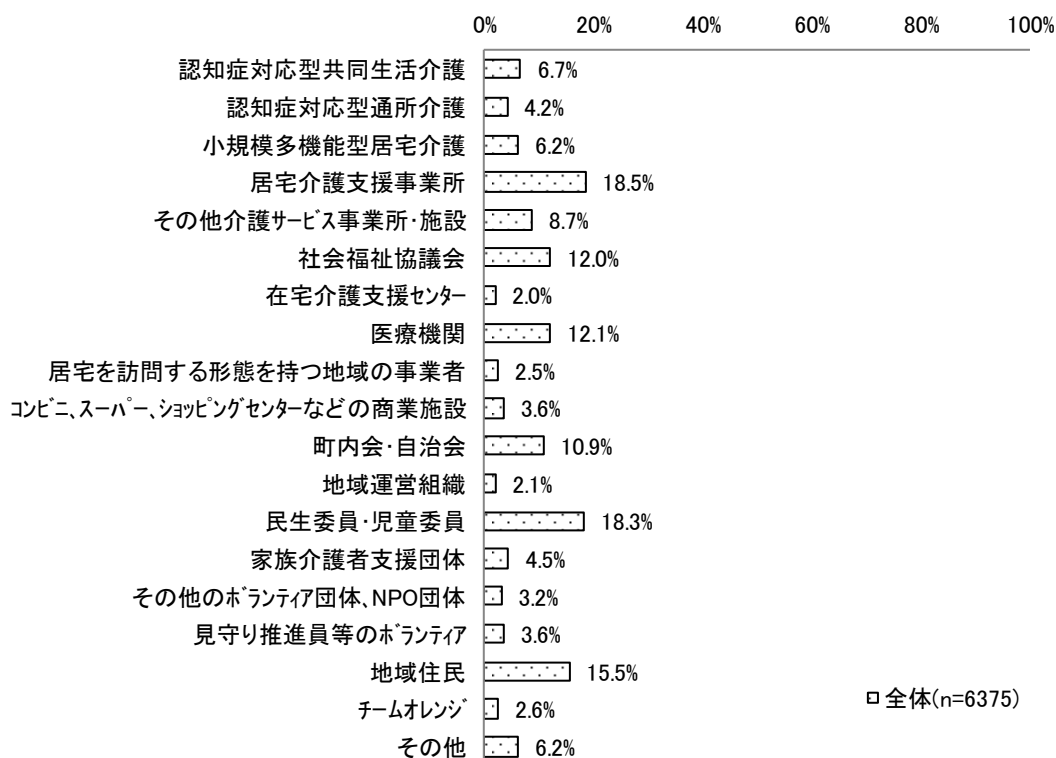


②地域資源と連携した家族介護者全般支援：連携先

Q18では、Q17で選択した取組のうち、特に力を入れているもの最大3つについて、具体的な取組内容をたずねた。ここでは、各取組に対して選択式で設けた「④連携先」の設問について3つの取組の回答を足し上げた図表を紹介する。

地域資源を連携した家族介護者全般支援：連携先をみると、「全体」では、「居宅介護支援事業所」が18.5%でもっとも割合が高く、次いで「民生委員・児童委員」が18.3%、「地域住民」が15.5%となっている。

図表 49 Q18-1④ 地域資源と連携した家族介護者全般支援：連携先：
複数回答（最大3つまで取組を記載してもらったものの足しあげ）



③認知症対応型共同生活介護等介護サービス事業所との連携内容

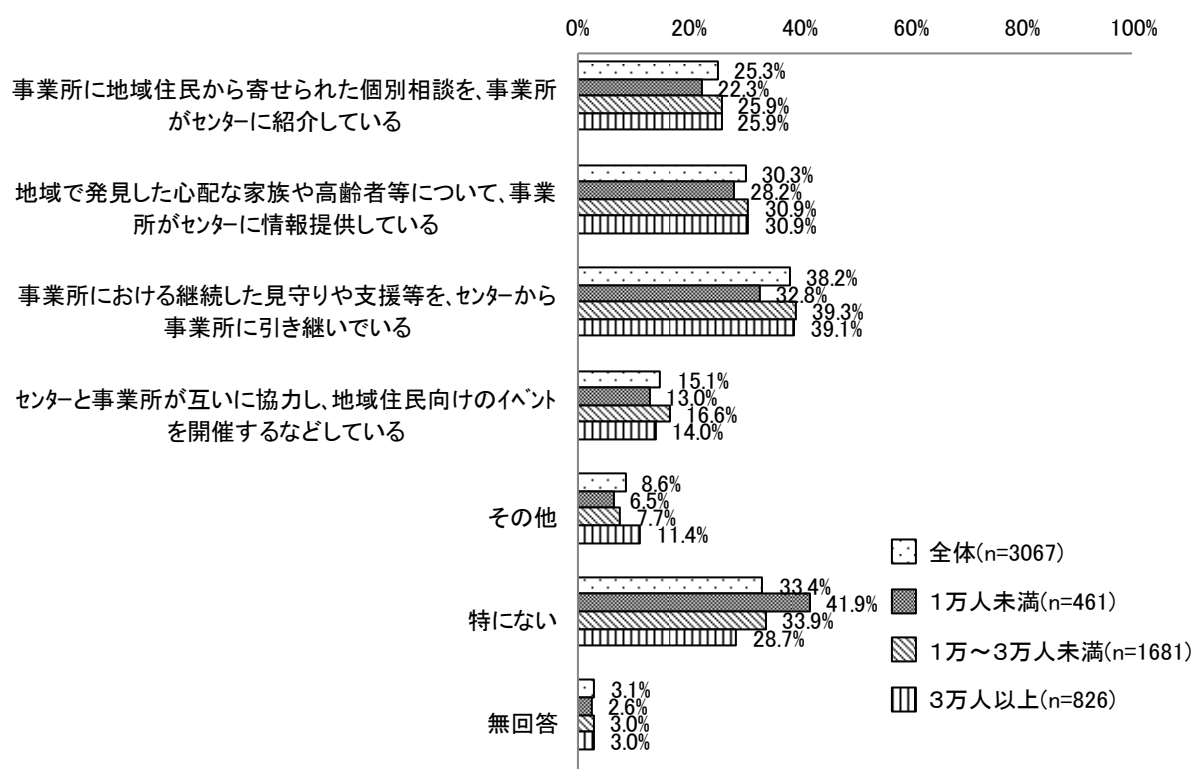
認知症対応型共同生活介護等介護サービス事業所との連携内容を見ると、「全体」では、「事業所における継続した見守りや支援等を、センターから事業所に引き継いでいる」が 38.2%でもっとも割合が高く、次いで「特にない」が 33.4%となっている。

「1万人未満」では、「特にない」が 41.9%でもっとも割合が高く、次いで「事業所における継続した見守りや支援等を、センターから事業所に引き継いでいる」が 32.8%となっている。

「1万～3万人未満」では、「事業所における継続した見守りや支援等を、センターから事業所に引き継いでいる」が 39.3%でもっとも割合が高く、次いで「特にない」が 33.9%となっている。「3万人以上」では、「事業所における継続した見守りや支援等を、センターから事業所に引き継いでいる」が 39.1%でもっとも割合が高く、次いで「地域で発見した心配な家族や高齢者等について、事業所がセンターに情報提供している」が 30.9%となっている。

図表 50 【センター圏域人口別】

Q19 認知症対応型共同生活介護等介護サービス事業所との連携内容：複数回答



<「その他」(自由回答)の具体的内容>

- ・ 認知症徘徊声掛け訓練に参加してもらった。
- ・ 運営推進会議に出席している。
- ・ 地域住民の会合に講師として認知症啓発を依頼している。
- ・ 地域ケア個別会議・圏域推進会議へ参加してもらった。
- ・ 認知症サポーター養成講座を共に開催
- ・ 認知症カフェへの支援

- ・ グループホーム 1 か所が、家族の集いを開催。対象となる人へセンターがチラシを配布
／等

<上記取組に関する具体的内容>

■事業所からの相談

- ・ 事業所で困難と思われる事例について相談があり、成年後見人につないだり、地域の活動や団体を紹介したりした。
- ・ 事業所から面会家族の異変の相談、地域で徘徊している高齢者の通報など
- ・ サービス事業所からの情報提供やつなぎ相談があればその都度対応している。

■センターからの引き継ぎ

- ・ 事業所で困難と思われる事例について相談があり、成年後見人につないだり、地域の活動や団体を紹介したりした。
- ・ 事業所から面会家族の異変の相談、地域で徘徊している高齢者の通報など
- ・ サービス事業所からの情報提供やつなぎ相談があればその都度対応している。
- ・ グループホームを認知症のよろず相談所として広報している。
- ・ 事業所を紹介し、情報提供する。利用につなげたあとも状況に応じて連携して支援をしている。

■会議での情報共有

- ・ 施設運営推進会議への参加
- ・ 地域団体主催の会合に認知症対応型共同生活介護の職員と包括センター職員が一緒に参加し、住民と情報共有する機会を持った。
- ・ 地域包括ケア会議の認知症施策部会にて、介護サービス事業所等との官民協働での施策展開
- ・ 認知症の事例を通じて、個別地域ケア会議を開催。地域住民に理解を求めるとともに、地区でどう見守るのかなどの課題抽出や問題提起をしている。

■イベント協力

- ・ 認知の地域密着型サービスの方に認知症徘徊声掛け訓練に参加いただいている。また、区主催の認知症サポーター養成講座では協力してくれている。
- ・ 地域への啓発イベントに事業所から参加してもらい連携を強化
- ・ 住民と事業所の交流会の開催や事業所マップの作製協力認知症講座などへ講師としての職員派遣など
- ・ 認知症予防カフェの開催。カフェの中での個別事例の相談対応。カフェ開催施設の見学
- ・ コラボカフェの企画開催
／等

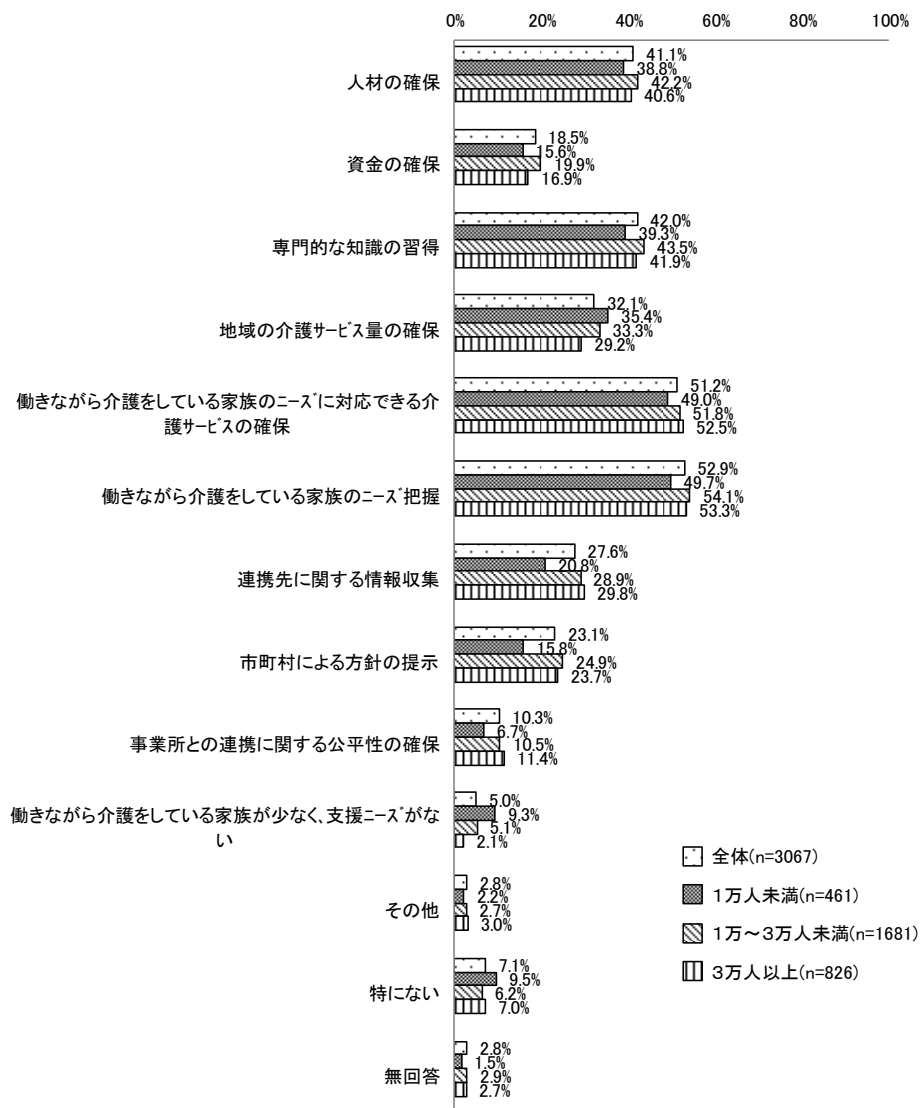
④地域資源と連携して、家族介護者支援に取り組む上での課題

地域資源と連携して、家族介護者支援に取り組む上での課題をみると、「全体」では、「働きながら介護をしている家族のニーズ把握」が52.9%でもっとも割合が高く、次いで「働きながら介護をしている家族のニーズに対応できる介護サービスの確保」が51.2%となっている。

「1万人未満」では、「働きながら介護をしている家族のニーズ把握」が49.7%でもっとも割合が高く、次いで「働きながら介護をしている家族のニーズに対応できる介護サービスの確保」が49.0%となっている。「1万～3万人未満」では、「働きながら介護をしている家族のニーズ把握」が54.1%でもっとも割合が高く、次いで「働きながら介護をしている家族のニーズに対応できる介護サービスの確保」が51.8%となっている。「3万人以上」では、「働きながら介護をしている家族のニーズ把握」が53.3%でもっとも割合が高く、次いで「働きながら介護をしている家族のニーズに対応できる介護サービスの確保」が52.5%となっている。

図表 51 【センター圏域人口別】

Q20 地域資源と連携して、家族介護者支援に取り組む上での課題：複数回答



<「その他」（自由回答）の具体的内容>

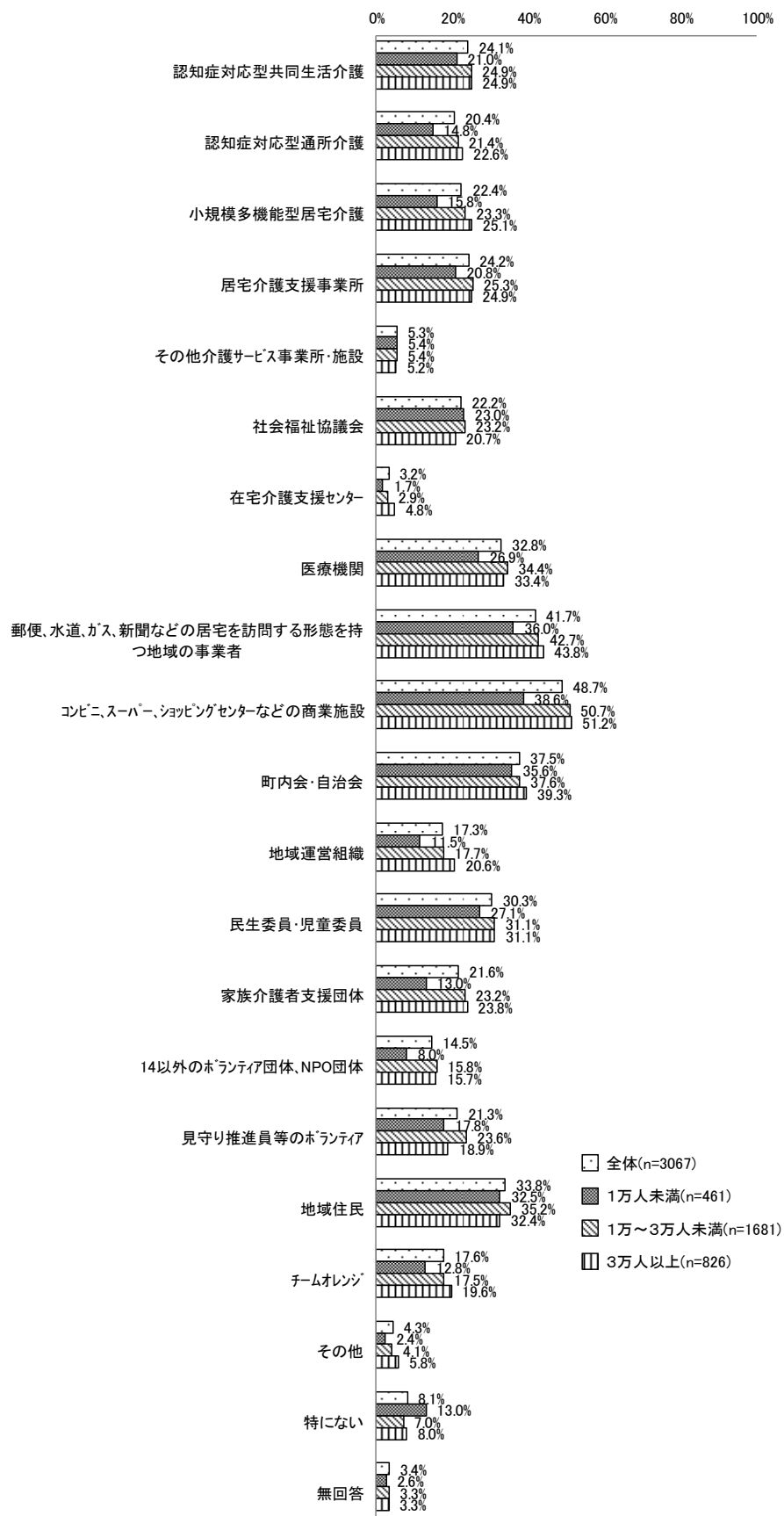
- ・ 家族介護者が集まる機会を設けても対象者が集まらない。
- ・ 土日でも利用できるケアマネ事業所やデイサービスが少ない。
- ・ 働きながら介護をしている家族はいるが、家族自身が支援の必要性に気付いていない。
- ・ アウトリーチが必要
- ・ 相談機関に行く時間がなく繋げられない場合があり窓口の柔軟性をはかってほしい。／等

⑤認知症の人と家族介護者支援を行う上で、今後新たに連携したい地域資源

認知症の人と家族介護者支援を行う上で、今後新たに連携したい地域資源をみると、「全体」では、「コンビニ、スーパー、ショッピングセンターなどの商業施設」が48.7%でもっとも割合が高く、次いで「郵便、水道、ガス、新聞などの居宅を訪問する形態を持つ地域の事業者」が41.7%となっている。

「1万人未満」では、「コンビニ、スーパー、ショッピングセンターなどの商業施設」が38.6%でもっとも割合が高く、次いで「郵便、水道、ガス、新聞などの居宅を訪問する形態を持つ地域の事業者」が36.0%となっている。「1万～3万人未満」では、「コンビニ、スーパー、ショッピングセンターなどの商業施設」が50.7%でもっとも割合が高く、次いで「郵便、水道、ガス、新聞などの居宅を訪問する形態を持つ地域の事業者」が42.7%となっている。「3万人以上」では、「コンビニ、スーパー、ショッピングセンターなどの商業施設」が51.2%でもっとも割合が高く、次いで「郵便、水道、ガス、新聞などの居宅を訪問する形態を持つ地域の事業者」が43.8%となっている。

図表 52 【センター圏域人口別】Q21 認知症の人と家族介護者支援を行う上で、
今後新たに連携したい地域資源：複数回答



<「その他」（自由回答）の具体的内容>

- ・ 喫茶店など
- ・ 教育機関
- ・ ガソリンスタンド
- ・ 金融機関
- ・ シルバー人材センター
- ・ オレンジカフェ
- ・ タクシー等移動支援事業者
- ・ 警察
- ・ 公共交通機関
- ・ 認定看護師、PT/OT/ST、栄養士、歯科衛生士 /等

⑥地域資源と連携して今後行ってみたい取組（期待している取組）

<自由回答>

■見守り支援

- ・ 見守りにはとても人手が必要。専門職と地域住民他役割を決めて見守りが行えることが望まれる。
- ・ 地域見守り支援ネットワークの形成にあたり、居宅を訪問する事業者の協力を得ていければと考えている。
- ・ 困っている方の早期発見を行うことができるようにしたい。例えば、近隣を当てもなく歩いているような方を見つけた場合は、センター相談してもらえような関係作り

■介護者の会、カフェ・サロン

- ・ 男性介護者の集まり
- ・ カフェやサロンをいろんな機関や事業所等と連携して開催し、認知症や家族介護者支援などの理解促進をし、住みやすい地域づくりにつなげていきたい。
- ・ 地域の商業施設と一緒に、家族介護者支援カフェの共催ができるとよいと思う。
- ・ スーパーなど地域の買い物の場を地域住民のコミュニティの場として連携し活用できないか。

■相談窓口の拡充

- ・ 地域住民から介護で困っている方を相談窓口へスムーズに繋がられる仕組みをつくりたい。
- ・ 地域の人が集まる場所での出張相談会

■ニーズ把握・情報共有

- ・ 居宅支援事業所、自治会に対して担当利用者に対象ケースがあるかニーズ調査を行いたい。社協とは協力しセミナー開催等行いたい。
- ・ 医療機関にはかなりの情報があると思うが、介護している家族の負担について話し合うことはほとんどなく、連携できているとは言えない。

- ・ ニーズ把握ルートの確立（現在、歯科医師会との連携に着手したところ）
- ・ 光熱水費の支払い状況の変化（今まで払っていたのに滞納がある等）やなどが早期に情報提供されれば、認知症の人への支援を早期に行えるようになる。その体制づくりができないかと思うが、個人情報保護の関係で難しいと思う。

■地域の理解促進

- ・ 生活圏域内のコンビニやスーパー、小学校・中学校に認知症についての理解を促す。認知症の方が一人でも買い物やカフェ等が気軽にできるように地域づくりを行う。
- ・ チームオレンジが中心となり、地域住民に対し認知症の理解を深める為勉強会を行うなど、普及、啓発に努め認知症の人やその家族が安心して暮らせる町づくりを地域住民と共に取り組んでいきたい。

■その他

- ・ 山間部であり移動に苦慮する方が多い。特に運転免許返納後は、閉じこもりがちとなる。地域
の力で移動支援ができるシステムづくり
- ・ 緊急時の宿泊サービス
- ・ 移動販売 / 等

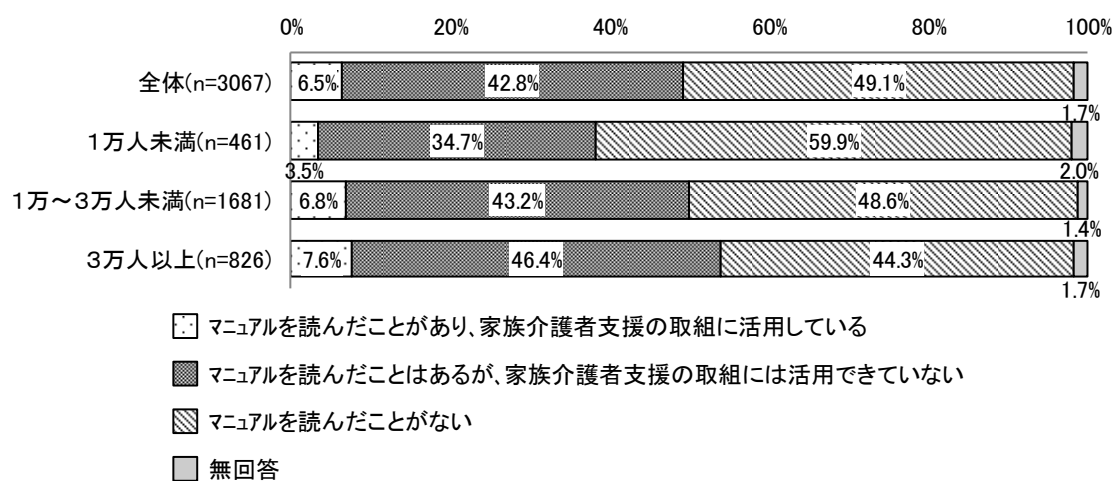
(5) 家族介護者支援に関するマニュアルの活用状況

①厚生労働省「市町村・地域包括支援センターによる家族介護者支援マニュアル」の活用状況

厚生労働省「市町村・地域包括支援センターによる家族介護者支援マニュアル」の活用状況を見ると、「全体」では、「マニュアルを読んだことがない」が49.1%でもっとも割合が高く、次いで「マニュアルを読んだことはあるが、家族介護者支援の取組には活用できていない」が42.8%となっている。

「1万人未満」では、「マニュアルを読んだことがない」が59.9%でもっとも割合が高く、次いで「マニュアルを読んだことはあるが、家族介護者支援の取組には活用できていない」が34.7%となっている。「1万～3万人未満」では、「マニュアルを読んだことがない」が48.6%でもっとも割合が高く、次いで「マニュアルを読んだことはあるが、家族介護者支援の取組には活用できていない」が43.2%となっている。「3万人以上」では、「マニュアルを読んだことはあるが、家族介護者支援の取組には活用できていない」が46.4%でもっとも割合が高く、次いで「マニュアルを読んだことがない」が44.3%となっている。

図表 53 【センター圏域人口別】Q23 厚生労働省「市町村・地域包括支援センターによる家族介護者支援マニュアル」の活用状況：単数回答



1)【マニュアルを読んだことがあり、取組に活用している場合】マニュアルを活用して行った具体的な取組

<自由回答>

- ・ マニュアルのアセスメントシートを参考に作成した介護負担アセスメントシートを実施
- ・ アセスメントの内容を簡素化し交流会のツールとして使用している。
- ・ 記載式のチェックシートなどを活用することで、男性介護者は思いを表出しやすいようで、支援の際活用している。
- ・ 介護を行う労働者が利用できる制度・公的給付のページを活用して説明を行った。
- ・ 家族介護者教室の開催内容に参考としている。
- ・ 職員間の情報交換に活用。今後の高齢者だけでなく介護者への支援の視点について学ぶ機会となった。
- ・ 介護支援専門員研修の資料として活用
- ・ 介護支援専門員を対象とした勉強会の開催。事例検討における本人も家族も主体となる概念の理解
- ・ 出前の介護相談を実施している。
- ・ 認知症家族支援に活用のほか、講座開催時の内容に反映。認知症カフェの充実。認知症支援体制の整備（ボランティアの発掘・育成など）
- ・ 早期発見のための地域の相談場所の開発でコンビニや金融機関の記載があった。社会福祉協議会と協働しコンビニにチラシ設置を働きかけたところである。
- ・ マニュアルを活用した「家族支援」の活動計画の立案 / 等

2)【マニュアルを読んだことはあるが、取組に活用していない場合】どのような情報があれば活用できると思うか

<自由回答>

- ・ 実際に連携する自治体の窓口が記載してあるものがあると相談をしながら直ぐに利用ができるのではないかと考える。
- ・ 就労支援に関する相談窓口の情報になるべく多くあれば活用しやすい。
- ・ 各地域の事例紹介、家族介護者への情報発信事例
- ・ 取り組み事例をもっと詳しく教えてほしい。また、行政や地域との協働した取り組みに関して、うまくいく働きかけ方の事例を紹介して欲しい。
- ・ 市町レベルの支援の流れや連携機関、制度についてまとめたものがあれば、相談窓口対応や啓発活動が行いやすい。
- ・ 「これ以上休んだらクビになる」との訴えが多く、介護と仕事の両立の難しさ、介護保険制度だけでは支援できない。
- ・ 情報というより人的パワー不足が問題であるので、情報としては特に該当がない。
- ・ マニュアルを読むだけでは活用までは難しいと自身は思うので、家族支援の実施主体を対象とした研修や情報交換の場があるとよいのではないかと思います。 / 等

②家族介護者支援を行う上で知りたいこと

<自由回答>

- ・ 要介護者本人の意向と介護者の意向が違う場合に、あまり介護者寄りの支援をすると本人の信頼を失う場合がある。介護者支援は担当を別にするなどの方法論があれば知りたい。
- ・ 家族介護者支援を行う際の窓口の役割と連絡先が書いたものがあれば、家族と相談しながら分からないことは別の窓口を確認したりできる。介護で大変な思いをしている家族に相談場所が別々だと相談自体が大変に感じてしまうのではないかと思う。自治体ごとに相談窓口の役割と連絡先をナンバーリングしたうえで、家族介護者支援の時はナンバー1, 2, 3参照などとして頂けると相談先が関係者間でもわかるのではないか。家族支援に限らずすべての相談に共通することだと思う。
- ・ 認知症ケアパスのように、介護の度合い、状態像ごとに当事者が利用できる支援、制度、サービスと家族への支援の仕組みの早見表があるといい。
- ・ 他の包括の取り組み状況を研修会などで共有
- ・ 家族介護者支援を行う上で活用できるインフォーマルな社会資源、国の各種支援制度等
- ・ 支援が必要な介護者をきちんと把握できていない面があると思うので、ニーズの掘り出し方を知りたい。
- ・ 労務関係の制度や収入保障、就職あっせんのシステムなど
- ・ 認知症初期の居宅支援導入について
- ・ 生活保護の対象ではないが、金銭的に苦しいケースが多くあります。特にコロナ禍でこのようなケースが増えてくるのではないかと思います。そのようなケースでの連携先や対応方法など。
- ・ 介護者の会を開催しようとしても全く集まらず、ケアマネさんに協力してもらったりしたが、うまくいかないです。どう取り組んだらよいかわからない。
- ・ 就労しながらの介護以外に、ヤングケアラーに関する支援の必要性も感じるケースがあるため、それに関する情報を知り連携ができるといいと思った。
- ・ 利用者、介護者、家族介護者と複数の視点が必要となるが、今までは利用者を中心に考えてきており、相談に対するウエイト（別の相談として考えるのか、同一の問題として考えるのか）をどのように配分していけばよいのかが頭の整理がついていない。
- ・ 家族へのレスパイト支援に入ることが多いが、本人の意思でない支援も散見される。特に若年性認知症の家族への支援を当地域包括支援センターでは今後重要視していきたいと考えるが、ケースが極めて少なく、対応方法やガイドライン作成に苦慮しているので、他機関との具体的連携によりより効果的支援に繋がっている事例等があれば紹介いただきたい。
- ・ 当事者の情報については地域住民や区長、民生委員より得られることも多いが、家族環境や基本情報については個人情報保護法などの法律により行政から得られないことが多く、困難事例になるほど初期対応が難しいという地域性的問題があるので、その点他に地域ではどのように対応しているのか、など家族介護支援をする上で他市町村などの情報が欲しい。 /等

第Ⅳ部 地域包括支援センター等に対するヒアリング結果

第1章 調査概要

1. 調査目的

地域包括支援センターにおける家族介護者支援について、家族介護者支援マニュアル等、既存の家族介護者支援に資する制度を活用した取組、独自の施策や取組を推進している取組等の事例を収集し、全国の地域包括支援センターにおいて、家族介護者の就労継続を支援する方策、地域資源と連携して認知症の人とその家族をはじめとする家族介護者を支援する方策等の検討、市町村や地域包括支援センターに対する取組の手引の取りまとめ等に活用する。

2. 調査対象および選定方法

- 全国の地域包括支援センター10か所を対象とする。
- 本事業におけるアンケートへの回答内容からの選定のほか、既存資料にもとづく情報や委員による推薦等により選定を行う。
- 選定に際しては、以下の点に着目する。なお、選定においては、自治体規模や取組の種類等に偏りのないよう留意する。
 - ①労働施策と連携して、家族介護者の就労継続支援に関わる施策や取組を行っている
 - ②地域資源と連携して認知症の人とその家族をはじめとする家族介護者支援に関わる施策や取組を行っている

3. 調査方法

- 訪問及び電話、メール、WEB会議システム等により実施する。

4. 主な調査内容

- ①地域の家族介護者の現状、課題（家族が就労している場合、老老介護、遠距離介護 等）
- ②家族介護者が就労している場合の相談の対応状況
- ③総合相談以外で実施している家族介護者の就労継続支援に関する取組
- ④家族介護者の就労の有無に関わらず、地域包括支援センターが地域資源と連携して行う認知症の人とその家族をはじめとする家族介護者支援の状況
- ⑤地域資源と連携して行う認知症の人とその家族をはじめとする家族介護者支援に関わる取組
- ⑥労働部門や地域資源等と連携して、家族介護者支援に取り組む上での工夫や課題
- ⑦家族介護者支援マニュアル等を活用している場合、具体的な活用内容
- ⑧家族介護者支援に関する今後展望

5. 実施時期

令和2年11月～令和3年3月

6. ヒアリング実施先

※取組概要に記載の○・◇・□は、○就労継続支援 ◇認知症の人を抱える家族支援 □両者

ヒアリング実施先	取組概要	実施日等
①大阪府吹田市	◇介護保険サービス事業者等の参加による家族介護者の会の開催。事業者の主体的な活動を引き出す工夫。 ※就労継続支援の取組は、センターへの情報提供のみ <人口>371,030人 <高齢化率>23.8% <センター設置数> 直営：1か所（基幹型） 委託：15か所	令和2年 12/10（木）
②鹿児島県霧島市	□霧島市地域密着型サービス事業者連合会と連携し、地域の身近な場所で相談に応じることのできる人材を育成し、事業所に相談所を併設。相談所は地域包括支援センターのブランチ的な機能を発揮。 <人口>125,919人 <高齢化率>26.7% <センター設置数> 委託：1か所 ブランチ：73か所 サブセンター：9か所	12/15（火）
③東京都大田区	○介護サービス事業者団体による家族介護者の就労継続支援に関する活動。 ◇地域見守りネットワーク構築による認知症の人を抱える家族支援 <人口>732,618人 <高齢化率>22.6% <センター設置数> 委託：21か所	令和3年 1/7（木）
④福井光地域包括支援センター （福井県福井市）	□【圏域内居宅支援事業所連絡会】（家族支援の必要性について、事例に基づき考察する研修会を実施） □【事業所連絡会】（家族介護者支援に関する研修会。グループワークも実施） <人口>263,109人 <高齢化率>28.6% <センター設置数> 委託：13か所 ブランチ：3か所	1/6（水）
⑤別府市浜脇地域包括支援センター （大分県別府市）	○【介護離職防止講話】（介護離職の相談が出てくるようになり、講座開催） <人口>117,498人 <高齢化率>33.5% <センター設置数> 委託：7か所 ブランチ：1か所	1/14（木）
⑥岐阜市地域包括支援センター南部 （岐阜県岐阜市）	○【介護離職防止検討会議～リーフレット作成】企業総務課との連携相談システムの構築。 ○【意識啓発セミナー「介護は一人でするものではない」】 <人口>408,970人 <高齢化率>28.4% <センター設置数> 委託：19か所 うち機能強化型：3か所	3/2（月）

- ・ 取組の課題
 - ・ 今後の展望 等
- ④家族介護者の就労の有無に関わらず、地域包括支援センターが地域資源と連携して行う認知症の人とその家族をはじめとする家族介護者支援の状況
- ・ 家族介護者自身の相談の状況（最近増えている相談、傾向等）
 - ・ 家族介護者自身の課題等、相談ニーズの引き出し方
 - ・ 家族介護者の抱える課題に対応した地域資源の活用方法、工夫点 / 等
- ⑤地域資源と連携して行う認知症の人とその家族をはじめとする家族介護者支援に関わる取組
- ・ 取組経緯、取組にあたり重視した点
 - ・ 取組手順・方法（特に困難だった点や、それをどのように克服したか等）
 - ・ 連携先、連携方法
 - ・ 取組内容、取組方法
 - ・ 取組の効果
 - ・ 取組の課題
 - ・ 今後の展望 等
- ⑥労働部門や地域資源等と連携して、家族介護者支援に取り組む上での工夫や課題
- ⑦家族介護者支援マニュアル等を活用している場合、具体的な活用内容
- ⑧家族介護者支援に関する今後展望

第2章 ヒアリング結果報告

1. 大阪府吹田市

実施主体等	吹田市福祉部高齢福祉室 吹田市片山地域包括支援センター 吹田市千里山東・佐井寺地域包括支援センター 吹田市認知症地域支援推進員
地域包括支援センターの設置状況	・直営：1か所（基幹型） ・委託：15か所
人口・高齢化率	・人口：371,030人 ・高齢化率：23.8%

(1) 吹田市の取組

①地域包括支援センターへの支援

○地域包括支援センターによる家族介護者支援の推進として、総合相談の場で活用できるように、厚生労働省が作成した「家族介護者支援マニュアル」「仕事と介護の両立支援ガイド」を15か所の委託の地域包括支援センターへ配付した。また、厚生労働省主催の仕事と介護の両立支援に関する研修会へ市の職員が参加し、研修内容を共有するなど、情報提供を図った。

②就労継続支援に関する取組、労働部門等との連携

○市民向けには、市のHPの地域包括支援センターのページに、厚生労働省の「仕事と介護の両立支援 ～両立に向けての具体的ツール～」のリンクを添付し、家族介護者が必要な情報を閲覧しやすいよう工夫している。

図表 54 吹田市 地域包括支援センターのホームページより


こんなときはぜひご相談ください！



「足腰が弱ってきたので、近くで体操などできる場所を教えてください。」
「介護サービスを受けたいけれど、どんな手続きが必要なの？」
「親の物忘れが気になりはじめたけど、どうしたらいいの？」
「近所の一人暮らしの高齢者が、体調を悪くして困っているようだ。」
「親が入院中。一人暮らしなので、退院後の生活が心配。」

各包括センターに、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士の3つの専門職種やこれらに準ずる資格を持つ職員を配置しており、様々なご相談に対応します。

◆平日（午前9時～午後5時30分）の相談先
あなたのお住まいを担当する地域包括支援センターへご相談ください。

◆平日の早朝・夜間（午後5時30分～翌日午前9時）と土・日曜日・祝日・年末年始の相談先
高齢者サポートダイヤル
フリーダイヤル0120-256594（にっこり、老後の暮らし）
高齢者やその家族からの介護・健康・医療等の相談に専門の相談員（看護師やケアマネジャー）が応じます。

◆仕事と介護の両立支援について
仕事と介護の両立支援～両立に向けての具体的ツール～ （外部サイトに接続します）
仕事と介護の両立のポイントや、実際に仕事と介護の両立を実現している方の事例を紹介しています。

(資料) 吹田市ホームページ

https://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-fukushi/koreifukushi/koureishien/011653_copy.html

○第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画で介護離職防止の取組の推進を掲げており、地域包括支援センターの総合相談では、「安易に仕事を辞めないように」「孤立しないように」「一人で介護しすぎない」「ケアマネジャーへ相談するように」等のアドバイスを行うようにしている。

また、男性介護者は孤立しやすく、計画策定の会議の中でも話題となった。家族介護者の集まりがあるため、その取組を活用し、男性のみの集まりを開催するなど、参加しやすい工夫を行っている。

○介護離職防止に関する取組は、労働担当の部署が中心となって行っている。事業者を対象に育児・介護休業法の制度周知セミナー・講座を開催したり、勤労者福祉共済制度の加盟事業者や市民向けに育児・介護休業法のリーフレットを配布するなどしている。2019年度には、事業者に対し、厚生労働省の事業による介護支援プランに関する研修も行った（研修後に個別相談も実施）。

吹田市男女共同参画センターでも、2019年度にダブルケアに関する講座を行った。

これらの研修等の情報は、高齢福祉室から地域包括支援センターへ周知を行っており、地域包括支援センターにチラシを置く等の取組を行っている。

○労働部門との連携した取組は十分ではなく、今後の課題と認識している。労働部門に対し、地域包括支援センターの取組を情報提供していきたいと考えている。

図表 55 吹田市 男女共同参画センター ダブルケア講座

デュオの講座

ダブルケアを知っていますか？
～子育てと介護の両立を考える～

ダブルケア=「育児期にある者（世帯）が親の介護も同時に担う」こと
(内閣府「育児と介護のダブルケアの実態に関する調査」)

子育てをしながら同時に介護も担う人は全国に約25万人いると言われてます。子育ても介護もひとりでは抱えきれません。就労していればなおさらです。また、「子育てと看護」など様々な形の多重ケアがあるとされます。少子高齢化が進む社会でお互いに支えあうために私たちにできることは何か考えてみませんか

日時	令和元年11月13日水曜日 午前10時～正午
講師	東恵子さん（一般社団法人ダブルケアサポート代表理事）
定員	40人（応募者多数の場合は吹田市内在住、在勤、在学の方を優先して抽選）
費用	無料
保育	1歳～就学前の幼児24人（多数の場合抽選）
手話通訳	あり
申込締切	電話・郵便・FAX・Eメールで、11月3日（日）必着 申し込み方法はこちら▼
会場	吹田市立男女共同参画センターデュオ

(資料) 吹田市男女共同参画センターホームページ

https://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-shimin/danjoc/kouzaichiran/_98505.html#mousikomi

○第8期計画も第7期計画から大きく変更はないが、地域密着型サービスより、特に小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護を優先的に整備して、在宅の限界点を上げたいと考えている。現在、公募を行い、施設整備を進めているところである。一方で、人材不足で開設できない事業所が出てきており、労働部門との連携という面では、大阪府やハローワークと連携しながら、介護職の人材確保に取り組んでいる。介護職自身の介護離職の課題もある。介護人材の不足は大きな課題であり、全国展開を行っている介護サービス大手企業でも、市内で事業所を開設しようとしても、人材を確保できず、開設が難しいという話を聞いている。

③認知症地域支援推進員の取組

- 地域住民や専門職、地域包括支援センターが認知症カフェを開催し、集いの場、相談の場を提供している。
- 認知症カフェには、介護を行っている家族だけでなく、地域包括支援センターの職員も参加し、その場で相談に応じている。市には、認知症家族の会（吹田コスモスの会）があり、認知症地域支援推進員として取組の支援を行ったり、認知症カフェに相談に来た人に会を案内するなどしている。
- 認知症カフェ立ち上げの支援も行っており、例えば、社会福祉法人の専門職や地域住民などが開設する場合に、企画会議の段階から参加し、「どのようなカフェにしたいのか」から相談に応じ、支援している。地域住民の場合、当初は、認知症サポーター養成講座を受講した人がボランティアとして認知症カフェを立ち上げることが多かった。最近では、地区福祉委員会や民生・児童委員から立ち上げたいとの声があがっている。
- 認知症地域支援推進員の取組を通じて、グループホーム、地域包括支援センター、認知症看護認定看護師とのつながりができたことから、認知症に関する講座を企画する際には、相談・依頼を行っている。2020年9月のアルツハイマー月間には、地域包括支援センターや認知症看護認定看護師、介護サービス事業者の協力のもと、認知症や認知症予防に関する講座「吹田市オレンジフェア」を開催した。講座に参加された市民や企業にお勤めの方に認知症への正しい知識を身につけていただき、地域で認知症の人やその家族を見守り支え続けられるような地域づくりの構築を目指している。
- 地域とのつながりができる中、今後は、グループホームや特別養護老人ホームなど介護事業所や施設が地域住民の相談に応じることができる体制づくりを行っていきたいと考えている。



(資料) 吹田市

(2) 千里山東・佐井寺地域包括支援センターの取組

①「介護者家族の集い」の取組の経緯、概要

- 千里山東・佐井寺地域包括支援センターは 2016 年度から委託を受け、活動を開始した。開設早々、認知症の家族を抱えた人からの相談が数件あり、すぐに「介護者家族の集い」を立ち上げた。
- 当初、地域包括支援センターが主導して実施していたが、参加者主導の会にしていくことを目指した。集いの参加者に地域資源を知ってもらうため、地域の介護保険サービス事業所に協力を依頼し、取組に関わってもらっている。
地域包括支援センターが前面に出るよりも、様々な事業所に手伝ってもらうことで、要介護者や家族の参加者に、外からでは分からない各介護サービスや事業所の特徴を知ってもらうことができる。
- 集いは月に 1 回、開催しており、地域包括支援センターへ相談に来た人に対し、必要に応じて紹介している。介護で辛そうな人に声をかけているが、足を運んでもらえない場合もある。必要な人へ行き届くまでには、まだ至っていないと感じている。
- 取組を始めた当初は、配偶者の介護をしている人が参加者の中心だったが、最近では、親の介護をしている人が多くなっている。
介護を卒業した人は経験者として継続して会に参加している。参加者の周りで介護に疲弊している人がいれば、集いに参加いただけるよう声かけをしている。
- 消滅しそうになったこともあったが、当初より参加していた事業所等と一緒にチラシを作ったことがきっかけで、参加者主導の自分達の会となってきた。お客さんではなく、自ら取り組む流れができつつある。
- コロナ禍で開催ができなくなった時も、参加者の意見を引き出し、参加者主導で考えてもらい、再開した。

②「介護者家族の集い」の取組の工夫

- 開催ごとに異なる地域の介護保険サービス事業所（訪問看護、通所介護、居宅介護支援、福祉用具等、それぞれ複数の事業所）や社会福祉協議会に講座を開いてもらっている。参加者に地域資源を知ってもらう機会を作り、地域包括支援センターから地域資源につなぐ場となっている。
- 毎回異なる事業所が、それぞれに得意な分野を話してもらうことで、会のマンネリ化を防ぎ、また、参加したいという気持ちになるような内容となるよう工夫している。参加者に対するアンケートも行い、希望をリサーチしながら決定している。
事業所自身、地域のために何か活動をしたいという意識もあり、目的を共有しながら協力してもらっている。
- 事業の役割分担は移行しつつあり、参加者が主体となって会の企画などを行い、地域包括支援センターはそれをバックアップするという形になってきた。

○家族介護者には、辛いことを吐き出す部分が必要であり、「ざっくばらん会」としているが、それに加え、知識として介護の役に立つことを持ち帰ってもらいたため、参加事業所には、日々の介護で役立つ情報や、事業所で実施していること（例えば、通所介護や訪問看護で行う支援の具体的な内容等）を話してもらっている。また、訪問リハの事業所には肩こり体操等や介護者自身が元気になる体操教室を行ってもらったり、事業所の中にお寺の人がいるため、笑いの講座を行ってもらうなどしている。介護者自身が心身ともに元気なるノウハウを伝えてもらっている。介護保険サービス事業所においては、事業に参加している時だけではなく、各地域で家族介護者に助言したり、「介護者家族の集い」への参加の呼びかけを行うことも増えている。

③仕事と介護の両立支援に関する出前講座の実施

○関西大学の総務局人材開発課から依頼があり、2018年と2019年に1回ずつ、関西大学で仕事と介護の両立支援に関する出前講座を開催した。働き方改革の取組の一環で、介護離職防止のために管理職が介護に関する制度や社会資源を習得することを目的としたもので、教職員管理者の約170名が参加した。講座では、市が作成している介護保険の冊子を活用し、介護保険制度、地域包括支援センターの目的・役割・業務内容・相談するメリットなどを解説した。2年連続で行ってきたが、コロナ禍で2020年度は実施していない。



(資料) 吹田市

(3) 片山地域包括支援センターの取組

①「家族介護教室」の取組の経緯、概要

○片山地域包括支援センターは2018年度から委託を受け、活動を開始した。その時点で、片山地区には既に認知症を持つ家族を対象とした「家族介護教室」があった。「家族介護教室」は2017年度に発足したと聞いており、大和大学保健医療学部総合リハビリテーション学科の菅沼一平教授（作業療法学専攻）の声掛けにより開始した。菅沼教授が病院の認知症病棟

に勤務されていた際に、家族の疲弊した様子を見ていて、大和大学への勤務を機に、認知症の初期から関われば家族の負担が軽くなるのではいかとの思いが取組を始めたきっかけであった。運営スタッフとして片山地区福祉委員会、山手地区福祉委員会、地域包括支援センター、老人保健施設、特別養護老人ホーム、病院の認知症看護認定看護師等の地域資源に声掛けをし、年2回（1回が4回シリーズ）を開催している。

- 周知方法は、市報への募集掲載、福祉委員による声掛けチラシ配布、地域包括支援センターによるチラシの配布等により行っており、1回の募集で、平均10～15名程度の応募がある。認知症当事者、家族などが参加している。中には親戚の認知症の人が対応に困っている、知人が認知症なので対応を学びたいという人も参加されている。
- 菅沼教授の今後展望として、介護者自身が力をつけ、行政へ影響を与える発信力を持つてほしいということがある。介護者をエンパワメントし、介護者自身が声を上げる力をつけられるよう、取り組んでいきたいと考えている。
- 片山地区でこのような取組が立ち上がっているが、これを1つのモデルとして、地域における人材育成もつながっていくとよいと考えている。

②「家族介護教室」の取組の工夫

- 菅沼教授による認知症に関する講座の後、1時間半ほどのグループワークで辛い気持ちを吐露し、共感してもらえることで介護ストレスを緩和することに繋がっている。また、グループワークでは課題に対し、最終的に介護保険、認知症初期集中支援チーム、家族会、集いの場などの専門機関へつながるよう、その回だけで終わらせないように聞き取りを続けることを心掛けている。参加回数を重ねられることで心情の変化がみられ、口調が穏やかになられたり、他の家族にアドバイスされる場面も見られている。取組の主体は菅沼教授であるが、作業療法学科の学生も参加することが増え、地域の他の取り組みである世代間交流の座談会、体力測定の会などへの参加へと広がっている。
- シリーズを終えた後も、吹田コスモスの会（認知症家族の会）、認知症カフェ、地域包括支援センターの総合相談、介護保険サービス等へと、切れ目なくつながっていくことを目指している。

③「介護者支援の会」の取組について

- 市内の特別養護老人ホーム、老人保健施設、社会福祉協議会、地域の歯科医院等も参加し、介護者支援に関わる様々な取組を行っている。
- 介護者支援の会では、福祉マップの作成も行っており、高齢者が各サービスをどのように利用できるのか分かりやすく示したり、「かいご110番」のフラッグを作ったりしている。介護110番のフラッグは、介護で困ったことが起きた場合は、フラッグを掲げている協力者（介護保険サービス事業者や地域の店舗など）に相談し、そこから地域包括支援センターへつなげてもらうことを目的としている。フラッグを掲げてもらう依頼先については、これから検討する予定である。高齢者や家族介護者が地域の身近な場所で、ちょっとした困りごと

でも気軽に相談できるようになるとよいと考えている。



(資料) 吹田市

2. 鹿児島県霧島市

実施主体等	霧島市長寿・障害福祉課 霧島市地域包括支援センター 霧島市地域密着型サービス事業者連合会
地域包括支援センターの設置状況	・委託：1か所 ・サブセンター：9か所 ・ブランチ：73か所
人口・高齢化率	・人口：124,993人 ・高齢化率：27.6%（令和3年1月1日現在）

（1）霧島市地域密着型サービス事業者連合会と連携した取組

①霧島市地域密着型サービス事業者連合会設立までの経緯

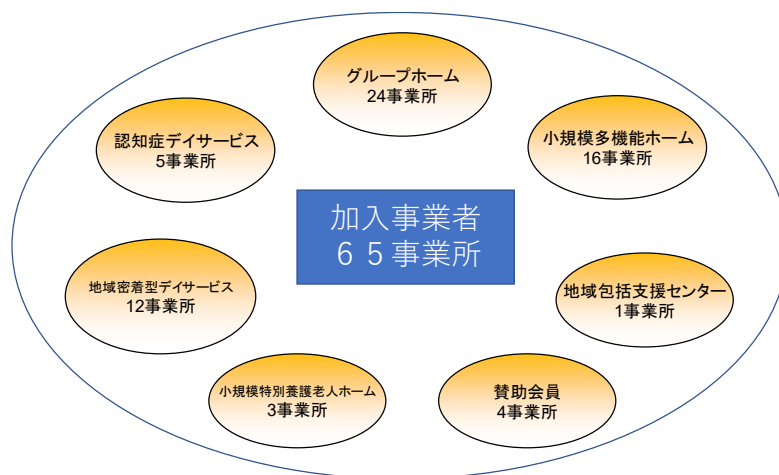
○霧島市地域密着型サービス事業者連合会設立までの経緯について、平成18年、「霧島市小規模多機能型居宅介護事業者・開設予定者意見交換会」として活動を開始した。

平成19年7月、霧島市の提案もあり、「霧島市小規模多機能ホーム連絡会」が組成された。月1回の会合には、市や地域包括支援センター職員も参加した。さらに、グループホーム、認知症対応型通所介護も連絡会を組織し活動を開始した。活動内容は異なるが、「地域とどのように関わっていくか」「事業所としての資質向上」等、目的は同じであった。

平成23年5月、地域密着型サービス事業者が協働・連携して地域活動に取り組み、事業者ならびに職員相互の資質向上を図ること、住み慣れた地域で最期まで安心して暮らせる地域包括ケアシステムの推進を目的として、「霧島市地域密着型サービス事業者連合会」が設立された。「霧島市地域密着型サービス事業者連合会」の設立により、市の施策と協働して展開していくことが可能となった。

○霧島市地域密着型サービス事業者連合会には、霧島市内の全ての地域密着型サービス事業所のほか、地域包括支援センターが参加しており霧島市も連携を図っている。

図表 56 霧島市地域密着型サービス事業者連合会の参加事業所・団体等



（資料）霧島市

図表 57 霧島市地域密着型サービス事業者連合会の活動の様子



(資料) 霧島市

②「霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカー養成事業」について

○平成 24 年度より、市として「霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカー養成事業」を実施している。市内の介護サービス事業所の職員を対象に専門研修を行い、霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカー（以下、ライフサポートワーカー）を養成し、認定するもので、事業運営は霧島市地域密着型サービス事業者連合会へ委託している。

○ライフサポートワーカーは、①地域に密着したセーフティネットを構築すること、②介護職員としての資質向上を図ることを目的としており、地域における介護・生活相談援助や行政、地域包括支援センター、各関係機関との連携強化などの役割を担っている。ライフサポートワーカーが在籍する事業所は、介護の相談に応じる「まちかど介護相談所」、介護・障害・子育ての相談に応じる「まちかど丸ごと相談所」として、介護相談をはじめ様々な相談に応じている。

③霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカー養成研修について

○ライフサポートワーカーとして活動するためには「霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカー養成研修」の受講が必要となる。霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカー設置事業実施要綱で定めている養成講座の内容は下表のとおりである。

図表 58 霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカーの養成講座の内容

(1)本市の福祉の現状
(2)地域包括ケア
(3)地域生活支援（ライフサポートワーク）
(4)認知症支援
(5)ボランティア育成及び地域ネットワークづくり
(6)相談援助技術

(資料) 霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカー設置事業実施要綱

- 研修は、霧島市の委託を受けて、霧島市地域密着型サービス事業者連合会が実施している。研修プログラムは、霧島市地域密着型サービス事業者連合会の「研修・レクリエーショングループ」のメンバーで検討している。
- 研修カリキュラムは8日間、延べ50時間程度で構成されている。50時間以上を受講した者に対し、霧島市地域密着型サービス事業者連合会が交付する「霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカー養成研修修了証」及び、霧島市の「霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカー認定証」を授与され、霧島市が管理する名簿に登録される。
- 受講対象者、募集人数、受講料は以下のとおりである。

図表 59 霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカー養成研修の受講対象者

受講対象者 ※(1)(2)のいずれにも該当する人	(1)市内の介護保険事業所、社会福祉事業を行う事業所等（以下「事業所」という。）に2年以上勤務している者で、法人の代表者又は事業所の管理者が推薦する者 (2)医師、歯科医師、薬剤師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、看護師、准看護師、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、介護支援専門員のいずれかの資格を有している者、または認知症介護実践者研修か介護職員基礎研修のいずれかを修了している者
募集人数	30名
受講料	20,000円

(資料) 霧島市「第6期霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカー養成研修 実施要領」より、MURC作成
<http://rengoukai.deca.jp/rengoukai/wp-content/uploads/2018/06/7aecc8d2261955184a06a4965bbabe14.pdf>

- ライフサポートワーカー養成研修を修了した人を対象に、毎年20時間のスキルアップ研修を実施している。その時々々のトピックを取り入れるなど、幅広い内容を学ぶことができるものである。さらに、障がいの分野など専門性の高い分野を学びたい人のために4日間のプログラムを提供している。スキルアップ研修は、ライフサポートワーカーの更新条件の一つでもある。

図表 60 霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカーの更新条件について

(1)毎月ライフサポートワーカー活動記録の提出 (2)スキルアップ研修受講(20時間以上) (3)霧島市地域密着型サービス事業者連合会班活動(5時間以上)

(資料) 霧島市 保健福祉部 長寿・障害福祉課、霧島市 地域密着型サービス事業者連合会
「霧島市 地域包括ケア・ライフサポートワーカーについて」平成28年5月27日
<http://rengoukai.deca.jp/rengoukai/wp-content/uploads/2015/10/d459baa7715302dc0d730e79d0540ea4.pdf>

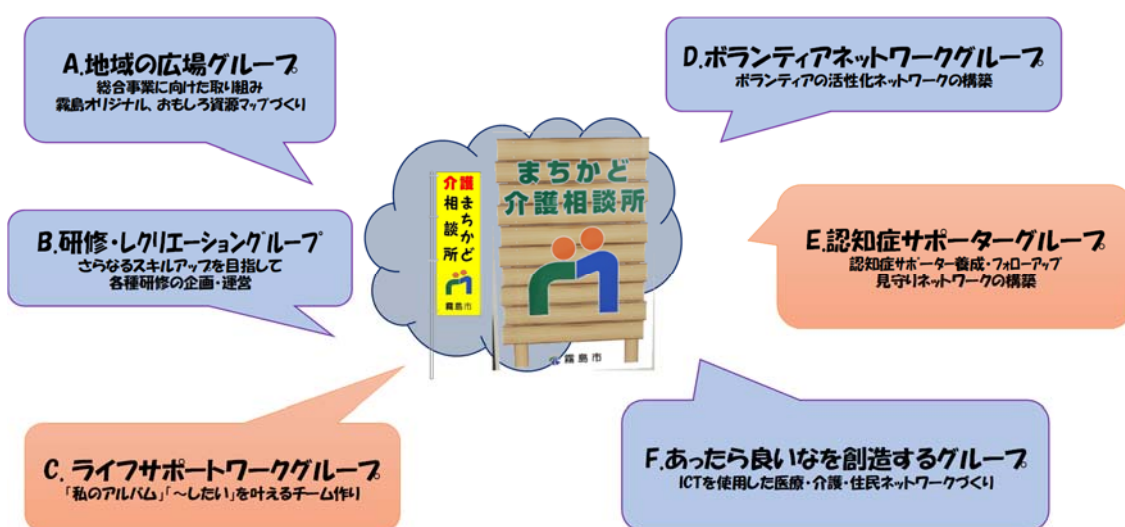
④ライフサポートワーカーの活動内容について

- ライフサポートワーカーは、「A. 地域の広場グループ」「B. 研修・レクリエーショングループ」「C. ライフサポートワークグループ」「D. ボランティアネットワークグループ」「E. 認知症サポーターグループ」「F. あったら良いなを創造するグループ」の6つの班活動に参加し、活動を展開している。各班で実施している活動への参加はボランティアなものである。
- ライフサポートワーカーは、介護サービス事業所に所属する専門職が多いが、ライフサポートワーカーとしての様々なイベント等への活動は個人としての参加となる。各事業所での通

常業務があるため、参加できるときに参加するという方針で運営している。

- 班活動の組成の経緯について、地域でどのようなことが必要とされているのかを検討する中で、ライフサポートワーカーのメンバーから認知症やライフサポートプランについて勉強したいといった要望があった。これらの要望をベースに班を組成している。活動内容は市の施策と繋がる部分も多く、施策展開も見据えながら活動内容を検討している。
- ライフサポートワーカーの研修や班活動を通じて、地域密着型サービス事業所等の職員、市の職員、地域包括支援センターの職員同士が、一緒に取り組む仲間としての関係づくりを行うことができている。地域包括支援センターの職員自身もライフサポートワーカーであり、一緒に研修を受け、学んできたという経緯も、一緒に取り組む風土づくりにつながっている。

図表 61 霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカーの活動内容



(資料) 霧島市

- ライフサポートワーカーは地域密着型サービス事業所の職員が中心であったが、居宅介護支援事業所や通所介護事業所、訪問看護ステーションの職員などに徐々に広まっている。
- ライフサポートワーカーは、SNS グループで繋がっており、随時、情報発信・情報共有がされている。コミュニケーションは活発であり、参加者同士で相談や情報共有が積極的に行われている。

⑤ 「まちかど介護相談所」「まちかど丸ごと相談所」の活動内容、相談内容について

- 市では、ライフサポートワーカーが配置された地域密着型サービス事業所を「まちかど介護相談所」「まちかど丸ごと相談所」と位置づけているが、介護保険、認知症、生活相談等ができる地域の身近な相談窓口として、本人・家族等の不安、疑問、問題点の解決解消または話し相手として機能している。令和2年7月現在、「まちかど介護相談所」は40か所、「まちかど丸ごと相談所」は24か所、設置されている。電話での相談にも対応している。
- 「まちかど介護相談所」「まちかど丸ごと相談所」は、地域包括支援センターのブランチとしての機能も担っている。

図表 62 「まちかど介護相談所」「まちかど丸ごと相談所」の看板・のぼり



(資料) 霧島市

○令和元年度に地域包括支援センターへ寄せられた家族から相談件数は、延べ 657 件であった。中には家族の就労継続に関わる相談もあり、離職に結び付かないよう、一緒に考えるようにしている。離職してしまい経済的に困窮している場合などは、庁内の関係部局と連携して支援している。

家族の困りごととしては、介護者自身が疾患を抱えていたり、心理的に困難を抱えている場合がある。また、子育てと介護などのダブルケアで悩んでいる人もいる。子どもが関わる相談に備えて、こども・くらし相談センターに、地域包括支援センターから保健師 1 名が出向しており、連携しやすい体制を整えている。

○令和 2 年 10 月、市では、ライフサポートワーカーを対象としたアンケートを実施した。介護の相談を受けたことのあるライフサポートワーカーの割合は約 4 割、令和元年度に受け付けた相談件数は 150 件以上であった。ライフサポートワーカーの実態として、地域の身近な場所にてワンストップで相談を受け止め、必要な支援へつなぐことができる仕組みは重要なものとなっていることが確認できた。

⑥「まちかど介護相談所」「まちかど丸ごと相談所」の取組課題

○ライフサポートワーカーは、寄せられた相談を関係機関へつなぐ役割を担っており、地域密着型サービス事業所としての通常業務がある中、相談対応や関係機関との連携を充実させていくことが求められている。連携を充実させるため、相談に関する受付連絡票を作成し、試行的に運用を始めたところである。

○地域密着型サービス事業所等が主体となって、ライフサポートワーカーの養成を行い、地域の身近な相談所としての活動を行っているが、現場の事業所の職員が、今、地域で何が求められているのか、それに対し、何を学ぶ必要があるのかをよく理解しており、市の計画づくりにも関わることで、それを実現できる仕組みを作っている点に特徴がある。

(2) その他、家族介護者支援に関する取組

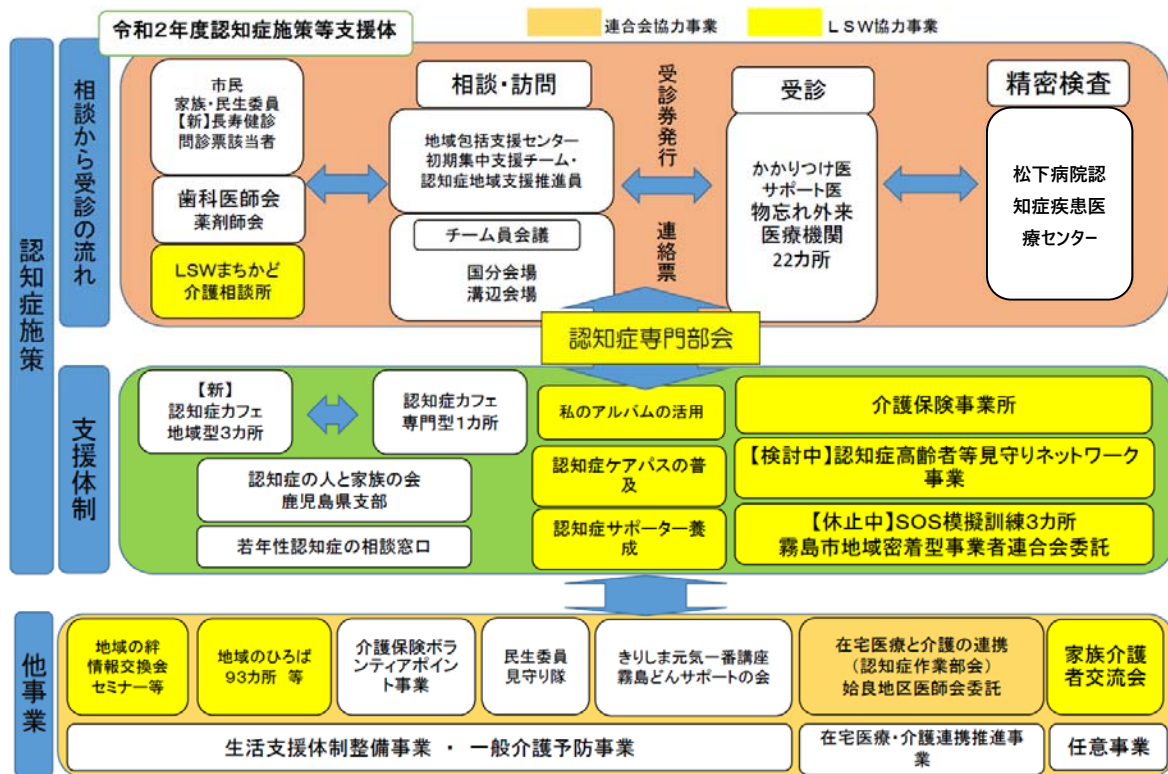
①家族介護者交流会

- 平成 25 年より年に 1～2 回、家族介護者交流会を開催している。家族介護者の会と霧島市地域密着型サービス事業者連合会等と一緒に企画をしてきた。
- 家族介護者交流会は、市全体で企画実施してきたが、老々介護で長距離の移動が難しい等の課題があり、市の中心部で開催するのみでは不十分であった。そこで、モデル地区を募集し、地区単位で家族介護者交流会を実施することにした。当日は、交流会会場において、認知症の寸劇や講演のほかブースの設置（栄養、介護保険、介護、福祉用具等）なども行った。以降、開催圏域を増やしており、令和元年度は、計 6 圏域で開催した。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症のため、開催できていない。

②認知症サポーター養成講座

- 市として、認知症サポーター養成を目的に、放課後児童クラブ等にて児童向けの講演を行っている。児童に周知啓発できるよう、霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカーの認知症サポーターグループ（キャラバンメイトを含む）がキーホルダーを制作・配布している。
- 地域の企業や事業者等での認知症サポーター養成講座の開催については、郵便局や警察で、職員向けに講座を実施したことがある。また、市内のセブンイレブンの従業員に対しても実施したことがあり、セブンイレブン店舗にてアルツハイマー認知症に関するチラシを配布したことがある。
- 認知症サポーター養成講座のコンテンツとして、平成 30 年度に市から霧島市地域密着型サービス事業者連合会へ、認知症理解普及啓発用動画の制作を委託したことがある。17 分程度の動画で、市のウェブサイトでも公開している。
- 霧島市地域密着型サービス事業者連合会の班活動の 1 つで認知症に取り組んでおり、認知症サポーターの養成・フォローアップ、見守りネットワークの構築などを行っている。

図表 63 認知症施策等支援体制



(資料) 霧島市

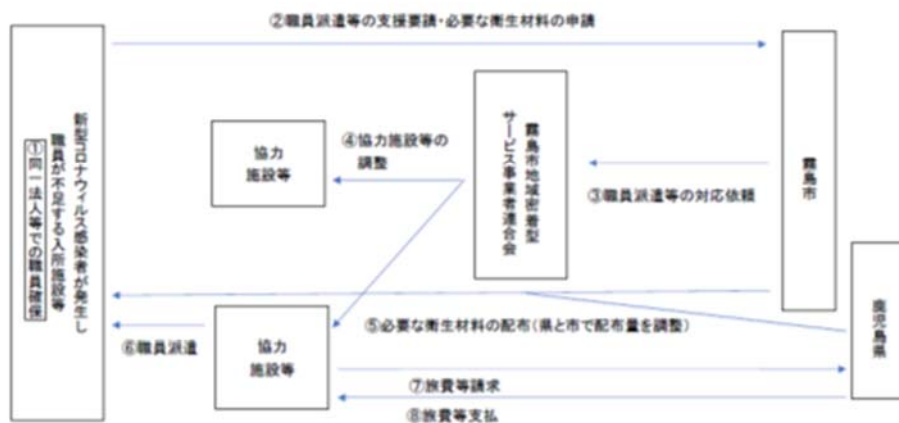
(3) 家族介護者支援に関する今後展望

- 今後、地域密着型サービス事業所の事業所指定や指定更新には、1名以上のライフサポートワーカーの配置を必須とすることを検討している。
- 新型コロナウイルス感染症の影響が続くことを想定して、感染症による誹謗中傷・風評被害が起きないように、サポートできる仕組みを作りたいと考えている。また、感染症に関する勉強会を希望する事業所に講師となる看護師を派遣する取り組みを継続していく予定である。
- 新型コロナウイルス感染症を理由として、配置職員が不足するような介護事業所が現れた場合に、市と霧島市地域密着型サービス事業者連合会が連携して、応援職員を派遣できる仕組みを作り派遣職員の研修会を毎月行っている。

図表 64 新型コロナウイルス発生時の支援フロー

新型コロナウイルス発生時の支援フロー(イメージ)

- グループホームや小規模多機能型居宅介護で新型コロナウイルス感染者が発生し、同一施設・同一法人で可能な限りの対応をしたにもかかわらず職員が不足した施設は、市に対して職員派遣等の支援を依頼できる。
- 市は霧島市地域密着型サービス事業者連合会に職員派遣等の対応を依頼する。



※ 職員派遣した場合の支援内容は「後方支援」に限定するものとする。
 ※ 衛生材料は感染者が発生した入所施設等のものを使用することを優先し、不足分を県と市が配布することとする。

(資料) 霧島市

3. 東京都大田区

実施主体等	介護保険課 高齢福祉課 調布地域福祉課（区内4つの地域福祉課の1つ） 地域包括支援センター久が原 一般社団法人大田区支援ネットワーク
地域包括支援センターの設置状況	・委託：22か所（原則、区内特別出張所の管轄区域ごとに設置）
人口・高齢化率 （2021年1月1日現在）	・人口：733,672人 ・高齢化率：22.7%

3-1. 家族介護者の就労継続支援、仕事と介護の両立支援の取組

(1) はじめに

○大田区は「ケアマネジメントの基本方針」（2018年）にも明記しているように、“要介護高齢者の自立支援”及び“その家族介護者の両立支援”双方の面からの“ケアマネジメントの適正化や向上”に取り組んできた。

「大田区のケアマネジメントに関する基本方針」

1 尊厳の保持・自立した日常生活の実現の支援

大田区は、「おおた高齢者施策推進プラン」において、自立した日常生活を、「利用者が、可能な限りできる範囲で、自分の生活・人生に主体的に参画し、自分らしい生活を営むこと」と定めております。

これを具現化するため、区のケアマネジメントは、「介護が必要になっても、積極的に生活・人生に参画していく主体的な区民」となるよう支援します。

このため、介護支援専門員等には、ケアマネジメントの一連のプロセスにおいて、区民が「要介護状態等になっても尊厳を保持し、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営む意欲を損なわず、維持できるよう支援する」ことが求められます。この際、生活を営む主人公は利用者本人ですから、「利用者本位」の視点・姿勢を堅持することが極めて重要です。また、家族は利用者の生活に大きな影響を与えますから、家族の過大な介護負担が良好な家族関係を損なうことがないよう家族支援にも配慮する必要があります。

（資料）大田区「大田区のケアマネジメントに関する基本方針」より抜粋。下線追記。

○一方、国が介護離職ゼロを打ち出した頃より、区内の企業や事業所から、国や東京都による両立支援に関する事業（東京都介護休業取得応援事業など）や介護保険サービス利用等に対する問合せが増えた。区は、このような問合せに対し、東京都における介護と仕事の両立支援シンポジウムの案内や、職員が直接、企業等に出向き、就労者と介護保険制度等に係る意見交換等を行った。

- 企業や事業所からの問合せや意見交換を通じ、企業の人事担当者や従業員の「身近な介護等に関する相談先である地域包括支援センター」に対する認知度が低いことも把握することができた。
- こうした経緯の中で、区が、介護と仕事の両立支援制度や介護保険制度等の普及啓発を、今後どのように取り組んでいくかの検討を行った。その取組の一環として、2020年度実施の大田区地域力応援基金助成事業（チャレンジ助成・チャレンジプラス助成）の募集テーマに「仕事と介護の両立支援」を提示し、事業に取り組む事業者・区民団体を公募した。
- 同事業に応募した一般社団法人大田区支援ネットワークは、以前より「介護離職防止」や「仕事と介護の両立」「ワークライフバランス」に関する情報提供や、研修会事業などの啓発活動に取り組んでいた。
- 当法人は、大田区地域力応援基金助成事業に「介護と仕事の両立を支援するライフワークバランス事業」で応募提案し、採択され、2020年度より、大田区と連携しながら両立支援に関する取組を拡大している。

（2）区産業経済部署、区民活動団体等と協働した「仕事と介護の両立継続支援」に関する啓発・相談・研修事業

①事業の概要

- 2020（令和2）年9月、大田区地域力応援基金助成事業（チャレンジ助成・チャレンジプラス助成）に採択された一般社団法人大田区支援ネットワークと大田区、NPO 法人大田区介護支援専門員連絡会とが連携して、大田区内の居宅介護支援専門員を対象に『介護と仕事の両立支援に向けたケアマネジメント』をテーマとする研修会をオンライン方式（ZOOM）により実施した。実際の研修受講者は240人ほどにのびた。受講した居宅介護支援専門員に対して「担当した高齢者の家族介護者で離職した人がいるか」をアンケートで回答してもらったところ、50%前後の受講者が「離職した家族介護者がいた」と回答している。当日の研修データはDVDの形で区内の地域包括支援センターにも貸し出して普及を図っている。
- なお、区内産業振興の担当部署である産業経済部に対し、同法人による「働く区民の仕事と介護の両立支援事業」の取組を伝え、企業・事業所の経営者や人事担当者等への事業周知を図るため、企業・事業者・商店が集まる機会の提供などの協力を要請した。
今後、本テーマに関して、産業経済部と連携して、一層、「家族介護者の仕事と介護の両立継続に資する取組」を実施していく。

②今後の展開方針

- 区では、第8期介護保険計画（2021（令和3）年度～2023（令和5）年度）において、「仕事と介護の両立支援」に向けた取組の推進を掲げた。具体的には、①区民への両立支援制度や介護保険制度の普及啓発、②一般社団法人大田区支援ネットワーク等の取組への支援③両立支援に資するケアマネジャーのケアマネジメント力の向上等に取り組んでいく。

(3) 家族介護者支援ホームヘルプサービス事業

①事業の経緯、目的

○要介護高齢者を介護している家族の介護負担軽減と心身の健康維持増進を図り、要介護状態の高齢者等の在宅生活を支援する。

②事業・取組の概要及び成果状況

1) 事業の性格

○大田区全区で展開している事業。

2) サービスの概要

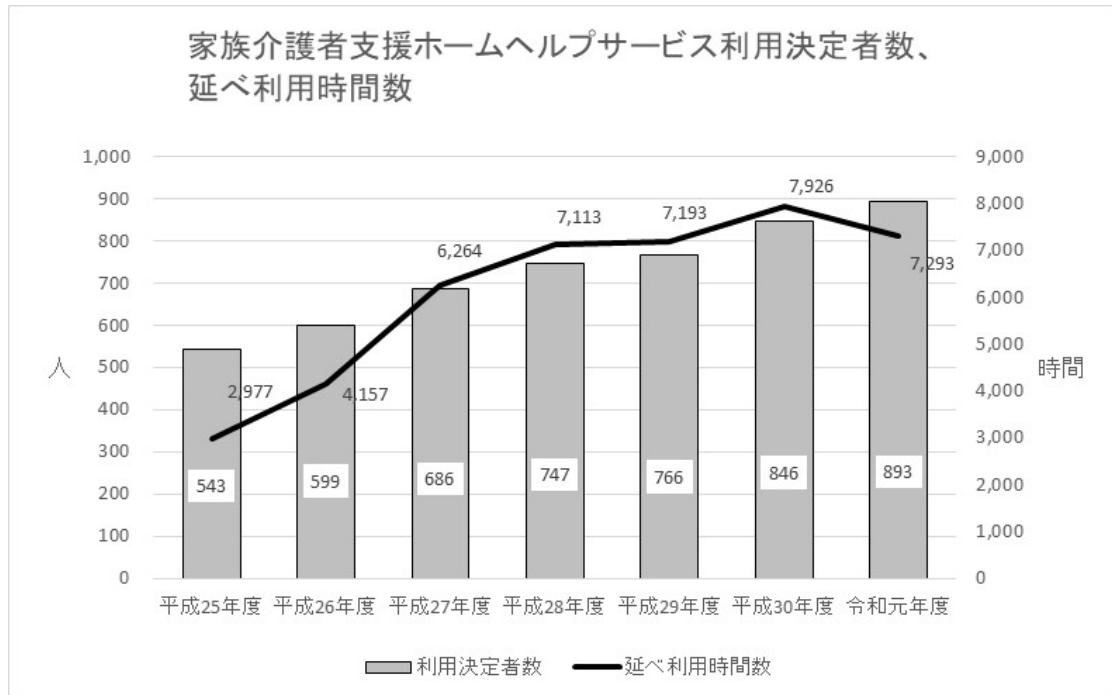
<p>○利用資格：</p> <ul style="list-style-type: none">・区内在住者・要介護4または5の認定を受けている・家族により居宅で介護を受けている <p>○利用できるサービス：日常的に行われる家事の範囲</p> <ul style="list-style-type: none">・排泄、食事や服薬の介助、入浴や清拭、着替えの介助、通院や病院内での介助・付き添い、買い物・散歩等の外出介助、掃除、洗濯、調理・は依然・片付け、見守り・話し相手 等 <p>*同居家族が在宅でも利用できる。</p> <p>*通常、介護保険では認められないケースである「外出同行」「介助を伴わない見守り」「話し相手のみの支援」にも利用できる</p> <p>*対象者の方以外への選択や調理等についても、無理なく行える範囲であれば利用可能。</p> <p>○利用時間：8時～20時</p> <p>○利用時間数：1回につき12時間まで連続利用可能、</p> <p>○年間利用上限：24時間以内。</p> <p>○利用料金：区が9割負担。</p> <p>○利用方式：地域包括支援センターまたは、各地域（4地域）の地域福祉課（大森／鎌田／調布／粕谷・羽田）において申し込み、利用券を発行受ける。区と協定を結んでいる事業者（2020年9月1日現在、協定事業所は127事業所）に連絡し交渉の上、利用契約を手交。</p>
--

3) 協定締結事業者の決定方法

○区報や介護事業者連絡会などで周知の上、指定訪問介護事業所からの申出による。大田区ホームページにおいて事業者一覧表は掲載している。事業所数の時系列推移等データは取っていない。

4) 実際の利用申し込みと利用実績の推移（全区）

図表 65 実際の利用申し込みと利用実績の推移（全区）



(資料) 大田区

5) 主な利用申し込み経路

○区民直接と担当ケアマネジャー経由どちらかからも申請がある。比率の統計は取っていない。

6) 窓口での申し込みと利用券の発行

○受付窓口で、利用したい高齢者の方の介護度や家族状況について、聴き取り、対象者要件に該当する限り、利用券を発行する。

7) 利用対象になるか、地域福祉課として、判定が難しい申し込み等のケース

○申請書に記入されていた家族介護者が要介護状態や遠方在住のときは個別に状況確認することはある。

8) 利用者、または事業者さんから、利用・提供実施上の苦情やクレーム等

○「土日にヘルパー派遣を依頼したいが、受けてくれる事業所が少ない」「利用にあたっての請求手続きが煩雑で面倒」との声が上がってくることはあった。件数としては少数であり、内容によって担当者間で共有するようにしている。

9) 事業実施の効果評価

○事業所に対して実施したアンケート回答結果や事業所との懇談会を通して、「家族介護者の負担軽減につながっていて助かる」との事業所の声をいただくことがあり、区としては、一定の効果があると認識している。

3-2. 認知症高齢者等・家族に対する日常的・継続的な支援の取組

(1) 高齢者見守りネットワーク事業

①事業の経緯

○当区は、日頃の見守りに関して活動が活発な自治会・町会、NPO 法人等が多く、様々な取り組みが行われてきていた。しかしながら、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加、個人情報保護に関する意識の高まり等、既存の取り組みだけでは包括的な支援が難しくなってきた。区として、既存の取り組みを活かしながら、地域包括支援センターを核とし、地域の方と区が連携し、高齢者を見守り、支え合う「高齢者見守りネットワーク事業」を平成 24（2012）年から実施している。

②事業・取組の概要及び成果状況

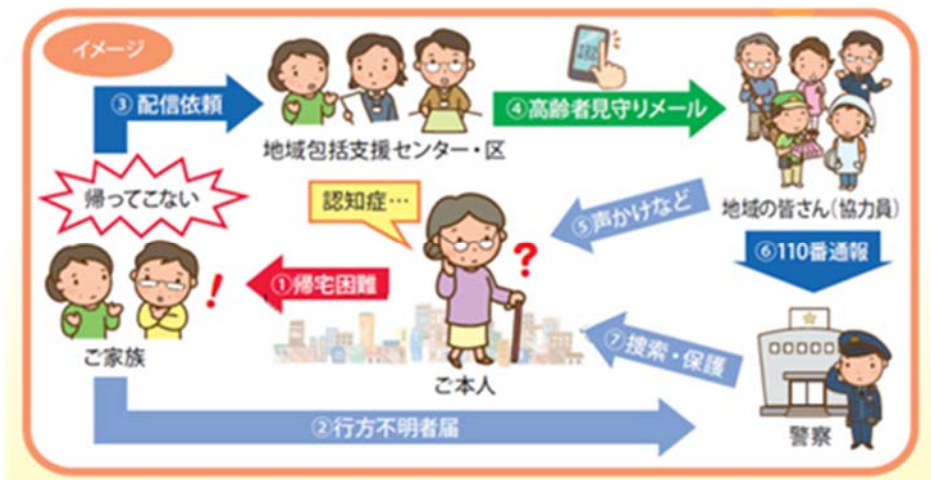
○支援や介護が必要となっても地域で安心して暮らし続けられるように、民生委員、自治会・町会、事業所等の連携強化に取り組んできた。現行（2018～2020 年度）の『おおた高齢者施策推進プラン～大田区高齢者福祉計画・第 7 期大田区介護保険事業計画～』の重点施策のひとつであり、次期プラン（2021～2023 年度）においても継続して取り組んでいく。地域における高齢者の見守りに関し、地域の関係機関との連携を進め、後述する高齢者見守りキーホルダー登録事業の普及啓発・登録勸奨等を推進するため、全地域包括支援センターに「見守りささえあいコーディネーター」（資格要件あり）を独自に配置している。（高齢福祉課）

○高齢者見守り推進事業者、高齢者見守り協力店の募集を行っている。

令和 3（2021）年 3 月 1 日現在で、高齢者見守り推進事業者として 158 事業者が登録している。（主な業種）公共交通機関、スーパー・コンビニ、ファミレス、金融機関、理美容同業組合。

○高齢者見守りキーホルダーは個人が登録、利用するもの。平成 24 年度からの事業で、元年度末で 5 万人超の登録がある。令和元年度の新規登録者数は 4 千人超。

○「高齢者見守りメール」は、ご家族からの依頼により、行方不明となった認知症など的高齢者の情報を、事前に登録いただいた方（協力員）のパソコンやスマートフォン等に配信し、可能な範囲でのご協力を呼びかけるものである。協力員は地域住民や働いている方など希望する方が自由に登録することができる。家族で行方不明者が出た場合、家族が地域包括支援センターに相談すると、地域包括支援センターから区へ情報提供され、区からメールが事前に登録されている協力員に配信される。見守りメールを利用するにあたっては個人情報扱うため、区が配信処理を行っている。区の開所時間内での体制であるため 24 時間体制ではない。顔写真を掲載することも可能（家族の希望による）。



(資料) 大田区ホームページ

—以下、大田区ホームページより—

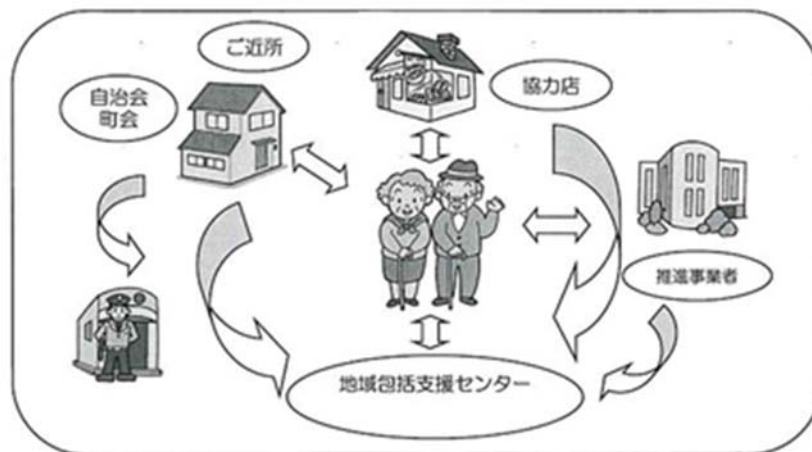
大田区では、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などに対する、地域での見守り・支え合いのネットワークづくりに取り組み、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを進めています。平成 24 年 6 月から、「地域包括支援センター」に高齢者見守りコーディネーターを配置し、高齢者見守りキーホルダー登録事業の普及・啓発など見守り・支え合いネットワークづくりを推進しています。現在、自治会・町会をはじめ、さまざまな団体や有志により、高齢者を見守り・支え合う自主的な取り組みが行われています。また、区内の商店や事業所等も、高齢者の見守りに取り組んでいます。

高齢者見守り・支え合いネットワークとは？

地域の皆さまが、日常生活や仕事の中で、地域の高齢者を見守っていく仕組みです。

たとえば…

- ご近所の高齢者に日頃から声かけをして、気になることや相談事があれば、高齢者の相談窓口「地域包括支援センター」へ連絡する。
- ご近所の高齢者に対し、電球交換などのちょっとしたお手伝いをする。
- 地域で体操教室や歌サロン、茶話会などを定期的に開催し、閉じこもりがちな高齢者の交流を図る。
- 仕事でかかわりのある高齢者の異変に気づいた時に、「地域包括支援センター」へ連絡する。



気になる高齢者の相談は「地域包括支援センター」へ

「地域包括支援センター」には、社会福祉士や保健師（または看護師）、主任ケアマネージャーが常駐し、高齢者が地域で安心して暮らしていくために、本人やご家族、地域の方などから、介護や福祉サービスなどの相談をお受けしています。

高齢者見守りチェックシート

区は、地域の皆さまに高齢者の危険なサインを知っていただき、気になる方の情報を「地域包括支援センター」に提供していただくため、「高齢者見守りチェックシート」を作成しました。

チェックシートは、地域包括支援センターや地域福祉課で配布しています。

高齢者見守り・支え合いネットワーク活動事例集

さまざまな団体や有志による、高齢者を見守り・支え合う自主的な活動をまとめたものです。今後の新たな取り組みのヒントに、ご活用ください。

事例集は、高齢福祉課で配布しています。

高齢者見守り推進事業者

区は、高齢者の見守りに組織として積極的に取り組んでいる事業者を、申請に基づき「高齢者見守り推進事業者」に登録しています。

見守り推進事業者は、窓口や訪問先で高齢者の異変を感じた際、「地域包括支援センター」に情報提供を行ったり、区が発行する高齢者の福祉サービスに関するパンフレット等を配布するなど、情報発信及び普及啓発に努めています。

見守り推進事業者は、見守り推進事業者用ポスターを掲示しています。

ご興味のある事業者の方は、高齢福祉課にお問い合わせください。

高齢者見守り協力店

区は、高齢者の見守りをを行っている商店等に、見守り協力店ポスターを配布しています。

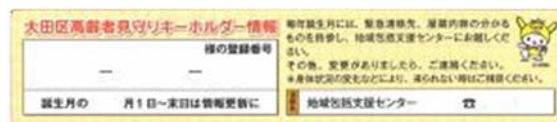
見守り協力店は、買い物に来た高齢者に声かけをしたり、気になる様子的高齢者がいた場合、「地域包括支援センター」に連絡するなど、地域の中で高齢者を温かく見守っています。

見守りキーホルダー登録

緊急連絡先や医療情報などを区に登録していただくことで、外出先で突然の変調により、救急搬送・保護された際に、医療機関や警察からの照会に対し、24時間体制で迅速に情報提供ができます。

登録していただくと登録番号が入ったキーホルダーとマグネットシートをお渡します。

キーホルダーは外出時に杖やバッグなどに、マグネットシートは自宅の冷蔵庫にお貼りください。



住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるように、ご近所同士で気遣い、支え合い、日頃から声かけをするなど、一人ひとりができることを、地域の中で取り組みましょう。

(2) 家族介護者に対する情報・交流支援に関する取組

①「情報誌ゆうゆう」の発行

○事業開始の趣旨・目的、経緯：

- ・平成23年から発行。(詳細経緯は把握できておらず)
- ・家庭で家族を介護している方の精神的負担を軽減し、支援するための介護者向けの情報誌。
 - ・「ゆうゆう」命名由来；優しい気持ちで(優)、仲よく助け合いながら(友)、ゆとりを持って(悠)、自分の趣味や生活も楽しみつつ(遊)、介護ができることを願ってのネーミング。
あなた(YOU)自身を大切にすることが、結果的に相手(YOU)を大切にするという想いも込めている。

○対象：

高齢福祉課が年間4回(春夏秋冬)、家族介護者向けに発行している。

○現在の発行・配布部数：

各回6,000部、計24,000部(令和2年度現在)

○主な配布方法・経路：

区関連施設(地域福祉課、特別出張所、地域包括支援センター、シニアステーション、老人いこいの家、図書館等)、民生委員、区内医師会、介護事業所等

○主な内容：

介護技術習得のための各種講座開催情報、最近では新型コロナウイルス感染症に関する情報等。

季節や体調に合わせた介護のコツやアドバイス、区内で活動している家族会の紹介、介護者向けのサービス案内等を掲載。

○事業の成果・効果、影響：

「ゆうゆう」の誌面で家族会の存在を知り参加した、使える制度やサービス情報(見守りメールや認知症カフェ等)を得ることができた等、家族介護者にとって有用な情報発信を行っている。

②家族会の運営支援(高齢福祉課)

○実施の目的、経緯：

家族会は、現在介護をされている方や介護を終えた方等、立場は違ってもお互いに経験を共有できる貴重な場である。今後も要支援・要介護認定者の増加が見込まれる中、家族介護者向けに区内家族会について周知したり、活動場所の提供等支援に取り組んでいる。

※先に述べた「情報誌ゆうゆう」の発行開始時(平成23年)には、7つの家族会が活動していた。

○開催・運営概要：

全区で17の家族会があり、地域包括支援センターが事務局を担っているものや、家族介護者らが自ら立ち上げて運営しているものもある。(令和2年度末)

家族会によって、活動目的やテーマには多様性がある。

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 介護に関する相談 |
| <input type="checkbox"/> 介護に関する情報提供、ミニ講座 |
| <input type="checkbox"/> お茶会、ランチ会、交流会 |
| <input type="checkbox"/> 福祉展示会の見学 |
| <input type="checkbox"/> 介護に関するセミナー等参加 |
| <input type="checkbox"/> 介護の体験談を聞く(悩みや不安の話し合い等含む) |
| <input type="checkbox"/> 健康体操 |
| <input type="checkbox"/> 教養・勉強 |

○開催頻度：

月に1回、1～2時間程度開催。

○出席者の概要：

現在介護をされている方、介護を終えた方、包括職員等。規模は少人数が多い。

(3) 若年性認知症支援事業

①事業の経緯

○若年性認知症施策の強化については、国が策定した「オレンジプラン」(平成24年)、「新オレンジプラン」(平成27年策定、平成29年改訂)、そして、令和元年6月に公表した「認知症施策推進大綱」にも引き続き支援に取り組んでいくことが記されている。

○区は、かねてから若年性認知症支援の課題を、“相談体制”と“ニーズに応じた専用サービスの提供”と認識し、平成30年～平成32(令和2年)を対象期間とする「おおた高齢者施策推進プラン～大田区高齢者福祉計画・第7期大田区介護保険事業計画～」において若年性認知症の支援を掲げ、取り組みを進めてきた。

②事業・取組の概要及び成果状況

○大田区若年性認知症デイサービス「HOPE」

・事業立ち上げ：

2019(令和元)年7月1日から、区立下丸子高齢者在宅サービスセンターにおいて提供している認知症対応型通所介護の枠内で事業を開始している。

・主な利用者像、利用にいたる経路：

64歳以下で認知症の診断を受けている、介護保険要支援・要介護の方。

開始当初は、ケアマネジャーからの利用相談が多く、病院からの相談もあり。

・主なサービス：

朝の会、リハビリ、園芸、買い物、調理、外出訓練、社会活動等スタッフ(職員)のファ

シリテートのもと、メンバー（利用者）が中心となって活動を企画、実施している。

・利用の成果、修了後の社会参加等：

本事業を利用継続することで、認知症の進行を緩やかにしていくことを目標に取り組んでいる。

○「若年性認知症相談窓口」の開設

・事業立ち上げ：

2020（令和2）年10月から、社会福祉法人に事業委託し、大田区立特別養護老人ホームたまがわ内に「大田区若年性認知症支援相談窓口」を開設し、伴走型支援に取り組んでいる。

・相談体制：

・職員配置

若年性認知症支援コーディネーター常勤2名を配置

・電話相談

月・火・木・金曜日（祝日、年末年始を除く）各日とも9時～17時

・来所相談及び訪問相談

予約制

・主な相談支援内容：

若年性認知症は40～50歳代の、いわゆる現役世代が多く、医療や福祉サービスの利用支援の他、就労継続や経済的問題、子どもとの関わり等家族全体への支援が求められる。

医療、社会保障、就労・社会参加、福祉サービス利用、権利擁護等、多岐に渡る関係機関へつなぎ、伴走型支援を実施している。

就労支援に関しては、ハローワークのほか、障害部門が関係している機関とも連携して支援する。

家族会の立ち上げにも取り組んでいる。

3-3. 事例報告：地域包括支援センター久が原の取組状況

（1）家族介護者の就労継続支援関連の取組状況

①センターへの関連する相談の状況

○家族介護者からの相談に関しては、当地域は、高齢者の子ども等の呼び寄せによる転入に関する相談が多い地域である。

（例）

・管轄地域内に住む家族が、「都外に住む両親を呼び寄せるので、センターに相談したい」という相談

・介護保険未申請の方やサービス利用中の方、老人保健施設退所後に、区内に引き取りたいという子どもさんからの相談。

○来所時間帯や相談形態の傾向：

- ・ご家族の仕事の都合で18時過ぎに訪問することもある。「土曜日のみの訪問希望」のケースも増えているように感じている。

○管轄地域に立地する企業等の従業員や人事部等からの、従業員の家族介護に関する相談は、ほとんど受けていない。

○就労継続に関する相談実績はない。

○センター職員間では「近隣の企業への認知症サポーター養成講座の開催などをきっかけに、介護離職防止の啓発や相談窓口の周知ができたらいね」と話題にはなっている。

ただし、現状では、当地域の地域包括支援センターが単独で、担当地域内に立地している企業に働きかけて啓発や相談窓口の周知を行うことを実施することは、ハードルが高いと感じている。

(2) 認知症高齢者等・家族に対する日常的・継続的な支援の取組状況

○以下のケースに対しては、本人・家族の話を傾聴し、関係づくりに努め、関係機関と連携を密にして解決の糸口を探すようにしている。その中で、相続などの家族間トラブルがあるケースについては、区が契約している弁護士に相談しながら、対応している。

- ・「ご本人の状態と家族が訴える本人の状態に乖離があるケース」
- ・「ご家族が本人の生活習慣や行動を受け入れることができずに「認知症だ」等と訴えるケース」
- ・「相続等にかからむと思われる家族間トラブルの相談」
- ・「訴える家族の精神疾患が疑われるケース」 等

○以下は、当地域包括支援センターが日常活動として取組んでいる具体的な業務内容、及び当地域包括支援センターとしての自己評価を整理したものである。

【高齢者見守りネットワーク事業関連の取組状況】

項目	業務実施の内容	実施・開催実績	参加協力住民や組織・事業者	運営状況の課題や成果	センターとしての自己評価
自治会	地域力推進委員会参加	毎月	自治会長、民生委員、出張所、警察、消防、清掃事務所、社協等	各会議体等に参加することで、包括からの情報発信のほか課題共有や連携が図れている。	ネットワーク構築ができている。
	久が原地区防災協議会参加	年3回	自治会長、民生委員、出張所、消防等		
	防災訓練参加	昨年度2回参加	自治会、民生委員、出張所、消防等		
民生委員	民協参加	毎月参加	民生委員、地域福祉課、出張所	会議体等に参加することで、民生委員との課題共有や連携が図れている。	ネットワーク構築ができている。
	民生委員との懇談会開催	年1回開催	民生委員、地域福祉課、出張所	今年度は「避難行動要支援者名簿に基づく平常時の見守りと情報収集について」のテーマで開催。防災に関する地域の様々な課題を共有できた。今後は自治会との連携を図っていく。	民生委員と一堂に会することで、様々な意見交換ができている。

項目	業務実施の内容	実施・開催実績	参加協力住民や組織・事業者	運営状況の課題や成果	センターとしての自己評価
	個別ケースの相談と連携	その都度	地区担当民生委員	日ごろから民生委員からの個別相談に連携を図っている。緊急事態宣言が発令された際には、一人暮らし高齢者への安否確認の電話かけのため連携を行っている。	相談を受けたあとは報告することで、信頼関係の構築ができています。
商店街	ライラックまつり出店	年1回	商店街理事、特養、通所介護事業所、養護老人ホーム等	昨年度は地域の総合病院による健康相談やフレイル予防の呼びかけなどを実施。法人の事業所と共催で出店し、多世代への啓発を行っている。	ネットワーク構築ができています。
	食べて応援#久が原エール」の共同作成と配布	今年度初、コロナ禍による。	商店街	緊急事態宣言により飲食店のテイクアウト情報をチラシに掲載して発信した。商店街は予算の関係で、ネット配信のみと考えていたが、高齢者には情報が行き届かないため、包括の予算でチラシを作成した。商店街理事の協力で各店舗に取材を行い、顔の見える関係づくりを行うことが出来たほか、包括の紹介も掲載した。チラシ作成の作業により商店街との連携が深まった。	ネットワーク構築ができていたことが土台となり、新たな取り組みと地域の幅広い世代に対して包括のPRを行うことができた。
	まちゼミ出店	年1回	商店街	昨年度はシナプソロジーエクササイズ講座を開催した。チラシをとおして地域に包括のPRを行うことができたほか、商店街理事との関係づくりが行えた。	ネットワーク構築ができ、地域の核になる人との関係構築が図れた。
見守り推進事業者	事業者訪問		セブンイレブン、新聞販売店等	有償ボランティアによるサービスの担い手募集のチラシの掲出を依頼することで、顔の見える関係づくりを行った。	ネットワーク構築ができています。
シニアクラブ	誕生会での見守りキーホルダー登録・更新会とミニ講座	年1～3回	シニアクラブ	シニアクラブの方との関係づくりと地域の方との交流の場をもつことができています。	ネットワーク構築ができています。
	法律セミナー開催	年1回	シニアクラブ、社協、東京第二弁護士会	弁護士による法律講座、懇談会、無料相談会を実施。開催までの準備などをつうじて、連携を深めている。	ネットワーク構築ができ、必要な専門職につなげることができた。
	自治会会館内での包括案内とフレイル予防掲示など	今年度初めて実施。1か月間掲示	シニアクラブ、自治会長	コロナ禍により交流の場が減っているため、地域の方に情報発信を行った。	地域のネットワークづくりと包括のPRが行えた。
	久が原便利マップへの掲載、情報更新	随時配布 年1回情報更新	シニアクラブ会長	シニアクラブの活動を掲載し、広く地域の方に情報発信を行っている。	地域のネットワークづくりと包括のPRが行えた。

項目	業務実施の内容	実施・開催実績	参加協力住民や組織・事業者	運営状況の課題や成果	センターとしての自己評価
出張所	自治会との連携 「地域カルテ」作成	3回	自治会長、出張所、地域福祉課	第8期介護保険計画作成にあたり、関係機関と協働して地域の課題等をまとめた。自治会長が感じている地域の課題を共有することができた。	地域住民が感じている地域課題を共有することができた。
	民生委員との連携	その都度	出張所、地域福祉課	会議やイベントなど、様々な形で連携をしている。	ネットワーク構築ができています。
	包括案内の掲示、地域内事業所の紹介掲示	今年度初めて実施。8月から継続中。	出張所	コロナ禍のなか、地域の方への情報発信として掲示を行った。	地域のネットワークづくりと包括のPRが行えた。
自主グループ	開催の後方支援	必要時	各グループリーダー、参加者	会場の確保や広報などを行い、切れ目のない支援を行っている。	地域のネットワークづくりと地域住民への切れ目のない支援が行えている。
	「健康貯筋#久が原エール」作成と配布	今年度初。コロナ禍による。	出張所	コロナ禍により、活動が中止となってしまったため、地域の高齢者向けにフレイル予防の啓発と地域のウォーキングマップを作成し、自主グループ参加者に郵送した。出張所から地域の情報提供があったほか、窓口に置いてもらった。	地域に根差した情報発信ができ、フレイル予防啓発が行えた。
	久が原便利マップへの掲載、情報更新	随時配布 年1回情報更新	各グループリーダー	活動を掲載し、広く地域の方に情報発信を行っている。	地域のネットワークづくりと包括のPRが行えた。
雪谷文化センター	館内に包括案内とフレイル予防掲示、	今年度初めて実施（9月）	文化センター館長	コロナ禍により交流の場が減っているため、地域の方に情報発信を行った。	地域のネットワークづくりと包括のPRが行えた。
	利用者の会代表者との連携 体力測定会実施	年1回	利用者の会（ひろばの会）代表 文化センター利用者	体力測定会をつうじて、代表者や地域の方と交流の場をもつことができています。	地域のネットワークづくりとフレイル予防の啓発が行えている。
久が原老人いこいの家	「さわやか講座」居場所づくりといこいの家のPR	月1回(10月再開)	老人いこいの家、介護事業所等の講師、民生委員等	講座を開催することで、参加者や講師にいこいの家のPRを行い、居場所づくりを支援している。	関係機関と連携して、地域の高齢者に社会資源を知ってもらうことができた。
久が原福祉園	館内に包括案内とフレイル予防掲示	包括案内とフレイル予防掲示（9月）	園長	地域共生社会を見据えて、包括のPRを行った。	ネットワーク構築ができています。
すみれカフェ	地域の方の居場所づくり	毎月1回（今年度は10月から再開）	有料老人ホーム、久が原図書館	包括主催にて集いづくりを支援している。	ネットワーク構築ができています。

項目	業務実施の内容	実施・開催実績	参加協力住民や組織・事業者	運営状況の課題や成果	センターとしての自己評価
さくらカフェ	地域の方の居場所づくり	毎月1回 (今年度は10月から再開)	トミンハイム管理人	包括主催にて集いづくりを支援している。	ネットワーク構築ができています。
日常生活圏域レベル地域ケア会議	昨年「これからのことを話し合おう～多職種でACP(アドバンス・ケア・プランニング)について考える～」 今年「避難行動要支援者名簿に基づく平常時の見守りと情報収集について」	昨年度1回 今年度1回	調布地域福祉課	関係機関とテーマに基づいて意見交換を行うことができた。	医療、介護の連携を図り、関係機関と顔の見える関係づくりが行えている。

【虹の部屋（住民による家族介護者の会）】

業務実施の内容	実施・開催実績	参加協力住民や組織・事業者	運営状況の課題や成果	センターとしての自己評価
月例会の開催支援	月1回	担当者 介護事業所等講師	虹の部屋の活動を支援することで、関係者との切れ目のない連携を続けている。 リーダー層の高齢化により後継者育成が課題である。	住民による地域活動の支援が行えている。
ミニ相談会の支援	月1回	担当者		
プログラム開催支援	その都度	担当者		
担当者と相談、打ち合わせ	その都度	担当者		

【オレンジカフェつなが～る（久が原）】

業務実施の内容	実施・開催実績	参加協力住民や組織・事業者	運営状況の課題や成果／センターとしての自己評価
認知症サポート医によるミニ講座	月1回(今年度は10月から再開)	認知症サポート医	地域に根付いたカフェであり、多くの方に参加、運営にご協力をいただくことができています。認知症の進行により当事者の方への支援や新たな役割創造の機会が課題である。
シナプソロジーエクササイズ		シナプソロジー指導者	
ハーモニカ演奏		当事者ボランティア	
サポート医への無料個別相談		認知症サポート医	
運営ボランティア		地域住民、介護事業所	
休止中:カフェタイム、折り紙	休止中	地域住民	

【認知症サポーター養成講座】

業務実施の内容	実施・開催実績	参加協力住民や組織・事業者	運営状況の課題や成果	センターとしての自己評価
子育て中の母親を対象として講座	9月実施	ママカフェ久が原 高齢福祉課	ZOOMを利用したオンラインで実施。日頃より子育て中の母親の集まりであり、ZOOMのホストはママカフェ久が原が実施。1時間半の講座のなかで公園で子供を遊ばせながら講座を聞いてくれた方もおり、オンラインの強みを実感した。ただ、テキストとオレンジリングの事前送付などが煩雑であった。	これまでの関係づくりが土台となり、多世代に向けた講座が行えた。
小学生向け講座	11月実施	お告げのフランススコ 姉妹会 介護事業所	地域での広報を見て9月の認サポに参加されたシスターが、小学生向けに認サポをしてほしいと希望があがり、開催した。他地域の修道院とオンラインでつなぎ、会場とオンラインの併用で行った。ZOOMは地域の訪問看護事業所に全面協力をしていただいた。	これまでの関係づくりが土台となり、多世代に向けた講座が行えた。
地域住民向け	年1回 (今年中止)	高齢福祉課、出張所	出張所を会場として開催している。多世代に向けて行いたいため、夜間の開催を検討したが、会場を借りることができなかった。	広く地域住民に対して講座が行えている。
久原小学校、松仙小学校でのサマースクール	年3回 (今年中止)	サマースクール担当者 介護事業所	講座だけでなく、高齢者疑似体験なども織り交ぜて実施している。地域の介護事業所にも協力してもらっている。認カフェにも参加してもらい、地域の高齢者との交流の場を設けている。	地域のネットワークづくりと多世代に向けた講座が行えている。

【認知症総合支援事業】

項目	業務実施の内容	実施・開催実績	参加協力住民や組織・事業者	運営状況の課題や成果	センターとしての自己評価
認知症初期集中支援チーム	認知症初期集中支援チーム	1件実施	認知症サポーター医	毎夕のミーティング時に対象者を選定している。	チーム員マニュアルを作成している。
	認知症初期集中支援チーム研修	月1回 (10月再開)	認知症サポーター医	認知症サポーター医による所内研修を開催。認知症全般について。チーム員会議とすることもある。	サポーター医との信頼関係の構築、研修によるスキルアップを図ることができている。
認知症地域支援推進員	認知症サポーター養成講座	1-(4)のとおり			
	認知症カフェ開催	1-(3)のとおり			
	認知症推進員部会	月1回	同法人内包括の認知症地域支援推進員	活動内容の検討や情報交換などを行うことで、自組織内での活動につなげている。	ネットワーク構築ができている。

項目	業務実施の内容	実施・開催実績	参加協力住民や組織・事業者	運営状況の課題や成果	センターとしての自己評価
認知症サポーター活動推進	認知症サポーター養成講座フォローアップ講座	年1回	地域住民	認知症サポーター養成講座修了者に案内している。地域のボランティア発掘を行っている。認カフェの当事者の送迎ボランティアにつながっている。	地域の人材発掘とネットワーク構築ができています。

【その他の家族介護者、在宅認知症高齢者等に対する支援の取組】

項目	業務実施の内容	実施・開催実績	参加協力住民や組織・事業者	運営状況の課題や成果	センターとしての自己評価
家族介護者の会	家族介護者の交流会	昨年度初回開催(1回) (今年度未開催)	なし	対象になりそうな家族に声掛けをして実施。話ができたことが良かったようで、次回開催の希望があがったがコロナ禍により今年度は開催できていない。また、地域内の有料老人ホームの交流スペースを借りたが、コロナ禍により使用ができなくなり、開催場所を探す必要が生じている	個別相談のケースから地域活動につながる事ができた。ニーズはあるが、場所や時間、運営方法など検討していく必要があると感じている。
若年性認知症の相談	その都度対応。 10月に若年性認知症相談窓口が開設されたので、今後はつなげていくことを想定している。	昨年度1ケースあり	なし	要支援認定となったケースのケアプランを担当した。今年度の相談はなし。	要介護認定となり区の若年性認知症対応の通所介護につなげることができた。関係機関（特に医療機関）との連携の必要性を感じている。

(資料) 地域包括支援センター久が原作成資料

3-4. 一般社団法人大田区支援ネットワークの取組状況

(1) 当法人の目的

○大田区を中心とした地域に存在する様々な課題を解決し、誰もが心豊かに住まえるまちづくりと地域福祉に寄与すると共に、それを発信し広めていくことを目的として活動している。

(2) 設立経緯

○現代表理事を中心に、通所介護や訪問介護等の区内介護事業者有志3事業者が集まって、大田区地域の「要介護になってもいつまでも住まい続けられるまちづくりをしよう」と任意団体を立ち上げた(2013年に一般社団法人設立。現在、コアメンバーは4事業者。全会員数は30)。

○当地域の環境は大きく変化し、「介護保険」だけでは解決できない地域課題も増え、行政と住民、民間団体などが協働して取組まなければいけない状況になっているとの基本認識を有している。

○設立当初より、メンバー共通に「まちづくりをしよう」との思いのもと、個々の介護事業者が単体では解決できない地域課題の共有やその解決策についての勉強会や先行事例の視察等を行ってきた。

(3) 「仕事と介護の両立」関連の取組

・2017(平成29)年度

一般社団法人大田区支援ネットワークは、独立行政法人福祉医療機構(WAM)社会福祉振興助成事業の助成を受け、「ライフワークバランス事業」として、「大田区内中小企業の仕事と介護の両立に関する実態把握及び調査研究」を実施した。また、区商工会議所活動を通してネットワークがあった企業の従業員や管理職向けに「介護離職防止」セミナーを実施し、区内事業者への啓発に取り組んだ。(会場は、実態把握アンケートに協力いただいた区内企業。)

・2018(平成30)年

当協会が、大田区介護予防・日常生活支援新総合事業の住民主体型・訪問支援サービス「絆サービス」の提供団体として、家事支援ボランティアの育成や、地域包括支援センターからの活動依頼とボランティアのマッチング・コーディネート、ボランティアの集い「Bカフェ」など実施していた。(当ボランティア育成の取組は、2019(平成31)年度からは、社会福祉法人大田区社会福祉協議会が実施主体となった。)

そのつながりから、区社会福祉協議会と協働で、仕事と介護を両立している区民やこれから両立に取り組む区民向けのセミナーを実施した。

・2019(平成31)年度

引き続き区民ボランティアの活性化事業、産業ソーシャルワーク事業を中心に取り組む。

・2020(令和2)年度

これまでの取組を踏まえ、本格的な支援事業としての展開をめざし、大田区地域力応援基金

助成事業に「介護と仕事の両立を支援するラーフワークバランス事業」を応募したところ、採択され、以下の事業に取り組んでいる。

- ①個別企業(10社)に対する個別支援事業
- ②企業経営者や人事担当者に対する啓発事業
- ③区内の居宅介護支援専門員に対するオンライン研修会『テーマ:介護と仕事の両立支援に向けたケアマネジメント』企画実施事業

(4) 代表理事(田尻 久美子氏)のインタビューから

=仕事と介護の両立に関心をもった経緯=

○ICT 企業を退職後、訪問介護、居宅介護支援その他子どもから高齢者までを事業範囲とする様々なサービスを提供する企業を立上げた。以来、「多世代共生の地域づくり」を理念として、大田区商工会議所をはじめ地域の多様な活動団体・組織と連携して介護サービス事業にとりくんだ。

その中で、働く家族介護者の「仕事と介護の両立」が社会の対応課題として大きくなってきているのに、まだまだ企業や働く人たちの認識が低いことに問題意識をもちはじめ、両立支援に関する研修や相談・研修の専門事業者に対する視察を行うことや専門家に話を聞きに行った。

○2018年度の福祉医療研究機構(WAM)の助成研究、2019年度の社会福祉法人大田区社会福祉協議会の区民向け研修、2020年度の大田区地域力応援基金助成事業等を通して、段階的に仕事と介護の両立支援に関する各種事業の充実を図りながら取り組んできた。実施する研修等においては、仕事と介護の両立継続に有用な情報をお伝えするとともに「まずは、お住まいの住所を所管する地域包括支援センターを確認し、必要な支援につなげていく準備をすること」を指摘している。

=「仕事と介護の両立」に関して企業、居宅介護支援専門員、地域包括支援センター等の認識がまだ低い=

○大田区との連携で働く人の仕事と介護の両立に関する普及啓発や支援事業に取り組む中で、仕事と介護の両立継続に有用な情報をお伝えしてきたが、居宅介護支援専門員、地域包括支援センター職員、企業の人事担当者などには、本テーマの重要性の理解が不足していると痛感している。(なお、ここ数年間、理解浸透が少しずつ進んできた。)

=今後の展望=

○現在取り組んでいる大田区助成事業等を通して、各種産業団体や金融機関、工業連合会・商店街連合会、市民活動団体等との連携を円滑に進められるようになっている。

○本テーマに関する調査研究及び研修、その他啓発普及事業の遂行に必要な実働部隊を一層充

実させて、今後とも、本テーマに関する各種自主事業を継続的に取組んでいきたい。

- 今般の新型コロナウイルス感染拡大予防環境下、企業や従業員向けの相談や研修事業において新しい非対面方式での企画実施の可能性は広がってきたと思う。
- 今後、両立支援のテーマの他にも大田区という地域・まちの解決課題にも取り組んでいく。

○新たな区内企業、従業員向け相談・研修事業の進め方

- ①区内企業向けのオンラインセミナー→受講企業から個別相談・依頼→その企業を訪問し相談・研修実施
- ②区内各業界団体の会合等においてオンラインセミナー→受講企業から個別相談・依頼→その企業を訪問し相談・研修実施

4. 福井光地域包括支援センター（福井県福井市）

実施主体等	福井光地域包括支援センター（ほやねっと光）
自治体名	福井市
地域包括支援センターの設置状況	・委託 13 か所 ・ランチ 3 か所
市内の人口・高齢化率（2021年1月1日現在）	・人口：261,601人 ・高齢化率 29.1%

（1）福井光地域包括支援センターの取組

①事業所連絡会で実施した家族介護者支援に関する研修の取組の経緯、概要

- 介護サービス事業所において家族を支援する視点が不足しているという課題意識があり、令和元年10月に圏域内の全介護サービス事業所を対象とした家族介護者支援に関する勉強会を実施した。
- 内容は講義30分とグループワーク30分で構成しており、ケアマネジャーや介護ヘルパー等も含め20名ほどの参加があった。
- グループワークの話し合いでは、事業所側とケアマネジャー側で家族の捉え方が異なり、あまり議論が発展しなかった。ケアマネジャーは、特に遠距離介護の連絡やキーパーソンが複数いる場合の連絡方法等について話し合っていた一方、事業所側は、家族の支援をケアマネジャーに任せる意識が強く、家族の関係性をあまり重視していないという違いがあった。
- とはいえ、これまであまり家族の支援に着目してこなかった事業所側に、家族とのコミュニケーションの重要性を意識付けのきっかけとなったという成果を感じている。

②圏域内居宅支援事業所連絡会で実施した家族介護者支援に関する研修の経緯、概要

- 令和2年11月、圏域内のケアマネジャーを対象に、圏域内居宅支援事業所連絡会の事業の一環として、家族介護者支援をテーマにした研修を行った。
- 前述の通り、令和元年の勉強会にて介護サービス事業所とケアマネジャー間では家族介護者支援の捉え方の違いがみられたことから、まずは、ケアマネジャーに焦点を当て、家族介護者の支援の重要性について意識してもらうことから始めたいという思いがあった。
- 加えて、家族の方に障害があったり新型コロナウイルスの影響で収入が減る等、家族介護者の負担やストレスも大きくなっている中で、圏域内のケアマネジャーから受ける相談の一部に、虐待につながるようなケースが散見されたことも研修の実施に至った大きな理由である。
- 連絡会自体は平成28年の福井光地域包括支援センター立上げ当初から設置しているが、家族介護者支援に関する研修の開催は今回が初めてであり、ケアマネジャー12名の参加があった。

③圏域内居宅支援事業所連絡会で実施した家族介護者支援に関する研修の工夫や課題

- 研修の内容としては、実際の事例を用いて、どの場面でどのような働きかけを行えばよかつ

たか、どこに配慮すればよかったかを検討する事例検討の方式とし、今後各々のケアマネジメントに生かしていけるような内容とした。ケースの内容としては、フルタイムで就労している息子と母親の関係性を取り上げた。

- 研修実施の母体である圏域内居宅支援事業所連絡会では、会議の企画・運営自体を、参加者の当番制で回していたことから、今回の研修についても一部のケアマネジャーが企画・運営等の準備段階から携わる形とした。運営に携わったケアマネジャーがベテラン層であったこともあり、事例の焦点の当て方や落としどころについて意見をもらうことができた。
- 研修を通じて、家族介護者支援の視点を踏まえたケアマネジメントの方法については、ある程度理解が進んだ一方で、課題としては、家族介護者支援の必要性という根底の部分の意識付けが不足していることが挙げられる。
- 特に、「利用者が望む生活を送るために家族を支援する」ことの重要性をケアマネジャーにどのように伝えていくか、という点は今後も考えていくべき課題である。家族の「御用聞き」のようなケアプランを作成するのではなく、あくまで利用者の生活のために家族介護者を支援することの重要性を伝えていかなければならない。

図表 66 圏域内居宅支援事業所連絡会で実施した家族介護者支援に関する研修の様子



(資料) 福井光地域包括支援センター (ほやねっと光)

(2) 地域の家族介護者の現状とその他の家族介護者支援に関する取組

①圏域内の家族介護者の現状

- 圏域内は、山間部、沿岸部、農村部、都市部が含まれ、それぞれに地域性があるため、ケアマネジャーに一律の対応を求めることが難しい。家族の働き方も各地域によって多様である。また、山間部と沿岸部は遠距離介護が多いという特徴がある。
- 家族から介護離職につながりそうな相談を受けることはあまりない。基本的に地域包括支援センターに相談に来るのは深刻な状況になった後で、現状では、その前段階の状態の方にリーチするのは難しい。

②その他の家族介護者支援に関する取組

- 福井光地域包括支援センターとしては、圏域内の事業所が主催している家族介護者のつどいの運営の協力を行っている。市内その他の地域包括支援センターでも独自に家族介護者支援に関する取組を行っている。
- 福井市でも令和2年12月に、ケアマネジャーを対象とした家族介護者支援に関する勉強会を主催している。家族介護者に対し、ケアマネジャーとしてどのように支援すべきか、という点について検討するという内容であった。

(3) 地域の家族介護者に関する今後の展望

- 圏域内居宅支援事業所連絡会における家族介護者支援に関する研修については、家族介護者支援以外にも事例検討のニーズがあるため、調整が必要であるが、利用者のために家族介護者を支援するという視点を伝えていく必要性は感じている。
- 前述の通り、行政でも家族介護者支援に関する勉強会を行っているが、地域包括支援センターと行政との間で役割分担をする必要を感じている。「利用者本人の生活のために家族介護者を支援する」という基礎的部分の理解については、地域包括支援センターが個別に研修を行うのではなく、行政が開催する研修会等で意識づける必要性を感じる。例えば、行政側で家族介護者支援に関する研修会をシリーズで行い、地域包括支援センターでは現場のフォローや個別の事例への対応に回るといった連携ができるとよい。
- 現時点で労働部門とはあまり連携していないが、介護離職については企業の理解が必要になるため、企業への周知・働きかけには今後取り組んでいきたいと考えている。
- とはいえ、企業への働きかけは、効果が出るまで時間もかかることから、短期的には介護者の就労に関するワンストップ相談窓口があるとよい。地域包括支援センターに相談がくるのは、深刻な状況になってからのことが多いため、家族介護者が気軽に相談できる場所があるとよい。そうした意味では、ケアマネジャーも気軽に相談できるように地域包括支援センターの敷居を下げる必要も感じている。

5. 別府市浜脇地域包括支援センター（大分県別府市）

実施主体等	大分県 別府市 別府市浜脇地域包括支援センター
地域包括支援センターの設置状況	・委託：7 か所 ・ブランチ 1 か所
人口・高齢化率	・人口：117,498 人 ・高齢化率：33.5%

（1）介護離職防止講話の取組

①「介護離職防止講話」の取り組みの経緯、概要

- 別府市浜脇地域包括支援センターは、平成 18 年に開設し、現在、ケアプランナー 1 名、主任ケアマネジャー 1 名、看護師 1 名、社会福祉士 2 名、事務員 1 名の計 6 名の職員で構成している。
- 利用者のモニタリングの際に、介護者の方から、認知症の親の介護のために休職中であることや、一旦離職した場合、再就職することが難しいなどの悩みを打ち明けられることがあった。その後も、様々な介護者の方から、この先も介護が続いた場合の休職や離職に対する不安の声を聞くことが増えた。
- 当センターだけでなく、他の事業所でも同様の相談が増えることが想定され、介護離職防止について学ぶ機会の必要性を感じた。また、別府市の重点施策に介護離職防止が挙げられていたため、当センターにおいて、介護離職防止講話を実施するに至った。
- 講師については大分労働局に依頼した。人事担当者向けに、介護休業制度の活用方法等を紹介してほしいと相談したところ、労働局側としても、利用率の低い介護休業の普及啓発に取り組みたいということで、前向きに協力してもらえることになった。
- 2020 年 10 月 13 日に介護離職防止講話を開催した。病院や地域の事業所から 9 名の方が参加した。参加者は、総務、人事など事務部門の人が多かった。

②「介護離職防止講話」の取り組みの工夫

- 新型コロナウイルス感染症対策が必要ななかでの開催だったため、別府市と相談しながら密にならない会場選びや設営を検討した。また、参加者は病院や企業の方なので、お昼休憩が終わってから会場まで来ていただきやすい 13 時 30 分～14 時 30 分（1 時間）の時間帯に設定した。
- 周知については、ポスターを作成し、医療福祉に関連のある事業所に訪問したり、声掛けを行って案内した。日頃から付き合いのある医療機関には、職員への周知に協力してもらえた。
- 講話では「育児・介護休業法のあらまし」を配布し、講師である労働局担当者の方から、介護離職の現状と介護休業等の利用率、事業主が講じるべきハラスメント防止対策等について説明してもらった。また、介護する環境を整えるために介護休業を使うなど、上手な制度の

利用ポイントについても解説してもらった。講和の後、質疑応答の時間も取った。

- 参加者からは、「介護休業は、親の介護をするときに利用するものというイメージだったが、配偶者や子にも適用されることが分かった」等の気づきの声を聞くことができた。
- 当センターでは、介護離職に関する相談を頻繁に受けるわけではないが、講話の開催を通じて、センター職員自身も、介護離職防止に関する知識を習得することができた。また、今回の講師を担当してくれた、労働局の担当者の方との関係性が出来たので、何かあったときに相談できる、という安心感を得ることができた。

③今後の展望・課題

- 家族介護者支援として、利用者の家族だけでなく、地域の住民を対象とした講話も必要だと思う。しかし、開催したとしても、どの程度参加者数を集めることができるのか分からない。
- 利用者の家族の方でも、職員との関係性ができていないと、休職や離職に関する不安や支援ニーズを把握することは難しいと感じている。
- また、介護休業制度や介護離職防止に活用できる情報がどこにあるのか、把握しやすい状況になることが望ましいと思う。今回、講話を開催するにあたり、労働局に協力していただいたが、労働局と一言でいっても大きいので、窓口がよくわかるように案内してもらえると相談しやすいだろう。

(2) その他、家族介護者支援に関する取組

- 当センターでは、軽度の認知症の方を担当することが多い。そのご家族の方から、大変な思いをしているのに、軽度であるため、介護保険の限度額の中では、デイサービスや訪問看護の回数が限られているので困るという声を聞く。中には、家族が同居していたとしても、仕事で長時間家を空けることが少なくないので、配食サービスやヘルパーの利用に制限があって困っているという方もいる。
- 介護者であるご家族の声を聞くことを大切にしている。介護保険の枠を超えたお困りごとについては、直接的な対応は難しいが、しっかり傾聴し、課題として別府市に相談するようにしている。

6. 岐阜市地域包括支援センター南部（岐阜県岐阜市）

実施主体等	岐阜市地域包括支援センター南部 岐阜市高齢福祉課 アピ株式会社
地域包括支援センターの設置状況	・委託：19 か所
人口・高齢化率	・人口：408,970 人 ・高齢化率：28.4%

（1）市の概況

- 市内には19か所の地域包括支援センターがあり、すべて委託にて実施している。市内を3ブロックに分け、ブロックごとに機能強化型地域包括支援センター（ブロックリーダー）を設置し、センター間の情報共有や意見交換をしやすい仕組みを作っている。
- 介護離職防止については直接的な具体的施策は実施していないが、地域包括支援センターによっては独自に取組を行っている。センター間で経験値に差があるのではないかと認識している。
- 市とハローワークが連携し、生活保護担当課内にハローワークの窓口が設置されており、必要な人には就労に関する情報提供ができるようになっている。
- 「高齢者等実態調査」（令和2年4月）では、居宅無受給者における回答結果で主な介護者のうち、40代が占める割合は4.2%であった。また、介護者が仕事を辞めた割合は6.1%、転職した割合は3.1%という結果であった。数は少ないものの、一定の支援の必要性があるものと認識している。一方で、地域包括支援センターの存在を認知している割合は60%程度となっており、介護の支援が必要な方、介護が必要になる前の方への周知が必要と認識している。
- 市内には「認知症カフェ」が20か所（非公開2か所含む）、「認知症介護者のつどい」が6か所、開設されている。「認知症カフェ」には、若い介護者も参加するようになってきている。
- 認知症患者への支援としては、「認知症初期集中支援チーム」を市内2か所の認知症疾患医療センターと連携のうえ、必要に応じて支援が実施される。認知症の適切な治療も家族介護者にとって大きな支援になると考える。

（2）福祉相談窓口連携会議

- 平成29年度から「福祉相談窓口連携会議」を毎月1回開催設置・運営している。地域包括支援センターと各福祉相談窓口担当者、保健所・保健センター等の機関が連携し、多問題を抱える個別のケースをテーマにグループワーク・意見交換会を実施している。
- これまでに、会議において仕事と介護の両立に関する情報提供を受けたり、同テーマに関する意見交換を行ったことがある。また、ふだんの会議におけるグループワークにおいても、介護者支援に関するテーマが話題に上ることもある。

(3) 地域包括支援センターが企業と連携した介護離職防止の取組

①企業との連携の経緯

- 平成 29 年度には、市がダブルケアに関する支援・情報周知を行っていたが、これにより、必ずしも就業継続という視点ではないが、介護者が抱えうる困難について目を向けるようになった。また、国の政策においても介護離職防止が取り上げられ、社会的に認知が高まったことを踏まえて、センターとしてできることを模索していた。
- 介護離職防止についてどのような取組を行えばよいか手探りで検討していた。介護離職防止に関する取組を実施するのであれば、企業にどんなニーズがあるのかを把握する必要があり、そのために企業と直接話し合ってみるのがよいと考えていた。また、企業と連携をする際には、介護離職に関する相談対応が起きていそうな大企業と連携をするのがよいと考えていた。
- 平成 30 年度内に、従業員 1,000 人以上の地元企業（社名：アピ株式会社、以下「同社」）から、岐阜市高齢福祉課に対して「介護について知りたい」という問い合わせがあった。社内でダイバーシティ推進の取組を検討している中で、従業員の多くが介護のことを理解していないのではないかと話し合いが行われ、介護のことを知るために市に問い合わせを行ったということであった。同社が所在する地区は当センターが管轄していることから、市高齢福祉課は当センターを同社に紹介し、当センターとしても、ちょうど企業との連携の機会を伺っていたため、同社にコンタクトをとり、当センターとして何ができるか話し合いをすることとした。

②企業との意見交換および社内向けリーフレットの作成協力

- 当センターが同社担当者に様子を伺うと、相談を受けることもある総務部であっても育児に比べ介護に対する知識が少なく、介護離職防止のために何をすべきか分からないという様子だった。どのような取組ができるのか一緒に検討するため、当センターと同社にて情報共有と意見交換を行うこととなった。
- 令和 2 年 2 月に 1 回目の意見交換を行った。意見交換の場には、地域包括支援センター職員、複数名の総務部担当者が出席し、同社内における介護離職防止の取組に関して話し合った。最初に当センターより介護の基本的な情報と現状を説明後、介護離職防止のために取り組むべき課題の洗い出しや対策として実施すべき取組を検討した。従業員の多くが介護、介護保険や介護休業制度のことを知らない、あるいは、制度を知っているがどのような時に利用するとよいか活用の仕方が分からないことが大きな課題として議論された。そこで、従業員に対する周知を図る取組として、リーフレットの作成をすることとした。
- 令和 2 年 7 月に当センターからは情報提供や構成に関するアドバイスの上、主に同社が制作したリーフレットが同社従業員全員に対し配布された。最終的に制作されたリーフレットは、同社のイントラネットに掲載され、現在も従業員が目にすることができるようになっている。さらに、不定期ではあるが、同社にて年 4 回発行している社内報でも介護に関する情報が掲載されることとなった。
- その後、同社の総務部に従業員から介護に関する相談があった場合、必要に応じて、当地域

包括支援センターへ連絡が入ることになっている。(令和2年3月現在、当地域包括支援センターに連携された相談はない。)

図表 67 地域包括支援センターが携った介護離職防止に関する企業内リーフレット

仕事と介護の両立にむけて
— 介護離職しないために、「介護」について考えてみましょう —

2025年には、国民の**4人に1人**が75歳以上の超高齢社会に入ります。更に、高齢者の**5人に1人**が「認知症」となると言われています。

75歳以上(後期高齢者)の人口推移
 1995年 約100万人
 2018年 約1800万人
 2025年 約2200万人

高齢者の5人に1人が認知症

介護は、ある日突然始まることが多いです。いざ必要となった時に慌らなないように…元気なうちから、家族の「介護」について考えたり、話し合ったりしてみましょう。

もし家族に介護が必要になった場合でも、「仕事と介護の両立」は可能です。

<両立支援制度の例>
 会社の両立制度 ……介護休暇、介護休業、短時間勤務 等
 公的サービス ……訪問介護、入浴介護、ショートステイ、老人ホーム 等

介護についてわからないことがあれば、お住まいの地域の「**地域包括支援センター**」に相談しましょう！

地域包括支援センターでは、各種相談から介護認定(要介護認定)の申請代行もこなしています。
 ※地域包括支援センターは、役所の中か、下記検索サイトで確認できます。
<http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>

介護の必要性を感じたら、貴社の「基本チェックリスト」を利用してみましょう。介護及び介護予防が必要かのチェックができます。

介護予防のための基本チェックリスト

【実施の手続き】
 ① 本チェックリストを印刷し、必要に応じて記入していただき、その結果を認定申請書に添付していただきます。
 ② 認定申請書と一緒に介護認定申請書(要介護認定)を提出していただきます。
 ③ 結果が通知されるまで、介護認定申請書(要介護認定)を提出していただきます。
 ④ 結果が通知されたら、介護認定申請書(要介護認定)を提出していただきます。

※実施の手続きは、各自治体の介護認定申請書(要介護認定)の申請代行もこなしています。

項目	回答	結果
1. 介護が必要かどうかを判断する必要があるか	○	介護が必要
2. 介護が必要かどうかを判断する必要があるか	○	介護が必要
3. 介護が必要かどうかを判断する必要があるか	○	介護が必要
4. 介護が必要かどうかを判断する必要があるか	○	介護が必要
5. 介護が必要かどうかを判断する必要があるか	○	介護が必要
6. 介護が必要かどうかを判断する必要があるか	○	介護が必要
7. 介護が必要かどうかを判断する必要があるか	○	介護が必要
8. 介護が必要かどうかを判断する必要があるか	○	介護が必要
9. 介護が必要かどうかを判断する必要があるか	○	介護が必要
10. 介護が必要かどうかを判断する必要があるか	○	介護が必要
11. 介護が必要かどうかを判断する必要があるか	○	介護が必要
12. 介護が必要かどうかを判断する必要があるか	○	介護が必要
13. 介護が必要かどうかを判断する必要があるか	○	介護が必要
14. 介護が必要かどうかを判断する必要があるか	○	介護が必要
15. 介護が必要かどうかを判断する必要があるか	○	介護が必要
16. 介護が必要かどうかを判断する必要があるか	○	介護が必要
17. 介護が必要かどうかを判断する必要があるか	○	介護が必要
18. 介護が必要かどうかを判断する必要があるか	○	介護が必要
19. 介護が必要かどうかを判断する必要があるか	○	介護が必要
20. 介護が必要かどうかを判断する必要があるか	○	介護が必要
21. 介護が必要かどうかを判断する必要があるか	○	介護が必要
22. 介護が必要かどうかを判断する必要があるか	○	介護が必要
23. 介護が必要かどうかを判断する必要があるか	○	介護が必要
24. 介護が必要かどうかを判断する必要があるか	○	介護が必要
25. 介護が必要かどうかを判断する必要があるか	○	介護が必要
26. 介護が必要かどうかを判断する必要があるか	○	介護が必要
27. 介護が必要かどうかを判断する必要があるか	○	介護が必要
28. 介護が必要かどうかを判断する必要があるか	○	介護が必要
29. 介護が必要かどうかを判断する必要があるか	○	介護が必要
30. 介護が必要かどうかを判断する必要があるか	○	介護が必要
31. 介護が必要かどうかを判断する必要があるか	○	介護が必要
32. 介護が必要かどうかを判断する必要があるか	○	介護が必要
33. 介護が必要かどうかを判断する必要があるか	○	介護が必要
34. 介護が必要かどうかを判断する必要があるか	○	介護が必要
35. 介護が必要かどうかを判断する必要があるか	○	介護が必要
36. 介護が必要かどうかを判断する必要があるか	○	介護が必要
37. 介護が必要かどうかを判断する必要があるか	○	介護が必要
38. 介護が必要かどうかを判断する必要があるか	○	介護が必要
39. 介護が必要かどうかを判断する必要があるか	○	介護が必要
40. 介護が必要かどうかを判断する必要があるか	○	介護が必要
41. 介護が必要かどうかを判断する必要があるか	○	介護が必要
42. 介護が必要かどうかを判断する必要があるか	○	介護が必要
43. 介護が必要かどうかを判断する必要があるか	○	介護が必要
44. 介護が必要かどうかを判断する必要があるか	○	介護が必要
45. 介護が必要かどうかを判断する必要があるか	○	介護が必要
46. 介護が必要かどうかを判断する必要があるか	○	介護が必要
47. 介護が必要かどうかを判断する必要があるか	○	介護が必要
48. 介護が必要かどうかを判断する必要があるか	○	介護が必要
49. 介護が必要かどうかを判断する必要があるか	○	介護が必要
50. 介護が必要かどうかを判断する必要があるか	○	介護が必要

介護や介護のための予防策は、どんな状況の時に必要なんだろう？

この基本チェックリストは、実際に答えることで、自分の必要な介護予防の取り組みを知ることができます。

アピグループ

(資料) アピ株式会社

③意識啓発セミナーの実施 (講師登壇)

○令和2年10月の当センターと同社間による打ち合わせにおいて、企業内の従業員に向けてより具体的な情報提供を行うため、介護離職防止に関するセミナーが企画された。第一義的には従業員を対象としたセミナーであったが、同社が従来から参画していたダイバーシティ推進の一環として、主に女性研究者活躍支援に取り組んでいる産学連携ネットワークを活用することができ、同社以外にも、岐阜大学、岐阜薬科大学、岐阜女子大学も対象とした意識啓発セミナーが開催された(文部科学省科学技術人材育成費補助事業「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ(連携型)」による開催)。

○新型コロナウイルス感染症の影響のため開催自体が危ぶまれたが、令和3年1月に会場参加者を同社の相談を受けることが多い総務部に限定し、他機関はオンライン参加という形式にすることで開催することができた。当センター管理者が、セミナー講師として登壇し、1時間弱の講演を実施した。同社から従業員13名が参加した。事後のアンケートでは、介護のことや介護保険のこと、介護休業制度のことがよく分かったという声が聞かれた。最終的にはセミナーの動画は、同社のイントラネットに掲載され、従業員が自由に閲覧できるようにな

っている。

図表 68 意識啓発セミナーの開催案内チラシ



(資料) アピ株式会社

(4) その他、家族介護支援に関する取組

①介護離職に関する相談対応

- 働いている人からの相談は多い。特に、近年、介護が必要な方の働いているお子さんからの「就労継続に関する相談」が増えているように感じる。
- 地域包括支援センターに相談しようとして来所する方は、ご家族の介護のことについて相談をしたいと思って来所する。その際、ご自身の就業継続について相談する人はいない。相談を担当したセンター職員は、面接において、相談者の仕事のこと、就業継続が可能かどうか、就業継続の意向等を確認するようにしている。
- 相談者の就業継続に関する相談を引き出せるように、職員の育成を図っている。当センター管理者がケアマネジャーの法定研修で指導をする際には、仕事と介護の両立に関する内容に触れている。地域包括支援センター内の職員の全員とまではいえないが、可能な限り、センターとして就業継続に関する支援ができるように努めている。

②認知症カフェ

- 老人クラブ、介護施設事業者、医師会などが参加する「日常生活圏域協議体」において、特別養護老人ホームに入所している方は地域に住んでいるのに入所施設の中でのみ生活されていることは、地域ケア課題ではないかと問題提起され、その対応の取組として、認知症カフェを開設しようということになった。
- 平成 29 年ごろから、特別養護老人ホームの地域交流スペースを借りて認知症カフェを開催している。特別養護老人ホームの利用者やその家族と地域住民が交流する場として、2 ヶ月に 1 回程度開催している。認知症カフェの運営は当センターが行う。(令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症のため中止)。
- 認知症カフェは、地域の特別養護老人ホーム入所者が地域とつながることを目的に始まったものであるが、例えば、認知症サポーターが当カフェのお給仕役を務めたり、地域住民が催し物の講師を務めるなど、地域で役割をもって活動したい人たちのニーズを満たす場とも機能している。

(5) 家族介護者支援に関する今後の展望

- 現在は 1 社のみ、それも比較的大きな企業に対して介護離職ゼロの取組を行っているが、今後は中小企業に対してもその取り組みを拡げていきたい。例えば、商工会議所等と連携して認知症サポーター養成講座を開催し、その延長線上に介護離職ゼロについて支援する等の活動ができればと考えている。

7. 岸和田市地域包括支援センター萬寿園葛城の谷（大阪府岸和田市）

実施主体等	岸和田市地域包括支援センター萬寿園葛城の谷
自治体名	岸和田市
地域包括支援センターの設置状況	・委託：6か所（内、基幹型1か所） ・ブランチ：1か所
市内の人口・高齢化率	・人口：194,891人 ・高齢化率：27.3%

（1）ケアマネジャーを対象とした家族介護者の介護離職防止研修について

①研修の経緯、概要等

○包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の一環で、市内に設置されている6か所の地域包括支援センター単位、または地域包括支援センターの受託法人である法人単位（6か所の地域包括支援センターを3法人が運営）で、ケアマネジャーを対象に、年2回程度、圏域別の研修会や市内全体の法定外研修を実施している。また、その他にも事例検討会や制度・施策等に関する情報提供を行っている。

○令和元年度に、大阪府や市から介護離職防止に関する研修開催について、提案と打診があった。市では、在宅医療・介護連携推進事業の在宅医療介護連携拠点会議において、ワーキンググループを設けており、地域包括支援センター運営法人が参加している「地域包括支援センター・ケアマネジャー支援ワーキンググループ」がある。そこで、講演会や研修等の企画なども行っていることから、多少、分野は異なるが、本事業を活用し、ケアマネジャーを対象とした家族介護者の介護離職防止に関する研修企画を行うこととした。地域包括支援センター主催・運営による圏域別研修として、令和2年度開催に向けて検討を開始した。

本ワーキンググループのメンバーは、地域包括支援センター運営法人（3法人）、岸和田市職員等から構成されている。

○今回企画した「地域包括支援センター研修会 ～介護離職に関する研修会～」は、地域包括支援センターの運営法人（3法人）が1回ずつ担当し、計3回行った。研修の対象者は、圏域内の居宅介護支援事業所のケアマネジャーとし、各回の参加人数は、30～40人前後であった。

○研修会は、各回3時間程度で、3回全て共通したプログラムで実施した。

研修名	介護離職に関する研修会
開催日	令和2年10月19日（月）、22日（木）、26日（月）

②研修の具体的な内容、工夫点、課題等

○各回の研修のプログラムは以下の通りである。

時間	プログラム
13：30	開始
13：35	講師による講演 ・介護離職に関する現状や制度、取り組み事例について ・講師：大阪労働局職員
14：45	グループワーク ・テーマ：「ケアマネジャーとして家族の望まぬ介護離職を防止するためにできること」 ・1グループにつき4人程度で議論 ・各グループ3分程度で議論の内容を発表
15：45	講師からの講評
16：00	地域包括支援センターより、介護離職防止に対応するための社会資源の紹介 プログラム終了

○講演の講師は、大阪労働局に依頼した。以前、大阪労働局から育児・介護休業法に関する資料が送られてきたことを思い出し、大阪労働局に直接、講師の依頼を行った。

○講演では、『仕事と介護 両立のポイント：あなたが介護離職しないために』（平成30年、厚生労働省）に掲載されている事例をもとに、実際にケアマネジャーが体験しそうな場面について解説してもらった。さらに、『男女雇用機会均等法 育児・介護休業法のあらまし』（令和2年、厚生労働省）を活用し、介護が必要となった場合に利用可能な両立支援制度の説明も行った。

図表 69 左：「仕事と介護 両立のポイント：あなたが介護離職しないために」
右：「男女雇用機会均等法 育児・介護休業法のあらまし」



(資料) 左：厚生労働省「仕事と介護 両立のポイント：あなたが介護離職しないために」平成30年3月
https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/29_syosaiban_all.pdf
 右：厚生労働省 都道府県労働局雇用環境・均等部「男女雇用機会均等法 育児・介護休業法のあらまし」令和2年10月
<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000577037.pdf>

- 『仕事と介護 両立のポイント：あなたが介護離職しないために』については、地域包括支援センターより本冊子を活用した研修にしたいと講師に伝えた。冊子には 10 の事例が紹介されており、その中から扱いたい事例を 4 つ抜粋した。活用した事例は、遠距離介護、認知症の両親の介護、末期がんの夫の看取り、脳幹梗塞により全介助となった 50 代夫の介護の事例である。
- 工夫としては、ケアマネジャー自身も労働者の立場として自分ごととして考えてもらいながら、家族に介護が必要になった時にどのようなことができるか、という点を考えてもらった点があげられる。
- 参加者アンケートでは、「介護休業等の制度がわかってよかった」という意見や、「自分自身も必要なときは介護休業を使おうと思う」という意見、「介護離職をしそうな家族がいないかアンテナを張っていないといけない」といった意見もあり、ケアマネジャーの意識変革を進めることができたと感じている。
- 今回の研修について、参加者からの反応もよかったため、今後は地域の関係機関を対象に、同様の研修を実施することはできないかという話も出ている。

(2) 地域の家族介護者の現状と課題

①圏域内の家族介護者の現状と、抱える課題

- 岸和田市内には新興住宅地があり、高齢化が進んでいるエリアがある。そうした地域で、地域向けの研修等を実施できると、家族介護者支援の視点がより広がっていくと考えている。
- また、家族自体が自分の家のことを他者に相談することに慣れておらず、家族内のことは家族で解決するという風潮が強いように感じる。そのため、相談として表面化することが少ない。その中で、ケアマネジャーは比較的状况を察知し、家族に声掛けをしやすい立場にある。
- 実際に、離職してから相談につながるケースもあるため、そうなる前に、ケアマネジャーから「こういった制度がある」という情報を伝えることが効果的であるように思う。
- 地域包括支援センターとして、仕事と介護の両立に関する情報を必要としている人へ届けることが難しいと感じている。そこで、例えば、高齢者本人に向けた資料の中に家族向けの資料を同封することで、家族に情報が届く等の工夫を考える必要があると感じる。
- 介護離職の可能性がある人を対象とした、介護離職防止の研修会等も開催してみたいが、平日昼間にセミナー等を行ったとしても、就労している人に参加してもらうことは難しいことから、開催日時の工夫も必要である。

(3) 地域の家族介護者に関する今後の展望

- 岸和田市とは、今回実施した研修が好評であったため、民生委員や地域のボランティアを対象に同様の研修を実施することはできないかという話も出ている。地域で困っている家族介護者にアプローチしやすい立場にいる人達を対象に研修を実施してみたいと考えている。
- 地域に向けて研修を展開するにあたって、介護休業等の制度説明は難しく感じるのではないかと考えている。寸劇や紙芝居等の方法で分かりやすく説明ができると、理解しやすいかもしれない。

- 全ての地域では難しいかもしれないが、地域特性を踏まえて必要な地域に絞って実施していくことも必要である。
- また、今回研修の対象者となったケアマネジャー自身も、研修から遠ざかると、受講した内容を忘れてしまうため、継続的に研修を行うことができるとよいと考えている。継続した研修受講により、ケアマネジャー自身も、どこに何を相談・確認すればよいのかという理解が深まり、行動に移してもらうことができる。

8. 東郷町南部地域包括支援センター東郷苑（愛知県東郷町）

実施主体等	東郷町南部地域包括支援センター東郷苑
自治体名	東郷町
地域包括支援センターの設置状況	・委託：2か所
人口・高齢化率 (東郷町全体)	・人口：43,831人 ・高齢化率：22.3%

(1) 地域の家族介護者の現状

- 当センターは、もともとランチとして設置されていたが、2020年4月より地域包括支援センターに切り替わった。
- 第8期東郷町高齢者福祉計画の策定に向け、市では要支援・要介護者と主な介護者を対象にアンケートを実施した。その結果、「介護中にいらいらしてしまう」という人が5割を越え、「相談相手がいない」という人も3割に上った。
- また、介護離職の状況も調査したところ、「主な介護者が仕事を辞めた」という割合が8.5%となっており、現在働いている人も「働きながら介護を続けていくのは難しい」という割合が17.8%、「問題があるが、何とか続けていける」という割合が半数という状況だった。
- センターの圏域には、名古屋市のベッドタウンとして開発されたエリアがあり、その地域は新旧の住民が混在し、地域のつながりが希薄な状況となっている。

(2) 家族介護者が就労している場合の相談の対応状況

- 就労継続に関してセンターの窓口で相談を受けることは、年に2～3件程度だが、相談しないだけで、仕事との両立に苦勞している人は多いと思われる。
- 相談につながった時には仕事を辞めてしまっていたというケースもある。
- 当センターでは認知症初期集中支援チームの事務局を担っており、認知症に関する相談の中で、家族が仕事で不在の間に高齢者が外に出て行ってしまうため仕事を続けることが難しい、という声が多く聞かれる。
- 就労継続に関する相談があった際は、厚生労働省が作成している「家族介護者支援マニュアル」を活用して、介護休業制度等の制度を説明するなどしている。
- 介護休業制度等について、大企業に勤めている家族の場合、会社から制度の紹介等があるが、中小企業の場合は、会社からそうした情報提供がないことも多いため、センターから情報を伝えるようにしている。
- 介護休業制度等だけでなく、社会資源や福祉サービスとしてどのようなものがあるかを知らずに、介護をするには仕事を辞めるしかないと思込んでいる家族も少なくない。そうした人に対しては、様々な制度や支援があることを伝えると、両立の不安軽減につながる。

(3) 家族介護者の就労継続支援に関する取組

①認知症高齢者介護者のつどい

- 2020年12月より「認知症高齢者介護者のつどい」の取組を開始した。
- 認知症カフェを開催した日の午後に、年数回の頻度で開催を予定している。
- 以前より第3月曜日の平日に介護者のつどいが開催されているが、歴史のある団体であり、近年はOBの参加が中心となっていたことで、現役の介護者が参加しづらい状況となっていた。
- こうしたことから、若い介護者が集まれる場を作ってはどうかという声が地域から上がり、開催に至った。
- 参加者は4家族で、40～60代の家族介護者が中心だが、認知症の当事者も1名参加した。
- 座談会形式で、それぞれの日頃の悩みを共有し合う場とした。話を聞いてもらえるだけでよいという人から、深刻な悩みを抱える人まで様々であったが、知識や技術を伝えるのではなく、傾聴し、寄り添う姿勢を示すことを重視した。
- 終了後、参加者からは、日頃の悩みを聞いてもらえてスッキリした、次回も参加したいという感想が聞かれた。
- 参加者を集めるうえでは、センターや認知症支援推進員が把握している家族介護者に声をかけたり、認知症カフェの参加者に声をかけるなどしている。
- ただし、センターで情報を掴んでいない家族介護者も多く、対象者をいかに把握するかというアウトリーチが今後の課題となっている。

②お元気訪問

- ランチとして運営していたころから、地域の要介護認定者のうちサービス未利用者を対象として、「お元気訪問」と称して個別訪問を実施していた。
- 圏域内の要介護認定者は1,600人ほどで、そのうちサービス未利用者は1割程度である。その中でも気になる人を80人ほどピックアップして訪問しており、定期的な訪問が必要な人に対しては月1回程度の頻度で訪問している。
- 対象者の中には、認知症初期集中支援の対象者も10名ほど含まれている。「認知症初期集中支援チームとして訪問しました」といっても理解を得づらいが、「お元気訪問です」というと受け入れてもらいやすい。
- 訪問した際は、高齢者だけでなく家族とも話をするようにしている。家族が悩みを抱えているようであれば、適宜必要な支援につなげるようにしている。たとえば、介護者のリフレッシュ事業や、他法人が実施している家族介護者支援の勉強会のチラシなどを持参し、必要そうな人に、それぞれに合った事業のチラシを渡すなどしている。
- チラシやパンフレットは多くの種類を作成しており、対象者のニーズに応じて適したものを紹介できるように準備している。

- ケースによっては、なかなか解決につながらないものもある。認知症の場合、近隣住民が心配している場合もある。ただ、そうした支援困難な相談も状況整理を行い、対応の優先順位をつけたり、相談窓口などの支援体制を示すことで、家族や地域の不安解消につながっている。
- 初回の訪問で家族に詳しく話を聞くことは難しい場合もあるが、センター職員から、「自分も親の介護をしているのでわかりますが、介護は大変で、なかなか休めないですね」などと一言声をかけるだけでも、家族が本音を話してくれることがある。家族も含めた信頼関係の構築を大切にしている。

③ケアマネジャーの後方支援

- ダブルケアの事例で、介護者が離職をしてしまったケースがあり、ケアマネジャーだけでは対応が困難となったことから、センターが后方支援に入った。
- 介護者自身が施設入所に対して抵抗があった為、仕事を辞め、家族3人で暮らすことになった。
- センターでは、介護保険サービスだけでなく、町で実施している各種支援について、利用できるものの整理と手順をコンパクトにまとめて説明した。その上で、ケアマネジャーへの引き継ぎを行った。
- ケアマネジャーに引き継いでしばらくしたあと、ケアマネジャーから介護保険サービスの利用が増やせないという報告が入った。経済的な問題や、介護者自身が介護をしたいという思いを強く持っていたこともあり、ケアマネジャーとの考え方の違いから関係がうまく構築できていなかった。
- そのため、センターが后方支援に入ることになったが、介護者に話を聞いても「大丈夫」とのことで、なかなかサービス利用につながらなかった。
- その後、継続的に支援を行う中、デイサービスやショートステイの利用を増やすことで、介護者がハローワークでの職業訓練に通えるようになり、現在は再就職にまでつながった。
- 支援の反省点としては、介護者の「大丈夫」という言葉をそのまま受け取ってしまい、ダブルケアのストレスを抱えていたことを掴み切れていなかったことがあげられる。頑張っているのに評価されない、という思いも抱えていたようで、そうした気持ちに寄り添うことも支援者の重要な役割だと感じている。

(4) 地域の家族介護者支援に関する今後の展望

- 今後は、地域の中で、認知症にかかわらず支援を必要とする人すべてが住みやすい環境づくりを進めていきたいと考えている。
- そうした環境を整えるためには、介護サービスだけでは支えきれないため、自助・互助の活動を広げていく必要がある。

○また、地域包括支援センターの認知度を上げることも重要だと考えている。地域住民にアンケートをとったところ、認知度は約4割であった。今後、総合相談窓口としてのセンターの機能をより広く周知していきたい。

9. 地域包括支援センター鎌倉市社会福祉協議会（神奈川県鎌倉市）

実施主体等	地域包括支援センター鎌倉市社会福祉協議会
自治体名	鎌倉市
地域包括支援センターの設置状況	・委託：10 か所
市内の人口・高齢化率	・人口：176,436 人 ・高齢化率：30.7%

（1）地域包括支援センター鎌倉市社会福祉協議会の取組の経緯・概要

①認知症サポーター養成講座の経緯、概要

- 市内の銀行から認知症のお客様への対応に関する相談を受けた後、認知症サポーター養成講座開催の依頼を受け、2020年7月に同講座を実施した。
- 新型コロナウイルス感染症対策として、15時以降の回を1日2回と、別日に15時以降の回を1回の計3回実施した。
- 事前に地域包括支援センター職員が銀行に出向き、講座を行う部屋やDVD視聴機器の確認、当日の参加人数等の打ち合わせを行った。
- 行員を対象とした講座で、DVDを使った説明、地域包括支援センターにおけるケース事例を紹介した。また、認知症は誰にでも起こりうることを、身近なこととして伝えた。
- 実際に講座を実施してみると、認知症の親を抱えている行員から話が出て、「知ってよかった」等の感想もいただいている。その中に当センターの管轄地域の方はいなかったため、直接の相談にはつながっていないが、地域包括支援センターの存在を知ってもらうきっかけになったと考えている。
- 鎌倉市とは、認知症サポーター養成講座の内容について調整を行っている。また、直接市に講座の依頼があった場合は、担当する部分について市と当センターにて役割分担をしている。

②取組の工夫や課題

- 認知症の親がいる行員への支援につながるような工夫としては、相談場所（地域包括支援センター、家族の会、オレンジカフェなど）の紹介をしたり、DVDを視聴して、認知症の方に対する対応の仕方等を説明した点が挙げられる。
- 取組の課題としては、新型コロナウイルス禍で、認知症サポーター養成講座をはじめとした地域に出向く講座を開催することが難しく、予約があった分もキャンセルになってしまったことがある。例えば、感染拡大前は、地域自治会等に講座の予約が入っていたが、中止となってしまった。講座の実施方法としても、参加者同士の間隔をあける等感染予防の工夫が必要になっている。
- 現時点では新たに講座の予約は入っていないが、働きかけは行っていく予定である。

(2) 地域の家族介護者の現状とその他の家族介護者支援に関する取組

①圏域内の家族介護者の現状

- 当センターへの相談者は、家族・親族が最も多く、全体の45%程度を占めている。
- 老々介護や遠距離介護に関する相談を受けることはあるものの、家族の就労継続について相談を受けることはない。
- 就労している家族介護者にアドバイスを行ったケースがあり、新型コロナウイルス感染拡大の影響で仕事がなくなり、介護関係の仕事の紹介を求められたために実施したものがあつた。
- 対応の難易度が高いケースとしては、家族が要介護者本人を支えられる状況にないケースや、精神的な疾患等を理由に、要介護者本人に問題を伝えることができない、家族関係がうまくいかないケース等が挙げられる。そうした場合は、訪問や面談を継続して行いつつ、関係機関と連携しながら、意見や指導を求めることもある。

②その他の家族介護者支援に関する取組

- 地域や家族介護者に対して、介護に対する知識・情報を伝えている。相談しやすい雰囲気づくり、電話の対応、傾聴を心がけるだけでなく、その先につながるような情報提供を行っている。
- 相談対応の課題としては、新型コロナウイルスの影響により家にこもる方も多く、問題自体も家に閉じているように感じている点がある。
- また、地域の鍼灸マッサージ師と連携した家族介護教室等も開催しているが、定員を超える参加者が集まった。新型コロナウイルスの影響により、実践的な講座の機会が少ないため、参加の希望が多かったようである。
- その他、介護施設が主催するイベントに参加し、地域に向けて地域包括支援センターの説明を行っている。そうしたイベントの場で、地域住民と交流を行っている。

(3) 地域の家族介護者に関する今後の展望

①認知症サポーター養成講座について

- 認知症サポーター養成講座の実施は、学校、会社・公的機関の新人研修に必須となっていくように思う。認知症に関する知識があるかないかでは、対応の違いが大きいと思われる。
- 特に鎌倉市は県内でも高齢化率が高く、中でも当センターの管轄地域は特に高齢化率が高いため、お客様対応で困っている所は多いと考えている。認知症に関する資料はお店等に配布しているが、より配布範囲を広げる予定である。
- また、認知症サポーター養成講座を既に実施したところについては、地域の認知症の方や家族介護者を理解してもらうため、繰り返し講座を開いたり、さらに発展した内容の講座を行うことが必要となってくる。

②セルフヘルプグループの運営について

- 働きながら介護をする家族を支援するために行ってみたい取組としては、セルフヘルプグル

ープの運営が挙げられる。

- 家族介護者が高齢者に向き合うしかない状況で疲弊し、家族本人に相談する気力もない状況になっているため、少しでも離れる時間・自分のことを話せる場所が必要であると考えている。
- ただし、就労者が参加するため、実施する曜日や時間帯等について考える必要がある。
- 新型コロナウイルス禍において、家族側も仕事の体制が変わり、色々な変化が起きている。どのように対応していくことがよいのか検討していかなければならない。

③相談対応窓口の SNS 利用について

- SNS を活用した相談体制の整備にも取り組んでいきたいと考えている。現在、地域包括支援センターで一般的に行われている電話、面談、訪問等の対応方法だけでは、相談したくない、またはできない人がいると思われる。若い世代の SNS の利用を踏まえると、今後家族介護者にとっても、相談に SNS を使いたいという方が出てくる可能性も高いと思われる。
- 就労している家族介護者の中には、相談に時間を割くことができない人も多い。SNS をあくまで窓口として、実際に面談につなげる方向になっていくと思う。
- また、現在、アウトリーチ的に本人・家族・家を見て相談に対応している一方で、そうした支援に対して敷居が高いと考える方が多くいることも事実である。特にひきこもりの方や精神的に辛い思いをしている方の中には、人に会いたくない、家に人を入れたくない、全てが怖い、相談するまでもないと思っている方もいる。そうした方にとっても、顔が見えないところから相談につなげる方法は、入りやすいのではないかと。
- 高齢の家族介護者であれば、家族介護者同士で会って話すことや電話等のつながりによって救われている側面が大きいですが、そうしたつながりを持たない人達をどのように支援していくかという点は情報が欲しい。
- 家族介護者の孤独化を防いだり、1人に介護が集中しないように、家族介護者のニーズに合った支援を効率的に探す方法（マッチングのような形）も必要になってくるように思う。
- こうした支援の構想について、具体的な連携先の想定はないが、若い世代や若い民間企業等と協働できるとよいと考えている。

10. いなぶ包括支援センター（愛知県豊田市）

実施主体等	いなぶ包括支援センター
自治体名	豊田市
地域包括支援センターの設置状況	・委託 29 か所 うち、基幹型 1 か所（受託団体：豊田市社会福祉協議会）
市内の人口・高齢化率 (2021年1月1日現在)	・人口：426,277人 ・高齢化率 22.6 % ・総面積：918 km ²

（1）いなぶ包括支援センターの概要

①運営法人

社会福祉法人豊田市社会福祉協議会

②担当圏域の特性

- ・担当地区の人口：2,180人（2021年1月1日現在）
- ・高齢化率：50.6%

③当包括の立地形態

- ・稲武福祉センター内（当センターは、市社会福祉協議会が市からの運営委託で運営（指定管理者））
- ・当センター内併設事業所：豊田市社会福祉協議会稲武支所

（2）「ほっこりカフェ」の概要

①取組の概要

- ・種別：豊田市の「認知症カフェ」登録団体
- ・事務局：当地域包括支援センター
- ・内容：市の広報文より

「認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と身近な場所で集い、交流し合う場です。認知症の人や介護者への支援を行うことが認知症の人の生活の質の改善に繋がるとの観点に立ち、認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場を支援しています。」

「おしゃべりしたりお茶を飲みながら、ほっこりした時間を過ごしませんか？体操やレクリエーション等をおこなったり、認知症や介護について専門職に相談もできます。お気軽にお越しください。」

- ・開催場所：豊田市桑原町中村5番地（稲武福祉センター内のロビーのコーナー「だんらん」内）
- ・開催日時：偶数月第4水曜日（午前10時00分～正午）

・参加費用：1回100円（飲み物代・お菓子代）

・アクセス：

○おいでんバス（基幹バス）：市が株式会社オーワ足助営業所に運営委託

どんぐりの湯前⇄足助病院間の国道沿いを運行。

○どんぐりバス（稲武地域バス）：市が豊栄交通（株）稲武営業所に運営委託

どんぐりの湯前⇄根羽（長野県）、稲武⇄押山間の道沿いを運行

おでかけ予約バス：市が豊栄交通（株）稲武営業所に運営委託

月水金の午前8時～午後5時の間：稲武地区運行のデマンドバス（予約バス）：

利用前日午後5時までに豊栄交通（株）稲武営業所に電話して予約。所定バス

停にて乗車する。

○稲武地区隣接の設楽町営バス

②取組の経緯、狙い

○2015（平成27）年に策定された認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）にて「認知症地域支援推進員等の企画による認知症カフェ等の設置」が謳われており、地域の実情に合せた開催に向けて取り組む必要があった。

○2016（平成28）年、管内のグループホームから「地域貢献活動に取り組みたい」との意見がセンターに寄せられていたことから、当グループホームと協力して、市のボランティア2人とグループホームの館長（管理者：当社協の稲武支所推進委員会委員）3人が担当者となり認知症カフェを立ち上げることにした。

○実際の開設は2017（平成29）年である。市の「認知症カフェ」登録団体として登録されている。（全市に18登録団体がある。）

○サロンの開催場所としては、当初、地域内の当グループホームの施設を借りて開催する案もあったが、地域の住民がよりアクセスしやすい場所（公共バスの便等）で開催しようということになり、当センター内で開催することに落ち着いた。

③開設後現在までの活動の推移、成果と課題状況

1）開催日の推移

○2017（平成29）年度は、毎月金曜日に開設し年間10回実施した。

○2018（平成30）年度は、偶数月の第四金曜日実施に変更した

○2019（平成31）年度に、偶数月の第四水曜日に変更した。デマンドバスの運行が月水金であることから、そのバスで来所してサロンに参加できるようにした方がいいと民生委員から提案があった）

○2年目に活動頻度を見直したのは、サロンの3人のボランティア、及び地域包括支援センターの負担が大きくなったためである。（2人のサロン運営ボランティアの女性が、別途毎月開催の自主的なサロン活動をたちあげたことも影響）

2) 地域住民の参加状況

○現在の偶数月第四水曜日に変更したことによる参加者確保効果は具体的にはなかった。(新規「デマンドバス利用して参加した人」はいなかった。)

○現在、参加者は多い時で4～5名/回。

内訳は以下。

- ・毎回シニアカーを運転して参加する方1名
- ・当福祉センター内設置の作業所に来所している障害者の方で気晴らしに立ち寄る方1～2名
- ・その他、内容によって参加されるマイカー利用の方1～2名
- ・当包括の呼びかけでご夫婦で参加される方2名（最近の開催2回に参加されている）
←気軽な夫婦での外出先のひとつとして利用されている。
- ・なお、これまで、認知症の家族介護者の方が参加したことはない。

○開設当初は、当グループホームの入居者（認知症の方）が交替で外出先として当サロンに参加されていた。当福祉センターにはユニバーサルトイレが設置されバリアフリー空間構成されていることから、認知症の方も含めて利用しやすい。ただし、現下の新型コロナ感染予防対応のため、今年度は参加を控えている。

3) 取り組んでいる参加確保の方策、工夫等

○現在参加している高齢者の方や障害者の方は、「認知症のことについて話し合える、相談できる場」を求めて参加しているというより、「気軽に参加できる居場所」を求めて参加されている。

○開催月によってイベントも企画開催して参加者確保を図っている。イベント開催は、効果がある。(例) 地域在住の方のボランティア出演による夏と秋の音楽会開催(ギターや尺八等)

○当地域包括からは、現在の外出自粛下で、フレイルにならないための各種情報を提供するプチ勉強会を企画開催している。(例) マスクによる口腔内の筋肉の衰え予防講座を言語聴覚士を講師に実施。

○毎回のテーマに応じて、聞いてもらいたい地域の高齢者世帯等に個別に声掛けしている。

④今後の当カフェを含め今後の展開意向

○当カフェの運営に参加しているグループホーム館長とも相談しつつ、当カフェ活動と地域包括支援センターによる家族介護者交流会とが協働連携した新たな展開等、家族介護者に対する相談等の充実を図っていきたい。

○そもそも、当地域の家族介護者が、当センターを、家族介護に関する相談できるところと、いまだ明確に認識していないと思われる。当センターによる家族介護者のアセスメント活動が十分ではないということでもあるが。

○特に認知症の方を介護しているご家族が地域包括に相談に来る段階には、家族介護者の負担が相当に大変な段階になっていることが多く、そのような段階にならない段階で家族介護者

が当センター職員に相談できるよう、「アウトリーチ」手法も活用して取組んでいきたい。
(現在も、介護予防事業の訪問活動の折に、支所や交流館(注)、市中店舗等に立ち寄って
気がかりな人等の存在等情報を入手することには努めている。)

(注) 交流館：豊田市が設置運営している「市民活動を促進し、市民活躍を支援するための地
域の『学びの場、交流の場、活動の場』」。各中学校区に 28 館整備。指定管理者は
公益法人豊田文化振興財団。

(3) 地域包括支援センターとグループホームの連携について

- 2 か月に 1 回開催の運営推進委員会に出席し、当サロンの取組を紹介し PR を実施している。
- 館長から地域の気になる近隣の方についての相談を受けて地域包括がそのお宅を訪問など
する場合もある。
- ほっこりサロンを開設する以前の時期に、グループホーム入居者の家族介護者の交流会を、
福祉センターを会場にして、計 2 回実施したことがある。その際は、当地域包括支援センタ
ーはグループホーム入居者家族に対し、認知症の予防方法や対応方法について勉強会を実施
した。
- 開催時の設営には当グループホーム職員も参加した。

(4) その他

- 豊田市は、総面積 918 ㎏と広域都市であることから、都市部と当地区のような中山間地域で
は抱える課題が異なっている。また、引きこもりや若い世代の障害者その他世帯の抱える課
題が多問題化、複雑化していることを実感している。
- 今後 3 年 5 年経過すると、介護の担い手は一層減少し総人口も減少する。それを踏まえると、
地域のいろいろな人を巻き込んで課題に対応していかねばならない時期になったというこ
とである。地域包括支援センターで入手した情報を、社会福祉協議会、民生委員、区会長、
市行政その他で共有しチームとして取組んでいくことが必要になっている。

(参考) 全市的な取組としては、①豊田市基幹包括支援センターが毎月 1 回開催する「豊田市
認知症介護家族会」(認知症として学び交流を深めるための会)、②「ささえあいネット
～高齢者見守りほっとライン～」(高齢者の見守りネットワーク)がある。

第V部 まとめ

1. 職員に対する家族介護者支援に取り組む必要性の理解促進

- ・家族介護者への支援を推進するためには、まず、地域包括支援センターの職員自身が、家族介護者支援に取り組む必要性を理解することが大切である。
- ・8050問題、ダブルケア、子どもや若い世代が担う介護など、世帯の抱える課題が多様化、複合化する中、高齢者のみを支援しているだけでは、課題は解決しないという視点を持って支援することが求められている。
- ・家族を支えることは高齢者自身を支えることにつながる。家族が孤立せず、介護のストレスを抱えこまずにいられるような支援によって、例えば、虐待の予防につながる。世帯の困窮を防ぐために、家族が就労を継続し、経済的な基盤を確保できるように支援することも大切である。
- ・職員への意識付けとして、業務日誌等に、介護離職の相談に関する項目を追加することなども効果的である。
- ・新型コロナウイルスの感染拡大防止により、在宅勤務を行う人が増えており、就労のスタイルが大きく変化している。在宅勤務時に介護を担ってしまい、両立が厳しく離職に追い込まれたり、要介護者と一緒に過ごす時間が増えることで、ストレスから虐待に至ってしまったり、就労継続支援、仕事と介護の両立に関する課題について、これまで潜在的にあったと思われるものが、環境の変化によって顕在化している。本事業で実施したアンケートの自由記述や委員会でも同様の意見があげられた。
- ・地域包括支援センターでは、高齢者本人のみならず、家族介護者の抱える課題にも目を向けて、どのような対応ができるのかを検討し、取り組んでいく必要性への理解促進が求められている。

2. 家族介護者の支援ニーズの把握方法への理解促進

- ・家族介護者が介護の相談場面で、自分の相談をしてよいと気づいていない場合、家族の抱える課題は潜在化し、見えづらい状況にある。多くの地域包括支援センターでは、家族にどのような困りごとがあるのかが十分に把握できていないという状況にあると思われる。
- ・家族が就労している場合、直接家族に会って、話を聞く機会が少ないことも、家族の課題が把握しづらい要因の一つと考えられる。
ヒアリングや本事業の委員会で、家族が離職した後の相談も多いとの意見があり、離職する前に支援ニーズを把握し対応することが求められている。
- ・実際、家族介護者が、自ら自身の仕事や相談を切り出すことは少ないと思われることから、相談を受ける側から聞き取りを行うことが求められる。家族介護者が離職や心身の不調に陥る前に、いかに対応できるかが大切である。
- ・一方、家族介護者に対する家族本人の課題や不安に関する聞き取りには、留意が必要である。家族と関係性を築く前に仕事のことや生活のことに踏み込んだ聞き取りを行うと、場合によっては関係性が悪化することも懸念される。
- ・家族介護者の支援ニーズの把握においては、厚生労働省「家族介護者支援マニュアル」をはじめ、家族介護者への聞き取りのシートや家族介護者の自己チェックシートなどが開発されてい

ることから、注意点を踏まえて、既存のツールを活用することも考えられる。

- ・また、介護を行うことに対して誇りや意義を感じている場合もあることから、聞き取りの際などには、介護の負担や辛さのみを把握するのではなく、プラスの面も含め、家族介護者の気持ちを引き出していくことが大切である。

3. 家族介護者支援に関する研修等の実施

- ・家族介護者の支援について、地域包括支援センターの職員に対して、学ぶ機会を提供することも大切である。家族介護者への聞き取りの方法や、就労継続に資する相談対応の方法、認知症の家族を介護している場合の支援の方法などを学ぶことで、相談の現場等での対応も推進しやすくなると考えられる。
- ・また、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の一環で、家族と接する機会の多い、ケアマネジャーに対し、地域包括支援センターが研修を行うことも考えられる。要介護者を介護する家族にとって、ケアマネジャーは身近な相談者であり、ケアマネジャーが家族自身の相談に対応できることも大切である。ケアマネジャーへの研修を企画することで、地域包括支援センターの職員自身の家族介護者支援への理解も深まることが期待される。
- ・新たに研修会を企画しなくても、地域包括支援センターの職員やケアマネジャーの定例の連絡会の場などを活用して、家族介護者支援について勉強会を行ったり、情報交換を行うなどの方法が考えられる。また、研修で学んだことをOJTで実践し、日常業務を通じて振り返ることなども効果的である。研修は地域団体などと連携して行うことも考えられる。
- ・研修はオンラインで開催する方法も組み合わせると、時間や地域の制約が少なく、参加の促進が期待できる。

4. 家族介護者自身への相談窓口等の周知

- ・家族介護者が地域包括支援センターを認知していても、自分の仕事や生活のことを相談してよいと認識していない場合がある。そもそも地域包括支援センターを知らない場合もあるため、地域包括支援センターの周知を行うとともに、家族自身の仕事や生活の悩みも相談してよいことを伝えていくことが大切である。
- ・地域包括支援センターのホームページやちらし、自治体の広報紙などでの周知のほか、若い家族介護者世代に向けて、SNSを活用する等、様々な方法を検討することで、多様化する家族介護者に情報が届きやすくなると考えられる。
- ・11月11日の介護の日などに合わせて、ショッピングセンター等、地域の身近な場所などで、イベントを開催することなども、周知・普及に効果的である。
- ・また、地域包括支援センターが、駅の近くや商店街など、家族介護者の目につきやすい場所にあるかどうかは認知度向上に影響する。さらに、相談しやすい工夫として、家族の相談にも応じることを入り口等の目立つところに掲示することなども考えられる。

5. 地域の介護サービス事業所、地域団体等との連携

- ・多様な業務がある中、地域包括支援センターにおいて、家族介護者の相談に応じ続けることは

困難であることから、地域の家族介護者のサロンやカフェなどと連携し、継続した支援につなげたり、心配な家族がいた場合には、地域包括支援センターにつないでもらう方法などが考えられる。

- ・また、認知症対応型共同生活介護やその他地域密着型サービス事業所などには介護の専門職が配置されていることから、地域の身近な相談窓口として、地域包括支援センターのブランチ的な機能を担ってもらうことも考えられる。地域住民に向けて、講習会や相談会を開催したり、ボランティアなどとして事業所に関わってもらう中で、家族介護者自身の相談に対応することなどが期待される。運営推進会議など、事業所の運営や企画に関わる会議に地域住民に参加してもらい、地域の家族介護者の抱える課題について、情報収集したり、一緒に家族介護者支援に関わる取組を企画することなども考えられる。
- ・また、生活支援コーディネーターと連携し、家族介護者支援も含めた地域と連携した取組を推進することも考えられる。

6. 都道府県の役割

- ・都道府県が市町村や地域包括支援センターを対象に家族介護者支援の研修を実施したり、家族介護者支援の取組方法や連携先などについて相談に応じる等の支援を積極的に行うことも大切である。特に、小規模の市町村では、職員数が限られていることから家族介護者支援を行う余裕がなかったり、どのような取組を行うと効果的なのか情報が入りにくかったりする場合がある。
- ・研修会は、家族介護者支援に関する知識や技術の習得だけではなく、グループワーク等を通じて参加者同士が一緒に取組を行うきっかけづくりともなる。オンラインで開催する方法では、都道府県内各地の職員が参加しやすく、様々な地域の職員同士が交流する機会を作ることができる。

7. 企業や事業所等への働きかけ

- ・就労している家族介護者へのアプローチとして、地域の企業や事業所等へ働きかける方法も効果的である。本事業のヒアリング事例にもあったが、認知症サポーター養成講座を企業や事業所等へ出向いて開催する中で、介護を行っている従業員に対して、地域包括支援センターを周知したり、相談へつなげる機会とすることができる。
- ・出前講座や出張相談として、企業や事業所等へ出向いての研修会や相談会を行う方法も考えられる。企業や事業所等が介護を行う従業員の就労継続支援に取り組みたいと考えている場合、その方策の一つとして検討してもらえる可能性がある。企業や事業所等では、地域包括支援センターがこうした事業を行っていることを知らない場合も多いと考えられることから、市町村や経済団体、商工会議所等と連携して、周知を行うことも効果的である。

第VI部 労働施策や地域資源等と連携した市町村、地域包括支援センターにおける 家族介護者支援 取組ポイント

※第VI部を別冊として、市町村、地域包括支援センターにおいて、手引き（取組ポイント）として活用いただく冊子とするため、第VI部のみ敬体（ですます調）でまとめている。

第1章 なぜ家族介護者支援に取り組む必要があるのでしょうか

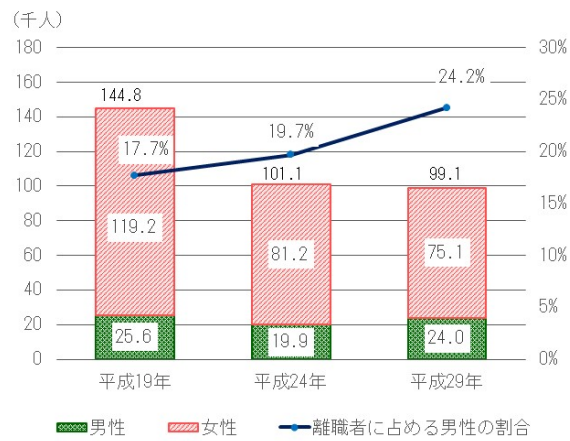
～家族介護者と高齢者を取り巻く地域社会環境の大きな変化～

- 家族介護者と高齢者を取り巻く地域の社会環境は大きく変貌しています。
- 高齢化の一層の進展と人口減少社会へと転じる中、高齢者のみの世帯、高齢者と未婚の子のみの世帯が増加するなど、世帯構造は大きく変化しています。
- 家族を介護している雇用者は、平成 29 年に約 300 万人とみられ、雇用者総数に占める割合は、最も高い 50 代後半では約1割にのぼります。こうした中、家族の介護や看護により、年間約 10 万人がいわゆる「介護離職」をしています¹。離職者に占める女性の割合が高いですが、男性の割合も年々高まっています（図表 70）。
- また、子育てと介護を同時に担ういわゆる「ダブルケア」を行う者の推計人口（平成 24 年）は約 25 万人（女性約 17 万人、男性約 8 万人）で、介護者に占める割合は約 4.5% となっています²。
- このような介護離職やダブルケア問題のほかにも、『両親の家族介護を同時に担う 40～50 代の子ども世帯の介護負担』、『認知症の家族を介護する中で疲弊し自分の生活が崩壊している家族介護者』、『介護離職後の再就職に困難を抱える家族介護者』、『老親の介護を担うために離職し生活困窮に陥った子ども』、『障害のある子どもと介護が必要となった親が地域でともに暮らし続ける上での課題』、『祖父母や親の介護を担う 10～20 代の子ども世代の教育機会や就職機会に関する課題』等、地域の家族介護者が抱える課題は多様化しています。

¹ 総務省「平成 29 年 就業構造基本調査」

² 内閣府男女共同参画局「育児と介護のダブルケアの実態に関する調査報告書」（平成 28 年 4 月）

図表 70 介護・看護のために過去1年間に前職を離職した人数の推移



介護・看護のために離職した人のうち、「女性」が占める割合が高いですが、「男性」の離職者は増加傾向にあり、割合も平成29年には約4分の1となっています。

(資料)総務省「平成29年就業構造基本調査」より作成

～対応が難しいと感じた家族介護者の相談はありませんか？～

- 本事業で行った地域包括支援センターを対象としたアンケート結果から、家族介護者から受けた就業継続に関する相談のうち、対応が難しいと感じたものを記入してもらったところ、多くの事例や取組があげられました。その一部をご紹介します。

【介護離職】

- 長男、長男妻ともにフルタイムで就労している方の相談を受けていましたが、長男妻が離職する決心をしてしまいました。
- 仕事を辞めたいが、やめた方がいいのか続けた方がいいのか、といった離職のタイミングに関する相談を受けました。
- 介護のために離職を考えていないか、就業継続に悩みかけていないかをケースの状況を見て確認しています。必要に応じて、両立する大切さを伝えていきます。



【遠距離介護】

- 遠方から介護休暇を取り、両親の様子を見に来た子ども。母親は入院、父親は認知症がひどく、サービス調整が上手く進みません。休暇の日数も限られているので、父親を置いて帰れないという相談がありました。
- 家族は遠方で、本人は認知症。近隣から苦情の相談が入りました。家族は仕事を辞めようかと、悩んでいるようです。
- 遠方より要介護状態の親の介護で帰省（休暇）。今後就業継続するべきか退職するべきか悩んでいたため、両立支援制度の情報を提供しました。



【認知症】

- 認知症の本人が、家族の職場にも電話をかけるため、職場に迷惑がかかるという家族から相談がありました。
- 認知症の母親の介護を娘が行っています。フルタイムで就労していますが、徘徊や近隣とのトラブル等もあり、就労を継続するにはどうすればいいのかとの相談がありました。
- 認知症の両親を支える息子さんから仕事を辞めると相談がありましたが、サービス調整しながら就労を継続してもらいました。社会とのつながりを持ってもらうことも大切だと考えました。





【ダブルケア、トリプルケア】

- 親と子のダブルケアのケース等、多問題ケースでの就業継続が難しいと感じます。逆にネグレクトに陥るケースもあります。
- トリプルケアで、父母の介護のほか、子どもの登校拒否もありました。介護者本人の就職支援も必要で、介護、医療、教育、就労など、多職種の連携が必要となりました。

【8050 問題、生活困窮】

- 介護を理由に就労ができないという相談でしたが、実際は、引きこもりの状態で、介入がスムーズにいかないことがありました。
- 認知症の母親を介護するという理由で仕事を辞めてしまい、その後収入がなくなり生活保護の申請を支援しました。
- 8050 問題に代表される多問題を抱える世帯が増えています。息子が引きこもり気味で就労についても悩んでいるケースでは、市の就労支援相談につなげて対応しました。



【若い世代の介護】

- 孫が祖母の介護と母の介護をしており、仕事を辞めました。
- 家族介護者の年齢が 20 代と若く、兄弟関係等の問題もあり、担当ケアマネジャーがどのように相談を受け止めて良いか分からず、抱え込みそうになっていました。一緒に支援方法を検討しました。

【職場に関わる相談】

- 介護休暇の取得に関して、就業場所に規定としては存在するが、取得に対する職場の理解や就業復帰した後の不安（雇用条件や待遇の変更、人間関係など）についての相談は、対象者の就業場所の詳細や状況等が分からないため、安易に相談対応ができません。
- 就業支援の制度等についてわからないことが多いため、市町村専門機関と連携して対応しています。

～皆さんの地域の家族に関する相談状況はいかがでしょうか～

～なぜ家族介護者の支援に取り組むのか～

- 世帯が抱える課題が多様化する中、高齢者が望む生活、自立した生活を送るためには、世帯の一員である家族介護者が抱える課題にも目を向けることが大切です。家族介護者が安定していなければ、高齢者が望む生活を送ることはできません。高齢者本人だけでなく、他の家族も含めた世帯全体の課題として捉えていく視点を持つことで、高齢者の抱える課題の解決につながります。
- また、家族介護者の離職は生活困窮に結びつく可能性があり、高齢者の自立した生活にも大きな影響を与えます。離職によって介護負担が増大し、ストレスから虐待へと発展してしまう場合があるかもしれません。こうしたリスクを防ぐためにも、家族介護者の就労継続支援は重要な取組です。

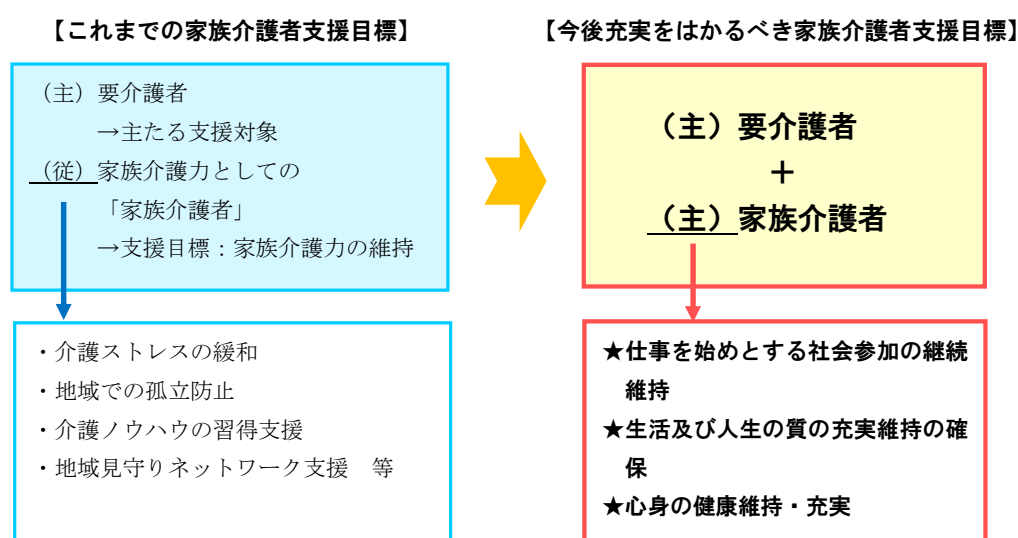
～家族介護者への支援で大切な視点～

- 家族介護者は、地域包括支援センターが自分自身のことを相談してよい場所、という認識が低いことから、相談の場面においても、家族介護者が自分自身の悩みや不安を相談しようと思っていない場合は多く、地域包括支援センターは、家族介護者の抱える課題を捉えにくい状況にあります。
- 家族介護者は、自分自身のことよりも高齢者のことばかりを優先してしまい、自分の困りごとに気づいていない場合もあります。そのため、『潜在的な課題があるのではないか』という視点を持って、家族介護者を支えることが求められます。
- 市町村や地域包括支援センターは、支援が必要な家族介護者を「見つける」⇒「つなげる」⇒「支える」ことが重要となります。
- 特に、「見つける」という点が、就労している家族介護者への支援にとって重要となります。例えば、就労している男性介護者の中には、高齢者の状態が介護サービスを必要とする状態であっても、高齢者が介護サービスにつながっていない場合があります。家族介護者が、誰にも相談しないまま、高齢者の介護を一人で抱え込んでしまうと、介護負担により心身ともに疲弊したり、仕事と介護を両立できずに就労継続が困難となる場合があります。
- 家族介護者自身の心身の健康と生活の質を維持しながら、就労や介護を継続することができるよう、できるかぎり早く見つけ、支援につなげるための取組を進めていきましょう。
- さらに、家族介護者が抱える課題は、その複雑さから地域包括支援センターのみの対応が難しくなっています。そのため、労働、障害、子ども、生活困窮等に関する部門や関係機関、専門職等と日ごろから情報共有や相談しやすい関係を築き、家族介護者の課

題に応じて関係者と連携しながら取り組んでいくことも重要です。

- 家族介護者を取り巻く状況の大きな変化に対応して、今後、家族介護者支援施策が掲げるべき目標は、「家族介護と仕事や社会参加、自分の生活を両立すること」と、「心身の健康維持と生活の質の維持・充実（ひいては人生の質の維持・充実）」の両輪が共に円滑にまわりながら、要介護者の介護の質・生活・人生の質もまた同時に確保される「家族介護者支援」を推進することです。
- 「家族介護者には家族介護者の人生があり、それを支援していく」視点を持つことが大切です。

図表 71 「家族介護者支援」の重点目標の変化



(資料)厚生労働省「市町村・地域包括支援センターによる家族介護者支援マニュアル ～介護者本人の人生の支援」
平成 30(2018)年3月

第2章 家族介護者支援の取組のポイント

1. 家族介護者支援の取組経緯

- どのようなことが、地域包括支援センターが家族介護者支援に取り組む“きっかけ”になったのでしょうか。
- 本事業で行った地域包括支援センターを対象としたアンケートの結果から、取組内容とそのきっかけについて見ていきましょう。
- 以下の表は、取組ごとに、就労している家族に対する『就労継続支援』と、認知症の高齢者を抱えている家族介護者など就労している家族に関わらない『様々な家族介護者支援』の場合に分けて、それぞれに“きっかけ”を整理しています。

取組	取組経緯
①出張相談、出前講座	<p>【就労継続支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 家族が働いていることで相談が遠のいているケースがある可能性が考えられたため、支援が必要な高齢者の早期発見、家族の負担軽減を図ることを目的に、家族が休みである時期に、気軽に相談ができるよう、町内でいちばん大きなスーパーで場所を借りて実施。 ● 地域企業より、介護離職防止のための取り組みについて協力依頼があったため。 ● 就労している家族に、夜間も相談できることを周知する必要性があるため。 <p>【様々な家族介護者支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電話だけでは伝えることができない内容であるが、交通手段が無く、地域包括支援センターまで赴くことができないとの意見が寄せられたため。 ● 本人・家族を問わず気軽に相談や講座を受けたいとの地域の声があったため。地域包括支援センターに来所しにくい家族介護者が居住するエリアで開催。 ● 若い世代や今後介護が必要となる世代に、介護への理解、関心を高めてもらうとともに、認知症施策をはじめとした高齢者福祉の事業を広くPRすることを目的としたため。 ● 開催場所であるスーパーからの依頼があったため。
②セミナー・フォーラムの開催	<p>【就労継続支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 家族介護によって職を辞する方からの相談が少しずつ出てくるようになり、制度について周知、理解してもらうため。
③冊子作成・配布	<p>【就労継続支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 介護離職防止を企業に知ってもらうため、冊子を作成。 ● 近年、働きながら介護をしている人の相談が増えてきたため、仕事と介

	<p>護の両立支援について普及啓発を行う必要性を感じたため。</p>
④見守りや訪問の実施	<p>【就労継続支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 家族が就労しており、遠方介護により独居高齢者の安否確認が増えているため。 <p>【様々な家族介護者支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 認知症に対する支援が地域課題として上がったため。 ● ひとり歩き認知症高齢者の行方不明を防止し、地域で見守る体制を作るため。 ● コロナ禍で孤立化する高齢者の実態把握が必要だったため。
⑤介護教室の開催	<p>【就労継続支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 介護離職後の相談を受けることが多くなったため。 <p>【様々な家族介護者支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現在、介護している家族に対しアンケートを行い、家族介護教室への意見・要望があったため。
⑥介護者交流会、カフェ・サロンの開催	<p>【就労継続支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 既存の認知症高齢者の家族会は OB が多く、現役介護者が入りづらいため、新しく集いの場を開設。その中で、就業継続の話等を実施。 ● 就労している家族介護者の話を聞く場所や機会がなかったため。 ● 介護の悩み、ストレスを感じている男性介護者が気軽に語れる場が少ないことから、男性のみの介護者会を発足。 <p>【様々な家族介護者支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域ケア会議の中で、認知症の方と家族支援のために認知症カフェ、サロンのような気軽に集まれる場所が必要であり、ぜひ作りたいという住民からの意見がきっかけ。 ● 認知症早期診断から介護サービス利用までの期間の集いの場が必要と考えたため。 ● グループホームができたときに地域での周知も兼ねて、認知症についての理解と家族等との交流を推進するため。
⑦相談窓口の充実	<p>【就労継続支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 働いている介護者や遠方に住む介護者がタイムリーに相談できるよう、24時間、365日開いている施設で相談対応。 <p>【様々な家族介護者支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 相談実績を計上したところ、相談窓口の認知度が低いと推測されたため、相談窓口としてランチをメインとして、周知を強化したい地域に自治会を通じてチラシを全戸配布。
⑧ケアマネジャーへの情報提供・啓発	<p>【就労継続支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ケアマネジャーから介護のため離職を考えている介護者がいるとの相談があったため。 ● 家族支援の課題が増えていると思われるため、ケアマネジャー連絡会を開催。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 圏域内のケアマネジャーから受ける相談内容から、家族支援の視点が不足していることが原因で不適切な状況に至っているケースがあったため。 <p>【様々な家族介護者支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ケアマネジャーなど関係機関から困難事例について相談があり、個別ケア会議にてケース検討を行い、必要に応じて家族支援を実施。 ● 地区の民生委員とケアマネジャーとの関係づくりを行い、サロン等の地域資源の紹介を行うため。
⑨介護サービス事業所への情報提供・啓発等	<p>【様々な家族介護者支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域包括支援センター2階で開催しているオレンジカフェを地域展開する試みとして、圏域グループホームとのコラボカフェを企画実施することとなったため。 ● 相談窓口を知らないために状態が悪化してから相談するケースがあった。他機関に地域包括支援センターを知ってもらうことで、早期に相談対応できるようにして、家族の介護負担の軽減も図ることができればと思ったため。
⑩地域包括支援センターの周知活動	<p>【就労継続支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者を介護する働く世代への相談窓口の周知が必要であるとの課題があったため。 ● 離職防止につながるよう、地域包括支援センターの業務について労働者に周知するため。

～皆さんの地域でも、このような“きっかけ”に関係するようなことが起きていませんか～



2. 家族介護者支援を行うにあたっての連携先

- 家族介護者支援を行う際の連携先や支援の可能性などについて紹介します。
- 連携先は、就労している家族介護者に対する『就労継続支援』の場合と、認知症の高齢者を抱えている家族介護者など就労している家族介護者に関わらない『様々な家族介護者支援』の場合にわけ、それぞれに整理しています。地域包括支援センターのみで抱え込まずに、様々な連携先とともに取り組んでいきましょう。
- 実際は自治体や団体等によって具体的な業務内容は異なりますので、実際に連携を進める際には個別に確認をしましょう。

連携先	概要・連携方法等
①市町村の労働・経済・産業、男女共同参画等に関わる部門	<p>【就労継続支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市町村において、労働者や企業活動に関する施策、男女共同参画に関する施策を担当している部門です。 ● 仕事と介護の両立支援に関して、労働者や企業向けのセミナーを実施したり、取組が進んでいる企業の認定制度や補助金制度等を設けている場合があります。 ● 協働で、就労している家族介護者に向けた研修会や相談会を開催したり、講師を依頼したりすることが考えられます。 ● 市町村は地域包括支援センターがこれらの部門と連携が進むように、例えば家族介護者の就労継続をテーマとした勉強会等の交流機会を設けることも効果的です。
②都道府県の労働・経済・産業、男女共同参画等に関わる部門	<p>【就労継続支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 都道府県において、労働者や企業活動に関する施策、男女共同参画に関する施策を担当している部門です。 ● 規模が小さな市町村の場合は、こうした施策を担当する部門がない場合もあります。そうした際は、都道府県の担当部門に声をかけてみるのもよいでしょう。一つの自治体では開催が難しい研修会など、複数の市町村で連携した取組を行いたい場合なども相談してみるとよいでしょう。
③都道府県労働局	<p>【就労継続支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 労働局は、厚生労働省の所管のもと各都道府県に一箇所設置されています。労働者の働きやすい環境づくりのため、さまざまな労働行政に関する業務を行っています。 ● 労働局にはいくつかの部門がありますが、仕事と介護の両立支援に関わる業務は「雇用環境・均等部(室)」が担っています。相談したいことがある場合、「雇用環境・均等部(室)」へ連絡しましょう。 ● 研修会等で、育児・介護休業法や仕事と介護の両立支援制度等について講師を依頼したり、相談窓口で家族の労働関係の相談内容で回答に困った場合に相談をつないだりといった可能性が広がります。
④ハローワーク(公共職業安定所)	<p>【就労継続支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ハローワークでは、就職希望をもつ人の支援として、職業紹介、雇用保

	<p>険・求職者支援、雇用対策を一体的に実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護のために離職し、再就職を希望している方を支援する際に、ハローワークとの連携は有効であるといえます。
⑤経済団体、商工会議所等	<p>【就労継続支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域には、その地域の企業・事業所が所属する経済団体がいくつかあります。その代表的なものが商工会議所（または商工会）です。こうした団体は、所属する企業・事業所を支援するためにさまざまな事業を実施しています。中には、仕事と介護の両立支援にも取り組んでいる団体もあります。 こうした団体と連携することで、協働で研修会やセミナーを開催したり、自治体や地域包括支援センターで実施する取組を企業・事業所に周知してもらったりする可能性が生まれます。
⑥社会保険労務士	<p>【就労継続支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会保険労務士とは、労働・社会保険および人事・労務管理を専門とし、企業や個人からのさまざまな相談に対応する専門職です。 例えば、社会保険労務士と一緒に出張相談等を行うことで、働く家族介護者の相談に介護・労働の両面から対応できるようになります。 社会保険労務士との連携を考える場合、まずは各都道府県社会保険労務士会などの団体に相談してみるとよいでしょう。また、地域包括支援センター等の運営法人で業務をお願いしている社会保険労務士がいれば、その方に相談してみるのもよいかもしれません。
⑦消費・生活に関わる施設や交通機関（駅やスーパー、コンビニ、商業施設等）	<p>【就労継続支援】 【様々な家族介護者支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 人々の生活に身近な施設や交通機関と連携することで、役所や地域包括支援センターを訪れる機会がなかったり、相談したくても時間がなくて難しいと感じていたりする人への支援を行える可能性があります。 例えば、電車通勤の人が多い都市部では、通勤途中に立ち寄りやすい駅のスペースや駅周辺のコンビニ等、車移動の人が多い地域では、スーパーマーケット等の人が集まりやすい商業施設が考えられます。 こうした施設と連携することで、仕事と介護の両立のために参考となる情報、介護保険制度や認知症に関する情報等をまとめたパンフレットの配布や、出張相談の実施等の取組につながります。 また、認知症の人の見守りなどでも、気になる人がいた時に、地域包括支援センターにつないでもらったり、日常的に見守ってもらうことで、認知症の人が安心して地域で暮らしたり、家族介護者の不安や負担を軽減することが出来ます。
⑧郵便、水道、ガス、新聞などの居宅を訪問する形態を持つ地域の事業者	<p>【就労継続支援】 【様々な家族介護者支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 郵便、水道、ガス、新聞など、居宅を訪問する形態を持つ地域の事業者と連携することで、訪問による見守り活動の充実を図ることが出来ます。 市町村で事業者と協定を結ぶなどして、市町村全体で見守りに関する取組を推進しているところもあると思います。地域包括支援センター単位でも、圏域内の事業者に声をかけ、訪問時に気になる高齢者や家族がいた場合に、つないでもらいましょう。

	<ul style="list-style-type: none"> 遠距離介護の場合など、定期的に訪問している事業者による見守りや情報提供は、家族介護者にとっても安心につながります。
⑨ケアマネジャー	<p>【就労継続支援】 【様々な家族介護者支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ケアマネジャーは、家族介護者と関わる機会も多く、家族介護者が抱える課題に気づきやすい立場にある専門職の一つです。 ケアマネジャーが、家族介護者への支援の視点を持って対応できるように、市町村や地域包括支援センターにおいて、例えばケアマネジャーを対象に家族の就労継続支援や認知症の人を抱える家族支援に関する研修会を開催することなども有効です。ケアマネジャーから家族に対して負担や不安軽減のための声掛けや対応をしてもらいましょう。 課題を抱える世帯があった場合には、早急に地域包括支援センターに相談してもらい、介護離職や虐待等につながらないように、連携した対応を行いましょ。
⑩介護保険サービス事業所	<p>【就労継続支援】 【様々な家族介護者支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護保険サービス事業所が、利用者だけでなく、地域の高齢者や家族介護者に対しても、身近で気軽に立ち寄ることのできる相談窓口となることで、潜在的な課題を顕在化する可能性が高まります。相談内容に応じて、地域包括支援センターにつないでもらうことなどが考えられます。 例えば、認知症対応型共同生活介護は認知症に関する専門性が高いことから、地域住民に対する研修会やサロン等を通じて、認知症に関する情報提供を行ったり、それらを通じて相談を受けたりすることなどが考えられます。
⑪家族介護者支援に取り組む地域団体	<p>【就労継続支援】 【様々な家族介護者支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域には、家族介護者支援に取り組んでいる住民組織や NPO 団体等があるかもしれません。こうした地域団体と連携することで、より地域に密着した取組が可能となります。 例えば、地域団体が認知症カフェやサロンを実施している場合、働いている介護者も参加しやすいように、平日の夜間や土日開催など開設時間の工夫を行ってもらうことなどが考えられます。 認知症カフェやサロン等の場を通じて、仕事と介護の両立、認知症等に関する情報提供や相談を行うことも有効でしょう。

3. 家族介護者支援の取組のポイント

(1) 家族介護者に自分自身の相談をしてよい場所だと認識してもらいましょう

- 家族介護者が、地域包括支援センターなどの介護の相談窓口で、自分自身のことを相談しようと思いついていない場合があることを理解し、家族介護者に自分の仕事や生活等に関する悩みや不安などの相談してよい場所という認識を持てるように対応することは、大切な支援の一つです。
- 潜在化している家族の抱える課題を顕在化するために、介護の不安や就労継続の不安、自分の生活の不安などがあれば、一人で抱え込まずに相談してほしいというメッセージを、家族介護者の状況にあわせて伝えたり、地域へ広く周知を行いましょ。例えば、11月11日の介護の日などのイベントで家族介護者向けの相談会を開催したり、チラシやホームページ、広報紙等で情報を発信したりする方法が考えられます。
- また、若い世代に向けて、SNSなどを活用して情報を発信するなど、対象者の特性にあわせて工夫する方法も考えられます。
- 家族介護者にとって相談しやすい場所に地域包括支援センターを設置したり、相談しやすい雰囲気作りも大切です。相談場所を、建物の奥まった部屋ではなく正面玄関近くの場所に設置したり、駅の近くや商店街等のアクセスしやすい場所に設置するなどが考えられます。相談場所が設置されていることや、家族介護者の相談にも応じることを、相談場所の入り口などの目立つ場所に掲示することも効果的です。

(2) 家族介護者の支援ニーズを把握しましょう

- 家族介護者が抱える悩みや不安などを引き出すことができなければ、そのままとなってしまいます。相談内容から、一見、課題はないように見える世帯、家族であっても、家族介護者から不安に感じていることなどを確認することが大切です。
- 高齢者の相談を受けて高齢者のアセスメントを行っていきませんが、その際に、家族介護者に対しても、家族介護者が担っている介護、高齢者や家族介護者の状況、感じている不安や悩み、希望する生活など、家族介護者自身のことを把握することも大切です。
- 家族介護者のニーズ把握は、介護離職や虐待等を予防することや高齢者の支援内容の充実にもつながります。
- 家族介護者の状況を把握できるよう、家族介護者から相談を受ける際に活用できる情報整理シートや、面談時に適切に伝えられるよう、家族介護者が自身の状況を事前に整理するチェックリストなど、家族介護者の状況を確認するためのさまざまなツールが開発

されています。

p175～184では、参考となるよういくつかツールを紹介しています。それぞれの特徴を確認の上、相談窓口等で活用してみましょう。

- 一方、中には自分の仕事や生活のことは話したくないという家族介護者もいるかもしれません。仕事やキャリアに関する考え方も様々です。地域包括支援センターと家族介護者との信頼関係を構築する前に、私生活上の事柄を深く聞いてしまうと、関係が悪化してしまい必要な情報を把握することが難しくなる可能性があります。聞き取り方や引き出し方などに配慮と工夫が必要です。

(3) 地域に家族が相談できる環境をつくりましょう

- 地域包括支援センターが、家族介護者の相談に対応しつづけることは限界があります。日常生活上のちょっとした悩みや困り事を家族介護者同士で相談したり、介護の工夫点などを情報交換できるように、家族介護者が参加できるサロンやカフェなどの気軽に相談しやすい場所を地域につくることも大切です。
- 例えば、家族介護者の支援を行う地域団体等と連携し、地域包括支援センターで相談に対応した後、気軽に相談できる場所としてサロンやカフェ等を紹介したり、あるいは、サロンやカフェ等で深刻な課題を抱えている家族介護者を見つけたら、地域包括支援センターへつないでもらうなど、地域で家族介護者を支え合う環境を整えます。
- また、地域の認知症対応型共同生活介護や、その他の地域密着型介護保険サービス事業所など、介護サービスの事業所に、家族介護者の相談に対応してもらうことも考えられます。専門職が配置されているので、まず、認知症や介護の一次的な相談に対応してもらい、対応できない課題を抱えている場合には、地域包括支援センターへつないでもらう方法などが考えられます。
- こうした取組を推進するために、地域ケア会議を活用することも考えられます。地域ケア会議に地域の介護サービス事業所や家族介護者支援を行う団体などに参加してもらい、地域でどのように家族介護者を支える体制を築いていくか、協働していくかを検討します。また、生活支援コーディネーターや認知症地域支援推進員に、家族介護者支援の視点で地域と連携した取組を推進してもらうことも考えられます。

(4) 家族介護者支援に関する研修等を開催し、人材を育成しましょう

- 相談等の現場において、家族介護者への支援をどのように行えばよいのか、対応に悩むことがあると思います。そこで、市町村において、地域包括支援センター職員を対象とした家族介護者の就労継続支援に関する研修や、認知症の人を介護する家族介護者支

援に関する研修等を行うことも効果的です。研修以外にも、日常業務のなかで実践の振り返りや地域包括支援センター職員を集めた連絡会などの場で情報交換をしたり、関係機関・関係職種と支援方法を検討する方法なども考えられます。

- 研修の実施方法として、オンラインで開催する方法を組み合わせると、時間や地域の制約が少なく、参加の促進が期待できます。
- また、家族の相談に応じる機会が多いケアマネジャーに対して支援を行うことも大切です。地域包括支援センターにおいて、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の一環で、家族介護者支援に関する研修会を開催したり、例えば離職を検討している家族がいるようであれば相談対応の方法を一緒に検討するなど、支援を行うことが考えられます。

第3章 取組事例の紹介

- 本事業で実施したインタビューより、全国各地の地域包括支援センターで行われている家族介護者支援の取組について紹介します。

■身近な相談窓口

事例1：鹿児島県霧島市：「まちかど介護相談所」「まちかど丸ごと相談所」の設置
～地域密着型サービス事業所を家族介護者の身近な相談場所に～

■家族介護者の会、サロン・カフェの開催

事例2：大阪府吹田市：介護者家族の集い・家族介護者教室の開催
～家族介護者が地域で相談しやすい環境づくりを推進～

事例3：愛知県東郷町 南部地域包括支援センター東郷苑
：認知症高齢者介護者のつどい、お元気訪問の実施
～若い介護者へのアプローチの工夫～

事例4：愛知県豊田市 いなぶ包括支援センター：ほっこりカフェの開催
～グループホームと連携して認知症カフェを開催～

■ケアマネジャー、介護保険サービス事業所を対象とした研修の開催

事例5：大阪府岸和田市 地域包括支援センター萬寿園
ケアマネジャー対象の介護離職防止研修の開催 ～厚生労働省の冊子を活用～

事例6：福井県福井市 福井光地域包括支援センター：家族介護者支援に関する研修開催
～介護保険サービス事業所、ケアマネジャーを対象に家族介護者支援の研修を実施～

事例7：大分県別府市 浜脇地域包括支援センター：介護離職防止講話の開催
～家族介護者の離職や再就職の相談が増える中、都道府県労働局に講師を依頼～

■企業の従業員や地域住民を対象とした研修やセミナーの開催

事例8：東京都大田区：「仕事と介護の両立継続支援」に関する啓発・相談・研修事業
～区産業経済部署、区民活動団体等との協働による家族介護者支援～

事例9：岐阜県岐阜市 岐阜市地域包括支援センター南部
：地元企業と介護離職防止のための意見交換を実施
～介護を行う従業員の就労継続を企業と協働で支援～

事例10：神奈川県鎌倉市 地域包括支援センター鎌倉市社会福祉協議会
：銀行で認知症サポーター養成講座を開催
～介護中の職員に地域包括支援センターを知ってもらうきっかけにも～

事例1：鹿児島県霧島市：「まちかど介護相談所」「まちかど丸ごと相談所」の設置 ～地域密着型サービス事業所を家族介護者の身近な相談場所に～

● 取組内容 ●

- 介護保険サービスや認知症、生活に関する相談等ができる地域の身近な相談窓口を地域密着型サービス事業所に設置。本人・家族等の不安、疑問などを解決したり、話し相手となる窓口である。
- 市の独自事業で養成された「霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカー」が属する事業所等を、介護の相談に応じる「まちかど介護相談所」（40か所）、介護・障害・子育ての相談に応じる「まちかど丸ごと相談所」（24か所）として設置。（令和2年7月現在）
- 地域包括支援センターのランチとしての機能も担う。
※養成講座：霧島市地域密着型サービス事業者連合会へ委託。地域包括ケアや地域生活支援、認知症支援、相談援助技術等を学ぶ。更新条件や修了後のスキルアップ研修あり。
※受講対象者：市内の介護保険事業所等に2年以上勤務し、法人の代表者等が推薦する者 等
- 相談の中には、家族の就労継続に関するものを含む。退職後に経済的に困窮しているケースは、庁内の関係部署と連携した支援を実施している。

● 取組のきっかけ ●

- 市が地域に密着したセーフティネットの構築と、介護職員としての資質向上を目的として、地域包括ケア・ライフサポートワーカーを養成。（平成24年度～）
- 地域包括ケア・ライフサポートワーカーの活動により、地域における介護や生活相談援助、行政、地域包括支援センター、各関係機関との連携強化を目的に事業を開始。

● 工夫点等 ●

- 地域包括ケア・ライフサポートワーカー（以下、「ワーカー」）が、市の施策検討に参加することで、ワーカーの地域活動が施策推進において重要な役割を果たすことにつながっている。
- ワーカーへのアンケート結果から、地域の身近な場所にてワンストップで相談を受け止め、必要な支援へつなぐことができる仕組みは重要と認識。
※相談件数：150件以上（令和元年度）
- 相談対応や関係機関との連携の充実に向け、受付連絡票を作成し運用している。



● 実施主体 ●

- 霧島市 長寿・障害福祉課
- 霧島市地域包括支援センター
- 霧島市地域密着型サービス事業者連合会（事業を委託）

● 連携先 ●

- 市内全ての地域密着型サービス事業所等

事例2：大阪府吹田市：介護者家族の集い・家族介護者教室の開催 ～家族介護者が地域で相談しやすい環境づくりを推進～

千里山東・佐井寺地域包括支援センター（2016年委託） 「介護者家族の集い」

● 取組内容 ●

- 月に1回開催。毎回、異なる地域の介護保険サービス事業所や社会福祉協議会等が講座を実施
- 家族介護者が、辛いことを吐き出す場であることや、日々の介護に役立つこと、事業所で実施していることなどを情報提供

● 取組のきっかけ ●

- センターの開設早々、認知症の家族を抱えた人からの相談が数件あり、すぐに立ち上げる。
- 当初から、参加者に地域資源を知ってもらう機会を作るとともに、地域包括支援センターから地域資源につなぐ場をめざしている。



● 工夫点等 ●

- 毎回異なる介護保険サービス事業所等が、それぞれに得意な分野を話してもらい、会のマンネリ化を防ぐ。また、アンケートで、参加者の希望をリサーチする。
- 過去、消滅しそうな危機もあったが、当初からの参加者と一緒にチラシを作ったことをきっかけに、参加者主導の自分達の会へと発展しつつある。現在、企画の主催は、地域包括支援センターであるが、今後後方支援として関わっていくことをめざしている。

● 共催：介護保険サービス事業所、社会福祉協議会 等

片山地域包括支援センター（2018年委託） 「家族介護教室」

● 取組内容 ●

- 年2回開催（1クール4回シリーズ）。認知症に関する講座と、1時間半ほどのグループワークを実施
- センターのほか、地区福祉委員会、介護老人保健施設、病院の認知症看護認定看護師等が参加
- 辛い気持ちを吐露し共感してもらえることで、介護ストレスの緩和につながっている。
- 1クール終了後も、吹田コスモスの会（認知症家族の会）や、認知症カフェ、地域包括支援センターの総合相談、介護保険サービス等へと、切れ目なくつながっていくことをめざしている。

● 取組のきっかけ ●

- 2017年にA大学の講師（当時）の声掛けにより「家族介護教室」が発足した。
- 認知症の初期から関われば家族の負担が軽くなるのではなか、との思いから取組を開始する。

● 工夫点等 ●

- グループワークでは課題に対し、当教室内の支援にとどめず、介護保険や認知症初期集中支援チーム、家族会、集いの場等の相談機関へつながるような支援を心掛けている。

● 主催：A大学の講師（当時）

● 連携先：地域の福祉委員会、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、病院の認知症看護認定看護師 等

事例3：愛知県東郷町 南部地域包括支援センター東郷苑 ：認知症高齢者介護者のつどい、お元気訪問の実施 ～若い介護者へのアプローチの工夫～

● 取組内容 ●

『認知症高齢者介護者のつどい』

- 『認知症カフェ』を開催した日の午後の時間を活用し、年数回開催
- 座談会形式で、それぞれの思いを共有し合う場としている。
- 参加者から、「日頃の悩みを聞いてもらえてスッキリした」という声が寄せられている。

『お元気訪問』

- 地域の要介護認定者のうち、サービス未利用者に個別訪問を実施
- 訪問時に、できるだけ家族の話聞き、悩みを抱えていないかを確認する。何か課題があるようであれば、支援に関する事業のチラシを渡している。

● 取組のきっかけ ●

『認知症高齢者介護者のつどい』

- 取組の歴史は長く OB の参加者が中心になり、現役の介護者が参加しづらい状況となっていた。
- 若い介護者が集まれる場所を作ってはどうか、という声が地域から寄せられたことが立ち上げのきっかけになる。

『お元気訪問』

- サービス未利用者や認知症初期集中支援チームの対象者等への訪問を抵抗なく受け入れてもらうために実施する。実際に「お元気訪問です」と名乗ることで受け入れてもらえる。

【お元気訪問で配布しているチラシの例】



● 工夫点等 ●

- 『お元気訪問』の際、初回から家族に詳しく話を聞くことは難しい場合もあるが、地域包括支援センター職員から、「介護は大変で、なかなか休めないですね」等の声かけで、家族の本音を引き出せるように工夫している。

● 実施主体 ●

- 東郷町南部地域包括支援センター東郷苑

● 連携先 ●

- 東郷町 ● 認知症地域支援推進員

事例4：愛知県豊田市 いなぶ包括支援センター：ほっこりカフェの開催 ～グループホームと連携して認知症カフェを開催～

● 取組内容 ●

『ほっこりカフェ』

- 開催日：偶数月の第4水曜日（午前10：00～正午）
- 場所：稲武福祉センター
- 内容：喫茶、相談
月によっては勉強会や音楽会などのイベントを開催
- 利用者：地域住民や、福祉センター内の作業所で働く障害者の方などが、地域の気軽な居場所として利用
グループホーム入居者の外出先として認知症カフェを利用し地域との交流機会に（ただし、現在は新型コロナウイルス感染症の影響で外出中止）

● 取組のきっかけ ●

- 2015年の新オレンジプランで認知症カフェ等の設置が謳われ、センターにおいても取り組む必要性を感じていた。
- また、以前から、認知症グループホームと交流があり、「地域貢献活動に取り組みたい」という意見が地域包括支援センターに寄せられていた。
- グループホームの館長とその他ボランティア2名を担当者として、センター内に『ほっこりカフェ』を立ち上げる。

● 工夫点等 ●

- センター職員が、認知症グループホームの運営推進委員会に出席したり、館長から地域の気になる方についての相談を受けるなど、日頃から連携している。
- 介護予防事業の訪問活動時に、関連機関や店舗等に立ち寄り、地域にいる気掛かりな人の情報収集にも努めている。
- 家族介護者がセンターに相談に来る段階には、負担が大きくなっている場合が多い。それ以前の段階で家族が相談できるよう、アウトリーチにも積極的に取り組んでいきたい。



● 実施主体 ●

- いなぶ包括支援センター

● 連携先 ●

- 豊田市
- 認知症グループホーム
- 市民ボランティア

事例5：大阪府岸和田市 地域包括支援センター一萬寿園 ケアマネジャー対象の介護離職防止研修の開催 ～厚生労働省の冊子を活用～

● 取組内容 ●

『介護離職防止研修』

- 令和2年度実績：計3回
- 対象：居宅介護支援事業所のケアマネジャー約100名
- 内容：大阪労働局職員による講演、グループワーク及び発表、地域資源の紹介
 - 【講義】「仕事と介護 両立のポイント：あなたが介護離職しないために」（厚生労働省・平成30年）、「男女雇用機会均等法 育児・介護休業法のあらまし」（厚生労働省・令和2年）を活用
 - 【GW】「遠距離介護」、「認知症の両親の介護」、「末期がんの夫の看取り」、「全介助となった50代夫の介護」の4事例紹介

● 取組のきっかけ ●

- 大阪府より、介護離職防止に関する研修実施の打診があり、在宅医療・介護連携推進事業の一環で設置しているワーキンググループにて、研修の企画を行った。
- 本ワーキンググループにて、ケアマネジャーを対象とした研修等を企画・検討していたため、令和2年度に実施する研修にて介護離職防止のテーマを取り上げた。

● 工夫点等 ●

- 以前、大阪労働局から育児・介護休業法に関する資料が送られてきたことを思い出し、大阪労働局に直接、講師を依頼した。
- 家族介護者は、自身のことを相談することに慣れておらず、問題が表面化することが少ない。家族介護者に身近なケアマネジャーから適切な情報提供を行うことが支援につながると考え、ケアマネジャーを対象とした。
- 事後受講者アンケートで、「自分自身も必要なときは介護休業を使おうと思う」、「介護離職をしそうな家族がいないかアンテナを張っていないといけない」等の意見あり、ケアマネジャーの意識変容に繋がっている。



● 実施主体 ●

- 市内の地域包括支援センター
- 在宅医療介護連携拠点会議のワーキンググループ

● 連携先 ●

- 岸和田市保健部介護保険課
- 大阪労働局雇用環境・均等部指導課（講師として研修に参加）

事例6：福井県福井市 福井光地域包括支援センター：家族介護者支援に関する研修開催 ～介護保険サービス事業所、ケアマネジャーを対象に家族介護者支援の研修を実施～

● 取組内容 ●

『介護保険サービス事業所連絡会での研修』（令和元年10月）

- 研修内容：講義（30分）、グループワーク（30分）
- 実際の事例を用いた、事例検討方式
- 研修対象：ケアマネジャーや介護ヘルパー等

『居宅介護支援事業所連絡会での研修』（令和2年11月）

- 研修内容：グループワーク（60分）
- 実際の事例を用いた、事例検討方式
- 企画・運営等の準備段階からケアマネジャーが参加したことで、事例検討の進め方や落としどころを事前に整理した。
- 研修対象：ケアマネジャー

● 取組のきっかけ ●

『介護保険サービス事業所連絡会での研修』

- 介護保険サービス事業所に、家族を支援する視点不足に対する課題意識があり、研修を実施した。

『居宅介護支援事業所連絡会での研修』

- ケアマネジャーに対し、家族介護者支援の重要性について認識に働きかけること、家族に複合的な支援課題があったり、新型コロナウイルスの影響で収入が減る等、家族介護者の負担やストレスが大きい中で、相談の一部に、虐待につながるケースが散見されたため。

● 工夫点等 ●

- 令和元年度に開催した介護保険サービス事業所連絡会の研修は、事業所側とケアマネジャー側に、家族介護者支援に対する視点や意識に差あり、グループワークの議論が発展しなかった。

【事業所側】家族支援はケアマネジャーに任せる意識が強い

【ケアマネジャー側】遠距離介護の連絡方法等の具体的な支援内容を議論

- 課題を踏まえ、令和2年度の居宅介護支援事業所連絡会での研修では、ケアマネジャーを対象を絞り込み実施する。



● 実施主体 ●

- 福井光地域包括支援センター（ほやねっと光）

● 連携先 ●

- 福井市
- 事業所連絡会
- 居宅介護支援事業所連絡会

事例7：大分県別府市 浜脇地域包括支援センター：介護離職防止講話の開催 ～家族介護者の離職や再就職の相談が増える中、都道府県労働局に講師を依頼～

● 取組内容 ●

『介護離職防止講話』

- 対象：民間企業の職員
- 内容：講義、質疑対応
- 時間：13時30分～14時30分の時間帯
- 講師：大分労働局に相談。企業の人事担当者向けに介護休業制度の活用方法等を紹介して欲しいと依頼。労働局も介護休業の普及啓発への取組意欲があり協力対応。
- 別府市にも相談。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、密にならない会場選びや設営を検討
- 受講後：地域包括支援センター職員自身も、介護離職防止に関する知識を習得。講師依頼をきっかけに、大分労働局とのつながりができる。また、労働分野の相談先の存在により、安心感を得られている。

● 取組のきっかけ ●

- 家族介護者から、介護による休職や離職に対する不安の声を聞くことが増加。当センターだけでなく、他のセンターでも同様の相談が増えることが想定された。
- 介護離職防止について学ぶ必要性を感じた。
- 別府市の重点施策に、介護離職防止が挙げられていたため、介護離職防止講話の実施に至った。

● 工夫点等 ●

- 参加者は民間企業の職員であるため、参加しやすいよう昼休憩後に時間を設定する。
- ポスターを作成し、事業所訪問や医療機関、地域に声をかけし案内する。
- 今後の家族介護者支援として、利用者の家族だけでなく、地域住民を対象とした講和も必要である。



● 実施主体 ●

- 別府市浜脇地域包括支援センター

● 連携先 ●

- 別府市
- 大分労働局

事例 8 : 東京都大田区 : 「仕事と介護の両立継続支援」に関する 啓発・相談・研修事業

～区産業経済部署、区民活動団体等との協働による家族介護者支援～

● 取組内容 ●

- 一般社団法人大田区支援ネットワークと大田区、NPO 法人大田区介護支援専門員連絡会とが連携して、大田区内の居宅介護支援専門員を対象に『介護と仕事の両立支援に向けたケアマネジメント』をテーマとする研修会を開催した。
- 研修はオンライン方式で実施。研修受講者数は 240 人ほど。
- 当日の研修データは DVD で区内の地域包括支援センターにも貸し出した。
- 区の産業経済部に、一般社団法人大田区支援ネットワークによる「働く区民の仕事と介護の両立支援事業」の取組を伝えて、協力を要請した。本テーマは第8期介護保険事業計画にも掲げており、産業経済部と連携し、同法人による「家族介護者の仕事と介護の両立継続に資する取組」を支援していく。

● 工夫点等 ●

- 区内には中小規模の事業者が多く立地しており、本テーマに関する研修会等の参加推進が課題である。
- 各種商工サービス事業者団体等での研修やオンライン方式による研修を実施する。

● 取組のきっかけ ●

- 国が介護離職ゼロを打ち出した頃より、区内の民間企業等から、国や東京都による両立支援に関する事業や介護保険サービス利用等に対する問合せが増加した。
- 区は必要に応じて、民間企業等に直接出向き、就労者と介護保険制度等に係る意見交換等を実施した。
- そこで、介護と仕事の両立支援制度や介護保険制度等の普及啓発のあり方を検討する。その一環で、大田区地域力応援基金助成事業で「仕事と介護の両立支援」事業に取り組む事業者・区民団体を公募し、従来から介護等の事業に取り組んできた一般社団法人大田区支援ネットワークを採択した。2020 年度より、大田区と連携しながら両立支援に関する取組を開始する。



● 実施主体 ●

- 大田区 介護保険課
- 一般社団法人 大田区支援ネットワーク

● 連携先 ●

- 大田区 産業経済部、地域力推進課、高齢福祉課
- 区内の各種商工サービス業界団体

事例9：岐阜県岐阜市 岐阜市地域包括支援センター南部 ：地元企業と介護離職防止のための意見交換を実施 ～介護を行う従業員の就労継続を企業と協働で支援～

● 取組内容 ●

- 岐阜市地域包括支援センター南部が民間企業1社（以下、同社）と連携し、同社における従業員の介護離職防止の取組を検討・推進するため、同社と情報共有と意見交換を行った。
『2019年度実績：計2回、対象：民間企業』
 - 1回目：
課題の洗い出しや対策として実施すべき取組を検討。従業員の多くが介護のことを知らないことを踏まえ、周知のためのリーフレットを作成。
 - 2回目：
リーフレットの内容を確認。作成後、従業員に配布。同社のイントラネットにも展開し共有。
- 『2020年度実績：計1回、対象：民間企業』
 - 同社が地元の大学との連携事業の一環で意識啓発セミナーを開催。地域包括支援センターとして登壇。介護離職防止のための講演を実施。

● 工夫点等 ●

- リーフレットの社内公開に伴い、同社の総務部に従業員から介護に関する相談があった場合、必要に応じて、当地域包括支援センターへ連絡をしてもらうようにした。（令和3年3月現在、実績はまだない。）
- 同社が実施した意識啓発セミナーの主な対象者は、仕事と介護の両立に関する相談を受けることが想定される総務部の職員とした。

● 取組のきっかけ ●

- 国の政策に介護離職防止が取り上げられ、社会的に認知が高まったことを踏まえて、地域包括支援センターにおいても介護者支援に目を向けていたが、何をすべきかわからずセンターとしてできることを模索していた。
- 介護離職防止に関する取組を実施するのであれば、企業にどのようなニーズがあるのかを把握する必要があり、そのためには、企業と直接話し合ってみるのがよいと考えていた。
- 岐阜市高齢福祉課宛てに、民間企業より、「介護のことについて知りたい」という問い合わせがあったことが、連携した取組の始まりとなる。
- 2019年度に連携した民間企業側より、従業員に対し介護離職ゼロに向けたセミナーの要望があり、2020年度の取組につながる。研修が、地元企業と連携する機会を得ることにつながっている。

● 実施主体 ●

- 岐阜市地域包括支援センター南部

● 連携先 ●

- 岐阜市高齢福祉課
- 民間企業



事例 10：神奈川県鎌倉市 地域包括支援センター鎌倉市社会福祉協議会 ：銀行で認知症サポーター養成講座を開催 ～介護中の職員に地域包括支援センターを知ってもらうきっかけにも～

● 取組内容 ●

『認知症サポーター養成講座』

- 計 3 回／年
- 内容：地域包括支援センターにおける相談事例を紹介
認知症は誰にでも起こりうる事等、身近なことを伝えた。
- 受講後の声：認知症の親がいる銀行職員から「知ってよかった」等の声
対応が必要と考えられる参加者は、管轄地域の参加者ではなかったため、
直接の相談にはつながっていない。

● 取組のきっかけ ●

- 市内の銀行から、認知症のお客様への対応に関する相談があり。その後、銀行からセンターへ認知症サポーター養成講座の開催の依頼が届く。

● 工夫点・課題等 ●

- 鎌倉市とは、認知症サポーター養成講座の内容について調整を行っているほか、市に講座の依頼があった場合は、市と地域包括支援センターで役割分担をしている。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、家にこもる方が増えており、問題自体が見えにくい状況にある。今後、支援につながりにくい方に向けた相談窓口の在り方について考えていく必要がある。
- 若い世代の SNS の利用状況を踏まえると、家族介護者の中にも、相談時に SNS を使用希望者が出てくる可能性があると考えている。今後、介護を行っている若い世代等に向け、SNS を活用した相談体制の整備に向けて検討している。



● 実施主体 ●

- 地域包括支援センター鎌倉市社会福祉協議会

● 連携先 ●

- 鎌倉市
- 認知症サポーター養成講座の依頼元の銀行

第4章 家族介護者支援に関わる施策や事業のこれまでの経緯

- 「家族介護者支援」は政策上どのように位置づけられてきたのでしょうか。家族介護者支援に関わる施策や取組の流れを踏まえることで、今後の家族介護者支援の方法や方向性が見えてくるかもしれません。
- ここでは、高齢者介護・福祉行政及び労働行政だけではなく、政府の動きや自治体における関連施策について紹介します。

1. 主な関連施策の系譜・推移

- 図表 72 では、2000 年前後からの介護保険分野、労働分野、政府における重要施策等を時系列に沿ってまとめました。

(1) 高齢者介護・福祉行政

- 介護保険制度創設（2000）以降に進められてきた家族介護者支援は、介護用品の支給や介護教室の開催など、家族が行う「介護」そのものに対する支援が中心でした。
- 「ニッポン一億総活躍プラン」（2016）にて「介護離職ゼロ」という目標が掲げられたことで、家族介護者支援施策の充実強化の方向性が明確に示されることとなりました。そこで、家族介護者を「要介護力」として支援するだけでなく、家族介護者自身の生活・人生の質の向上を支援する視点が加えられるようになりました。
- また「第7期介護保険事業（支援）計画に関する基本方針」（2017）の中に介護を行う家族への支援・虐待防止対策の推進や「介護離職ゼロ」に向けたサービス基盤の整備等が明記され、各都道府県・市区町村は介護保険事業支援計画及び介護保険事業計画を定めることとなりました。
- 認知症の人の介護者に対する支援に焦点を当てると、「認知症の医療と生活の質を高める緊急プロジェクト」（2008）にて家族支援の重要性が明記され、その後も「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」（2015）、「認知症総合支援事業」（2015）などにも、介護者への支援や認知症の人を地域で支える視点が盛り込まれました。

(2) 労働行政

- 介護休業法制化（1995）以降、介護給付の創設、対象労働者の拡大、休業取得の柔軟化（回数制限の緩和、介護休暇の創設等）が進められてきました。
- 特に、休業取得の柔軟化については、介護休業の分割取得や、1日または時間単位で

の介護休暇が取得可能になったことで、介護のマネジメント・調整がしやすくなり、働き続けるための支援体制が整えられることとなりました。

- さらに、「仕事と介護を両立できる職場環境の整備促進のためのシンボルマーク(トモニマーク)」の策定(2014)、企業を対象とした「仕事と介護の両立支援ガイド」(2018)の作成などにより、企業や労働者に対して、仕事と介護の両立を達成できる就労環境の整備・制度の活用が働きかけられています。

図表 72 家族介護者支援に関わる主な施策の流れ

年	国政			自治体関連施策
	高齢者介護・福祉行政	労働行政	内閣府等	
1995		育児休業法改正 (介護休業制度創設)		
1996			「高齢社会対策大綱」策定 「職業生活と家庭生活との両立支援対策の推進」として、 育児・介護休業を取得・職場 復帰しやすい環境づくり、両 立できる雇用・就業環境の整 備が明記	
1999	地域福祉権利擁護事業 ・2007年～「日常生活自立支 援事業」に名称変更 ・社会福祉法2条3項では社 会福祉事業のひとつとして 「福祉サービス利用援助事 業」の名称で定義された	介護休業給付創設 雇用保険の被雇用者が介護 休業を取得した場合、賃金 の25%を支給		
2000	介護保険制度創設 家族介護支援特別事業の任 意事業化 ①家族介護教室 ②介護用品の支給 ③家族介護交流事業(元気回 復事業) ④家族介護者ヘルパー受講 支援事業 ⑤徘徊高齢者家族支援サー ビス事業 ⑥家族介護慰労事業 成年後見人制度施行			
2001		介護休業給付の給付率引き 上げ(40%)		
2003	介護予防・地域支え合い事業 上記①～⑥に、⑦認知症高 齢者家族やすらぎ支援事業 が追加			
2004		育児・介護休業法改正 介護休業の対象労働者の拡 大、介護休業の回数制限の 緩和		
2005	介護保険法改正 ・地域支援事業の構築、その 中に任意事業として家族介護 支援事業が再構成 ①家族介護支援事業(介護教 室) ②認知症高齢者見守り事業 ③家族介護継続支援事業(介 護者のヘルスチェック、健康 相談、介護用品の支給、交流 会の開催 等) ・「痴呆」という言葉から「認知 症」に変更 「認知症を知り 地域をつくる 10カ年」 認知症サポーター養成講座 設置			

2007			ワーク・ライフ・バランス憲章 仕事と生活の調和推進のための行動指針 企業・労働者、国民、国、自治体の行動指針が策定	
2008	「認知症の医療と生活の質を高める緊急プロジェクト」報告書 「適切なケアの普及及び本人・家族支援」の重要性について明記			
2009		育児・介護休業法改正 介護休暇制度創設(年5日)		
2012	「今後の認知症施策の方向性について」策定			
2013	認知症施策推進5か年計画(オレンジプラン)			
2014	介護保険法改正 家族介護支援事業における具体的な事業内容として以下を規定 ・認知症高齢者見守り事業、介護教室の開催 ・介護自立促進事業 ・介護者交流会の開催 ・健康相談・疾病予防等事業 認知症サミット後継イベント開催			
2015	認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン) 7つの柱の中に、「認知症の人の介護者への支援」、「認知症の人やその家族の視点の重視」が明記 認知症総合支援事業 地域支援事業の包括的支援事業に位置付けられる。その中の「認知症地域支援・ケア向上事業」において認知症地域支援推進員を配置			
2016		育児・介護休業法改正 3回を上限として介護休業の分割取得 介護休暇が半日単位の取得 介護休業給付の給付率引き上げ(67%)	ニッポン一億総活躍プラン 介護離職ゼロ、女性活躍が方針化 =仕事と介護の両立の視点	堺市:ダブルケア相談窓口設置 基幹型包括支援センターにて、子育てと介護の両方を担っているダブルケアを行う人に向けた相談窓口を開設
2017	介護保険法改正 第7期介護保険事業(支援)計画に関する基本方針 ・介護を行う家族への支援や虐待防止対策の推進 ・「介護離職ゼロ」に向けた、介護をしながら仕事を続けることができるようなサービス基盤の整備 新オレンジプラン改定			
2018			「高齢社会対策大綱」改定 「介護と仕事の両立支援」として、介護を理由にした離職を防止するための環境づくり、仕事と介護の両立に関する内容が反映	

2019	<p>「介護保険制度の見直しに関する意見」</p> <p>「(現金給付を)現時点で導入することは適当ではなく、「介護離職ゼロ」の実現に向けた取組や・介護者(家族)支援を進めることが重要である。」</p>	<p>育児・介護休業法施行規則等改正</p> <p>介護休暇の時間単位の取得</p>	<p>「規制改革推進実施計画」閣議決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護休暇制度の更なる柔軟化 ・介護をしながら働く労働者への情報共有の徹底 <p>「認知症施策推進大綱」策定</p> <p>5つの柱の中に「普及啓発・本人発信支援」「医療・ケア・介護サービス・介護者への支援」が明記</p> <p>家族介護者支援のみならず、地域の民間部門との連携等についても明記されている</p>	
2020				<p>埼玉県: ケアラー支援条例成立</p> <p>ヤングケアラーへの支援、事業者が行う従業員への支援等について明記</p>

2. 現在行われている家族介護者支援に関する取組

(1) 「ニッポン一億総活躍プラン」介護離職ゼロの実現

- 2016(平成 28)年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において「介護離職ゼロ」という目標が掲げられ、家族介護者支援施策の充実強化の方向性が明確に示されることとなりました。
- 具体的な施策の一つとして、地域包括支援センターは、ハローワーク等との連携により、介護離職の防止に向けた取組を強化することとされており、地域包括支援センター等の介護部門と労働部門等が連携して介護離職防止のための取組を推進していくことについて触れられています。

図表 73 日本ニッポン一億総活躍プランより

「③介護する家族の不安や悩みに答える相談機能の強化・支援体制の充実」

介護離職
ゼロの実現

介護に不安なく取り組む(家族を支える環境づくり)
③ 介護する家族の不安や悩みに答える相談機能の強化・支援体制の充実

【国民生活における課題】

要介護者数が増加。

- ・要介護(要支援)認定者：608万人(2015年4月)(介護保険事業報告)。この15年間で約2.8倍
- ・2012年の認知症者数462万人、2025年の認知症者数は約700万人(65歳以上人口の約20%)という推計あり
(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」)

介護する家族は健康が悪化し離職。

- ・介護離職理由：自分の心身の健康状態が悪化 男性:25.3% 女性:32.8%
(2012年度厚生労働省委託調査、複数回答)

サービスや制度に関する情報が不足。

- ・介護している人が手動・介護について相談した人(離職者)
家族・親族：54.7%、いない：17.1%
(2012年度厚生労働省委託調査、複数回答)

【今後の対応の方向性】

家族が介護を必要とする状況になったときに、現場や地域包括支援センター等、様々な場所で介護の情報を入手し、相談できる体制を構築する。また、認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)(2015年1月)の実現などにより、認知症の介護を行う家族等への支援を行う。

【具体的な施策】

- ・介護に関する総合的な相談の機関として、2006年に地域包括支援センターが制度化。2015年度現在、全国で4,685か所設置されているが、家族が介護を必要とするようになったときの身近な相談先であることを広く周知しつつ、同センターの土・日・祝日の開所を促進する。また、ハローワーク等との連携により、介護離職の防止に向けた取組を強化する。
- ・2016年度より、ケアマネジャーの研修カリキュラムに家族に対する支援を追加する。
- ・2005年から、認知症の特色や対応の仕方を学ぶことができる認知症サポーター養成講座が開始され、これまで累計750万人が受講しているが、市町村や企業による開催を更に推進する。あわせて、修了者の把握と活用、地域・職域の先進的な事例の展開、サポーター同士の発表・討議の機会提供などの取組を進める。
- ・認知症の人が集まる場や認知症カフェなど、認知症の人やその家族が集う取組を2020年度までに全市町村に普及させ、こうした活動の情報を市町村や地域包括支援センターから住民に発信する。
- ・認知症の人の見守り模範訓練など、認知症高齢者等による事故等を未然に防ぐ取組を進めるとともに、民間保険等の活用を含め、事故等が起こった場合の備えについて検討する。
- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産管理・日常生活に支障がある方を、その自己決定権を尊重しながら社会で支える成年後見制度の利用を促進する。

施策	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2025年度以降	指標
地域包括支援センター強化	センターの増設、開所日増、関係機関との連携強化 ※認知症地域支援推進員 2018年度全ての市町村に配備			センターの活用状況を見ながら見直し、推進									認知症サポーターの人数 →2017年度末 800万人 認知症初期集中支援チーム →2018年度全ての市町村に設置
認知症サポーターの養成	認知症サポーターの養成と更なる取組の推進 ※2017年度末までに800万人目標			サポーター数の状況、活用状況を踏まえた新たな取組の実施									
認知症初期集中支援チーム設置	適切な治療やケアにつなげる自立生活をサポート ※2018年度に全ての市町村に設置			チームの活動状況を見ながら、見直し、推進									
家族支援の普及	ケアマネジャーの改訂研修カリキュラムの活用 全国の労働局から介護休業を推進			別用状況を踏まえ、見直しの上で更なる追加推進									
成年後見制度の利用促進	施行、開始 基本計画の策定			基本計画を踏まえ、制度の更なる利用促進									

(資料) 閣議決定「ニッポン一億総活躍プラン」平成 28 年6月2日

170

(2) 市町村・地域包括支援センターによる家族介護者支援マニュアル

- 地域包括支援センターの業務に位置づけられている総合相談支援業務における家族介護者への支援の具体的な方法として、「市町村・地域包括支援センターによる家族介護者支援マニュアル～介護者本人の人生の支援～」が全国の自治体、地域包括支援センターに展開されました。
- ここでは、市町村や地域包括支援センターにおけるこれからの家族介護者支援の目指す方向性や、介護離職防止、家族介護者支援に向けた具体的な取組、手法のポイントが紹介されています。

図表 74 「市町村・地域包括支援センターによる家族介護者支援マニュアル
～介護者本人の人生の支援～」



(資料) 厚生労働省「市町村・地域包括支援センターによる家族介護者支援マニュアル～介護者本人の人生の支援～」

平成 30 年 3 月 <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000307003.pdf>

- 本事業で行った地域包括支援センターを対象としたアンケートにおいて、前ページで紹介した「市町村・地域包括支援センターによる家族介護者支援マニュアル」を活用していると回答した地域包括支援センターに、その方法を自由に記入してもらいました。その内容を取組例として紹介します。

「市町村・地域包括支援センターによる家族介護者支援マニュアル ～介護者本人の人生の支援～」の活用例

■ 相談場面等での活用 ■

- 記載式のチェックシートを活用することで、男性介護者は思いを表出しやすいようで、支援の際に活用しています。
- 介護を行う労働者が利用できる制度・公的給付のページを活用して説明を行いました。

■ アセスメントの工夫 ■

- 家族アセスメント様式を参考にした相談アセスメント用紙を作成しました。
- 個別相談の中で、家族介護者の心理や家族介護者のアセスメントツール等を参考にしています。

■ 支援を検討する際に活用 ■

- 支援を組み立てる際に活用しています。本人と家族のニーズを明確にし、家族のその後の生活も視野に入れ考えています。

■ 家族介護者教室で活用 ■

- 認知症高齢者を介護する家族向け介護教室で「家族介護と仕事、生活、人生の両立継続」に関する課題を共有しました。

■ 職員やケアマネジャーの研修会、勉強会等で活用 ■

- 職員間の情報交換に活用しています。高齢者だけでなく家族介護者への支援の視点について学ぶ機会となりました。
- 介護支援専門員を対象とした勉強会を開催しました。事例検討で、本人も家族も主体となる概念の理解を行いました。

■ 実態把握の参考 ■

- 家族介護者向けのアンケート作成や実態把握の参考にしました。

■ 地域ケア会議で配布 ■

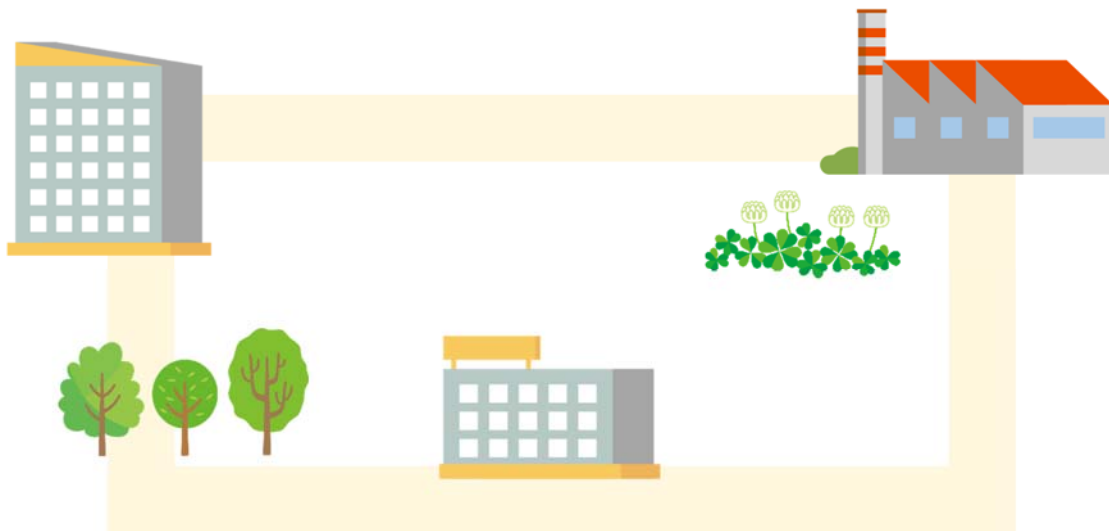
- 「男性介護者を考える」というテーマで行った包括的ケア会議（地域ケア会議）の参考資料として参加者の配布しました。

■ 地域資源への働きかけ ■

- 早期発見のための地域の相談場所の開発でコンビニや金融機関の記載がありました。社会福祉協議会と協働し、コンビニにチラシ設置を働きかけたところです。

(3) 介護を行う労働者が利用できる制度・公的給付

- 高齢者の介護を行う労働者の仕事と介護の両立を支援する法律として、「育児・介護休業法」があります。ここでは、法律で定められている制度について紹介します。勤務先の就業規則等に制度が定められていない場合でも、法に基づいて制度を利用することができます（所定外労働時間短縮等の措置を除く）。
- 相談対応を行う職員がこうした制度の概要を知っておくことで、家族介護者がどのような働き方をしているか、また、どのような調整がありうるかということを知り出す際のヒントになります。
- 企業によっては法で定められているものに加え、独自の制度を整備している場合があります。働いている家族介護者が相談に来たら、勤め先における制度の状況について確認してみましょう。勤め先の制度について把握していないようであれば、確認するようにアドバイスするとよいでしょう。
- また、働く家族介護者から、自分が勤めている企業では制度が利用できない、といわれることもあるかもしれません。法令で定められている制度の利用については、労働局にも相談してみるとよいでしょう。



図表 75 介護休業制度等の概要

制 度	概 要
介護休業	<ul style="list-style-type: none"> ● 要介護状態(※1)にある対象家族(※2)1人につき通算 93 日まで、3回を上限として分割して休業を取得することができます ● 有期契約労働者も要件を満たせば取得できます
介護休暇	<ul style="list-style-type: none"> ● 通院の付き添い、介護サービスに必要な手続きなどを行うために、年5日(対象家族が2人以上の場合は年 10 日)まで、1日または時間単位で介護休暇を取得することができます ● 2021 年1月1日から、時間単位での取得が可能となりました
所定外労働の制限 (残業免除)	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護が終了するまで、残業を免除することができます
時間外労働の制限	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護が終了するまで、1か月 24 時間、1年 150 時間を超える時間外労働を制限することができます
深夜業の制限	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護が終了するまで、午後 10 時から午前5時までの労働を制限することができます
所定労働時間の 短縮等の措置	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業主は、利用開始の日から3年以上の期間で、2回以上利用可能な次のいずれかの措置を講じなければなりません ● ・短時間勤務制度 ・フレックスタイム制度 ● ・時差出勤の制度 ・介護費用の助成措置 ● ※労働者は、措置された制度を利用することができます
不利益取扱いの禁止	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護休業などの制度の申し出や取得を理由とした解雇など不利益な取扱いを禁止しています
介護休業等に関する ハラスメント防止措置	<ul style="list-style-type: none"> ● 上司・同僚からの介護休業等を理由とする嫌がらせ等を防止する措置を講じることを事業主に義務づけています
介護休業給付金	<ul style="list-style-type: none"> ● 雇用保険の被保険者が、要介護状態にある家族を介護するために介護休業を取得した場合、一定要件を満たせば、介護休業期間中に休業開始時賃金月額 の 67% の介護休業給付金が支給されます

※1 要介護状態とは：介護保険制度の要介護状態区分が要介護2以上である場合のほか、介護保険制度の要介護認定を受けていない場合であっても2週間以上の期間にわたり介護が必要な状態のときには対象となります。

※2 家族とは：配偶者（事実婚を含む）、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹および孫
 (出所)厚生労働省「介護で仕事を辞める前にご相談ください」リーフレット(平成31年2月)より、
 MURC作成

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000480606.pdf>

参考資料

- 相談の際に活用できる情報整理シートや、家族介護者自身の自己チェックリスト、研修カリキュラムなど、さまざまなツールが開発されています。ここでは、4つのツールを紹介いたします。それぞれの特徴を確認の上、相談窓口や研修会等で活用してみましょう。①②はシートも紹介しています。

①全国介護者支援団体連合会「ケアラーアセスメントシート」	
出所	全国介護者支援団体連合会 (https://kaigosyasien.jimdofree.com/) <div style="float: right; text-align: center;">  </div>
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ● 記入者: ケアマネジャー、アセスメント担当者 ● 家族介護者の状況を整理するうえで重要だと考えられる項目を集約したシートです。日々介護者の支援を行っている団体間で情報を共有したうえで作成されました。
②公益社団法人 認知症の人と家族の会 愛知県支部 「介護家族よりケアマネジャーに伝えたいこと」	
出所	公益社団法人 認知症の人と家族の会 愛知県支部 (http://hearttoheart.or.jp/?page_id=301) <div style="float: right; text-align: center;">  </div>
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ● 記入者: 就労している家族 ● 介護者がケアマネジャーと面談する際に、自身の体調や気持ち、考え方を整理し、適切に伝えることを目的としたツールです。介護者の生活全般について状況確認することができます。 <p style="color: red; font-weight: bold;">※ご利用の際には、「認知症の人と家族の会 愛知県支部」までご連絡をお願いします。</p>
③厚生労働省「仕事と介護 両立のポイント」	
出所	厚生労働省 (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/ryouritsu/model.html) <div style="float: right; text-align: center;">  </div>
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ● 仕事と介護の両立のポイントや、実際に仕事と介護を両立している方の事例がタイムスケジュール付きでまとめられています。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div>

①全国介護者支援団体連合会「ケアラーアセスメントシート」

『ケアラー支援の基本手引き:ケアラーアセスメントガイド』からの抜粋です。

使用の際は、項目の順番にこだわらず、家族介護者とコミュニケーションをとりながら、状況の把握に努めてください。

また、『ケアラー支援の基本手引き:ケアラーアセスメントガイド』では、ほかにアセスメント項目の詳細な解説と事例紹介を掲載しています。詳細は下記までお問い合わせください。

<全国介護者支援団体連合会事務局>

E-mail: zenkokukaigo@gmail.com web: <https://kaigosyasien.jimdofree.com/>

全国介護者支援団体連合会		
ケアラーアセスメント		
記入日： 年 月 日 記入者：		
氏名（ふりがな）	性別	年齢
	男 女	歳
(1)身体の健康		
睡眠	平均的な睡眠時間 時間	夜中に起きる回数 回
食事	1日の食事回数 回	
	食事内容（栄養面に留意する）	
嗜好	飲酒・喫煙状況（増加傾向にある場合には、その理由を明らかにしていく）	
血圧		
持病	持病、治療中の病気	
体の痛み		
健康診断 歯科検診	健康診断を受けているか	歯科検診を受けているか
その他	自覚症状（めまい、動悸、息切れ、疲れやすさ、眠たさ など）	
(2)こころの健康		
家族関係	被介護者との関係	
	ほかの家族・親族との関係	
自分の時間 休息时间	趣味・社会活動、介護から離れる時間の有無	

不安・困りごと	介護者の訴え		
うつ傾向	自覚症状（不眠、不安、無気力 など）の確認、ストレスチェック		
(3)家族の現状			
家族構成など	家族関係図（別紙）		
	同居／別居の別		
	ほかのケアラーの有無		
	ケア以外の役割		
日常生活と 介護の受け止め方	家族の1週間のスケジュール（別紙）		
	介護についてどのように考えているか		
(4)介護の現状			
被介護者の状況	年齢	性別	ケアラーとの関係
	病気や障がい、認知症の有無		
	必要な介助		
ケアプラン	介護の方針		
	利用中のサービス		
家族の役割 （誰が何を担って いるか）	買い物		身の回りお世話
	通院介助		専門職との連絡
	その他		

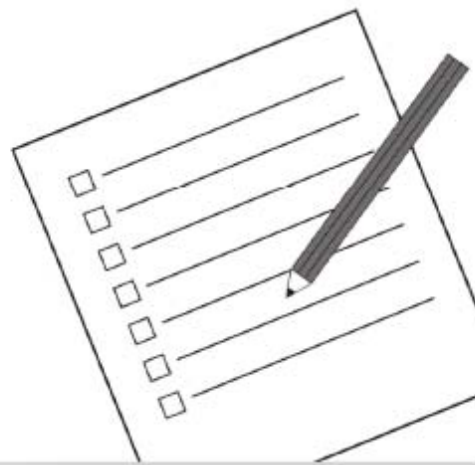
介護・医療機関との関係性	ケアマネジャーに対する満足感	
	サービス事業所に対する満足感	
	病院・医療関係者に対する満足感	
ケアラーの知識と技術	介護保険・介護保険外サービスの知識の有無	
	被介護者のケガ・病気・障がいに関する知識の有無	
	介助技術の有無	
	どのようにして情報を得ているか	
(5)住環境および地域資源		
住環境	被介護者の住宅は介護に適した住居か（バリアフリー、手すり設置など）	
地域資源	近隣の社会資源	
	緊急時、災害時のサポート	
(6)経済状況		
収入・資産	主な収入源	
	貯蓄・資産の有無	
経済的負担	経済的負担をしているか（介護費用、家賃、公租公課、改築費、交通費など）	
(7)就労状況		
意欲	働き続ける意欲があるか	
雇用形態	正社員	有期雇用社員
	時短勤務の有無：	雇用期間： 出勤日数／時間：

制度の知識	育児・介護休業法の知識の有無	勤務先の制度の知識の有無
時間的拘束	通勤時間	出勤時間／帰宅時間
	残業の有無	土日祝日の出勤
(8)子育てとの両立		
子育て	子育てに要する時間	家族の協力の有無
	子どもの状況（年齢、就学状況など）	
	子育ての悩み	
	肉体的・精神的な負担	
(9)学業との両立		
学業	通学、授業、勉強に要する時間	
	学校、進路、友人関係	
	ヤングケアラーになったきっかけ	
	肉体的・精神的負担	
(10)ケアラーの意向		
ケアラーの意向	介護の継続	
	ケアラーの生活・将来	

②公益社団法人 認知症の人と家族の会 愛知県支部

「介護家族よりケアマネジャーに伝えたいこと」

介護家族より
ケアマネジャーに伝えたいこと



【介護家族より ケアマネジャーに伝えたいこと】用紙
(公益社団法人 認知症の人と家族の会 愛知県支部版)

(認知症の人と家族の会 愛知県支部 2012、P.29 版)

この用紙は、介護をしているあなたの体調や気持ち、考え方をケアマネジャーに知ってもらうためのものです。伝えたい事柄について記入し、それをもとに情報交換をし、家族みんなのよりよい生活づくりに役立てましょう。

1. 私が介護しているのは（該当するところに○）

- a. 配偶者／パートナー b. 自分の親 c. 義理の親 d. 自分のきょうだい
e. 自分の子ども f. その他の親戚 g. 隣人・友人・知人

2. 私は、介護している人との人間関係について、次のように感じています（該当するところに○）。

①介護する前は

- a. よかった b. まあよかった c. 普通 d. あまりよくなかった e. よくなかった

②現在は

- a. よい b. まあよい c. 普通 d. あまりよくない e. よくない

3. 次の①、②について、私はこう考えています（該当するところに○）。

①介護のために自分の生活（仕事や学業、家庭や社会の役割）に支障が出るのは

- a. 構わない b. まあ構わない c. やや抵抗がある d. かなり抵抗がある

②自分が介護を担うことは

- a. 構わない b. まあ構わない c. やや抵抗がある d. かなり抵抗がある

4. 現在の自分自身の状態について、私はこう感じています（該当するところに○）。

① 体調は

- a. よい b. まあよい c. ややよくない d. よくない

② 持病は

_____があります

③ 睡眠は

- a. よく眠れる b. まあ眠れる c. あまり眠れない d. 眠れない

④ 食事は
a. よく食べられる b. まあ食べられる c. あまり食べられない d. 食べられない

⑤ イライラすること
a. よくある b. 時々ある c. あまりない d. ない

⑥ 落ち込むこと
a. よくある b. 時々ある c. あまりない d. ない

⑦ 孤立を感じる事
a. よくある b. 時々ある c. あまりない d. ない

5. 私の介護を実際に手伝ってくれる人は（家族、親戚、きょうだい、友人など）

います いません

6. 困った時に頼める人は（介護サービス事業者も含む）

います いません

7. 私が悩みや気持ちを相談できる人は

います いません

8. 介護に関する専門的なことを聞ける人は

います いません

9. 私が介護をするうえで負担と感ずるのは、○をつけた事柄です
（該当するもの全てに○）。

- a. 買い物 b. 食事の用意（調理） c. 掃除 d. 洗濯
- e. 食事介助 f. 起床・就寝の介助 g. 着替えの介助 h. 洗面・入浴介助
- i. 排泄介助 j. 服薬介助 k. 通院介助 l. 夜間の世話
- m. 認知症の症状への対応（もの忘れ、徘徊など） n. 介護する人との会話 o. 見守り
- p. 金銭管理 q. 仕事との両立 r. 介護のため通うこと
- s. きょうだいや親戚との人間関係 t. 近隣との人間関係
- u. その他（ ） v. 負担は感じていない

（認知症のひと家族の会 愛知県支部 2012.7.27版）

10. 私が介護のほかにしていることは（該当するものがあれば○）

- a. 特になし b. 仕事 c. 子育て d. ほかの家族の世話 e. ボランティア
f. 学業 g. 趣味（ ） h. その他（ ）

11. 私が自分の時間を持つことは（該当するところに○）

- a. できている b. まあできている c. あまりできていない d. できていない

12. 今後、自分自身の生活において、大切にしたいこと

例：仕事は続けたい、家族の時間を大切にしたい、趣味の活動の時間を確保したい

13. 私が情報や支援を希望することは（希望するもの全てに○）

- a. 医療機関や介護施設に関すること b. 制度（経済的な保障や手当など）に関すること
c. 介護の仕方や工夫 d. 将来の見通し e. 仕事との両立に関すること
f. 自分の時間確保 g. 同じ立場の介護家族と交流する機会
h. 悩みや心配事を相談する場（カウンセリング等） i. 私が緊急時の、私が介護する人への支援
j. その他（ ）

14. 介護を抱えた生活をするにあたり、私が不安に思うこと、心配なこと

15. 私と家族に関することで、ケアマネジャーに知っておいてもらいたいこと

記入日 平成 年 月 日

記入者

（認知症の人と家族の会 愛知県支部 2012.7.27 版）

資料編

【地域包括支援センターアンケート票】

2020年12月

各地域包括支援センター 御中

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

令和2年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）
介護・労働施策等の活用による家族介護者支援に関する調査研究事業

介護・労働施策等の活用による家族介護者支援に関するアンケート ご協力をお願い

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。このたびの新型コロナウイルス感染症の影響を受けていらっしゃる方々、また、豪雨などで被災された方々に、心よりお見舞い申し上げます。

弊社では、令和2年度老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業により、「介護・労働施策等の活用による家族介護者支援に関する調査研究事業」を実施しております。本事業は、家族介護者支援について、市町村の独自施策による取組事例、及び貴センター独自の取組事例を収集し、全国の地域包括支援センターで、介護施策、労働施策等を効果的に活用できるよう、就労継続をはじめとする家族介護者支援に関する方策を報告書に取りまとめることを目的としています。

本事業の一環で、地域包括支援センターにおける家族介護者に対する相談支援等の実態や、家族介護者が働いている場合の対応、労働施策との連携、地域資源の活用等について、実態や課題、取組事例を把握し、取組等の検討や取組ポイントの取り纏めに活用するため、地域包括支援センターの皆様を対象にアンケート調査を行うこととなりました。

ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、本アンケートを行う趣旨についてご理解賜り、ぜひとも、ご回答いただけますようお願い申し上げます。

なお、本調査結果や提案をまとめた報告書全文につきましては、弊社ホームページにて、2021年4月頃に掲載する予定です。

敬具

◆ご回答方法・期限◆

○以下のインターネット上のアンケートサイトより回答の入力をお願いいたします。

IDは一緒にお送りしております【ID一覧】のファイルをご参照ください。IDが記載されていない場合、お手数ですが、以下、問い合わせ先へまでメールでお知らせください。

○**入力期限は12月25日(金)です。**期限までに入力をお願いいたします。

○基本的にセンター職員であり管理的な立場にある方がご回答ください。

アンケートサイト <https://rsch.jp/eqt2/?kazokukaigo>

◆問い合わせ先◆

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

家族介護者支援調査事務局（共生・社会政策部）

鈴木陽子 野田鈴子 横幕朋子 国府田（こうだ）文則

〒105-8501 東京都港区虎ノ門5-11-2 E-Mail:kazokukaigo@murc.jp

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご質問等は上記メールアドレスにお送りください。お電話が必要な場合、その旨記載いただければ、担当より電話をいたします。ご不便をおかけして申し訳ございません。

◆ご記入にあたっての注意事項について◆

Web アンケート回答にあたっての注意事項です。以下、ご一読ください。

- ・まずは、本調査票を印刷いただき、設問の内容や流れを確認ください。
- ・回答をいただく期間が短期間で大変申し訳ございませんが、期間内での Web 回答へのご協力、何卒よろしくお願ひ申し上げます。
- ・Web で回答を入力いただき、「次へ」のボタンを押すと、戻って修正を行うことができません。
お手数ですが、本調査票を印刷して、まず回答を記入し、そちらを確認しながら入力いただくことなどで、誤入力を防いでいただけますと幸いです。
- ・万が一、誤った内容を入力してしまった場合は、「貴センターID」、「貴センター名」、「該当する設問番号」及び「正しい回答内容」を、下記、調査事務局までメールでお送りください。
- ・途中まで回答いただいた回答は保存されます。
次にログインいただくと、未入力箇所から再開します。
- ・回答が難しい場合は、未記入で進むことができます（一部、必須入力の設問がございます）。
- ・入力いただいた回答を印刷する機能はございませんので、回答内容をお手元に控えたい場合は、本紙面調査票への記入によりご対応ください。

【ご回答いただくにあたって】

◆本アンケートでうかがう「家族介護者支援」事業の範囲・内容

■「家族介護者支援」の範囲

- ①家族介護をしながら就労している人に対する就労継続（介護離職防止）やその人自身が希望する生活継続のための支援
- ②就労の有無に関わらず、家族を介護している人に対する支援（特に、認知症の人とその家族への支援）

■「家族介護者支援」事業の範囲

- ①市町村の介護保険における地域支援事業、その他、市町村独自の取組
- ②貴地域包括支援センターにおける独自の取組（国、都道府県、市町村の財源以外による事業・取組）

◆直営センターの場合

- ・センターの立場に立って、センター事業として実施しているものについて回答してください。

◆利用目的

- ・ご回答いただいた内容は、施策検討の基礎資料としてのみ利用いたします。また、すべて統計的に処理されますので、個々の調査票のご回答や結果が調査実施者以外に知られることはございません。

◆回答方法等について

- ・このアンケートは、特に期日を明記している設問以外はすべて **2020（令和2）年11月1日時点**の状況でお答えください。
- ・「○は1つ」「○はいくつでも」など回答数が指定されています。あてはまる項目にその数だけ選択してください。設問によっては、回答を具体的にご記入いただくものもあります。
- ・数字をご記入いただく設問について、該当する人等がない場合は「0」とご記入ください。

市町村名			
地域包括支援センター名			
電話番号		メールアドレス	

I. 貴地域包括支援センター(以下、センター)の概要についてうかがいます。

設 問	回答欄	
Q1. 貴センター圏域の人口 (数字記入)	_____人	
Q2. 貴センター圏域の高齢者人口 (数字記入)	①65歳以上	_____人
	②65～74歳	_____人
	③75歳以上	_____人
Q3. センターの類型 ※市町村内にセンターが1箇所のみ の場合は、「1. 通常のセンター」 を選択してください。 ※「通常のセンター」を選んだ場合 は「基幹型センター」、「機能強化 型センター」は選択できません。 基幹型センターや機能強化型セ ンターで独自の圏域を持っている 場合は、通常のセンターを選択せ ず、基幹型センターや機能強化 型センターを選択してください。 ※「基幹型センター」、「機能強化型 センター」は同時に選択すること が可能です。	1. 通常のセンター 2. 基幹型センター 3. 機能強化型センター	
Q4. 設置主体 (1つに○)	1. 市町村 2. 広域連合等 3. 社会福祉法人(社会福祉協議会を除く) 4. 社会福祉協議会 5. 医療法人・社会医療法人 6. 一般社団法人・公益社団法人 7. 一般財団法人・公益財団法人 8. 営利法人(株式会社等) 9. NPO法人 10. その他()	
Q5. 開設時間 ※窓口の対応時間をお答えください。 ※24時間表記でお答えください。	①平日(数字記入) ※曜日によって異なる場合は開設時間が長い方をご記入ください。	_____時 _____分 から _____時 _____分 まで
	②土日祝日(1つに○) ※1を選択した場合、曜日によって異なる場合は開設時間が長い方をご記入ください。(数字記入) ※土日祝日のうち、1日でも開設している日があれば、「開設している」をチェックしてください。	1. 開設している ⇒ _____時 _____分 から _____時 _____分 まで 2. 土日祝日いずれも開設していない
	③24時間対応の相談対応体制の有無	1. 有 2. 無

Ⅱ. まず、貴センターにおける「家族介護者支援事業」の実施状況についてうかがいます。

(注)今年度(令和2年度)の期間での、事業や取組及び個々の相談への対応実績を回答してください。事業や取組については、今年度中に実施予定のものも含めてご回答ください。

設 問	回 答 欄				
	市町村事業として実施		3. 貴センターの独自の取組として実施(民間助成金や貴法人独自財源による実施等)	4. いずれも実施していない	
	1. 総合相談支援業務として実施(個別ケース対応等)※相談実績のある場合	2. その他、市町村の依頼等により実施(地域支援事業の任意事業等)			
Q6. 貴センターにおける、介護を行っている家族への支援状況について伺います。次のような家族に対して、支援を行っていますか。(それぞれいくつでも○)	①働きながら介護をしている家族への支援(就労継続支援、仕事と介護の両立、介護離職防止)	1	2	3	4
	②介護離職をした家族への再就職支援(労働施策部門との連携等)	1	2	3	4
	③認知症の人の家族への支援	1	2	3	4
	④ダブルケア、トリプルケア等の家族への支援	1	2	3	4
	⑤老老介護の夫婦家族等への支援	1	2	3	4
	⑥遠方介護への支援	1	2	3	4
	⑦いわゆる“8050”世帯の家族介護等への支援	1	2	3	4
	⑧医療的ケアが必要な要介護家族の介護をしている家族に対する支援	1	2	3	4
	⑨①～⑧以外の家族介護者支援 ()	1	2	3	4

Q7. 地域包括支援センター職員を対象とした、家族介護者支援に関する研修の参加状況についてうかがいます。テーマごとに、参加状況を回答ください。(それぞれいくつでも○)		1.都道府県・市町村主催の研修に参加	2.民間主催の研修に参加	3.自主勉強会に参加	4.いずれも参加したことがない
※ひとつの研修で複数のテーマを取り扱った場合は、それぞれ○をつけてください。	①働きながら介護をしている家族への支援(就労継続支援、仕事と介護の両立、介護離職防止)	1	2	3	4
※各テーマに特化していなくても、各テーマが含まれていれば該当します。	②介護離職をした家族への再就職支援(労働施策部門との連携等)	1	2	3	4
※センター職員対象に特化したものではなく、センター職員が含まれていれば該当します。	③認知症の人の家族への支援	1	2	3	4
	④ダブルケア、トリプルケア等の家族への支援	1	2	3	4
	⑤老老介護の夫婦家族等への支援	1	2	3	4
	⑥遠方介護への支援	1	2	3	4
	⑦いわゆる“8050”世帯の家族介護等への支援	1	2	3	4
	⑧医療的ケアが必要な要介護家族の介護をしている家族に対する支援	1	2	3	4
	⑨①～⑧以外の家族介護者支援 ()	1	2	3	4
Q8. 家族介護者支援が位置付けられている市町村の関連計画について伺います。知っているものにいくつでも○をつけてください。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高齢者福祉・介護保険事業計画 2. 地域福祉計画 3. その他の市町村の計画() 4. 分からない、把握していない 5. 位置づけられていない 				
<p>【Q8で1～3に回答した方】</p> <p>Q8-1. それらの市町村の関連計画で、具体的に取り上げている「家族介護者支援」の内容は何ですか。(いくつでも○)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 働きながら介護をしている家族への支援(就労継続支援、仕事と介護の両立、介護離職防止) 2. 介護離職をした家族への再就職支援(労働施策部門との連携等) 3. 認知症の人の家族への支援 4. ダブルケア、トリプルケア等の家族への支援 5. 老老介護の夫婦家族等への支援 6. 遠方介護への支援 7. いわゆる“8050”世帯の家族介護等への支援 8. 医療的ケアが必要な要介護家族の介護をしている家族に対する支援 9. 1～8以外の家族介護者支援() 10. 具体的には分からない 				

Ⅲ. 働きながら介護をしている家族に対する支援の実施状況についてうかがいます。

設 問	回答欄
<p>Q9. 働きながら介護をしている家族から、次のような就業継続に関する相談を受けることはありますか。(いくつでも○)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 家族から直接、就業継続に関する相談がある 2. 相談支援に対応する中で、家族の就業継続に関する悩みを聞き出している 3. すでに離職をしてから相談に来る家族が多く、就業継続に関する相談はほとんどない 4. そもそも担当地域には就労している家族介護者は少なく、就業継続に関する相談を受けることはほとんどない 5. 就労している家族介護者から、介護に関する相談はあるが、就業継続に関する相談になることはほとんどない 6. その他()
<p>Q9-1. (Q9 で 1、2を選択した場合)これまでに受けた就業継続に関する相談のうち、特に対応が難しいと感じた事例について、可能な範囲で具体的に記入してください。 ※1事例程度で結構です</p>	<p>自由回答</p>
<p>Q10. 働きながら介護をしている家族の個別の相談に応じる際に、実際に取り組んでいることはありますか。(いくつでも○)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 就労状況に関するアセスメントを実施(就労の有無、働き方、職場の両立支援状況など) 2. センター職員自身が就労継続に関するアドバイスを実施 (具体的に:) ※例:介護休業制度などを活用することで就業継続できる(可能性がある)ことを伝える・制度等を説明する 等 3. 家族介護者が相談できる外部の相談窓口を紹介 (具体的に:) 4. 地域の介護者サロンなどを紹介 5. 夕方以降も対応できるよう、相談時間を延長 6. 土日祝日の相談対応 7. その他() 8. 特にない
<p>Q11. 働きながら介護をしている家族自身の相談に応じている職員の職種についてうかがいます。(いくつでも○)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保健師、保健師に準ずる者 2. 社会福祉士、社会福祉士に準ずる者 3. 主任介護支援専門員、主任介護支援専門員に準ずる者 4. 生活支援コーディネーター 5. 認知症地域支援推進員 6. 労務に関する知識がある者(企業や専門機関等で労務に関する業務に携わった経験のある者等が想定される) (具体的に:) 7. その他()

<p>Q12. 働きながら介護をしている家族の相談に応じる上で、連携や相談をしている先についてうかがいます。(いくつでも○)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 都道府県の雇用・労働関係部局 2. 都道府県のその他の部局() 3. 市町村の高齢者福祉・介護保険関係部局 4. 市町村の産業振興・商工関係部局 5. 市町村の男女共同参画関係部局 6. 市町村のその他部局() 7. 都道府県労働局 8. ハローワーク 9. 社会保険労務士 10. 医療機関 11. その他() 12. 特にない
<p>Q13. 働きながら介護をしている家族を支援するための取組の実施状況についてうかがいます。(いくつでも○) うち、労働施策や地域資源と連携した取組に◎をつけてください。 ※委託事業でも独自事業でもかまいません。 ※主催、共催、事業協力、情報提供等、関わり方はどのようなものでも結構です。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 出前講座・出張相談 2. セミナー・フォーラム開催 3. 冊子作成・配布 4. 見守りや訪問の実施 5. 介護教室の開催 6. 健康相談・疾病予防等事業 7. 介護者交流会、カフェ・サロンの開催 8. 相談窓口の多角化(ランチ等での相談受付) 9. ケアマネジャーへの情報提供・啓発 10. 介護サービス事業所への情報提供・啓発等 11. チームオレンジへの情報提供・活動支援 12. 働きながら介護をしている家族の相談に応じていることの周知 13. その他() 14. 特にない

※労働施策・地域資源の例として、たとえば、以下が想定されます。

労働施策	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県の雇用・労働関係部局 ○ 市町村の産業・経済関係部局 ○ 市町村の男女共同参画関係部局 ○ 都道府県労働局 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ハローワーク ○ 社会保険労務士 ○ 商工会、商工会議所等の経済団体 /等
地域資源	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症対応型共同生活介護 ○ 認知症対応型通所介護 ○ 小規模多機能型居宅介護 ○ 居宅介護支援事業所 ○ その他介護サービス事業所・施設 ○ 社会福祉協議会 ○ 在宅介護支援センター ○ 医療機関 ○ 郵便、水道、ガス、新聞などの居宅を訪問する形態を持つ地域の事業者 	<ul style="list-style-type: none"> ○ コンビニ、スーパー、ショッピングセンターなどの商業施設 ○ 町内会・自治会 ○ 地域運営組織(まちづくり協議会等) ○ 民生委員・児童委員 ○ 家族介護者支援団体 ○ 「家族介護者支援団体」以外のボランティア団体、NPO 団体 ○ 見守り推進員等のボランティア ○ 地域住民 ○ チームオレンジ/等

(Q13 で 1～13 を選択した場合)

Q13 で選択した取組のうち、特に力を入れているもの(最大3つ)について、具体的な内容をおうかがいします。特に、労働施策や地域資源と連携した取組について、優先的に教えてください。

Q14-1. 1つ目の取組	①事業名	
	②実施時期	
	③実施主体	
	④連携先	<p><労働施策></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 都道府県の雇用・労働関係部局 2. 市町村の産業・経済関係部局 3. 市町村の男女共同参画関係部局 4. 都道府県労働局 5. ハローワーク 6. 社会保険労務士 7. 商工会、商工会議所等の経済団体 8. その他() <p><地域資源></p> <ol style="list-style-type: none"> 9. 認知症対応型共同生活介護 10. 認知症対応型通所介護 11. 小規模多機能型居宅介護 12. 居宅介護支援事業所 13. その他介護サービス事業所・施設 (具体的な連携先:) 14. 社会福祉協議会 15. 在宅介護支援センター 16. 医療機関 17. 郵便、水道、ガス、新聞などの居宅を訪問する形態を持つ地域の事業者 18. コンビニ、スーパー、ショッピングセンターなどの商業施設 19. 町内会・自治会 20. 地域運営組織(まちづくり協議会等) 21. 民生委員・児童委員 22. 家族介護者支援団体 23. 22 以外のボランティア団体、NPO団体 24. 見守り推進員等のボランティア 25. 地域住民 26. チームオレンジ 27. その他()
	⑤実施経緯	
⑥取組内容 (対象者、開催回数、 時間、参加人数等)		

	⑦取り組む上での工夫	
	⑧取組の効果	
	⑨課題	
Q14-2. 2つ目の取組	①事業名	
	②実施時期	
	③実施主体	
	④連携先	<p><労働施策></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 都道府県の雇用・労働関係部局 2. 市町村の産業・経済関係部局 3. 市町村の男女共同参画関係部局 4. 都道府県労働局 5. ハローワーク 6. 社会保険労務士 7. 商工会、商工会議所等の経済団体 8. その他() <p><地域資源></p> <ol style="list-style-type: none"> 9. 認知症対応型共同生活介護 10. 認知症対応型通所介護 11. 小規模多機能型居宅介護 12. 居宅介護支援事業所 13. その他介護サービス事業所・施設 (具体的な連携先:) 14. 社会福祉協議会 15. 在宅介護支援センター 16. 医療機関 17. 郵便、水道、ガス、新聞などの居宅を訪問する形態を持つ地域の事業者 18. コンビニ、スーパー、ショッピングセンターなどの商業施設 19. 町内会・自治会 20. 地域運営組織(まちづくり協議会等) 21. 民生委員・児童委員 22. 家族介護者支援団体 23. 22 以外のボランティア団体、NPO団体 24. 見守り推進員等のボランティア 25. 地域住民 26. チームオレンジ 27. その他()
	⑤実施経緯	

	⑥取組内容 (対象者、開催回数、 時間、参加人数等)	
	⑦取り組む上での工夫	
	⑧取組の効果	
	⑨課題	
Q14-3. 3つ目の取組	①事業名	
	②実施時期	
	③実施主体	
	④連携先	<p><労働施策></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 都道府県の雇用・労働関係部局 2. 市町村の産業・経済関係部局 3. 市町村の男女共同参画関係部局 4. 都道府県労働局 5. ハローワーク 6. 社会保険労務士 7. 商工会、商工会議所等の経済団体 8. その他() <p><地域資源></p> <ol style="list-style-type: none"> 9. 認知症対応型共同生活介護 10. 認知症対応型通所介護 11. 小規模多機能型居宅介護 12. 居宅介護支援事業所 13. その他介護サービス事業所・施設 (具体的な連携先:) 14. 社会福祉協議会 15. 在宅介護支援センター 16. 医療機関 17. 郵便、水道、ガス、新聞などの居宅を訪問する形態を持つ地域の事業者 18. コンビニ、スーパー、ショッピングセンターなどの商業施設 19. 町内会・自治会 20. 地域運営組織(まちづくり協議会等) 21. 民生委員・児童委員 22. 家族介護者支援団体 23. 22 以外のボランティア団体、NPO団体 24. 見守り推進員等のボランティア 25. 地域住民 26. チームオレンジ 27. その他()

	⑤実施経緯	
	⑥取組内容 (対象者、開催回数、 時間、参加人数等)	
	⑦取り組む上での工夫	
	⑧取組の効果	
	⑨課題	
Q15. 貴センターにおいて、働きながら介護をしている家族の支援を行う上での課題についてうかがいます。 (いくつでも○)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 人材の確保 2. 資金の確保 3. 専門的な知識の習得 4. 地域の介護サービス量の確保 5. 働きながら介護をしている家族のニーズに対応できる介護サービスの確保 6. 働きながら介護をしている家族のニーズ把握 7. 連携先に関する情報収集 8. 市町村による方針の提示 9. 働きながら介護をしている家族が少なく、支援ニーズがない 10. その他() 11. 特にない 	
Q16. 貴センターにおいて、働きながら介護をしている家族を支援するため今後行ってみたい取組について、自由に記入してください。	自由回答	

IV. 地域資源と連携した家族介護者支援の実施状況についてうかがいます。

※地域資源の例として、たとえば、以下が想定されます。

○ 認知症対応型共同生活介護	○ コンビニ、スーパー、ショッピングセンターなどの商業施設
○ 認知症対応型通所介護	○ 町内会・自治会
○ 小規模多機能型居宅介護	○ 地域運営組織(まちづくり協議会等)
○ 居宅介護支援事業所	○ 民生委員・児童委員
○ その他介護サービス事業所・施設	○ 家族介護者支援団体
○ 社会福祉協議会	○ ボランティア団体、NPO団体
○ 在宅介護支援センター	○ 見守り推進員等のボランティア
○ 医療機関	○ 地域住民
○ 郵便、水道、ガス、新聞などの居宅を訪問する形態を持つ地域の事業者	○ チームオレンジ /等

設 問	回答欄								
<p>Q17. 働きながら介護している家族に限らず、広く地域資源と連携して行っている、家族介護者全般を対象とする取組についてうかがいます。(Q13、Q14 で回答いただいた取組は除きます) (いくつでも○) 特に、認知症の人とその家族をはじめとする家族介護者支援に関する取組に◎をつけてください。 ※委託事業でも独自事業でもかまいません ※主催、共催、事業協力、情報提供等、関わり方はどのようなものでも結構です。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 出前講座・出張相談 2. セミナー・フォーラム開催 3. 冊子作成・配布 4. 見守りや訪問の実施 5. 介護教室の開催 6. 健康相談・疾病予防等事業 7. 介護者交流会の開催、カフェ・サロンの開催 8. 相談窓口の多角化(ランチ等での相談受付) 9. ケアマネジャーへの情報提供・啓発等 10. 介護サービス事業所への情報提供・啓発等 11. チームオレンジへの情報提供・活動支援 12. その他() 13. 特にない 								
<p>(Q17 で 1～12 を選択した場合) Q17 で選択した取組のうち、特に力を入れているもの(最大3つ)について、具体的な内容をおうかがいします。特に、認知症の人とその家族をはじめとする家族介護者支援に関する取組について、優先的にお答えください。</p>									
<p>Q18-1. 1つ目の取組</p>	<table border="1"> <tr> <td>①事業名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②実施時期</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③実施主体</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④連携先</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1. 認知症対応型共同生活介護 2. 認知症対応型通所介護 3. 小規模多機能型居宅介護 4. 居宅介護支援事業所 5. その他介護サービス事業所・施設 (具体的な連携先:) 6. 社会福祉協議会 7. 在宅介護支援センター 8. 医療機関 9. 郵便、水道、ガス、新聞などの居宅を訪問する形態を持つ地 </td> </tr> </table>	①事業名		②実施時期		③実施主体		④連携先	<ol style="list-style-type: none"> 1. 認知症対応型共同生活介護 2. 認知症対応型通所介護 3. 小規模多機能型居宅介護 4. 居宅介護支援事業所 5. その他介護サービス事業所・施設 (具体的な連携先:) 6. 社会福祉協議会 7. 在宅介護支援センター 8. 医療機関 9. 郵便、水道、ガス、新聞などの居宅を訪問する形態を持つ地
①事業名									
②実施時期									
③実施主体									
④連携先	<ol style="list-style-type: none"> 1. 認知症対応型共同生活介護 2. 認知症対応型通所介護 3. 小規模多機能型居宅介護 4. 居宅介護支援事業所 5. その他介護サービス事業所・施設 (具体的な連携先:) 6. 社会福祉協議会 7. 在宅介護支援センター 8. 医療機関 9. 郵便、水道、ガス、新聞などの居宅を訪問する形態を持つ地 								

		域の事業者 10. コンビニ、スーパー、ショッピングセンターなどの商業施設 11. 町内会・自治会 12. 地域運営組織(まちづくり協議会等) 13. 民生委員・児童委員 14. 家族介護者支援団体 15. 14 以外のボランティア団体、NPO団体 16. 見守り推進員等のボランティア 17. 地域住民 18. チームオレンジ 19. その他()
	⑤実施経緯	
	⑥取組内容 (対象者、開催回数、 時間、参加人数等)	
	⑦取り組む上での 工夫	
	⑧取組の効果	
	⑨課題	
Q18-2. 2つ目の取組	①事業名	
	②実施時期	
	③実施主体	
	④連携先	1. 認知症対応型共同生活介護 2. 認知症対応型通所介護 3. 小規模多機能型居宅介護 4. 居宅介護支援事業所 5. その他介護サービス事業所・施設 (具体的な連携先:) 6. 社会福祉協議会 7. 在宅介護支援センター 8. 医療機関 9. 郵便、水道、ガス、新聞などの居宅を訪問する形態を持つ地域の事業者 10. コンビニ、スーパー、ショッピングセンターなどの商業施設 11. 町内会・自治会 12. 地域運営組織(まちづくり協議会等) 13. 民生委員・児童委員 14. 家族介護者支援団体 15. 14 以外のボランティア団体、NPO団体

		16. 見守り推進員等のボランティア 17. 地域住民 18. チームオレンジ 19. その他()
	⑤実施経緯	
	⑥取組内容 (対象者、開催回数、 時間、参加人数等)	
	⑦取り組む上での 工夫	
	⑧取組の効果	
	⑨課題	
Q18-3. 3つ目の取組	①事業名	
	②実施時期	
	③実施主体	
	④連携先	1. 認知症対応型共同生活介護 2. 認知症対応型通所介護 3. 小規模多機能型居宅介護 4. 居宅介護支援事業所 5. その他介護サービス事業所・施設 (具体的な連携先:) 6. 社会福祉協議会 7. 在宅介護支援センター 8. 医療機関 9. 郵便、水道、ガス、新聞などの居宅を訪問する形態を持つ地域の事業者 10. コンビニ、スーパー、ショッピングセンターなどの商業施設 11. 町内会・自治会 12. 地域運営組織(まちづくり協議会等) 13. 民生委員・児童委員 14. 家族介護者支援団体 15. 14以外のボランティア団体、NPO団体 16. 見守り推進員等のボランティア 17. 地域住民 18. チームオレンジ 19. その他()
	⑤実施経緯	

	⑥取組内容 (対象者、開催回数、 時間、参加人数等)	
	⑦取り組む上での 工夫	
	⑧取組の効果	
	⑨課題	
Q19. 認知症の人とその家族をはじめとする家族介護者支援に関して、認知症対応型共同生活介護等介護サービス事業所との連携内容についてうかがいます。(いくつかでも○)		<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業所に地域住民から寄せられた個別相談を、事業所がセンターに紹介している 2. 事業所が地域で発見した心配な家族や高齢者等について、事業所がセンターに情報提供している 3. センターで対応した家族や高齢者に関して、事業所における継続した見守りや支援等を、センターから事業所に引き継いでいる 4. センターと事業所が互いに協力し、地域住民向けのイベントを開催するなどしている 5. その他() 6. 特にない
Q19-1. 上記取組に関する具体的な内容について、自由に記入してください。		自由回答
Q20. 貴センターにおいて、地域資源と連携して、家族介護者支援に取り組む上での課題についてうかがいます。(いくつかでも○)		<ol style="list-style-type: none"> 1. 人材の確保 2. 資金の確保 3. 専門的な知識の習得 4. 地域の介護サービス量の確保 5. 働きながら介護をしている家族のニーズに対応できる介護サービスの確保 6. 働きながら介護をしている家族のニーズ把握 7. 連携先に関する情報収集 8. 市町村による方針の提示 9. 事業所との連携に関する公平性の確保 10. 働きながら介護をしている家族が少なく、支援ニーズがない 11. その他() 12. 特にない
Q21. 貴センターにおいて、認知症の人とその家族をはじめとする家族介護者支援を行う上で、今後新たに連携したい地域資源についてうかがいます。		<ol style="list-style-type: none"> 1. 認知症対応型共同生活介護 2. 認知症対応型通所介護 3. 小規模多機能型居宅介護 4. 居宅介護支援事業所 5. その他介護サービス事業所・施設

<p>(いくつでも○)</p>	<p>(具体的な連携先:)</p> <ol style="list-style-type: none"> 6. 社会福祉協議会 7. 在宅介護支援センター 8. 医療機関 9. 郵便、水道、ガス、新聞などの居宅を訪問する形態を持つ地域の事業者 10. コンビニ、スーパー、ショッピングセンターなどの商業施設 11. 町内会・自治会 12. 地域運営組織(まちづくり協議会等) 13. 民生委員・児童委員 14. 家族介護者支援団体 15. 14 以外のボランティア団体、NPO団体 16. 見守り推進員等のボランティア 17. 地域住民 18. チームオレンジ 19. その他() 20. 特にない
<p>Q22. 地域資源と連携して今後行ってみたい取組(期待している取組)について、自由に記入してください。</p>	<p>自由回答</p>

V. 家族介護者支援に関するマニュアルの活用状況についてうかがいます。

設 問	回答欄
<p>Q23. 厚生労働省「市町村・地域包括支援センターによる家族介護者支援マニュアル※」の活用状況についてうかがいます。(1つに○)</p> <p>※以下参照 https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000307003.pdf</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. マニュアルを読んだことがあり、家族介護者支援の取組に活用している 2. マニュアルを読んだことはあるが、家族介護者支援の取組には活用できていない 3. マニュアルを読んだことがない
<p>(Q23 で1を選択した場合)</p> <p>Q23-1. 活用して行った具体的な取組について、自由に記入してください。</p>	自由回答
<p>(Q23 で2を選択した場合)</p> <p>Q23-2. どのような情報があれば、活用できると思いますか。自由に記入してください。</p>	自由回答
<p>Q24. 家族介護者支援を行う上で知りたいことについて、自由に記入してください。</p>	自由回答

設問は以上です。ご協力誠にありがとうございました。

令和2年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業
介護・労働施策等の活用による
家族介護者支援に関する調査研究事業

令和3（2021）年3月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

住所：〒105-8501 東京都港区虎ノ門5-11-2

電話：03-6733-1024

FAX：03-6733-1028